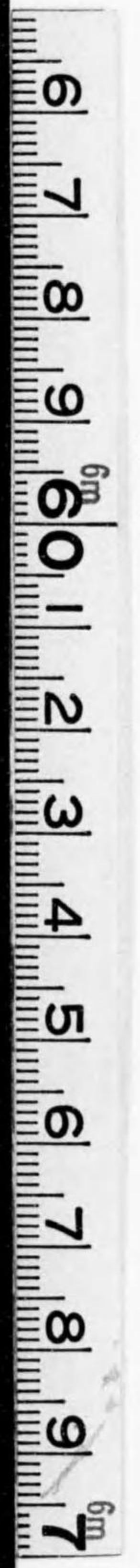


081.5
Su96

081.5-Su96

1200500724743



始



26/11

081.5
S096



鈴木重胤全集

第九



鈴木重胤先生遺墨

詠大楠公歌
詠義貞公歌

岡山縣林源十郎所藏

741
49

日本書紀傳 卷九 目次

第二十九之卷 (其二)

神代下第一 天孫降臨章……………一頁

第三十之卷

神代下第二 天孫降臨章……………四六三

目次

日本書紀傳 二十九之卷 (其二)

穗積重胤謹撰

神代下第一 天孫降臨章 (續)

是後高皇產靈尊更會諸神。選當遣於葦原中國者。僉曰：磐裂、磐裂、此云以籛婆塞。根裂神之。磐筒男、磐筒女所生之子。經津、經津、此云賦都。主神是將佳也。時有天石窟所住神。稜威雄走神之子。甕速日神。甕速日神之。燐速日神。燐速日神之子。武甕槌神。此神進曰：豈唯經津主神。獨爲大夫而。吾非丈夫者哉。其辭氣慷慨。故以卽配經津主神。令平葦原中國。



是後と云ふ事はしも、天神の反矢の御事を行はせ御在し坐しける後なり、彼の殞斂の如きは、本より天神の拘らせ給ふ可き御事に非ざれば、其事の終るを待たせ給ふ可きに非ざる事申すも更なり、已に上に注せるが如く、天稚彦を征

伐の御使と爲て天降させ給へると、天穗日命父子二神の巡察の事終て還上らせ給へると、引替りたる事にし在りければ、今は其神の復命し給へるにて、天神にも此國土の消息を委曲に所知食させ給へるが故に、其神の奏請せ給へる隨に、此に經津主神武甕槌神を天降させ給ふ御政には至れるなり、然るは其神の御在し坐さよりし程に、天稚彦を天降されたるには、能くも此國の事態をば明らかめさせ給はざりし故に、却りては物損ひと成りて可惜壯士神を空しく亡びつるが如し、其天穗日命の見明らかめ給へる狀は、出雲神賀詞に、「天穗比命乎國體見爾遣時爾、天能八重雲乎押別氏、天翔國翔天下乎見廻氏、返事申給久、豐葦原乃水穗國設晝波、如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在利、石根木立青水沫毛事問天、荒國在利、然毛鎮平天、皇御孫命爾安國止平久所知坐之米幸止申氏、已命兒天夷鳥命乎布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事令事避支」と有りて、其子天夷鳥命に此の二神を副へて天降し遣はさるゝにも、其治め給ふ道有る事を聞えさせ給へり、其荒布留神等と有るは、此始に彼國多有螢火光神及蠅聲邪神、後有草木能言語」と有る是にて、第一ノ一書に謂ゆる殘賊強暴橫惡之神と云ふ者なり、此は討て平げさせ給ふ可く、國作之大神は上に注せるが如く其御功の大にして始より此國土をば天神御子に奉らせ給ふ御事に於て辭ませ給ふ御心御在し坐さよりければ、此は媚鎮めて現事顯事を避け奉り、神事幽事をば知しめ奉る可くと計らひ申せるにて、天穗日命の至誠至忠天地に貫きて、終に其神策を奉られし如く成就へりし者なりけり、(此即天稚彦の如く一向に征伐として向ふ時は、却りて荒振神の中より天探女と云ふ妖物の出來れるが爲に、却りて其身を亡ぼし永く忠ならざりし汚名を傳ふるのみならず、天神の御爲にも國神の爲にも果々は成るまじき事を甚能くしも明らかめ

させ給へる御所爲なる者なり) 偕其大己貴神には天穗日命の始より媚附し御在し坐すが上に、次に降らしし武三熊之大人亦名天夷鳥命も降り御在し坐して父子二柱にて和し鎮めさせ給へれば、豫め國避の御契約は粗定まれりけらし、然るに右の荒振神はしも大己貴神にこそは從ひ奉りて其御治めを仰ぎ奉り居たりけれ、其神の國を避給へらむには後國作の始に立返るが如くして、天神御子の御勢とは申せども容易く治め給ひ得らるゝ御事には御在し坐さざるが上に、今此に大己貴神の國土を避給ふと云はゞ、又防ぎ拒む神共の起る可き萌し有りて其神の御心にも任せ給はざる事なりけらし、此は荒振神とは格別なる事には在れども、已に此下に經津主神武甕槌神の天降らせ給へる所に、問大己貴神曰、高皇產靈尊、欲降皇孫君臨此地、故先遣我二神、驅除平定、汝意何如、當須避不、時大己貴神對曰、當問我子然後將報云々、又古事記に「故爾問其大國主神、今汝子事代主神如此白訖、亦有可白子乎、於是亦白云、亦我子有建御名方神、除此者無也と有りて、此等は善神の列には在れども天神御使より直に問はせ給ふ可き由を申給へり、況てや其荒振神と云ふ類に至ては、云ふべき限に非ざりし事を曉る可きなり、故第二ノ一書に、乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也と有りて、次に故經津主神以岐神爲郷導、周流削平、有逆命者、即加斬戮」と所見たるは、右に謂ゆる神賀詞の荒布留神等乎撥平氣と云へる是なり、(此事に力を入れて見ざるが故に、大己貴神と申せども、天神に歸順ひ奉らざりし以前には荒振神の列なりし狀に説き奉る邪説共多くて、見るに堪へざる事共なり) 然して神賀詞には天夷鳥命爾布都怒志命乎副天、天降遣天と有りて、武甕槌神の御名を略かれ、古事記には爾天鳥船神副建御雷神而遣と有りて、其には經津主神の御名を漏らして傳へられたれども、彼の遷却崇神祭詞に、是以天津

神能御言以氏更量給氏、經津主命健雷命二柱神等乎天降給其と有りて、御紀よりも古く二神を降し給ひしと云へる傳有り、若て此には經津主神武甕槌神の出自をさへに殊更に記させ給へるは、其詳らかなる傳説なり、然れ共右の天夷鳥命天鳥船神に當る神の此にては漏れたる狀なるは、其は下に使者稻背脛と有るは天神よりの使者なる由にて、共に降坐すとは書されずして、別に使者を外に天降し給ふと云ふ節非ざりければ、此に一行にて在りにし事を思はせ給へる文の巧にて甚愛たし、此即天夷鳥命の亦名にて、上に謂ゆる大背飯三熊之大人にて渡らせ給へる由は上に注せるが如し、若て此第一、一書には復遺武甕槌神及經津主神、先行驅除と有るは、其前後の次序違へる者なり、其は第二、一書に天神遣經津主神武甕槌神、使乎定葦原中國と有りて、下には是時齋主神號齋之大人、此神今在乎東國穢取之地也と見えたる、此齋主神と申すは經津主神にて渡らせ給ふ由、春日祭詞に依て明かなり、然して征戰の事に望みて其大將軍たる人齋主と爲て忌筭を置て其祭祀の事を執行ひて征伐に向ふ古法なる事、傳卅一に至て説くべきが如し、然る時は武甕槌神は此にては副將軍の狀にて御在し坐す事、此下に故以即配經津主神、令乎葦原中國と有るを以て明らかめ奉る可き者なりかし、(記傳及神壽詞後釋には、此二神をして同神異名の如くに説を合されたれ共、此二柱の出自各異に御在し坐して右の如き由緒御在し坐せば、強て一神とは約め難き事傳八卷に委しく注せるが如し) 偕此に經津主神の御事を載せて、次に時有天石窟所住神、稜威雄走神之子云々、武甕槌神と書され、古事記にも坐天安河々上之天石屋名伊都之尾羽張神、是可遺、若亦非此神者、其神之子建御雷之男神、此應遺、且其天尾羽張神者、逆塞上天安河之水而塞道居、故他神不得行、故別遺天迦久神可問、故爾使天迦久神問天尾羽張神之時、答曰、恐

之、仕奉、然於此道者、僕子建御雷神可遺、乃貢進と見えたる、此二傳に就て疑はしき事有り、然るは其稜威雄走神と聞えさするは四神出生章第六、一書に、遂拔所帶十握劍、斬軻遇突智爲三段、此各化成神也と見えたるを、古事記には其文を結びて、故所斬之刀、名謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張、と有るが如く、伊非諾大神の御劍の名なり、然るに其一書に復劍刃垂血、是爲天安河邊所五百箇磐石也、即此經津主神之祖矣と有るが、其第七、一書に、斬軻遇突智時、其血激越、染於天八十河中、所五百箇磐石而、因化成神、號曰磐裂神、次根裂神、兒磐筒男神、次磐筒女神、兒經津主神と見えて、先づ斬り給へりし血垂落て五百箇磐石と成り、其に因りて磐裂神根裂神等の化出させ給ふにては事足らず、第六、一書に、復劍鋒垂血、激越爲神、號曰磐裂神次根裂神と有れば、劍鋒より垂る血に依りて經津主神の祖神は成坐せるなり、又其並びに復劍鏢垂血、激越爲神、號曰靈速日神、次煖速日神、其靈速日神、是武甕槌神之祖也と有りて、此は劍鏢より垂る血に依りて成坐せるにて、共に劍鋒と劍鏢と同じ御劍より化出させ給へる神なれば、武甕槌神のみを稜威雄走神之子とは申し難かり、經津主神も同じく稜威雄走神の子と申す可き御事なり、然れば古事記には經津主神の御名傳はらざれば詮無し、此には其の十握劍の即ち神と成らせ給へりし傳無きが故に、不意に武甕槌神の方に係けて書されたりし者なりけり、(先づ此疑ひを起さざる時は、此件の始終を貫く事能はざるが故に云ふなり、實に此二神はしも記傳にも云はれたるが如く、實に彷彿しく爲て一神の如くも見えさせ給ふ程の御事に御在し坐すに心を著けて聞くべき所にこそ) 然る時は先づ此時の神選には古事記の如くに先づ稜威雄走神を議奏されしにて、若亦非此神者、其神之子建御雷之男神、此應遺と有るには、決めて經津主神の

御名をも竝べ申されしなりけり、然る時は其天尾羽張神の御答に恐之仕奉、然於此道者僕子建御雷神可遣と申給へる時に、經津主神は已に諸神の議めにも先に擧げ申されしかば、此に其武甕槌神にも慷慨て申されしならむ事は、此の本文に此神進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫而、吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨、故以即配經津主神、令平葦原中國、と有に合せて曉る可き者なりかし、但常陸風土記に自高天原降來大神、名稱香島之天之大神、天則號曰香島之宮、地則名豐香島之宮と所見たれば、其天安河の河上の宮を其天迦久神の使して行至り坐しし由に依りて香島之宮と申し、を、此地なるは其を移して豐香島之宮と申せる由なりければ、武甕槌神は其稜威雄走神と共に其香島之宮には御在し坐しけるにて、經津主神の宮は佗方にて稜威雄走神と一には坐さざりし故に、其神をして經津主神の祖神とは世に傳はらざりし者なる可し、此如く文意を正し見る時は、稜威雄走神は伊弉諾大神の軻遇突智神を斬り給ひし御劔の御靈の神にては渡らせ給へれども、其經津主神武甕槌神の祖神は其劔と血とに依て成出で給へれば、其神に係ては何れも兒神にして、現御身御在し坐す大神になむ御在し坐しける、其事は委しく下に注し奉る可し、(口訣に稜威雄走神者、上伊弉諾尊斬火神爲三段、一段爲高靈云此乎、と有るは、古事記を捨てたる説にて合はずと雖も、天石窟所住神、天上之火勢號也、經津主神武甕槌神共化爲火勢神之孫也と云へる火勢の説は、右の高靈神の縁を以て云へるなれば信む可からざる乍ら、此兩神をして其神の孫と云ふ事實に卓見なる者なり) ○是後高靈產靈尊更會諸神は、第一一書の此御荒びの所には、故天照太神復遣武甕槌神及經津主神、先行驅除と見え、第二一書には唯に天神云々と有り、古事記には於是天照太御神詔之、亦遣易神者吉、爾思金神及諸神白之と有るは、殊に委しき傳

なりけり、此時は已に天穗日命天夷鳥命二柱神も國土を巡察りて其消息を以て復奏し給へれば、此神等も其神議の一列にて量り申給ひけむ事、彼神賀詞に天穗日命の、已命兒天夷鳥命布都怒志命副天、天降遣天と有るを見れば、此神選には其神ぞ主として取擬はせ給へる趣には所見たる、然るに此に思金神の御名を初に擧げられたるは、已に此最初に天穗日命を遣はされしも、次に天稚彦を遣はされしも、其謀に違へるが如くして其結末に至りては悉くに其圖に當れる事上に注せるが如し、然して此に議奏されしは天穗日命御父子の復奏に依りて此國に殘賊強暴横惡之神有りて甚く喧響る由を天神の御許に聞食し定めさせ御在し坐して此神議に及ばせ給へるなりければ、其に就て思兼神の思慮らせ給へるなるが、其荒振神と云ふは上に注せるが如く、彼黄泉國の汚惡の餘波盡せずして此に至れるなるを以て、其には黄泉國の事とだに云へば甚く忌惡ませ給ふ火産靈神の御族の神等に御在し坐さずては、終に定む可からざる事と思ほし寄て、專此に思兼神の議奏させ給へる事、彼天石窟の件の事共に少か異なる所無き者になむ有ける、(然れば古事記に此に思金神の御名の傳はれるを以て正しと爲べし、又此に高靈產靈尊のみを書され、古事記に天照太御神の御名のみを記されたるは、互に見合す可き事例の如し) ○選は延良比給布と訓めり、即ち天武天皇二年御紀に、夫出身者選簡才能、以充當職、又婦女者無問有夫無夫、及長幼欲進仕者聽矣、其考選准宮人之例、と見えたる謂ゆる考選是なり、即職員令式部省選叙の義解に、謂選者選官也、叙者叙位也と見え、選叙令義解に、謂選者選擇、言選才授官也、叙者考叙、言計考叙位也、と有るなどの選の字を此に用ひさせ給へる者なり、大殿祭詞別に、參入罷出入能選比所知云々、萬葉五(廿一丁)に、天下奏、多麻比志、家子等、撰多麻比天、十(三十丁)に、擇月日、逢義之有

者、十一(十一丁)に、打田、稗數多、雖有、擇爲我、夜一人宿、十二(十七丁)に、水乎多、上爾種時、比要乎多、擇擯之業會、吾獨宿など有り、即多く有る物の中より其一を抽出づる義なる者なり、源氏帶木(四丁)に其も實に其方を取らむ撰びに、必漏るまじきは甚難しや、又(七丁)中の品の異しうは非ぬ、撰出づ可き頃ほひなり、又(九丁)大凡の世に就ては見るには咎無きも、我物と打頼む可きを撰ばむに、多かる中にも得なむ定まじかりける、又(十丁)君等の上無き御撰びには、如何ばかりの人かは比ひ給はむ」と有るなどは、謂ゆる雨夜の品定にて、人がらを撰り出て其品を定むるなり(又天武天皇十一年御紀に、凡議應考選者、能檢其族姓及景迹、方後考之、若雖景迹行能灼然、其族姓不定者、不在考選之色と有るも、此には預らざる餘事には在らずと雖も此字に就て心得置くべし)○磐裂、此云以籙婆婁、良海本に此云伊和左愚と作る、和字誤なり、波に作る可し、私記には以巴佐久と有り、金澤本には此云以斯婆宜と有て、如此く定まらざるは何れも後に其訓を注せる者なる可し、若し注さる可くは此神名の初めて出でたるは、四神出生章第六、一書に在れば其所に就て有るべきに、然らずして此に出でたるは後の所爲なる事灼然し、殊に以婆婆婁と云ふ事は此方より割く意にて神の御稜威の眞盛に御在し坐す由なるを、以斯婆宜と云ふ時は自然に割くる義と成りて大に自佗の相違共有る事なり、故に此二柱の御事はしも傳八、九に委しく註し奉れるを、此にも註し奉らずしては解り難き事多在なむ、四神出生章第六、一書に、遂拔十握劍、斬軻遇突智爲三段、此各化成神也、復劍又垂血、是爲天安河邊所、在五百箇磐石也、即此經津主神之祖也と所見たれども、此磐石を以て經津主神之祖とは如何は申す可からむ、第七、一書に、又曰斬軻遇突智時、其血激越、染於天八十河中所、在五百箇磐石

而、因化成神、號曰磐裂神、次根裂神、兒磐筒男神、次磐筒女神、兒經津主神と有る此には、磐石の成れる事を漏らされたり、然れども其磐石に激越たる血に因りて神の成坐せる趣なるは、甚だ正しき傳説なる可くぞ所思えたる、然るに磐華山蔭に右の第六、一書なる也即の間に脱文有り、其は下文に復劍鋒垂血、激越爲神、號曰磐裂神、次根裂神、次磐筒男神、亦曰磐筒男神、次磐筒女神、と有る是なり」と云はれしは實に卓見にて、實に然無くしては聞え難き所なる者なり、如此く文脈を續け見る時は其劍又の垂落れるに五百箇磐石成り出でたる其上へ、其劍鋒より垂落れる血の激越り著ける、此に因りて磐裂神根裂神は成坐せりと云ふ事にて理甚しも分明しき者なりけり、然れば其五百箇磐石を以て經津主神之祖に係くる事は甚有るまじき傳なるにて、正しくは右注せるが如く稜威雄走神はしも其斬り給へる十握劍の神靈に渡らせ給へれば、打任せて此ぞ御祖の神なりける)若て磐裂神根裂神として聞えさせ給へる磐は石礫なり、根は樹草なり、此時に激越なるは其五百磐石のみにて非ざりけらし、其第八、一書に、是時斬血激灑、染於石礫樹草、此草木沙石自含、火之緣也と所見たるは、別の事に非ずして此時の殘滴の土石に染入りたる傳なる者なり、偕此時伊弉諾大神の御怒坐せる御勢にては、其火拆染徹るより外に實に磐を裂き根を裂るばかりなる武く嚴しき大御稜威は御在し坐しけるにて、其御劍の徳帛に依りて成坐せる神等なりけり、然るは如何なる大石と雖も此を火以て焼く時は易く裂得る事有るを以て、其火神の御骸の火氣燃なるには千引岩の大なるも裂け碎けむ事を思ふ可し、其磐を裂くと云ふは神功皇后元年御紀に、大磐塞之不得穿溝、云々、當時雷電霹靂裂其磐、令通水、故時人號其溝曰裂田溝也と見え、奥羽觀跡聞老志に、拆石神社在柴田郡葉坂村、未詳祭神、相傳、往古其神拆巖石而

出、仍鄉黨建祠祀之、其所_ニ破裂_ニ巖、今猶存と云ふ事見え、木には大殿祭詞本注に辟木と云ふ物有り、推古天皇二十六年御紀に霹靂木カミトクノキと云ふ有り、其には裂とは云はざれども、今現に霹靂木は裂くる物なるをも思ひ合す可き者なりかし、斯れば此磐裂神根裂神と申すも本より劍徳の神にて御在し坐す事、次々の神名を説くに合せて曉る可くなむ有りける、香取末社記に燧殿、所_レ祭磐裂神根裂神也と書せり、神名式に河内國河内郡石切劍箭神社二座と有るは、此二柱神なる可くや、三代實錄に貞觀七年九月廿二日庚子、河内國正六位上石劍神等授_ニ從五位下_一と有る是なり、又式に伊豆國田方郡劍刀石床別命神社も、御名の狀を思ふに決く同神と見えたり、(但此にて盡す事と思ふ可からず、其八卷九卷に此神の御事を注し奉れる委しき中より其要と有る事を少か引出るのみ、谷重遠説に磐裂根裂、此爲_ニ一神_一と云へるは非なり、若然らば次なる磐筒男磐筒女と續けるを一神と爲るにや)○磐筒男磐筒女の二神は、四神出生章第六、一書には一曰磐筒男命及磐筒女命と所見て此も夫婦の神等なり、偕此磐筒を磐津持の義なるにかと思ひしかども、上の二神の説を磐を裂き根を裂き給ふ由なる事に明らか得ては、此も亦劍に因れる御名なる可し、此第四、一書に大伴遠祖天忍日命云々、背帶_ニ天磐靱_一云々、又帶_ニ頭槌劍_一、と所見たる其頭槌劍を云ふなめり、神武天皇戊午年御紀道臣命の歌に、勾鶯都々伊異志都々伊と云ふ句有て、下に時我卒聞_レ歌、俱拔_ニ其頭槌劍_一、一時殺_レ虜と書されたるも灼く、釋に勾鶯都々伊を頭槌劍也、私記曰劍名、其頭曲と注し、異志都々伊は石槌也、私記曰劍名、其頭似_レ石と注せるに、古事記には其天忍日命のを頭槌之太刀と有るを、記傳十五(七十七丁)に白檮原宮段歌に久夫都々伊と有る是なり、(中略)偕此大刀は書紀私記に、頭槌劍名、其頭曲と云ひ、纂疏に頭槌者劍首如_レ槌也、今隼人所_レ帶之劍、有_ニ此形_一也と有

が如し」と云はれ、其十九(三十七丁)に、久夫都々伊は此は一の刀名には非ず、一種の製にて云々伊斯都々伊は石椎なり、即上の頭槌と一物なるを、彼は形を以て云へる名、此は其を石以て作れる由の名にて別物には非ず(取要)と云はれたり、伊弉諾大神の常昔劍の製様を云ふべきに非ざれども、姑く此に當るより外に思ひ得る説無きが故に姑く如此は云ふなり、又思ふに右の神武天皇御紀の歌なるは實は二種にて石槌と云ふは一種の物なる可し、右に引ける三代實錄に石劍神と云ふ神名見え、又今俗に石劍と云ひて木大刀などの如く製れる者往々見る事有り、予が淡路國岩屋浦と云ふ所の海底より漁人の網に罹りて上りたるは、長二尺四五寸も有りて其廻四五寸計の物なるが四五本も出て某寺に在りと云へり、此は予が壯年の頃聞きたりしを、江戸にて或人の秩父の山中より掘出たるを二本見たるに、是は一尺五寸計有りて質は青石にて堅硬なるを佩刀に爲たるを見たりき、又予が弟子照井名柄が持てるは、其出羽國鳥海山より掘出たるなり、長二尺計も有りし如思ゆ、此も綠石にて其質に難言き味ひ有り、其外諸國にても石劍と云ふ事を時々聞きしかども、神代に然る物の有らむとは思ひも寄らざりし事故に耳にも留めざりつるを、今思へば甚口惜し、右の天磐靱なども磐を以て作れるが如く、磐を以て劍の形に作りて征戰の具と爲て、此は唯人を打仆すのみの具なりしなる可し、然して其槌と云へるは石の頭槌などの如く形の似たるには有るべからず、物を打つ狀の似たれば云へるなる可くや、香取末社記と云ふ物に匪_レ差殿、所_レ祭磐筒男神磐筒女神也と云へり、神名式に謂ゆる土佐國長岡郡石土神社坐は此神か、(其頭槌の方は記傳に劍の頭石にて槌の形に似たるを、大和國三輪山の邊の土中より掘りたりと云へるを見たりと谷川氏云へりき)と有り、其は其國にては石劍頭と字音に呼ぶ者なるが、予も其國に物爲たりし頃、

三輪山より掘出でたるを得て家に秘藏めけるを、甚恐こかりければ其山に返し納めばやと思ひしかども、又骨董の輩に見出られむには世の好事の者の玩弄と成りなむ事の煩らひ有りて、去し寅年遠江國にて大地震に逢へりし頃詣奉りける縁に由りて、濱名郡大神々社は神代の曲玉甚數多に藏めたる社に坐せば、其と一に齋奉らばやと思ひ成て納め奉るも右に云へると同じ物なりき。○經津主神、經津此云賦都と有る訓注、今本には主の字の上に在るを、金澤本には神字の下に書し、良海本には次なる是將佳也の下に、磐裂云々より續けて經津此云布圖と書せり、此も四神出生章第六、一書に注さる可きを後に書入れたりしから如此字は様々に在るなりけり、惟此經津は穗津なる可し、富と布と相通ふ例は傳八に注せるが如く、天穗日命を出雲風土記には天之夫比命と有り、萬葉一(七丁)大御歌に、布久思毛與、美布君志持と有る布久思は、今俗に富具世と云へる物にて、草などの根を突つ竹筥を云ふなり、和名抄郷名に筑前國穗浪郡穗波(布奈見)と有るも富を布と云へるなり、先づ此言の通ふ狀を心得置て試みるに、神名式に伊豆國賀茂郡多祁美加々命神社御在し坐すは決く武甕槌神にて渡らせ給ふ可きに、穗都佐和氣命神社と申す見えたるは決く此經津主神にこそは御在し坐しつらめ、其津と云ふは打の略なる可し、若て古事記白檮原宮段に布都御魂と申す事の有るを、記傳十八(五十一丁)に書紀に詔靈と書て此云赴屠能瀨磨磨と有り、詔字廣韻玉篇などに斷聲と注せる意を以て被用たるなる可し、今世の言にも物の殘無く清く斷れ離るゝ貌を布都と云へり、又布都理とも云ふ、狹衣に布都と見放つ云々、枕草紙七(廿三)に、哀れとは聞きながら、涙の布都と出来ぬ甚端無し、宇治拾遺三(二丁)に、門に入らむと爲に、沸湯を面に掛くるやうに思えて布都と得入らず、なども有り、然れば此劍の利して物を清く斷離つ意

を以て稱へる御名なる可し(補意)と云はれつる、此にて其御名義を預め説得られたりと云ふべき狀なり、(然る時は上章第六、一書に、都無所見の都を布都と訓み、三代實錄十三卷宣命に種々交皆悉爾銷亡給と有る悉字をも訓み、撰集抄に、年も長ぬれば布都に業も爲侍らぬなり、又布都に叶ふ可しとも思え侍らねど、有るなど布都爾も同じかる可し、右の都字は凡ての義、悉字は皆の義なるが、其等の字を布都と云ふも其限を盡す義なりければ同言なる事灼然し) 借常陸風土記行方郡條安婆之島の所に、於是有國栖、名曰夜尺斯夜筑斯、二人爲首帥、掘穴造堡、常所居住、規伺官軍、伏衛拒抗(中略) 建借間令騎士閉堡自後襲擊、盡囚三種屬、一時焚滅、此時痛殺所言、今謂伊多久之郷、臨斬所言、今謂布都奈之村、安殺所言、今謂安伐之里、吉殺所言、今謂吉前之里、と見えたる此文より明らかめて義を求む可し、其痛殺は大に殺すなり、安伐と云ふは劍を以て容易く斬るを云ひ、吉前と云ふは善く斬裂と云ふ義なり、右の劍の用を以て斬ると裂くとに分ち云へるなり、其臨斬の二字は布都哀那須と訓むべきなり、斬の字此にては布都に當れる所なればなり、此に就て思ふに四神出生章第六、一書に、此神の出自を劍鋒と見えたる、即此下に謂ゆる鋒端是なり、又又は端の言なる物から其鈍より續きて是亦穗の列なりければ、布都は穗打にて刃を以て物を打斷つ義なり、是經津主命と申すは彼詔靈と御名に負る劍の利くして物を斷離つ如く御功用の御在し坐すに因れる御名なる事を明らかに可し、又此神を祀れるに神名式に上野國甘樂郡貫前神社(名神大)と有るは、拔鋒と申す事なるに、出雲風土記島根郡未官知に比津社と云ふ有るを、抄に今比津村津支努貴神社、祭神經津主命と有り、貫前と突抜と同じきを思ふ可く、布都比津と異ならざるを曉る可し、然れば布都には斬字なむ甚允當れりける、(右の常陸風

土記の趣に就て考ふるに、布都は右の如く斬字を言ひて刃を以て物を斷離つ總稱にして、伐と云ひ裂と云ふは其用を云へる者なり、又其安伐之里を安婆之島と云ふは、後に其字音を以て呼ぶ事に成れりし者なり。○將佳也は、私記に與介牟と有り、但天智天皇十年御紀童謡の其一に、美曳之弩能、曳之弩能阿喻と有は、古くは吉野を曳之弩と云るなり、其三に奈爾能都底舉騰、多拖尼之曳鷄武と有るは、萬葉の頃に余祁牟と云ひしを古くは曳鷄武と云へるなり、此に依て此も然訓むべきなり、然して金澤本には此を都波毛能々、伎美爾余斯と訓める、其も一理有る事なり、其は傳廿七卷八千弋神の條に云るが如く大倭神社注進狀に、傳聞八千弋神者、大己貴命以廣矛爲杖、令撥平豐葦原中國之邪鬼、是時大己貴命、號曰八千弋神と有て、即神名式に謂ゆる大和國城上郡兵主神社(名神大、月次、相嘗新嘗)と有る是なるが、大己貴神廣矛を以て荒振神を言向させ給へるに依りて、此を八千弋神と申し兵主神と申すに等しく、都波毛能々伎美と申すも兵君と申す由にて、即此に大將軍と爲るには此神をして兵の主と爲させ給ふ可しと議奏されしなり、用明天皇元年御紀に兵衛を都波母能々登禰理と訓み、和名抄に兵部省を都波毛乃々都加佐、兵庫寮を豆波毛乃々久良乃官と有など、都波毛乃と云ふは兵器の稱なり、神武天皇戊午年御紀に、吾必不假鋒刃之威坐平天下、景行天皇十三年御紀に、多動兵是百姓之害、何不假鋒刃之威坐平其國と有は、刀鋒の類を云なり、綏靖天皇前御紀に、乃使弓部稚彥造弓、倭鍛部天津眞浦造眞鷹鏃、矢部作箭、及弓矢既成、神淨名川耳尊欲以射殺手研耳尊と有を、古事記には神沼河耳命曰其兄神八井耳命、那泥汝命持兵入而殺當藝志美々、故持兵入と見えて、此には弓矢を云へり、又垂仁天皇廿七年御紀に令祠官卜兵器爲神幣吉之、故弓矢及橫刀納諸神之社と有る、此

にては弓矢橫刀を以て兵器と云へり、又神武天皇戊午年御紀には凶器を訓み、持統天皇三年御紀には兵仗を訓めり、古事記遠飛鳥宮段に備作兵器と有る下に、爾時所作矢者云々と有は、弓矢を以て兵器と云に非ず、兵器の中に弓矢有を云ふなり、思混ふる事勿れ、記傳二十(四十四丁)に「兵は都波毛乃と訓むべし、刀鋒の屬の總名なり、名義は鐔物なり、和名抄に鐔、和名都美波と有り、匠具農具其餘も諸器に刀鋒の屬の物は多在る中に、兵器の局りて鐔有る故に此名を負ふなり、都美波の美を省きて都波と云へるは後世には鐔をも即都婆と云ふに同じ、(取要)と云はれしは然る説なるに就て思ふに、打刃物の上略なる可きか、打は神武天皇戊午年御紀大御歌に會禰梅屠那藝且、于管且之夜莽務、又和例破腕輪例儒、于智且之夜莽務などの字智にて、誅又擊字の義なり、又刃は今も世に刀鋒の類を然云へりければ其如くにて、征戰には刀鋒を以て第一と爲る故に弓矢及諸の武器迄にも推及ぼし凡て云ふ稱にて、假へば軍と云ふは射合箭と云事にて弓を互に射交すに起りて刀鋒を以て戰ふにも其稱を用ふるに同じかる可し、若て此兵器を以て軍の事に及ぶに起兵と云ひ動兵など云ひ、其事を主る大將軍に當る人を右の如く兵君と云ひ兵主と云ひ、其に使はるる人を兵衛と云ひ兵士と云へりき、然るに後世に至りて武士を指して唯に都波毛能と云ふは誤れる事の甚しき者なりけり、(記傳に漢國にても兵は械也とも戒器也とも注して其義なるを、轉じて其兵を執る人を多く兵と云へる、其をも誤りて都波毛能と訓めるから、後世には只勇士の稱の如く成りて剛者の意と心得て、刀鋒の屬の名なる事をば知らずなりぬ、皇國にては古其人を指して都波母能と云へる事は無かりき、書紀などに人を云へる兵字又卒字などを然訓めるは誤なり、又其を伊久佐毘登と訓める是ぞ宜しき」と云はれたるは實に然る言なり)○天石窟所住

神は、古事記には坐天安河之上天石屋、名伊都之尾羽張神、是可遣(中略)且其天尾羽張神者逆塞上天安河之水而塞道居、故佗神不得行、故別遣天迦久神可問(下略)と見えたり、其天安河と云ふは四神出生章第六、一書に、遂拔所帶十握劍、斬軻遇突智爲三段、此各化爲成神也、復劍刀垂血、是爲天安河邊所、在五百箇磐石也と見え、第七、一書に、又曰、斬軻遇突智時、其血激越、染於天八十河中所在五百箇磐石而、因化爲成神云々と所見、又古事記に於是伊邪那岐命拔所御佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頸、爾著其御刀前之血、走就湯津石村、所成神名石拆神、次根拆神、云々、次著御刀本血亦走就湯津石村、所成神名龜速日神、次龜速日神云々とも有るが如く、其軻遇突智神を斬らせ給へる血に依て天安河邊なる五百箇磐石は成り、其劍鋒と劍鐔より垂落れる血は其已に成れる五百箇磐石に激越て、經津主神武甕槌神の祖神等は成出させ御在し坐すにて、此二柱神共に其稜威雄走神の御末に坐す由上に注せるが如し、是に就て其稜威雄走神の天安河の河上の天石窟に住處として御在し坐す所縁を明らかめ奉るに足れり、又天香山と云ふも此時に軻遇突智神の御骸の天上に上りて成れる山名なる由をも合せ思ふ可きなり、偕此天石窟と云は寶鏡開始章に謂ゆる日神の閉籠らせ御在し坐しけると同物にて、眞の石穴なる事傳十七に注せるが如し、(右に引ける古事記の天石屋を舊印本に天石室と有り、石室と云ふは類聚名義抄に窟の字に伊波牟呂の訓有れば異なる事無し、記傳には此天石屋は實に石以て構へたる屋にぞ有らむ)と云はれしは然る事ながら、日神の天石窟をば宮殿の堅固き由にて別の事と云はれしは大なる僻事なり、實に石窟の中に入らせ給へればこそ其字を被用たるには在りけれ)逆塞上天安河之水と云は、記傳十四(四丁)に、逆塞上とは川水を塞留堪へて側の方へ引遣を云ふ、其は下

へ流るゝ水を横に引遣る故に逆とも上とも云ふなり、常に邪と云ふと逆と云ふと必しも上へ回すには非ず、萬葉八(五十三丁)に、佐保河之、水乎塞上而、殖之田乎と詠めるも同じ、偕世に物に水を湛へ其中に砥を安て刀劍を磨ぐは、此神の如し此河水を塞湛へて石室に坐せるに縁れりと云はれしは、實に其本縁を明められたりし説なる者なり、猶逆塞上と云ふ事の狀を思ふに、仁德天皇十一年御紀に河水横逝、以流末不駛、聊逢霖雨、海潮逆上而、巷里乘船、道路亦壅、故群臣共視之、決横源而通海、塞逆流以全田宅と有るは、洪水を治め給へるにて此の例には非ずと雖も、其水の逆上りて溢るゝ狀に於ては等しく有りけり、故思ふに此天安河の河上なる所に井堰を置て、其上水を通し内を深くして水を塞湛へ御在し坐すにて、其天石窟の所在はしも其水中の島なりけり、然れども唯に河中の島ならむには行く事容易すかる可きを、此國にて謂ゆる湖水の如くに廣く構へさせ給へる者なりけり、常陸風土記に自高天原降來大神、名稱香島天之大神、天則號曰香島之宮、地則名豐香島之宮、と所見たる天上の香島之宮は、即其天石窟の所在の島を云ふなりけり、若て此國にても其宮を移して常陸國鹿島郡鹿島神宮をば豐香島宮と申せるが、其神宮の北なる沼尾池の事を、同記に古老曰、神世自天流來水沼と有る、此一事を以ても天上の狀を移せる事灼然きに、萬葉十四(十一丁)常陸國歌に、比多知奈流、奈左可能宇美乃と有は、謂ゆる浪逆海なりけるが、其鹿島郡の斷離れて島なりし頃、其兩門より浪を塞入れて逆らひけるが故に其名は有るにて、彼天安河の河上に水を逆塞上げて御在し坐しける狀に似通ひてなむ所思えたりける、(是即天上にては香島之宮と云ひしを、此國にては豐香島之宮と云ふ所以なりける、然れば此の鹿島神宮はしも其神の住み給へる窟の無きのみにして凡て甚能く似たりけむ事を思ふ可きなり、

塞上と云ふ例は源氏夕顔に、御胸塞上る心ちし給ふ、葵に、時々は胸を塞上つゝ甚じく難堪げに感ふ業を爲給へば、御法に、胸の塞上るぞ難堪かりける」と有り)塞道居故佗神不得行」と云ふは、天安河の任ならむには河原より傳ひて行くべき道路も有りなむを、右に云へる如く天安河の水を逆に塞上げて水を湛へ御在し坐すが故に通ふ可き道路の無きなり、古事記海神宮段に、豐玉毘賣命の妾恒通海道欲往來、然伺見吾形、是甚忤之、即塞海坂而返入と云ふも海中の道路を塞ぐなり、此にも塞道と云ふは然計り武雄き皇神等の御在し坐す所に在ければ、荒濤を逆巻などして甚々可畏かりけむから舟しも筏も及ぶ限には非ざりけむ事、上文に照して思ふ可き者なり、佗神者不得行」と云も其道を塞ぎ給ふ所以のみに非ず、其御稜威の甚々可畏く御在し坐しける故に、其神に所縁無き神は寄も近著まじければなる事故、別遣天迦久神と有る別は殊字の義にて、抽出たる義なるを以て曉る可くなむ有ける、(記傳に、別とは尋常の神は得行くまじき故に殊に優れたる神をと云ふ意にても有りなむ)、と云れし説の如くなるにぞ有るべき)天迦久神は天神本紀には天迦具神に作れり、此神の名義は記傳に崇神天皇四十八年御紀に八廻擊刀ヤカレチカキスと有て、萬葉十三(七丁)に、劔刀、鞘從拔出而、伊香胡山と續け詠るは、冠辭考に、鞘より拔出して擊と續けたるにて、伊は發語に取れるなり、偕伊香胡山は和名抄に近江國伊香郡伊香(伊加古)同郡伊香(伊加古)郷と有る處なり」と有るを思ふに、今此劔神(尾羽張神建御雷神)を誘なひ起せる功を以て劔を拔出て擊く意に稱たるにもや有らむ然らば迦伎神とこそ云ふべきを、迦久と云ふは唯通ふ音なり、偕劔を迦久と云ふは擊字を書けるを以て思ふに、劔を振て物を切る狀を成すを云ふなる可し、其は其劔を用ひむと爲る時に試る意なれば愈今の神名に由有り、若し然も有らば式の近江國伊

香郡伊香具神社(名神大)又伊香具坂神社も有るは此天迦久神を祀れるにも有るべし、偕は彼萬葉歌も愈由有て聞ゆるをや(取要)と云はれたるは甚珍らしき事にて、如何にも迦久神の説然も有るべし、又平田の玉櫛には天鹿神なりと云へり、上の天鹿兒弓の所に注せるが如く上代には鹿を迦久と云へるに、鹿島の神獸はしも鹿なりければ、然も有るべき説なるに就て熟思ふに、天鹿神を被遣たりしは右の擊刀ツチカキの事なるに、其に乗て御在し坐しし神は有るなるを、其傳を亡なひつるには非じかとぞ所思えたりける、(又記傳に云はく、然らば伊香てふ地名も此神社より出でたる可し、和名抄に伊香は郡名郷名共に伊加古と有り、萬葉も同じ、神社は伊香具なり、本より古とも具とも通はし云ふなる可し)と云はれたる實に然り)偕鹿は天香山の神獸なるが、其山と云へば軻遇突智神の御骸の上れるなり、其天石窟は彼被斬給へりし其血の凝て五百箇磐石と化れる其一なり、若て其向ひ坐しし神は決く天兒屋命に御在し坐すなる可し、常陸風土記に天之大神社、坂戸社、沼尾社、合三處總稱香島之大神、因名郡焉、(風俗説曰、霞零香島之國)と有て、坂戸神社は天兒屋命、沼尾神社は經津主神に坐せるに、春日祭詞に、鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命比賣神四柱皇神等と有りて、如此く相因ませ給ふ所以に在りとこそは所見たりけれ、故其伊香具神社は天兒屋命に御在し坐すべし、荒木田系圖に據て考ふるに、天兒屋根命子天押雲命子天多彌伎命子宇佐津臣命子大御食津命子伊香津臣命と有て五世孫なるが、安寧天皇之御世奉仕と有り、然るに帝王編年記に、古老傳曰近江國伊香郡與故郷、伊香小江、右鄉南天之八女俱白鳥自天而降、浴於江之南津、于時伊香刀美在於西山、遙見白鳥、其形奇異、因疑若是神人乎、往見之、實是神人也、於是伊香刀美即生感愛、不得還去、竊遺白犬、

盜取天衣、得隱弟衣、天女乃知其兄七人飛昇天上、其弟一人不得飛去、天路永塞、卽爲地氏、天女浴浦今謂袖浦是也、伊香刀美與天女弟女共爲室家、居於此、遂生男女、男二女二、兄名意美志留、弟名那志等美、女名伊是理比咩、次名奈是理比賣、此伊香連等之先祖是也と所見たる、伊賀刀美は右の伊賀津臣命なり、其祖天兒屋命を祀りに伊香具神社に詣られし程に在りし故事ならむが、其意美志留は姓氏錄(左京神別天神上)に伊香連、大中臣同祖、天兒屋根命十世孫臣知人命之後也と所見たる是にて、伊香連は此にて支れ其大神に仕奉り初めたる者なり、然して其那志等美は藤原系圖に謂ゆる梨迹臣命なるが、荒木田系圖に懿德天皇之御世奉仕と見え、其子神開勝命は自孝昭天皇至開化天皇之御世奉仕と有り、然るに常陸風土記に美麻貴天皇之世、大坂山乃頂爾、白細乃大御腹坐而、白梓御杖取坐識賜命者、我前乎治奉者、汝聞看食國乎大國小國事依給等識賜岐、于時追集八十之伴緒、舉此事而訪聞、於是大中臣神開勝命答曰、大八島國汝所知食國止、事向賜之香島國坐天津大御神乃、舉教戒事者、天皇聞諸、恐驚奉納前件幣帛於神宮也と有て、其神開勝命の申されしは神代に天兒屋命の武甕槌神を薦めて國土を令乎給ひし事に就て家傳の説を以て奏上せられしなる可し、然して其神開勝命の子久志宇賀主命有り、其子國摩大鹿島命有り、其子臣狹山命と續きたるに、大鹿島命は其神宮の地名を負給ひ、臣狹山命も同記津宮の事に倭武天皇之世、天之大神宣中臣臣狹山命云々と云ふ事有を以て、古より世々仕奉られし事を知るべし、續紀に寶龜八年七月乙丑、丙大臣從二位藤原朝臣良繼病、叙其氏神鹿島社正三位香取神正四位上と有りて、此兩神をしも藤原氏の氏神と云ふ事必所由無からざらめや、其は天穗日命の大己貴神を媚鎮めて國土を避奉しめ給へる由を以て、出雲國造の世々其祭祀を

主どると專同じ狀にぞ有るべかりける、(又同紀に天平十八年三月丙子、常陸國鹿島郡中臣部二十烟占部五烟、賜中臣鹿島連之姓と見え、寶龜十一年冬十月丁酉、授常陸國鹿島神社祝正六位上中臣鹿島連大宗外從五位下と有るが如く、當宮及香取神宮の祠官共に大中臣氏なり、又鎌足大臣の事を大鏡又籙中抄字類抄等に常陸國の産なる由云へるなどを思ひ合す可きなり)若て傳十三に注せるが如く天上に在りし天安河の名を移して近江國に安河と云ふ有り、郡名をさへに野州郡と云へるなど少縁の所由とも所見ざりけるに、伊香郡伊香具神社(名神大)は此に謂ゆる天迦久神に由有るを、其祭を主どるは中臣の遠祖伊香津臣命より始りて、伊香連の仕奉る事なるを以て攷る時は、此時天迦久神と云ひしも鹿島春日等に鹿を神獸と爲るを思へば此も其使令なるにて、其行向ひて天尾羽張神等に天神の詔命を傳へさせ給へるは天兒屋命にて坐す故に、又其御末にて鹿島香取兩宮をしも氏神とは持齋かるゝにこそは有るべかりけれ、偕右の帝王編年記に此伊香連等之先祖是也と所見たるに、伊香宿禰の系譜を見るに天兒屋命五世孫伊賀津臣命其男三人有り、長男梨迹見命、次男臣知人命、三男伊世理命と有りて、其臣知人命の子角豆命、其子古加斐命と有て、譜に磯城瑞籙宮御宇朝廷、奉齋淡海膽香具大神と有は、此御世に官社に成れるなる可し、其子白猪主命其子鳥見命其子嚴石乃臣命其子牟久太乃臣と有る、譜に供奉難波高津宮御宇朝廷と有り、其子黑麻呂乃臣其子志那古乃臣其子與呂豆乃臣其子首麻呂、譜に伊香具臣十市倉梯宮御宇舍人と有り、其子小形に男三人有り、長を鹿養中を宇庭と云ひて系別に在り、季を磐金と云ひて譜に居美濃國安八郡と有りて、其孫道守の父安倍は壬申の功臣なりければ臣姓を改めて伊香津連に成さる、姓氏錄の伊香連是なる可し、偕其長男鹿養の譜に伊香郡開發祖也と有て、其子稻主、譜

に外從六位下伊香郡大領奉齋伊香具大神と有り、其子船主譜に外從五位下、壬申亂供奉大海人尊と有り、其子池守其子牛麻呂其子當武其子豐原、譜に伊香大領外從五位下嘉祥元年三月賜伊香宿禰姓と有り、其子厚代其子厚行、譜に神祇大輔雅樂頭寬平延喜人古今第八作者と見えたり、此全く子孫にして其祖神に仕奉り郡領と爲て朝廷に仕奉られし状なり、猶此社の天兒屋命と思しきは菅家御自筆の額とて、正一位勳一等大社之大明神金剛覺印菩薩と云ふ有と云へり、三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授近江國從五位上勳八等伊香神從四位下、同八年閏三月七日壬子、授近江國從四位下勳八等伊香神從四位上と有て、神階の事はざれば、後の所爲ながら金剛覺印菩薩と異しき御名を負せ奉れる金剛は天なり覺は智慮なり、本は此にては天思兼神の御名などの在りしより然る佛めかしき御名は稱へたる物から、今と成りては其祭神の本説を識る便理と成れるも神慮の令然る所なる可きこそ、(右件天迦久神の事を説くとて伊香具神社の事に及び、終には伊香宿禰伊香連等の系譜に迄移りぬるを贅言の如く思ふ人も有りなれども、此事を注す因に天兒屋命と經津主神武甕槌神と相親しく御在し坐す所以も知られ、又藤原氏にて鹿島香取兩宮を氏神と爲らるゝ由縁も此に至りて詳らかに知らるゝ事なりかし)○稜威雄走神は、傳八に注し奉るが如く四神出生章第六、一書に遂拔所帶十握劍、斬軻遇突智云々と云ふ其十握劍の御魂に坐せり、故古事記には其事の終に故所斬之、名謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張と所見たり、然るに神代本紀には復劍鏝垂血激越爲神、亦走就湯津石村所成之神、名曰天尾羽張神(亦名稜威雄走神、亦云龜速日神、亦曰煖速日神)今坐天安河上天窟之神也と云て、此神をしも龜速日神など、同神と爲るは、上にては十握劍の名なるを御天降段に至りては一柱神

にて出給へるに依りて私に文を作爲れる者にして信しからずなむ有りける、此神の成出させ御在し坐しける本を考ふるに、伊弉諾大神の御怒坐して軻遇突智神を斬らせ御在し坐さむと爲させ給へる御靈の凝結りて一柱神と成り給ひ、即劍と化らせ御在し坐して伊弉諾大神に帶れさせ奉り給へるを、其事終させ御在し坐すと直に經津主神武甕槌神の祖神等をも帥て天安河の天石窟に住はせ給へりしなりけれ、或は劍と成り又は顯身と成りて妙に奇異しき神とこそは所思えたれ、稜威の義は巳に傳十三に注せるを、尾羽張の尾は鋒端を云ふなる可し、神名式に伊豆國田方郡劍刀乎夜爾命神社と云ふ有は、尾彌妍にて鋒端の美麗しきを云ふなり、萬葉七(廿六丁)に、劍後、鞘納野爾と有る劍後も、劍尾に同じくして鋒端より鞘に納むる者なる由の續けなり、借上代の劍の形はしも萬葉十一(十三丁)に、劍刀、諸刃利、又(廿六丁)、劍刀、諸刃之於荷と有るが如くに兩刃なりしかば、彼不動の利劍など云ふ狀に鈍の方の兩方へ張出たる物なりければ、此を以て尾羽張とは云なり、又其を此に稜威雄走神と申せる雄は穗の言に同じきや、神名式に和泉國日根郡火走神社と申す有るは、風土記に所祭軻遇突智也と云へるは、若くは其斬り給へりし尾羽張の御靈を祀れるより神名の混れたるにて此の雄走と同義なるにや、右に尾と云る鈍なる所即ち穗なるにて、鈍槍などに穗と云ひ穗先と云へる是なり、此は垂仁天皇三十九年御紀に五十敷命居於茅渟菟砥川上宮作劍一千口と有る、其時などに祀らせ給へるにこそ有りけり、借古き節用集に剣を刃速と訓めるを、説文に銳利也と注し、今も刀劍に鞘走と云ふ事の有るをも思ひ合す可きなり、然れば尾羽張は劍の形に就て云ひ、雄走は尖鋒の銳利なる謂を以て稱奉れる御名にぞ有りけらし、(記傳に、走は劍の利を云ふ、利は疾と同言にて走と意同じ、俗に口疾く物言ふを口の走ると云ふに同じ)と云

れしは然る言にて源氏帶木に、只上方計の情にて、走書時節の應へ心得て云々、又、此方彼處の點長に走書云々、又打讀み走書掻引く狀など云々」と有る走書は手早に、筆を走らするを云なり、又古今俳諧に、人に逢はむ時の無きには思置きて、胸走火に心焼け居り、又枕草子に、騒がしき物走火」と有などは、火の外へ勿飛を走火と云ふなり、其外走湯走競走孺など云ふ走も物の疾く走出る義是なり。○瓊速日神の名義は、傳八に已に注るが此にも少か注し奉る可し、先づ瓊速と續けたるは、古事記事代主神の裔に瓊速之多氣佐波夜遲奴美神と申す神名の速瓊は此を倒反に云るなり、其神名の速瓊之は發語にて武と續けるなり、倭此瓊と云ふ語はしも記傳五(七十三丁)に、美迦は伊迦に通ふ言なり、舒明天皇前御紀に嚴矛、此云伊箇之保虛、皇極天皇前御紀に重日、此云伊柯之比、又祝詞に伊賀志御世、又空穗俊蔭に、斯る程に東國より都に敵有る人、報ひ爲むと思ひて四五百人の兵にて云々、恐ろしげに嚴き者共一山に充て、目に見ゆる鳥獸をも嫌はず殺し食へば、源氏葵(十八丁)に、彼姫君と思しき人の甚清らにて在る所に行きて、左右引弄ぐり、現にも似ず健く嚴き一向る心出來て打擲ぐるなど、手習(六丁)に、女鬼にや有らむ云々、食つけきを頼もしう嚴き狀を人に見せむと思ひて」と有る伊迦伎、又明石(九丁)に、嚴めしき雨風雷の驚ろかし侍りつれば、云々」など有る伊迦是なり、其美迦と通ふ例は遷却崇神祭詞に此の武瓊槌神を武雷命と有り、又嚴きを美迦と云ふ例は仁德天皇十六年御紀歌に、彌箇始報、破利摩波挪摩智と有る彌箇始報は、速と云はむ發語にして、嚴めしき潮の速きと云ふ續きなり、神代紀に謂ゆる瓊星も嚴きを云ひ、瓊粟も嚴粟なり(補意)と云れたるにて、美迦と伊迦と相通ふ由甚明らか也、其彌箇始報と云ふ事は播磨風土記饒磨郡伊和里條に、昔大汝命之子火明命、心行甚強、是以父神患之、欲遁棄之、乃到因達神山、遣其子汲水、還來見船發去、即大瞋怒、仍起風波追迫其船、於是父神之船不能進行、遂被打破(中略)爾時大汝神謂妻鸛都比賣曰、爲遁惡子、返遇風波、被太辛苦哉、所以號曰瞋鹽、曰苦濟」と有て、瓊潮は瞋鹽と云ふ事なりければ、實に瓊を嚴と説かれたる事妙なりとも妙なりけり、倭美迦は眞氣なり伊迦は彌氣なり、共に神氣の内に充滿て勢の外に張出るが故に人其氣に壓はれて伸ぶる事能はず、即ち勇み健き謂此に在る事、此下に武瓊槌神の此神進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫而、吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨と有る、即此に謂ゆる美迦と伊迦との義を盡せる物と思ふ可くなむ有りける、下條見合す可し、(凡て此氣を伸ぶると屈まるとに依て、勇と怯きとの差は有る事なるを、世人唯に形をのみ云ひて氣の事を少か云はざるは如何なりける事ぞや、傳八卷見る可し)速は迅速の義なり、速素戔鳴尊速玉之男命速秋津日命など御名の上に置ける有り、火之夜藝速男神など言の中に置けるも有り、皆同じ事なり、右の速男は平家物語に院中の速り男の者共、源平盛衰記に速り男の若者廿五騎云々」と有る是なり、又平治物語に大刀の剛の者早走の手利有り」と云ふは更にて波夜理加と云ふ事有り、帶木(廿丁)に、聲も早りに云ふやう云々、紅葉賀(廿六丁)に、人に従へば少し早りかなる戲言など云交して、末摘花(十七丁)に、女君の御乳母子侍従とて、甚早りかなる若人、甚心元無く側痛しと思ひて、若菜上(百八丁)に、文の事を早りに走り書て云々など多く、又波夜理心と云ふ事有り、末摘花(十四丁)に、然る可きにて、假にも御在し通はむを、咎め給ふ可き人無しなど、仇めきたる早り心は打思ひて」と見え、又唯に波夜流と云ふ事有り、空穗國讓下に、御炬火燈し渡して速る馬に乗り云々、國讓中に、面白き手を遊ばし早りて、人の有無も知しめさず、落窪一に、此頃御心進り出て氣

之、乃到因達神山、遣其子汲水、還來見船發去、即大瞋怒、仍起風波追迫其船、於是父神之船不能進行、遂被打破(中略)爾時大汝神謂妻鸛都比賣曰、爲遁惡子、返遇風波、被太辛苦哉、所以號曰瞋鹽、曰苦濟」と有て、瓊潮は瞋鹽と云ふ事なりければ、實に瓊を嚴と説かれたる事妙なりとも妙なりけり、倭美迦は眞氣なり伊迦は彌氣なり、共に神氣の内に充滿て勢の外に張出るが故に人其氣に壓はれて伸ぶる事能はず、即ち勇み健き謂此に在る事、此下に武瓊槌神の此神進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫而、吾非丈夫者哉、其辭氣慷慨と有る、即此に謂ゆる美迦と伊迦との義を盡せる物と思ふ可くなむ有りける、下條見合す可し、(凡て此氣を伸ぶると屈まるとに依て、勇と怯きとの差は有る事なるを、世人唯に形をのみ云ひて氣の事を少か云はざるは如何なりける事ぞや、傳八卷見る可し)速は迅速の義なり、速素戔鳴尊速玉之男命速秋津日命など御名の上に置ける有り、火之夜藝速男神など言の中に置けるも有り、皆同じ事なり、右の速男は平家物語に院中の速り男の者共、源平盛衰記に速り男の若者廿五騎云々」と有る是なり、又平治物語に大刀の剛の者早走の手利有り」と云ふは更にて波夜理加と云ふ事有り、帶木(廿丁)に、聲も早りに云ふやう云々、紅葉賀(廿六丁)に、人に従へば少し早りかなる戲言など云交して、末摘花(十七丁)に、女君の御乳母子侍従とて、甚早りかなる若人、甚心元無く側痛しと思ひて、若菜上(百八丁)に、文の事を早りに走り書て云々など多く、又波夜理心と云ふ事有り、末摘花(十四丁)に、然る可きにて、假にも御在し通はむを、咎め給ふ可き人無しなど、仇めきたる早り心は打思ひて」と見え、又唯に波夜流と云ふ事有り、空穗國讓下に、御炬火燈し渡して速る馬に乗り云々、國讓中に、面白き手を遊ばし早りて、人の有無も知しめさず、落窪一に、此頃御心進り出て氣

想早りたりと見ゆやと宣へば、^レなど云へる波夜流も此の速も同じ義なるにて、右に注せる稜威雄走神の走りてふ言と又異ならずして、次に日と云ふは劔の事なる其利を云へる者なるなり、(右に引ける仁德天皇十六年御紀の彌簡始報は嚴潮にて破利摩波椰摩智の波椰に意の續けると、此に龜速と續ける状の一なるに思を深む可くこそ)日は身にて劔を云ふ也、其事傳八、廿四に注せる事共を見合せて曉る可し、借常陸風土記に、久慈郡薩都里(中略)東大山謂賀毗禮之高峯、即有天神、名稱立速日男命一名速經和氣命、本自天降、即坐松澤松樹八俣之上、神崇甚嚴、有^レ人向行大^ニ小便之時、令^レ示^レ灾致^レ疾苦者、近側居人每甚辛苦、具^レ狀請^レ朝、遣^レ片岡大連^ニ敬祭祈曰、今所坐此處、百姓近^レ家、朝夕穢臭、理不^レ合^レ坐、宜避移可^レ鎮^ニ高山之淨境、於是神聽^ニ禱告、遂登^ニ賀毗禮之峯、其社以^レ石爲^レ垣、中種屬甚多、并品寶与^レ梓釜器之類、皆成^レ石存^レ之、凡諸鳥經過者、盡急飛避、無^レ當^レ峰上、自^レ古然、爲^レ今亦同^レ之、即有^ニ小河^ニ名^ニ薩都河、と有る此立速日男命は龜速日神には御在し坐さざるか、其松樹八俣の上に御在し坐すと云ふも劔なる可く所思ゆ、景行天皇四十年御紀に日本武尊の解^ニ一劔^ニ置^ニ於松下^ニと有るも、木に掛給ひし状なればなり、速日男は此の速日と同じきを、立は劔の借字に見る可し、亦名を速經和氣命と申す、此は速振別にて彼道速振など云ふ如く神威の健そかに御在し坐すを以て稱申せるなる可し、峯名を賀毗禮と云は神荒の略と聞ゆるなど、此龜速日神に大に似著しきが上に、此神の御孫武甕槌神の鹿島神宮に坐すなどにも由有る事なり、神名式に久慈郡薩都神社御在し坐すを、常陸國廿八社鎮坐記に在^ニ薩都郷^ニ、今佐都宮也、祭祓立速男命一名速經和氣命、號曰^ニ薩都大明神^ニ、佐都東謂^ニ之賀毗禮之高峯^ニと注し、式社考に佐都宮に在り、立速男命一名速布別命と有り、然るに其風土記の校本頭書に、按今多賀

郡宮田村、有神峰山、蓋是也、山上有^レ社、謂^ニ神峰山權現^ニ、宮田助川會瀬三村之鎮守也、例祭四月十九日、山下造^ニ假殿^ニ、迎^ニ神輿^ニ、十一日還輿と云へれば、右の説々とは別なるが如きを、今考ふるに賀毗禮之峰は神體の御坐所にて、神靈をば其薩都神社にて令^レ祀給へるにこそは有りけめ、借薩都と佐須とは言甚近かりければ劔の神靈を祀る謂にも合へり、神武天皇戊午年御紀に謂ゆる神靈を古事記に此刀名云^ニ佐士布都神^ニと有る佐士は、刺の義なるに思ひ合す可きなり、都と須と通ふ例は傳廿一に注せるが如く寸斬の寸を都多々々とも須多々々とも云へる例是なり、續後紀に承和十三年九月己亥朔丙午、奉^レ授^ニ常陸國勳十等薩都神從五位下^ニ、三代實錄に貞觀八年五月廿七日庚午、授^ニ常陸國從五位上勳七等薩都神正五位上^ニ、同十六年十二月廿九日癸未、授^ニ常陸國正五位下勳十等薩都神從四位下^ニと見えたる、承和と貞觀との間に神階を進められけむが脱たる可く、又次の勳位に少か疑ひも有れども本の任に擧げつ、故此神社予が右に云所の如くは龜速日神の御社とては天下に唯此一所のみなりけり、(和名抄郷名に久慈郡佐野と有るは佐都を誤れるか、其次に都と云ふ有る上に佐の字を脱せるか、或説に其一字なるは一本に薩都と有りと云へり、東鑑には佐都と出たりとぞ、此所の説事實を克く辨へざる人は強たりと云はむか、然れども考の及ぶ限は究めずは有るべからざるが上に、武甕槌神の祖神の知られさせ給はざるを争かも快しとは爲む、此を以て如此く明らかめ奉りて神に質して予が本心疑はざるが故なり)○煖速日神は、良海本には煖を煖に作れり、瑞珠盟約章第三、一書に謂ゆる煖之速日命は同名にして異神なり、傳十六に注せり、借此神の名義は傳八に注せるが如く火速身にて、火の物を焼行く事の迅速なる状に刀を以て物を斬斷つ事の鋭利なるを譬へたる御名なる事、火神の御名を古事記に火之夜藝速男神と申せるにも思合す

可し、右に注せる雄走は火走なるに、古今集歌に走火を詠み、枕草昏に騒がしき物走火と云は、火の外に劍飛ぶを云ふなり、景行天皇四十年御紀日本武尊の爲人を譽給へる詔に、猛如雷電と有るを伊那都流岐と訓みたるは、和名抄に雷和名伊奈比加利、一云伊那豆流比と有る物の譬なるが、右の訓は劍を電光に比へ給へるをも考ふ可き者なりかし、神名式に伊豆國田方郡加理波夜須多祁比波預命神社の加理波夜須は刈刻にて、竹と續く發語なり、多祁比波預は武熯速にて此熯速日命の御事と所見たり、此並びに劍刀乎夜爾命神社、火牟須命神社御在し坐すなど由有て思ゆる事共なり、萬葉十六(三十丁)に、佐男鹿乃、來立來歎久、頓爾、吾可死、玉爾、吾仕牟、吾角者、御笠乃波夜詩云々、吾毛等者、御筆波夜斯、云々、吾宍者、御奈麻須波夜志、吾伎毛母、御奈麻須波夜之、吾美義波、御鹽乃波夜之など、角をも毛をも肉をも肝をも切刻るゝ事を波夜詩と云ふと右の波夜須と同言なり、(比波預命は熯速命にて日を略きて稱申せるなり、右に注せるが如く此の日は刀の事なるを、上に加理波夜須と云ふ時は其にて刀の事は聞ゆる故に略かれたる者なる可し、楮神代本紀に亦曰「熯速日神」と有る槌は、槌を誤れるかと思ひしに、釋に引けるにも然有り、若亦名に御在し坐すらむには右に注せる石槌の例なる也)○武甕槌神の武は、武素戔嗚尊又は右の多祁比波預命などの多祁に同じ、傳十三及上に委しく注せり、甕の義は右熯速日神の所に注せるが如く嚴なり、神名式に伊豆國賀茂郡多祁美加々命神社坐すは武甕々命と申す事にて正しく亦名と所見たり、遷却崇神詞に健雷命と有るは武嚴槌命と申す事にて、此美迦と伊迦と通ふ例なり、源氏葵卷(十八丁)に、健く嚴き一向る心出来る、打撲ぐる云々と有るなども、此の御名の續きに由有り、槌は大刀と言相通ふなり、傳八此神の御名の下に注せるが如く、古事記に故所斬之刀、名謂

天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張と有りて、御天降段には坐天安河々上之天石窟、名伊都之尾羽張神云々、其神之子建御雷之男神云々と有る其伊都之尾羽張神は此には、稜威雄走神と有て、劍に因れる御名なるに合せて其神之子と云ふを以て、劍を以て此にも御名に負せ給ふ可き所以なるをも思ふ可し、若て彼十握劍の鋒より成出給へる神の故にや、經津主神はしも專餘を以て御功を成し坐せりと思しきは、神名式に謂ゆる上野國甘樂郡貫前神社(名神大)を、一宮記に經津主命と有るに、本國神名帳には正一位拔鉞大明神と有る是なり、然して此武甕槌神はしも其鏢より成坐せる由を以て劍に依りて御功を立てさせ給へりと思しきは、神武天皇戊午年御紀に天照太神謂武甕槌神曰、夫葦原中國猶聞喧擾之響焉、宜汝更往而征之、武甕雷神對曰、雖予不行、而下予平國之劍、則、將自平矣、天照太神諾と有て、誦靈の御劍を天降させ給へる是なり、但其御劍を布都御魂と申せば本より經津主神の神靈を託させ給へれども、取擬はせ給へるは武甕槌神にて御在し坐す事の運びを思ふ可くなむ、此二柱神はしも右の如く出自各異には坐せども、御力を合せ御在し坐す狀に至りては實に一神同體の如く御在し坐す御事なりかし、(然れば同じ劍の用に於ても、貫前神と申せるからは突く事と斬つ事とは專經津主神主とらせ給ふ可く、伐つ事をば此神の主らせ御在し坐すと申せらむにも恐らくは僻事には非ざる可くや)○此神進日は、古事記には天迦久神を遣はして問はせ給へる事所見たり、然る時は右に注せるが如く稜威雄走神より先づ經津主神を抽出て薦め給へるを以て、此神の自進出させ給へる御事と所見たり、楮進とは素戔嗚尊は進雄尊の義なり、須勢理毘賣命は進姬命の由なり、皆御心の進りにして健く御在し坐す謂なると同言なり、此第五、一書に故吾田鹿葦津姬抱子而來進曰、天神之子寧可私養乎、故告狀知聞

と有るが如く、進曰とは慷慨みて物云ふ時の事なり、大殿祭詞別に、宮進米爾進、宮勤爾勤之米氏と有て、進と勤とを竝べたるは官仕を勵む方を云ふなり、萬葉三(三十八丁)に、思家登、情進莫、風俟、好爲而伊麻世、荒其路、四(二十五丁)に、大船乎、榜乃進爾、馨爾觸、覆者覆、妹爾因而者、九(三十三丁)に、益荒夫乃、去能進爾、此間偃有、又(三十五丁)廬八療、須々師競と有る須々師も此に同じ、源氏帚木(十三丁)に、哀れ進みぬれば即尼に成りぬ可し、又(三十八丁)醉進みて、皆人々簀子に臥つ、靜りぬ、明石(二十六丁)に、人進み參らば然る方にも混らはしてむと思せど、權(廿二丁)に、少し煩らはしき氣添て、稜々しさの進み給へるにや、心苦しかるらむ、晝合(十九丁)に、才覺と云ふ者の云々、甚う進みぬる人の、夕霧(六十六丁)に、世中の痴がましき名を取りしかども、難堪きを念じて、此所彼處進み氣しきばみし邊を、數多間過して有る狀は、總角(四十八丁)に、色めかしげに、進みたる下の心取りて見ゆる有るを、浮舟(十三丁)に、物の床しき方は進みたる御心なれば、狭衣三(十五丁)に、思ふ方別にも有らむを、進出て端無うやなど宣はせて云々、など多かり、(物を進むと云ふも自進と云ふも皆同言にして、退の反對なりければ自然に顧ざる意有るなり、又會々流と云ひ須々流と云ふなども此と同じきなり)○豈唯經津主神獨爲丈夫而、吾非丈夫者哉は、其稜威雄走神の經津主神を奉らせ給へる側より進出て申給へりし御言を以て天神に奏せりしなる可し、偕丈夫を麻須良袁と訓む事は瑞珠盟約章第一、一書に出て、其事已に傳十三、十四に注せるが如し、此の語勢事は違へども神武天皇戊午年御紀に時五瀬命、矢瘡痛甚、乃撫劔而雄語之曰、慨哉、大丈夫被傷於虜手、將不報而死耶と有るに似たり、自丈夫と云ふは物に慷慨む時か、又人の上を譽むる時かなどに多く云ふ語なるを思ふ可し、故佛

足石歌に、麻須良乎乃、須々美佐岐多知、布賣留阿止乎、美都々志乃波牟、多太爾阿布麻豆爾、(麻佐爾阿布麻豆)又、麻須良乎乃布、美於祁留阿止波、伊波乃宇閑爾、伊麻毛乃己禮利、美都々志乃霸止、(奈賀久志乃霸止)と有る麻須良乎は釋迦を云ふなり、彼は丈夫と云ふべき者には非ざれども石上に足跡を残せるを以て稱なり、若て其下に乎遲奈伎夜、和禮爾於止禮留、比止乎於保美云々と有て、拙劣に對はせたり、古事記白隱原宮段歌に阿米都々、知杼理麻斯登々と有は、天地千人益人にて、大久米命の當昔武勇の事共世に比類非ざりければ益人と云へるにて、丈夫と云ふに趣異ならざる者なり、(一條太閤御説に、孟子曰、富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈、此之謂大丈夫也、)と注させ給へる字義に就ても辨ふ可し、右の大久米命を詠るも其意味相似たる事にて、俗に一人當千の雄者と云ふが如し)○辭氣をば、金澤本に伊伎邪志と訓めるに従ふ可し、字鏡集に侂、字を訓めり、此第五、一書に有靈異之感と有に竝べて、有超倫之氣と有る氣是なり、偕伊伎邪志の例は遊仙窟に氣調如兄、又は機關太雅妙など有て、人の氣勢を云ふなり、蜻蛉日記下中(五丁)に、盆の事の風など様々に歎く人々の伊伎邪志を聞ても哀れに在り、玉蔓(四十二丁)に、今ぞ三條も大貳を侮づらはしく思ひける、況て監が伊伎邪志氣はひ思ひ出るも忌々しき事限無し、唐物語に、楊家の女を得給ひてけり、其形秋月の山端より高く昇る心ちして、其伊伎邪志は夏池に紅の蓮の初めて開けたるにやと見ゆ云々と有り、偕右の玉蔓卷なるを一本に、伊伎麻伎し氣はひ云々と有り、其言は若菜上(廿二丁)に、故院の御時に太後の坊の初女御にて、伊伎麻伎給ひしかど、無下の末に參り給ひし入道宮に暫時は押され給ひにきかし、徒然草(百五段)に、上人は猶伊伎麻伎て、何と云ふぞ非修非學の男云々と有り、契沖説に胸の迷る故に息の短くなれ

ば息を巻くと云ふが如し、其は怒る時の事なるを、此は厲む時の事なる故に氣の差すと云ふ義なる可し、俛此に伊伎邪志と云ふは右龜速日神の所に注せるが如く、美迦と云ふは眞氣にて其氣の内に溢るゝを云ひ、伊迦は彌氣にて其氣の盛に成る義なり、故其神氣の内に充つる時は自然其氣外に進む故此を伊佐牟とは云ふなり、即氣進の義なり、又其氣外を覆ふ計なるを伊伎保比と云ひ、又自其氣はいを言ふにも色にも差呈はずを伊伎邪志とは云るなりけり、(右は金澤本の訓に依れるを、今本には其辭氣をば其許登婆伊伎邪志と訓めり、通證に辭氣出論語、注言語聲氣也と云へれば、俗に人の口氣を考へて許登婆伊氣と云ふに當れるか、然れども此は唯に其神の氣勢を云ふなれば許登婆とは云はずして有りなむ、私記には氣慷慨を伊支波介之と有れば、右の辭氣をば登婆伊伎と訓たるにこそ)○慷慨は、私記に波介之と有り、皇極天皇四年御紀賊臣入鹿を誅給ふ所に、中臣鎌子連噴而使勵と有は、人をして勵ましむるなるを、此は自勵み給へるなり、谷重遠説に慷慨有_レ所_ニ感激也と有り、實に然る言なり、帚木(十三丁)に、唐國の劇しき獸の形、空蟬(三十四丁)に、雪俄に降亂れ、風など烈しければ、御遊び疾く止め、末摘花(廿三丁)に、雪搔垂れ甚じう降りけり、空の氣しき烈しう風吹荒れて、など諸書に多かりければ擧ぐるに違非ず、此は先に經津主神を大丈夫と爲て抽出させ給へるを見て、吾は大丈夫に非ざらめやと進出させ給へる氣調の尋常ならざりしを云ふなり、字鏡集に崎を波宜志と訓み、又宇都波夜志と云ふ訓有るは一連しと云ふに同じ義なるを思ふ可し、(通證に慷慨出_ニ文選、善註壯士不得_レ志也と有り、口訣に慄不得_レ志、慨大息也と有るも右より出でたる可し、唐韻慷慨竭_レ誠也と注せり)○即配_ニ經津主神、令_レ平_ニ葦原中國、と云ふ配_レ字、會倍氏と訓めり、金澤本に副_レ字を傍書に爲るも其訓を注したる者なり、

右に注せるが如く經津主神を大將軍とし、此神を副將軍として被_レ遣しなり、然るに出雲神賀詞には天穗日命の取計らひ申給へるに、己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副_ニ天降遣_ニ天、荒布都神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮_ニ天、と有るを見れば、天夷鳥命は大將軍にして經津主神は副將軍に當る如くなれども、其天夷鳥命の任は上に注せる狀にて、此神は先に御父天穗日命と共に國形見に降らせ御在し坐して大己貴神と媚和し給へりし縁を以て、先導と爲て令_レ降給へれば征伐の事には係らせ給はざりけり、故其にても經津主神は大將軍の狀なり、古事記の趣は爾天鳥船神、副_ニ建御雷神_ニ而遣と有りて、天鳥船命を建御雷神に副へて遣はされし物から、其神は大國主神に國を避しめ奉る方にのみ係りて、國土の荒振神を言向させ給へる事は見えざりける者をや、(谷重遠説に以_ニ天照太神_ニ爲_レ君、高皇產靈尊爲_レ相、而擇_レ使三四、而始得_ニ三神、得_レ人之難可_レ見、と云へるは、始よりの次第に其々の謂れ有りて此に至れる事を知らざる生賢しき儒見にて云ふにも足らず)○古事記には故爾使_ニ天迦久神_ニ問_ニ天尾羽張神_ニ之時_ニ答_レ白、恐之仕奉、然於_ニ此道_ニ者、僕子建御雷神可_レ遣、乃貢進と有りて、其は天尾羽張神より趣け給へるなり、此には此神進曰、豈唯經津主神獨爲_ニ丈夫_ニ而、吾非_ニ丈夫_ニ者哉、其辭氣慷慨と有りて、自進み出させ給へるにて、稜威雄走神に問はせ給へる事の無きは、此も本は古事記と同じ傳なりつらむを書されざるこそ可惜しき事なりけれ、其委曲なる由は右に已に注せるが、此は右に抄出たる文に依りて少か説をば爲べきなり、其恐之仕奉は記傳十四(五丁)に「恐之は加志許志と訓むべし、如此言て即仰を承はり諾なふ辭に成るなり、今世に畏まり申したと云ふも是より出でたり」と云はれたり、予が説は傳廿一に例を擧げて委しく注せるを、中昔にも多く此辭を用ひたり、續後紀一(七丁)宣命に、皇太子_ニ成_レ禮利、因畏

萬利貴比云々、空穗祭使(四十一丁)に、博士等畏まりて侍らふ、藏開上、一(十七丁)に、御返し畏まりて承りぬ、又(五十五丁)北方大官の御返し聞え給ふ、畏まりて承りぬ、竹取物語(十一丁)に、翁畏まりて御返事申すやう、枕草紙二(五丁)に、文詞無禮き人こそ甚々悪くけれ云々、然るまじき人の許に餘り畏まりたるも悪らき事ぞ、源氏夕貌(四丁)に、又無き事に畏まる、葵(八丁)に、御供の人々打畏まり、心ばへ有りつゝ渡るを、浮舟(十一丁)に、我云はむ事は謀りてむやと宣ふ、畏まりて侍らふ、など云ふは此の恐之に同じ、又繼體天皇十年御紀に謝字を訓めり、竹川(三十六丁)に、然すがに辱なう思えし畏まりに、若紫(廿六丁)に、態と斯う御文有を、僧都も畏まり聞え給ふ、又(三十二丁)甚難かしげに侍れど、畏まりをだにとてなむ、又(三十四丁)斯う問はせ給へる畏まりは、此世ならでも聞えさせむ、など此等は皆謝なふ心なるにて本より此と異ならず、(或説に畏まりは本の心は恐るゝ意より轉りたるなり、一には恐るゝ恐れ入るなり、二には敬まふ心、三には謝なふ事に云ひ、四には懈怠の誤り、無沙汰の云分けの意、五には勘當の心なりと云へり、其勘當の心なるは須磨に源氏の光君こそ公の御畏まりにて、須磨の浦に物し給ふなれ、後拾遺夏に公の御畏まりにて、山寺に侍りけるに、詞花雜上に、公の御畏まりにて侍りけるを、僧正源覺奏し許して侍りければ、其悦びに五月五日罷りて詠める、顯輔集に、知らぬ事を人の申せるに依りて、白河院の御畏まりなる頃云々、と有るなど公事に依りて慎しみ居るを云へり) 仕奉は記傳十四(五丁)に、都加閉麻都良牟と訓む事なり、雄略天皇十二年御紀歌に、飲哀枳彌爾、柯拖俱都柯陪麻都羅武、推古天皇二十年御紀歌に、訶之胡彌豆、兎伽陪摩都羅武、烏呂餓彌豆など有りて、上たる人に事ふる筋には萬の事を云ふなり、都加閉は被_レ使にて君に使はれ奉るなり」と有るが如

し、今其一二例を擧げてむには、古事記猿田毘古神段に、乃悉追_レ聚_レ諸_レ廣_レ物_レ諸_レ狹_レ物、以問_レ言_レ汝_レ者_レ天神御子仕奉耶_レ之時、諸魚皆仕奉白之、中海鼠不_レ白、又白_レ釋_レ原_レ宮_レ段に乘_レ龜_レ甲_レ爲_レ釣_レ乍_レ打_レ羽_レ舉_レ來_レ人、遇_レ于_レ速_レ吸_レ門、(中略)又問、汝者知_レ海道_レ乎、答曰、能知、又問、從而仕奉、乎、答曰、仕奉と有を始として甚多く見えたり、記傳に「然れば使_レと事_レと漢字は別なれども、下を使ふと上に被_レ使ると云ふ狀の異なるのみにて言の本は一なり、皆都加閉奉を中昔よりは都加字奉と云ひ、又其字を牟に轉じて都加牟奉と云ひ、又其牟を略きて都加麻都留と云へり、如此言の轉れるのみならず、漸に轉り來て今は都加麻都留と都加閉麻都流とは甚く別にて、同言とも聞えぬが如く成れり」と云はれたり、(又宰_レと云ふも仕長の義なる可く、主_レと云ふは仕長執なる可く、遣_レと云ふは使走の意なる可くして、本は其同言に出でたりし者と所見たり) 此道は記傳に葦原中國に行く事を云ふ、凡て物へ行く事を指して道と云へる事、萬葉六(二十五丁)天平四年天皇賜_レ酒_レ於_レ節_レ度_レ使_レ卿_レ等、御歌に大丈夫之、去跡云道會、凡可爾、念而行勿、大夫之伴、と詠ませ給ひ、古今集に人遣の道ならなくに、と云へる類歌にも詞にも多在り、漢文に此行など云ふ行字に當れり」と云はれたるは然る言なるが、予が思ふ所は其とは別なり、此稜威雄走神はしも伊弉諾大神の火神を斬らせ御在し坐むと爲させ給ふ御怒に依りて成出させ御在し坐しけるが、即十握劍と成りて火神を思はずが如く斬り給へりけるに、其血の劍鏝劍鋒より垂落れるが天安河の五百箇磐石に激越て、經津主神武甕槌神の各祖神としも成出させ御在し坐しけるが、其磐裂神根裂神はしも磐を裂き樹を裂かせ給ふ由にて劍神にて渡らせ給ひ、其子磐筒男神磐筒女神も謂ゆる石槌の神なる由にて同じく劍神にて御在し坐し、其子經津主神はしも物を斬_レな_レす事を主らせ給ひ、又戈を以て物を貫裂く神にて御在



し坐して、劍の銳利を知らず神に坐せる事右に條々に注せるが如く、又速日神と申すは嚴く速き劍神と申す義なり、燖速日神と申すは火の速く走り焼くが如く利き劍神と申す御名なり、武甕槌神と申すは健く嚴き劍神と申す事にて物を斬斷つ事を主らせ御在し坐す由にて、此經津主神と武甕槌神と何れの流なるも劍に因らせ給はざる神は一柱だに御在し坐さずと雖も、其本を推究め以行く時は唯此天尾羽張神の一神の神威に因りて成出させ給へりけり、此を以て思兼神及諸神の考選にも此神を抽出て申されけむ事右に注せる趣を以て見奉り知るべきなり、然れば此に於て葦原中國を御言向には始に先づ此神にこそは大御命仰せ給へるなりけれ、然るに此神より經津主神武甕槌神には各器と爲て用ひさせ給ふ可き道有るが故に進め申されし者と見ゆれば、此に稜威雄走神の於此道者と申給へるは、葦原中國に降りて殘賊強暴横惡之神を征伐て事向る事を指し申させ給へるにて、唯に其國を指して道と申給へるには非ず、其國にて行ひ給ふ可き事業を指して道とは申させ給へるなりけり、(又古事記水垣宮段に東方十二道と有は東方十二國と云ふに同じく、孝德天皇大化二年御紀に東方八道と有るは東方八國と云ふに異ならず、又東海道東山道の如きは更なり、道口道中道後と云ふは京畿より四方に至る道路を以て云ふ所には在れども、其道路を以て定むるは皇京より各其任に就て令起るに起れる由傳十四卷十六卷に注せる如くなれば、其も國宰の任國に赴きて治むるが如道なる謂なるをも思ふ可し) 儲諸の事業を指して道と云ふは八洲起元章第五、一書に遂將合交而不知其術、時有鶴鶴、飛來搖其首尾、二神見而學之、即得交道と有るを始として、四神出生章第十一、一書に、又口裏含鹽、便得抽絲、自此始有養蠶之道焉と見え、又俗に手書き書讀む事は更なり、凡て人の事業の上に於て某道某道と云ふ事の今古共に

多在る共は佐知と云ふ事に似たり、其は傳十八、廿八に注せるが如く、海宮遊行章に、兄火闌降命自有海幸、弟彦火火出見尊自有山幸と見えたる幸にて、神隨にして稟賦たる俗に謂ゆる得手の事有るを云ふなり、假令ば手書く事に巧なる有り、書讀む事に得たる有り、其手書く中にも各持前と云ふ事有りて漢様を能く爲るも有り、和様を能く書くも有り、又書讀む中にも漢籍に長る者有り、和書に曉き者有るが如く、其性に得て成し行ふ中にも各刻々有りて一途には定む可からず、人各其一を得て終身の事業と爲る事にして、各其業を成し遂ぐる上に於ては父此を子に授く可からず子此を父に受くべからざるの妙處有に至る、是我に在る所は人に非ず、人に在る所は我に非ず、其事を其人と限るが如くなる故に幸と云ひて實は狭道の謂なるなり、然して其成し行ふ事業の上より云ふ時は道なり、手書く事業を以て世を渡り營讀む事業を以て身を營なむが故に、佗よりは此を道の人と云ひ、我よりは此を道を行ふと云へるが、佐知は性に就きて狭きを、美知は業に就て廣き稱なる者なりけり、然れば此に稜威雄走神の此道としも申給へるは武事の上を指し給へるにて、其經津主神と武甕槌神を並べて奉らせ給へるも、片方は戈に片方は劍にと其持別て仕奉る可き道有るを以てなる事右に注せる事共に合せて思ふ可き者なりかし、是皇祖天神の産靈を以て世中に人類を生出しめ給へるに人に各別なる幸を賜ひ任して、其道を令成給ふ天機の微妙なる御旨なり、忽卒に心得べからず、如此くして其人毎の事業格別なりと雖も、其本を推究むる時は古事記國生段に、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也と云ふ御旨に約りて、孝德天皇二年御紀に謂ゆる惟神謂下隨神道而、亦自有神道也、と見えたる神道にして、天神御子の天下萬國を統御めさせ御在し坐す天地の大道

是なり、(其事共は甚々幽深致き有り、予此を得て初めて天下の道の道たる所以を且々も明らかめ奉れるを、已に傳五卷に注せるを初めて其事の條々に云へる事にては在れども、云へど云へど云ひ足らぬ心ちの爲るが故に、幸に此に古事記をも取交へて注さずては得有らぬ所なるを以て少々云へるのみ)

二神於是降到出雲國。五十田狹之小汀。則拔十握劍。倒植於地。踞其鋒端而問大己貴神曰。高皇產靈尊。欲降皇孫君臨此地。故先遣我二神驅除平定。汝意何如。當須避不時。大己貴神對曰。當問我子然後報。是時其子事代主神遊行在於出雲國三穗(三穗此云美保)之碕。以釣魚爲樂。(或曰遊鳥爲樂)故以熊野諸手船(亦名天鳩船)載使者稻背脛遣之而致高皇產靈尊勅於事代主神之許。爾云且問將報之辭時。事代主神謂使者曰。今天神有此借問之勅。我父宜當奉避。吾亦不可違。因於海中造八重蒼柴籬(柴此云府廳)踏船柵(船柵此云浮那能倍)而避之。使者既還報命。

經津主神武甕槌神二神を將軍とし、稻背脛命亦名天夷鳥命亦名天鳥船神を案内者として天降し遣して、大己貴神に國避の御事を問聞えさせ給ふ、此件に就て昔より其神をも荒振神に列ねて説成すが故に、此に三神の天降らせ御在し坐しける事實に於ても甚貫徹ざる事共多く交れりけり、抑大己貴神と申すは上に注し奉るが如く皇祖天神の御命を以て國土を經營らせ給ひ、御父素戔嗚大神の御事依を奉りて大國主神と成らせ御在し坐し、其后神と申せば彼御誓の時生坐せりし三女神にて渡らせ給へれば、天照太神の御女とも申奉る可き程の御事に渡らせ給ひ、然のみならず上章第五ノ一書に、素戔嗚尊曰、韓郷之島、是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮賣者、未是佳也、と詔給へりし吾兒と申すは天神御子にて、天忍穗耳尊をなむ指し奉らせ給へりける、又瑞珠盟約章第一ノ一書に謂ゆる日神の御言に、汝三神宜降居道中、奉助天孫、爲天孫、所祭也と詔給へる天孫は、即右の天神御子にて渡らせ給へれば、其事を大己貴神の争でかは所知看す御在し坐さむ、斯れば皇祖天神の詔命に依て、天神御子の所知食させ給ふ可き大御食國を掠奪ひ奉らせ給ふなど、申す如き悪しき御心共の御在し坐さざりけむ事、此始に遣はされし天穗日命御父子二神も本より諸神に傑れたる神にて御在し坐すに、終に復奏申さで止ぬる物の如く思はれ奉る計り此國に長居し給ひて其御許に媚附て御在し坐すと云ふは、已に其時より國避の御較略は已に相議り置かせ給へるなりけり、偕其天穗日命御父子の復奏させ給へる趣に従ひて經津主神武甕槌神を天降させ御在し坐しける由は上に已に注せるが如し、實には其二神を遣はさると云ふも大己貴神より始終の治まりの爲に請申されしとも云ふ程の御事にて、此國避の事共を其御子事代主神に問はせ給ふなども御自は爲させ給はず、直に天神の御使を以て令問て其報命の言をも天神の御使より聞かせ

給ひて、己命の御心をも定させ御在し坐しける、此に於て大己貴神の御上より天神に對奉りて、少かも拒み防がせ給ふ御心の御在し坐さざりし御事を見奉り知るべき也、然る時は天夷鳥命一神を降されても其事の調ふ可きに、皇祖天神より殊更に右の二神を天降し給へるは何の故ぞと云に、古事記に見えたる如く其子建御名方神の如きは其威武を怙みて従ひ奉らず、已に大己貴神の子神すら斯る有り、況てや殘賊強暴横惡之神の類に多在りける世なりければ、其を悉くに驅除平定るに非ずしては、現人神の所知食す可き天下とは成るべからざるが故なりかし、(然るに大己貴神の天下を主領せ御在し坐す頃間には磐根木立草の破葉に至る迄も言語したりけれども、其を馭め給ふは神なり、又其世の人は悉くに神なりければ然のみ害には成るまじけれども、人世と成りては君民共に人なりければ、然る妖々しき者をば幽に屬けて顯には令出給はざる神策を行はせ給ふ爲なり、然れば此二神はしも幽と顯との境を定め立てさせ給へる故のみと見奉らむも強事には非ざるなり) 偕此國避の事件に就て其次第を分けて心得べき事共凡て十二條有けり、第一には星神香々背男の事なり、此下なる細書に、一云、二神遂誅邪神及草木石類、皆已平了、其所不服者唯星神香背男耳、故加遣倭文神建葉槌命者則服、故二神登天也と有て、此は大己貴神の百不足之八十限に隠らし御在し坐せる後の事と爲るを、第二一書の趣は然らず、天神遣經津主神武甕槌神、使乎定葦原中國時、二神曰、天有惡神、名曰天津彗星、亦名天香々背男、請先誅此神、然後下撥葦原中國と有て、前後に大なる違有るなり、先づ此事を定む可し、然るに此に二神の天降り坐す中天に星神香々背男と云ふ有て、天神の御趣けに順ひ奉らざりしかば、其言向をば倭文神建葉槌命に託て言向しめて、二神は其に係列はせ給ふ事無くして直に出雲國へ天降らせ給へるが故

に、建葉槌命は大己貴神に神問せる御政には預からせ給はざりしなめり、其事は下に云ふべし、若て倭文神は後取神と申す事にて、軍に先に前むを先鋒と云ひ後れて行くを後殿と云へる是なり、是亦二神の天夷鳥命を案内として天降り來坐せるのみならず、先陣後陣各隊伍を成して天降らせ御在し坐しける趣を知る證なるなり、且國土に邪神姦鬼の多在るには中天にも然る妖星の在りて此に應へけるから、其邪神及草木石類を誅なふには必先づ星神をこそは令乎給ひけらし、(然れば此傳は第二一書を此に取りて心得べし、但其には二神の言向させ給へる由なるは事の脱て傳はらぬにぞ有るべき、其には此下に倭文神建葉槌神と有るなむ實に宜しき) 第二には大己貴神には神問の事なり、此に二神於是降に出雲國五十田狹之小汀、則拔十握劍倒植於地、踞其鋒端而問大己貴神曰、高皇產靈尊欲降皇孫君臨此地、故先遣我二神、驅除平定、汝意何如、當須避不時、大己貴神對曰、當問我子、然後將報と有る、此事第一一書には、故天照太神復遣武甕槌神及經津主神、先行驅除、時二神降に出雲、便問大己貴神曰、汝將此國奉天神耶、以不、對曰、吾兒事代主射鳥遊遊在三津之碕、今當問以報之と有り、古事記にも、是以此二神降出雲國伊那佐之小濱而、拔十握劍逆刺立於浪穗、跌坐其劍前、問其大國主神言、天照太御神高木神之命以問使之、汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所知國、言依賜、故汝心奈何、爾答白之、僕者不得白、我子八重事代主神是可白云々と有りて、傳々に少かの異同は有れども此の御答の實に如此くこそ御在し坐すべき御事なりけれ、然るに此第二一書には、既而二神降に出雲五十田狹之小汀而、問大己貴神曰、汝將以此國奉天神耶、以不、對曰、汝二神非是吾處來者、故不須許也、於是經津主神則報告時云々と有りて、上件の傳共とは異なり、若如

此くならむには、事代主神などに問はせ給ふ迄も非らず、大己貴神と二神との問答にて然定まれる上は、餘神に沙汰し給ふ可くも非ざる事なる者をや、然る時は何れにて事の違は有けると云ふに、右の疑汝二神非是吾處來者、故不須許と云ふは、凡ての事に天神の詔命を畏まり奉らせ給ふ此大己貴神の平生の御言の狀に合はざれば、疑ふらくは此は後に此所の狀に依りて杜撰したるなる可からむ事次々に説くべきなり、(又此に事代主神に申さしめ給ふ事の見えざるは始より傳はらざるか、又は佗の傳々に其事の委しかりければ文を省くとて右の御對の此に一に成れるか、何れにしても此にて經津主神の還昇らせ給ふと云ふ事少か落著かぬ心ちす)、第三には事代主神に神問し給ふ事の情報なり、此傳にては是時其事代主神遊行在_ニ於出雲國三種之碕、以_ニ釣魚爲_レ樂(或曰鳥遊爲_レ樂)故以_ニ熊野諸手船(亦名天鳩船)載_ニ使者稻背歷_ニ遣之、而致_ニ高皇產靈尊勅於事代主神、且問_ニ將_レ報之辭、時事代主神謂_ニ使者_一曰、今天神有_ニ此借問之勅、我父宜當_レ奉_レ避、吾亦不_レ可_レ違、因於_ニ海中_一造_ニ八重蒼柴籬、陷_ニ船柁_一而避_レ之、使者既還報命と有る、此稻背歷命は上に謂ゆる大背飯三熊之大人の事なるを、古事記には天鳥船神と云ひたり、即天夷鳥命の御事なる由上に注せるが如し、若て第一、一書には、乃遣_ニ使人_一訪焉、對曰、天神所_レ求、何不_レ奉_レ敷、故大己貴神以_ニ其子之辭_一報_ニ乎_一二神と有りて、甚く事略たる傳なり、古事記には右に引る續きに、僕者不_レ得_レ白、我子八重事代主神是可_レ白、然爲_ニ鳥遊取魚_一而往_ニ御大之前_一、未_レ還來、故爾遣_ニ天鳥船神_一、徵_ニ來八重事代主神_一而問_ニ賜之時_一、語_ニ其父大神_一言、恐_ニ之_一此國者立_ニ奉_ニ天神之御子_一、即踏_ニ傾其船_一而、天逆手矣於_ニ青柴垣_一打成而隱也と見えたり、此にては事代主神を大國主神の御許に徵來て問はせ給へる趣なり、然らば五十田狹之小汀にての事なり、然れども其は此正書の傳の方然る可くぞ所思えたりける、(三津之碕と有るも一の傳なる可し、其は出雲風土記に島根郡御津濱と云ふ見えたる、其を云ふか、然れども其は此神に由有る地には在れども、正書に三種と有る方正しきによ、傳卅卷に委しく注す可し)第四には建御名方神の事なり、此は御紀には凡て傳はらぬ事なるを、古事記にのみぞ委しく傳はれりける、今此に補ひて見ざる時は凡ての條理通え難かり、其文に云はく、故父問_ニ其大國主神_一、今汝子事代主神、如此白訖、亦有_ニ可_レ白_ニ乎_一、於是亦白云、亦我子有_ニ建御名方神_一、除_ニ此者無也_一、如此白之間、其建御名方神、千引石、擊_ニ手末_一而來言、誰來_ニ我國_一而、忍如_ニ此物言_一、然欲_ニ爲_ニ力_一競、故我先欲_ニ取_ニ其御手_一、故令_ニ取_ニ其御手_一者、即取_ニ成立_ニ氷_一、亦取_ニ成_ニ劍_一刃、故爾懼而退居、爾欲_ニ取_ニ其建御名方神之手_一、乞_ニ歸_一而取者、如_ニ取_ニ若_ニ葦_一、搯_ニ批_一而投_ニ離_一者、即逃去、故追往而、迫_ニ到_ニ科野國之洲羽海_一、將_ニ殺_一時、建御名方神白、恐_ニ莫_レ殺_レ我、除_ニ此地_一者、不_レ行_ニ佗處_一、亦不_レ違_ニ我父大國主神之命_一、不_レ違_ニ八重事代主神之言_一、此葦原中國者、隨_ニ天神御子之命_一獻_ニと有る是なり、此に據る時は事代主神は已に語_ニ其父大神_一言、恐_ニ之_一、此國者立_ニ奉_ニ天神之御子_一と有りて、其父大神に國避の御事を申し進め給へるが如くなれども、本より其御心にて御在し坐すが故に、御子等にも大義を誤らせ給ふまじく常に宜ひ掟させ給へりけむから、不_レ違_ニ我父大國主神之命_一とは申されたるなり、然れば此より以前に僕者不_レ得_レ白と有るは拒ませ給へる狀なれども然に非ず、己命の御心は始よりして此國土は天神御子に奉らせ給ふ爲に經營らせ御在し坐しけるなるを、然計にも勞かせ御在し坐して大凡の功績を天下に建てさせ御在し坐すを、容易く避奉らせ給はむは容易からざる御事なるが故に、先づ事代主神に問はしめ、次に建御名方神にも快く國を避しめ給へらむ爲に、此にて天より降來坐せる二神に萬は打任せ給へるなり、此傳無くは大國主神の

御心を知り奉る可き由無きを、然るにても甚々尊き御事なりかし、(此事天神本紀に出でたるは全く古事記より抄出たるなれども甚愛たし、少か字に異同は有るを、右の全文の傳を加へずしては足はざる故に下に注してむとす)第五には大己貴神の報告の御言なり、此には其事代主神の事畢れるに續て、故大己貴神則以其子之辭、自於二神、曰、我怙之子、既避去矣、故吾亦當避云々、と見えたる所に當りて、古事記に、故更且還來、問其大國主神、汝子等、事代主神、建御名方神二神者、隨天神御子之命、勿違白訖、故汝心奈何、爾答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者、隨命既獻也、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀琉天之御巢而、於底津石根、宮柱布斗斯理、於高天原、氷木多迦斯理而、治賜者、僕者於百不足八十垺手隱而侍、亦僕子等八十神者、即八重事代主神、爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と所見たる、此御事御在し坐して直に隠れさせ給へるが如くなれども然らず、右に僕者於百不足八十垺手隱而侍と申し給へるは、此第二一書に見えたる天神より掟させ給へる御命を下し給へる其報告に、於是大己貴神報曰、天神勅教慙慙如此、敢不從命乎、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事、と有る幽事を治めさせ給ふ可き由を申させ給へるなりけり、即出雲神賀詞に天穗日命の、己命見天夷鳥命爾布都怒志命乎副天降遣天荒夫留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事令事避支と有る如く、天穗日命より受繼ぎて天夷鳥命の大己貴神を媚鎮め奉りて、今迄其大神の現人神にて所治りし現事顯事を事避しめ奉ると云ふは、謂ゆる神事幽事を所知看せ奉る謂にて、其御契約此に成れりしかば二神此に於て一度天上に報命し給へるなりけり、右の一書に於て是經津主神則還昇報告、時高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更

條々而勅之、と見えたる是なり、(同じ事ながら第一一書に、故大己貴神以其子之辭報乎二神、二神乃昇天、復命而告之、曰葦原中國皆已平竟と有るは、全く事訖れりし時の事にて、此なるは此大己貴神の言に就て此に其執計らふ可き旨を伺に上り給へるにて別なり)第六には天神より行ひ下し給へる此時の大御政なり、其は第二一書に、皇祖天神より故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事、又汝應住天日隅宮者、今當造、即以千尋栲繩結爲百八十紐、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚、又將田供佃、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船、亦將供造、又於天安河、亦造打橋、又供造百八十縫之白楯、又當主汝祭祀者、天穗日命是也、と見えたるは、經津主神武甕槌神の天神の御命を持って還降り給ひ、大己貴神の先に乞ひ給ふ所に任せて其御返事を如此く仰下されたるなり、然して出雲風土記に楯縫郡所以號楯縫者、神魂命詔之、十足天日隅宮之縫楯御量千尋栲繩持而、百結々八十結々下而、此天御量持而所造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而天降下給之、爾時退下來坐而、太神宮御裝束楯造始給所是也、仍至今楯梓造而奉於皇神、故云楯縫と見え、又出雲郡杵築郷、郡家西北二十八里六十步、八東水臣津野命之國引給之後、所造天下大神之宮將奉、與諸皇神等參集宮處杵築、故云寸付、(神龜三年改字杵築)と有るなども此時の事にて、此大己貴神を國避らせ奉るとしては、其神の申させ給へる任に先づ其造宮の御事を最初に仕奉られしにて、此には稻背脛命は更なり件の二神を荒振神を撥平げさせ給ふ事をば次にして、專此御事をこそは急ぎ仕奉らせ給へりけり、其證は同郡美談郷、郡家正北九里二百四十步、所造天下大神御子和加布都怒志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之、即彼神坐郷中、故云三太三、(神龜三年改

字美談と所見たる、和加布都怒志命と申すは、上野國神名帳に拔鋒若御子明神、貫前若御子明神、香取若御子明神など申す若御子の若なるにて、必經津主神の御子に御在し坐しけむを、此時天神より天御領田を大己貴神に屬させ給へる其長として仕奉られければ、自然に其神の御子とこそは申せりけれ、實には從神に坐す謂なり、然して其天御領田と云ふは、此第二一書に又將田供佃と有る是にて、後世に謂ゆる圭田ヒトリノカの始なる由傳十七に注せるが如し、(右の杵築郷の下に八東水臣津野命之國引給之後と云ひ、美談郷の下に天地初判之後など有るは、其郷々に云ひ傳ふる任に書せる者なりければ抱る可からざるなり、神名式に謂ゆる美談神社、是和加布都怒志命に御在し坐すを、同社比賣邊神社と有るは養蠶の事を以て仕奉られし神に坐すにや、播磨風土記飭磨郡伊和里の下に蠶子落處者即號日女道丘と有りて、古には蠶の異名を比賣邊と云へりと思しければなり、又並びて縣神社同社和加布都怒志神社と有る縣神社も三談村に坐せり、右の御領田の由に依りて大己貴神を縣神として祀れるか、又二十二神注式平野社條に縣神天照太子穗日命と見えたる是か、下に云ふ可し)第七には右の天神の御趣けに就て大己貴神より御對申させ給へる御事なり、右に引る第二一書に、於是大己貴神報曰、天神勅教慇懃如此、敢不從命乎、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治神事、乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也と有るは、此に大己貴神の、故吾亦奉避、如吾防禦者、國中諸神必當同禦、今我奉避、誰復敢有不順者と有るは、右に天神勅教慇懃如此敢不從命乎、と有る事と同じく、次に乃以平國時所杖之廣矛授二神曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安と有るは、右に乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也と有るに當れるを、抑此矛はしも大倭神社注進狀に、傳聞、八千

戈神者、大己貴命以廣矛爲杖、令撥平豐葦原中國之邪鬼、是時大己貴命號曰八千戈神と所見たるが如く、此神の八戈神と聞えさせし時杖歩行かせ給へりし神物なる由傳廿七に注せるが如し、然るに其矛には岐神の御靈を託させ御在し坐すが故に、國土に在る荒振神はしも其御稜威を畏み怖るゝ故有るを以て、二神に薦めて其廣矛を奉らせ給へる由、已に傳八又上に委しく注せるが如し、然れば二神の荒振神を御言向爲させ給へるにも、大己貴神の御力を副させ給へる御事にて、右の天神の御處分御在し坐る後の事と見えて、其出雲風土記に、意宇郡母理郷、郡家東南卅九里一百九十步、所造天下大神大穴持命越八國平賜而還坐時、來坐長江山而詔、我造坐而令國者皇御孫命、平世所知依奉、奉但八雲立出雲國者、我靜坐國、青垣山廻賜而玉珍置賜而守詔、故云文理(神龜三年改字母理)と有るは、已に國土を事避り聞えさせ御在し坐し乍ら、猶越八國は國作坐し、始より事共所知食し御在し坐すが故に、國避の以前に如此く御言向の御事は御在し坐しける也、其由は事の因み有りて傳廿八に已に注したりき、(又同郡拜志郷、郡家正西廿一里二百一十步、所造天下大神命將平越八國爲而幸時、此處樹林茂盛、爾時詔云、吾御心之波夜志詔、故云林、神龜三年改字拜志)とも有り、其記に八十神を言向給へると此に有るを以ても、大凡ならぬ兵事に在りしを思ふ可し、大己貴神如此く天神の御爲に至忠を盡させ給へる者を、人は知らずてなむ)第八には大己貴神の天日隅宮に鎮らせ給へる御事なり、此御紀には今我當於百不足之八十隈將隱去矣、言訖遂隱と有る是なり、第一一書には、吾將自此避去、即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣と有る、此披の字を被に作れる本の有るが爲に、瑞之八坂瓊を負持して隱り坐せる如く人の思ひ惑ふ事なるが、披は於伎氏と訓みて其玉を置かし給へる由なる事傳廿七に

注せるが如くにて、此玉を天神の御許に奉らしけるを、天神御子に傳はりて崇神天皇六年御紀に、先是天照大神倭大國魂神、並に祭於天皇大殿之内と有る御是なり、大倭神社注進狀に傳聞、倭大國魂神者、大己貴神之荒魂(中略)在大倭豐秋津國守國家、因以號曰倭大國魂神、亦曰大地主神、以八尺瓊爲神體奉齋焉と見えたる如く、大和神社の神體と齋れさせ御在し坐しけるなり、右にも注せるが如く平國之廣矛はしも已に二神に奉らせ給へるが上に、猶出雲神賀詞に大八島國現事顯事令事避支、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐奉大倭國申天、已命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐已命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備爾坐事代主命能御魂乎宇奈提爾坐賀夜奈流美乃御魂乎、飛鳥乃神奈備爾坐天皇孫命能近守神實置天、八百丹杵樂宮爾靜坐支と有りて、此時に其和魂以下御子神等をも各鎮め聞えさせ給ひて、已命は天日隅宮に如此なむ鎮らせ御在し坐しける、此時其後神と御在し坐せる三女神も共に御身を隠させ給へる由は、已に傳十三卷に注せる筑前風土記に、宗像大神自天降居崎門山之時、以青藜玉置奥津宮之表、以八坂瓊紫玉置中津宮之表、以八咫鏡置邊津宮之表、以此三表成神體之形、納置三宮、即隱之、因曰身形郡、後人改曰宗像と有も此時にて、實に幽顯の界を分つ事此度にこそは有りけらし、然れば此時の事はしも幽と顯とに世の立替る時なりければ、中々に容易き事にては非ざりけむを、右等の事共をば一朝一夕の事と思ふは、深く此所に力を入れて見ざりけるが故なりけり(第九には大己貴神の御行方の御事共なり、右の傳々の趣を此彼比技ぶる時は、百不足之八十隈に隱坐すと云ふは、即杵築神宮に鎮らせ御在し坐せるにて在なり、若て此を天日隅宮と申すは、傳十三、廿一に注せる伊弉諾尊の幽宮素戔嗚尊の熊野宮の

例にて、顯御身の此土を避らせ給ふ時に當りて其御靈を留め置かせ給へる宮なり、日隅は潛匿カクレれさせ給へる由の宮號なるを思ふ可し、偕大倭神社注進狀に引ける御紀に、今我當於百不足之八十隈將隱去矣、言訖即躬披瓊之八坂瓊而長隱常世鄉者矣と有るは、今有る諸本には無き事にて、常世郷と云ふは即八十隈を云ひて人目の及ばぬ境を云ふ事なるが、又轉じては外蕃の事をも云へる由傳廿七に注せるが如し、偕傳廿四、廿七に注るが如く國韓神と聞えさする韓神と申すは、大己貴神少彥名神二柱に渡らせ給ひて、外蕃諸國を巡造らし給へるを以て稱奉れる御名也、然るに少彥名神の渡らせ給へる由は上章第六、一書に所見たるを、此大己貴神の物給へる事右の如くは、此に國を天神御子に避奉らせ給ひて、偕なむ外蕃には渡らせ給へりけらし、此より外に證と爲べき事とては樂家に傳はれる古説なむ有りける、道調の散手破陣樂一名玉皇破陣樂を古より傳へ云ふ、昔率川神海を渡りて新羅國を破らせ給ひし形を象りしなり云々と有るは、大神氏家牒に大物主神大國魂神等なるが、大己貴神は更にも申さず其和魂神荒魂神も渡らせ御在し坐せる狀なれば、況て其後神等御子神等も物爲給ひけむ事申すも更なり、彼の文德天皇御世に當りて大己貴神少彥名神の東海より常陸國に還らせ御在し坐しける首尾の事共に心を著て考ふ可き者なりかし、(平田翁の三五本國考に、西蕃に謂ゆる三皇五帝の三皇は伊弉諾尊伊弉册尊素戔嗚尊にて御在し坐し、五帝の大皇氏は大國主神に渡らせ給ひ、其後の女媧氏は須世理昆賣命に當る、と云て説を成せるは甚々愛たき考になむ有ける)第十には其大己貴大神八百丹杵樂宮に鎮らせ御在し坐せる後に、其神宮の御爲に御厨を仕奉りて大神を齋奉られけむは、出雲風土記に楯縫郡佐香郷、郡家正東四里一百六十步、佐香河内百八十神等集坐御厨立給而令釀酒給之、即百八十日喜譙解散坐、故云佐香と

見えたる是なり、然るに古事記にも於_二出雲國之多藝志之小濱_一、造_二天之御舍_一而、水戸神之孫櫛八玉神、爲_二膳夫_一、獻_二天御饗_一之時、禱白而、櫛八玉神化_レ鶴、入_二海底_一、昨_二出底之波適_一、作_二天八十毗良迦_一而、鎌_二海布之柄_一、作_二燧白_一、以_二海尊之柄_一作_二燧杵_一而、鑽_二出火_一云、是我所_レ燧火者、於_二高天原_一者、神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟之、八拳垂摩氏燒舉、地下者、於_二底津石根_一燒凝而、榜繩之千尋繩打延、爲_レ釣海人之、口大之尾翼鱸、佐和々々適控依騰而、拆竹之登遠遠々々々適、獻_二天之眞名昨_一也と見えたる、是をも御厨の事と云ふ説なれども、其は此第二、一書に天神の當_二主_一汝祭祀_一者天穗日命是也と見えて、此時の祭祀は其神の主らせ給へる事なるに合せて考ふるに、右の造_二天之御舍_一と云ふは次に引ける杵築宮の御事にして、此は天穗日命の子天夷鳥命の子伊佐我命の亦名を櫛八玉神と聞えて、其祖天穗日命の業を繼ぎて其大己貴神の祭祀を主る所以なる事、下に右の全文を引て注せるを見るべし、偕其神賀詞の右に引ける八百丹杵築宮靜坐_支と有るに續きて、是爾親神魯伎神魯美乃命宣久、汝天穗比命_支、天皇命能_支手長大御世_支堅磐爾常磐爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波間奉_支仰賜_支次乃隨爾供齋仕奉_支朝日乃豐坂登爾神乃禮自利臣能禮自登、御禱乃神寶獻_支良久登奏と有は、其大神を鎮め奉りて復奏し給へりし傳なるにて、此時の神乃禮自利と云ふは右の平國之廣矛と瑞之八坂瓊と八咫鏡との三なる事、予已に祝詞講義に委しく注せるを、下にも其大凡は説くべきなり、(其より以降天夷鳥命より次々相承けて神代の愛たき迹に倣ひて、出雲臣の世々朝廷に参上りて禮代物を貢りて神賀詞を奏せる事なるが、次々に其品目は多く成れども、實には右の三種なる事深き所以有るなり) 第十一には二神の報命なり、第二、一書に謂ゆる故經津主神、以_二岐神_一爲_二郷導_一、周流削平、有_二逆命_一者即加_二斬戮_一、歸順者仍加_二褒美_一と有るは、

彼平國之廣矛を杖歩かせ給ひて荒振神を言向させ給へるなり、出雲風土記に意宇郡楯縫郷、郡家東南卅二里一百八十歩、布都怒志命之天石楯縫直給之、故云_二楯縫_一と見え、又山國郷、郡家東南卅二里二百卅歩、布都努志命之國巡坐時來_二坐此處_一而詔、是土者不_レ止欲_レ見詔、故云_二山國_一也など有りて、此間に種々の御事御在し坐しけるなり、常陸風土記香島郡條に、豐葦原水穗國所_レ依將_二奉上_一始留爾、荒振神等又石根本立草乃片葉辭語之、晝者狹蠅音聲、夜者火瓮明國、是乎事向平定、大神從_二上天_一降供奉之と有るは武甕槌神の御事なり、又信太郡條に天地權輿、草木言語之時、自_レ天降來神名稱_二普都大神_一、巡_二行葦原之中津國_一、和_二平山河荒梗之類_一、大神化道已畢、心存_レ歸_レ天、即時隨身器仗(俗曰_二伊川乃川惠_一) 甲戈楯劍及所_レ執玉珪悉皆脫屣、留_二置茲地_一、即乘_二白雲_一還_二昇蒼天_一と所見たる、是經津主神の御事なり、右の乘_二白雲_一還_二昇蒼天_一と云ふは此所より二神共に上天に還昇給へるなるが、此にて御身に從へさせ給へる物を留め置かせ給へるは、香取神宮の神體と成り鹿島神宮の靈形と成れりし御物共なるが、國の鎮めに殘させ給へるにて、後世に海外より東埵の地を窺ふ事有るを豫て所知食て、如此く掟させ給へるなむ妙に奇しき御事なりける、然して先に大己貴神の薦め給へる岐神をも天上に從へて参上らせ給へるならむは、道饗祭詞に高天之原_支事始_支皇御孫之命止稱辭竟奉、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申_支、辭竟奉久_支、根國底國與里鹿備疎備來物爾、相率相口會事無_支、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾守奉齋奉禮止と有りて、下に神官天津祝詞乃太祝詞事乎以稱辭竟奉止申と有るを見奉るに、此祭はしも大己貴神より二神に廣矛を授け岐神を薦め申されしを、天上に其神を伴ひて其事を奏させむ、此に依りて天神の行ひ定めて皇御孫尊に事依し授け奉らせ給

へる御政なる事灼然きを思ふ可し、然れば此結末に於是二神誅諸不順鬼神等、果以復命、と有には右の如き謂の有る事ぞ、忽卒に思ふ事勿れ、第一、一書に、故大己貴神以其子之辭報乎二神、二神乃昇天復命而告曰、葦原中國已平竟と有るは、餘りに略きに過ぎたる者なり、古語拾遺には於是二神誅伏諸不順鬼神等、果以復命、と有るは此と同じきが、誅を誅伏と書けるのみぞ違ひは有りける(第十二には大物主神大國魂神事代主神等昇天の御事共なり、第二、二書に是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至、時高皇產靈尊勅大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姬配汝爲妻、宜領八十萬神永爲皇孫奉護、仍使還降之と見え、又垂仁天皇二十五年御紀に所見たる倭大神の御言に、大初之時期曰、天照太神悉治天原、皇御孫尊專治葦原中國八十魂神、我親治大垣官者、言已訖焉と有るは此時の御期なり、然して出雲風土記に意宇郡飯梨郷、郡家東南卅二里、大國魂命天降坐時、當此處而御膳食給、故云飯成(神龜三年改字飯梨)と有るは右の事に相合す可き傳説なり、若て其大物主神の御事は、駿河風土記に伊穗原郡御穗社、所祭大己貴命、又號御穗津彦御穗津比咩命也と有りて、次に羽車磯田社離宮也、大己貴命天孫降臨之機爲顯、其時大己貴命登天上、奏可順條々、忽乘御天日鷲大羽鷲羽車、休御穗御崎云々と所見たる是なり、此にて二神の初めて天上より天降り坐してより、大己貴神の國避の御事を終へさせ御在し坐して天上に復命し給へる迄凡て十二條なり、(但此は其大抵を十二條に刻みたる説なり、其餘の細かなる事共に至ては今云ふ限に非ず、此其御紀の見る次第を示さむとてなり、本より平田翁の古史と云へる物には抱る事無くして、古書を攻る時は如此く成るなり)○二神は右の經津主

神武靈植神を申すなり、此次に謂ゆる稻背脛と云ふは天夷鳥命の御事にて共に御在し坐しける事已に上に注せるが如し、然るに古事記には爾天鳥船神副建御雷神而遣、是以此二神云々と有は、經津主神の傳無ければなり、此紀の如くは此に三神と記されずては得有るまじき所になむ、○五十田狹之小汀、第二、一書なるも然り、伊陀佐之小汀と訓む事にて、那と多とは通音なる故に然も云ふにや、古事記には伊那佐之小濱と作り、即ち上章第六、一書に謂ゆる五十田狹之小汀なる由、傳廿八に注せり、通證に神名式出雲郡因佐神社、風土記作伊奈佐之社、杵築神社記曰、國司藤原家任日記云、大木寄稻佐浦、五十田狹小汀是也と注されたるが如し、記傳十四(九丁)に、伊那佐の名義未思ひ得ず、若は諸否の意にて、大國主神の諸否の答を問ひ賜ひし處なるから負へる名にもや有らむ、仁賢天皇六年御紀に諸の字を勢と訓めり、萬葉十六(九丁)に、否藻諸藻と詠める諸の字も勢と訓みつ可し、敏達天皇十三年御紀に屈請を伊那勢氏と訓るを、猶後撰戀五に、親の守りける女を否とも諾とも云放てと申しければ、諸否とも云放たれず憂き者は、身を心とも爲ぬ世なりけり、と有り、此歌伊勢集には人數とも爲ぬに添ひて志甚深く有りて、男文を遣すれど返事も爲さりければと有て、諸否とも云々と有り、奥儀抄に勢とは諸する意なりと見えなり(補意)と云はれき、猶古事記白檮原宮段大御歌に、多々那米且、伊那佐能夜麻能と有るは、楯並而より射と云へ係て伊那佐能山と云ふ地名に續けさせ給へるなるが、此は戰を爲させ給ひて其可不を定めさせ給ふ意を以て、其地名には負せ給ひたる可くして其意同じく、又和名抄郡名遠江國引佐(伊奈佐)と有るは、萬葉十四(十五丁)に、等保郡安布美、伊奈佐保會江乃と有る地なるが、其並に龜玉(阿良多末)と云ふ郡の有るは荒魂と云ふ事なり、神名式に引佐那蜂前神社大殺神社など有るを

思ふに、其も神代に戰など有りし地なるを以て、諾否を以て名に負へるなる可きなど、事は異りながら皆此に由有て通えたり、猶下の稻背脛命の傳に考合す可し、(記傳に風土記抄に伊那佐之小濱は杵築郷の内假宮村と云ふ所なり、此邊の浦を俗傳に伊那佐濱と云ふと云へり)と有り、予も二三度其國に物しつる度毎に其稻佐社へも詣で奉りけるに、杵築より日御碕の方へ行く道にて謂ゆる宇迦山の麓に在れば、當昔大國主神の御在し坐しける宇迦之山本宮とは甚近くて便理なるが故に此に著かせ給へるなりけり、其社の祭神は經津主神武甕槌神の二柱に渡らせ給ひけるとぞ、又此地名と成れるを思へば稻背脛命も御在し坐すなる可し、下の稻背脛命の所考合す可きなり)○小汀は記傳十四(十丁)に、凡て小川小田小野なども云ふには、萬葉に難波の小江なども詠て必少からねども、小初瀬小筑波などの類皆稱辭の如し、其は本は細小きを云ふ言なるが、稱辭とも成れるなり(下略)と有り、予が思ふには其用有て差す地の限り云ふ稱なる可くや、例を得て定む可くこそ、○拔十握劍は、古事記にも拔十握劍と有れば、二柱神共に同じ狀に各其十握劍を抜かせ給へるなりけり、○倒植於地は、私記に左加之萬爾津知爾豆支太天豆と有り、金澤本には地爾倒植氏と訓る方宜し、其事次に云ふべし、古事記には逆刺立子浪穗と見えたり、借此に地と云ふは其五十田狹之小汀を云ふなり、斯る所に地と云ふ例は、古事記素戔段に故汝者隨其族在、悉率來、自此島至氣多前、皆列伏度、爾吾蹈其上、走乍讀度(中略)今將下地時と有る地是なり、萬葉五(十二丁)に、多那禮乃美巨騰、都地爾意加米移母、六(三十三丁)に、零者雖益、地爾落日八方、八(廿一丁)に、松風疾地、爾落良武、又(二十六丁)來不喧、地爾令落常香、又(三十丁)徒、地爾令散者、又(三十一丁)花橋乎、地爾落津、又(五十七丁)先咲花乃、地爾將落

八方、十(九丁)に、徒、地裁將墮、見人名四二、十二(七丁)に、吾有者、地庭不落、空消生、十九(三十丁)に、之米家牟毛美知、都知爾於知米也母、二十(四十丁)に、和我且布禮奈々、都知爾於知母可毛、又(四十四丁)麻都我延乃、都知爾都久麻遲など云ふ地は、廣く天地など云ふとは異にて、唯に土の上と云ふ程の意味なるにて軽く云へる者なり、(其は十四卷十八丁に、波奈知良布、己能牟可都乎乃、乎那能乎能、比自爾都久佐麻提、伎美我與母賀母と有て、右に地として云へる所に此には比自と云ふにて知るべし、後の物にも空穗國讓下に、得上り給はで下に立ち給へれば、君等は然ながら土に立ち給へり、俊蔭下に、「此には丈夫有ければ、如何に土にや走らすらむと、拾玉集に、「何計り越路に雪の積るらむ、土に著行く庭の松が枝」拾遺員外に「浦初し初も知らず荒金の、地より成れる四方の海山」など有り)○倒植は、神武天皇戊午年御紀に詔靈を天降させ給へる御事を、明且依夢中教、開庫視之、果有落劍、倒立於庫底板と有る倒と同じくして、其器の順逆に就て云ふ逆なり、右なるも天上より降り給へるなれば、其倉の底板を貫きて俯に其鋒の下るは順なるに、其底板に劍柄の立ちて其鋒の仰ぎて有りし故に逆とは云ふなり、此も其如くにて劍鋒を地に刺が順なり、其とは異りて地に劍柄を置いて劍鋒の直に上に向ひて立てるが故に、古事記にも逆刺立子浪穗と有るを、記傳十四(十丁)に逆刺立とは劍は鋒を以刺す物なるに、是は柄の方を刺立てる故に逆と云へりと注されたり、植の字を都伎多都と訓める此言は、古事記御禊段に故於投棄御杖所成、神名衛立船戸神、と申す衛立に同じく、古事記の刺立も一事なるなり、但此は地と有るよりは古事記に浪穗と有る方や勝りたらむ、此は天神の御使と爲て天降らせ御在し坐しける威靈を國神に示させ給ふ所なればなり、浪穗の事は傳廿八に委しく注せり、(此

第六ノ一書などにも其於ニ秀起浪穂之上、起ニ八尋殿ニ而、手玉玲瓏、織絰之少女者云云と有りて、天神ならでも浪の穂の上に八尋殿を建てさせ給へる事の有りけるをも思ふ可きなり、予は古事記の浪穂の方を取ると云ふは、通證に引かれたる杜氏通典に唐散藥を載せて極鋒刀鋒倒植ニ於地ニと云ひ、剪燈餘話に、植ニ刀於地ニと云へるは御紀よりは後の事ながら、已く然る字の有るを取られけむと思しき疑も有ければなり) ○踞ニ其鋒端ニは、私記に曾乃左支爾志利宇太介見、又宇知安具美爾井天と訓めり、偕此鋒端は古事記には劔前と有り、其肥河段にも以ニ御刀之前ニ刺割と見えたりければ、前は借字にて鋒の義なるなりけり、然して此の鋒端は四神出生章第六、一書に謂ゆる劔鋒の事なりければ、古事記と合せて都留伎能佐伎と訓む事然る可く所思ゆ、偕右の志利宇太介見は金澤本の訓も此に同じ、記傳十四(十一丁)に、踞は志理宇多牙なり、志理宇多牙とは尻打擧にて、跣を地に著けて膝を立て臀を浮擧げて坐をも云ふべけれども、敏達天皇十四年御紀に踞ニ坐胡床、用明天皇元年御紀に踞ニ坐胡床ニなど有るは然は聞えず、是は俗に腰懸ると云ふ者なり、物語文などには尻懸と有り、其は足を垂れて臀を物に上るなれば尻打擧と云ふなる可し、字書に據物坐曰レ踞と有る是なり、據物とは腰懸くる事なり、漢にては其をも坐と云ふ常の事ぞ、然れば書紀に踞ニ其鋒端ニと有るは劔鋒に腰を懸け坐るなり(補意)と云はれたるにて甚明らけし、又鋒知安具美爾井天は官本の訓是なり、海宮遊行章第八ノ一書に於ニ内床ニ則寬坐と有るをも安具美爾井留と訓り、又古事記にも此を跣坐と有るを、記傳に阿具美章氏と訓むべし、字知阿具美と打て言を添ふるも宜し、阿具美は足を結む事なり、今世に丈六かくと云ふ坐様なり、跣字は佛書にも結跏趺坐など常に云ひて、阿具美に允當れり、丈六かくとは丈六の佛像の跣坐より出でたる可し、又是を世に阿

具良加久とも阿受久美加久とも云へり、阿受久美は足組にて阿具美に同じ、偕此阿具美居に二有り、組たる足の末を膝下に敷くと膝上へ擧げて跣を仰けて組むとなり、又膝を脇へ張りて左右の跣を合せても坐る、此も跣の類なり(取意)と云はれたるが如し、故右の如く劔鋒を御座と爲て踞させ御在し坐しけるは、口訣に顯ニ勇狀ニ問ニ報命ニ也と云へるは然る事ながら、上に注せるが如く此二神はしも共に稜威雄走神の御子にて渡らせ給へれば、本より劔と同體にて御在し坐す事、古事記に建御名方命に御手を令レ取給へれば、取ニ成立氷ニ亦取ニ成劔又ニと云ふ程の御事にて坐すが故に、其鋒端をも假の御座と爲て立も居も御心の任にぞ御在し坐しけらし、生賢しき尋常の凡心を以て測知り奉る可からざる御事になむ有りける、(記傳に今此神の如此爲給ふは、皆天神の御使の絶れて奇しく靈しき威徳有る事を示し給へるなり)と云はれき、此時に大己貴神は坐して向はせ給へりけむを、胡床などに踞坐るが如く劔鋒を以て其席と爲給へるには、實に天下を一吞に爲と云ふべし) ○問ニ大己貴神ニ曰は、次なる汝意何如當レ須レ避不と云ふへ係て心得べし、故古事記には問ニ其大國主神ニ言、天照太御神高木神之命以問使之と有りて、此神の爲に征伐の御使と爲て降らせ給ふとは非ざる由を如此懇到に聞えさせ給へるにて、上件條々に注せるが如く此大神始より天神に背き奉らせ給ふ御心御在し坐さず、又天神御子に此國を避奉らせ給ふ御心の御在し坐さざるには非ざれども、未其神を治めさせ給ふ御處分の未究らざりけるが故に、度々の大御使有りて事の約りに至れる所なるを以て、殊更に問使之の御言をば宣ひ入れさせ給へるなり、即大被詞に、國中爾荒振神等乎、神問爾問志賜、神掃掃賜此と有るに、大己貴神は荒振神の例には非ずと雖、然事を分ちて委しく云ふべき所ならざるが故に大凡に云へるなるが、其神問志と云ふぞ此には

當れりける、後釋に此所神掃云々は荒振神に係り、神問云々は大名持命に係れり、然れば云々神乎波神問志爾云々、荒振神等乎波神掃云々と分けて有るべき事なるに、唯荒振神等とのみ有るは大名持神も荒び給へる如聞えて如何なれども、語を省きて如此も云ふべきにや、又思ふに此に荒振神と云へるは書紀に謂ゆる殘賊強暴横惡之神の類のみには非ず、凡て天神に順ひ依來ずして疎々しき神を汎く云へるが、當昔大名持神も未天神に歸順ひ給はざりし程なれば然云ふべし(下略)と見えたり、(但出雲神賀詞に、荒夫留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮云々と見えれば、右の意にも在れ大己貴神を荒振神とは云はず、然れば大被詞なるは然事を分ち云ふ所ならじとぞ見る可き) ○高皇產靈尊は此正書の例なるが、第一一書には天照太神のみを擧げられき、第二一書に天神と有るは二大神に互る可し、古事記には右に引ける如く、天照太御神高木神之命以と有るぞ調ひたる狀なりける、但此は何れの所なるも然有るべき例なるなり、○欲降皇孫君臨此地とは、上に故皇祖高皇產靈尊(中略)遂欲立皇孫天津彦々火瓊々杵尊、以爲葦原中國之主、と有る所に應ふる文なり、上に注せる事共に考合す可し、君臨此地とは、私記に己乃久爾々支美太良之女牟止須と有り、天上にては欲爲葦原中國之主と詔給へるを、二神の此所に御在し坐して詔命を述べ給ふ所なるが故に君臨此地とは宣へるなり、此字は四神出生章に素戔鳴尊の御事に汝甚無道、不可以君臨宇宙と有るを、其第二一書に假使汝治此國云々と有て、此國を所治看せ給ふ御事を申せるなり、孝德天皇御紀大化二年詔に、夫君於天地之間而宰萬民者云々、同三年詔に惟神(惟神者謂隨神道亦自有神道也)我子應治、故寄是以與天地之初君臨之國也云々など見えたり、但君臨の字は君登令坐牟と訓むべし、(私記に訓める如きは漢籍訓の狀に近し、

金澤本には君登志麻佐牟と有るも言足はざるが如し、此字尙書に出でて君臨周邦と有りて、天下に君と坐して萬民に臨ませ給ふ義に取りて用ひさせ給へり)古事記には此を汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所知國言依賜と所見たり、此にて君と坐して所知食と、主と爲て領居との差別を見べきなり、記傳十四(十二丁)に宇志波祁流は主と爲て其處を我物と領居るを云ふ、但天皇の天下を所知食す事などを宇志波伎坐と申せる例は更に無ければ、似たる事ながら所知食などと云ふとは差別有る事と聞えたり、波久は佩刀著杵などの波久と同じくして身に著て持つ意ならむか、取とは本手に持つ事なるに、今世に國所を領するを某處を取る幾萬石取るなど云ふも此の波久と意通へり、借此言萬葉五(三十一丁)に、宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等、六(三十六丁)に住吉乃、荒人神、船舳爾、牛吐賜、九(二十三丁)に、此山乎、牛掃神之、十七(三十九丁)に、須賣加未能、宇之波伎伊麻須、爾比可波能、會能多知夜麻爾、十九(三十六丁)に、墨吉之、吾大御神、船乃倍爾、宇之波伎座なども有り、遷却崇神詞に山川能清地爾遷出坐兵、吾地止宇須波伎坐世云々と有るも、須と志と通音にて同言なり(取要)と云はれたるが如し、然るは傳廿二、廿七に注し奉るが如く、此神はしも御父大神の御事依を受け奉らせ給ひて大國主大神にて渡らせ給へれども、天津日繼の御事はしも御父大神の御誓に成坐せる天神御子に定まらせ御在し坐せれば、自立たせ御在し坐す狀にて宇志波祁流とは詔給へるなり、是大國主神にては御在し坐しながら、天皇の天下を帥るて食國を所知食すなど申す筋とは異なりける所以なむ御在し坐しける、(其以外にも右の例共なるは、誰が依せるとも無くて自立ちて其處に大人と成りて領居るを云ふ事にて、我より上に君長の有りて其より依されたるをば然云はざる格の言

なり、偕又其字志と云ふ事の説は、傳八卷に注せり、考合す可し、然して其大人と云ふは長者の義なる者なり、我御子之所知國言依賜は、右に注せる此の欲降皇孫君臨此地と有ると同じ意にて云ふ狀の異有るなり、抑所知と云ふは君王に限り奉れる御事にて、已に八洲起元章第一、一書に、天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穂之地、宜汝往循之と有る循の言是にて、此には深き所以有る事傳五、十七、廿七に注せる如くなるが、其は置て凡て此國土をも天下をも所知食と申す、は唯天皇御一所のみぞ御在し坐しける、第一、一書に、天照太神因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉と見えたる治是なり、其は傳卅にて説くべき事なれども、少か此にも云ふべし、古事記に坐畝火白禰原治天下也と有るを始め奉りて、歴世の天皇尊等の御上に然記し奉らるゝ例なるに、明宮段に至りて即詔別者、大山守命、爲山海之政、大雀命、執食國之政、以白賜、宇遲能和紀郎子、所知天津日繼也と見えて、政に爲とも執とも有るは天皇の大御政を申し給ふ由なるに、天津日繼に所知と有は、其食國の事を政ごち申すを所知食させ給ふ謂なるを以て其差別有るを知るべし、若て所知食と云ふは其白禰原宮段に坐何地者平聞看天下之政と聞食と同じくて、一は召て知り給ふ由なり、一は召て聞き給ふ由なり、共に君王と御在し坐して臣民より奏す所を聞知し御在し坐して、其行下し給ふ大御政御在し坐す謂是なり、偕其賣須を袁須とも云へるは傳六、十四に注せるが如く、天皇の天下を所知食す御上に就て食國と申し又國袁斯須と申せる是なり、萬葉五(七丁)に、企許斯袁周、久爾能麻保良叙、十八(十八丁)に、伎已之乎須、久爾能麻保良爾など見え、靈異記に磯城島金刺宮食國天皇、又磐余譯語田食國云々、又聖武天皇食國之時云々、又諸樂宮食國帝姬阿倍

天皇代など有りて、食國を久爾乎師須又久爾乎師之と注せり、即ち萬葉一(廿二丁)に、荒妙乃、藤原我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、十八(廿三丁)に、美與之努能、許乃於多保美夜爾、安里我欲比、賣之多麻布良之、二十(六十一丁)に、於保吉美能、賣之思野邊爾波、之米由布倍之母、又(六十二丁)於保吉美乃、都禰見賣須良之、多加麻刀能、努敏美流其等爾、など有るを以て其意同じきを曉る可し、故其如く袁須と云ふは食の字に當れるが、其の佗なる物を我身に召入るゝより云ふ事なるが故に、今も食物の事を世に賣斯と云ふも其義なるなり、其も亦萬葉八(二十一丁)に、春野爾、拔流茅花會、御食而肥座、十六(廿三丁)に、夏瘦爾、吉跡云物會、武奈伎取食と有るに、拾穗本食の字の下に此云賣世と有るなり、此を以て所知食所聞看などの賣須は召入れさせ給ふ義なるを知るべし、(然して其本は袁須にて佗なる物を寄せ會へて身に召入る義に出でたる事、右に謂ゆる食國又は國袁斯須の言に合せて曉る可きなり、右の袁須と賣須との義を明らかに爲さる時は、所知食所聞看などは唯に知と聞となる事の知られざるが爲に、其説を詳に爲には至るまじき者ぞかし)故君王に召され奉りて天下の大御政を知らせ奉り聞かせ奉るは、御前の事執申す人の職なり、古事記御天降段に、思金神者取持前事爲政と有は、右に引ける執食國之政以白賜と同じければ、爲の字此にては白賜と訓む事を知るべし、天孫本紀神武天皇即位元年の事を云へる所に、是日物部連等祖宇摩志麻治命、與大神君祖天日方奇日方命、竝拜爲申食國政大夫也と有りて、下に但申食國政大夫者今之大連大臣是也と見えたる、正に如此き狀なりしなりけり、記傳卅一(廿二丁)に引かれたる續紀第十三詔に、又御世々々爾當天下奏賜比、國家護仕奉事乃勝在臣多知乃云々、第廿六詔に又祖父大臣乃明久淨敏心以、御世累々天下申給比、朝廷助仕奉利多事乎、

第五十一詔に自今日者、大臣之奏之政者不聞看夜成季、自明日者、大臣之仕奉儀者不看行夜成季など見え、萬葉二(三十五丁)高市皇子尊城上殞宮之時歌に、吾大王之、天下、申賜者、五(廿五丁)に、余呂豆余爾、伊麻志多麻比提、阿米能志多、麻手志多麻波禰、美加度佐良受且、又(三十一丁)神奈我良、愛之盛爾、天下、奏多麻比志、家子等、撰多麻比天、十九(四十丁)に、古昔爾、君之三代經、仕家利、吾大王波、七世申禰など見えたる、是にて天下の事を執申すを云ふなり、職員令大納言義解に納言於上、宣言於下也と有るを、和名抄に大納言於保伊毛乃萬宇須豆加佐)中納言(奈加乃毛乃萬宇須豆加佐)少納言(須奈伊毛乃萬宇之)と有も、右等の事に因て起れる官名なるにも思ひ合す可し、民部省式に凡免除雜官物、符下省者即承知、符先下所司、若有執申、十五日内令勸申と有る執申は、世に云ふ執奏執達の義にて、事を取次て君に奏すを云ふなり、此を以て人臣より天下の大御政を執申して天皇に所知看しめ奉り、其仰事を承りて下に行ふが故に白賜とは云ふなり、然れば鎌倉以來武將など政申さるる類の事を天下所知食など云ふは、大なる名分の誤なるにて、正しくは右等の例共を正して天下申給ふと云むこそ實に相應へる名稱には在りけれ、右件字志波久と云ふは自立ちて其長者となり其地を領居を云ひ、所知食と云へば右の如く臣民の上に立たせ御在し坐して其執申す事共を所聞看て政ごたせ給ふ謂なり、白賜と云ふは君上に仕奉りて萬の事共を執申して天下に行ふを以て云ふなり、如此く三の差別なむ有けるを序に云ふなり)○故先遣我二神は、天神より遣はさるゝ由を宣ひ入るにて、古事記に問使之と有るに同じ、其日代宮段倭建命の熊曾建を誅はせ給ふ所に、於是白言汝命者誰と申せるに答へさせ給ふとして、爾詔吾者(中略)名倭男具那王者也、意禮熊曾建二人、不伏無禮聞看

而、取殺意禮詔而遣と有る遣に同じ、○驅除平定は、私記に波良比之豆女之卒と有り、金澤本には平定を多比良宜志牟と訓めり、即上に吾欲令撥平葦原中國之邪鬼と有る此に承くる所なり、其由は上に注せり、借驅除は第一、一書にも二神の御事を先行驅除と有り、履中天皇前御紀にも遂欲除と云ふ事有り、即此は大祓詞に國中爾荒振神等乎、神問志爾問志賜、神掃々賜比且、遷却崇神詞に是以天津神能御言以、更量給比、經津主命健雷命二柱神等乎天降給比、荒振神等乎神攘々給比、神和々給比と見えて、其は然計り事を分ち云ふべき所ならざる故に、大己貴神の御事をも合せて一に云へる由、右問大己貴神曰の所に注る如くなるを、此には驅除と平定とは分ちて二に聞くべき法有り、神賀詞に荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎮天と見えたれば、驅除は其荒振神に係り、平定は大己貴神に係りたる可し、然見る時は平定を私記に令鎮と訓める事實に謂れ有りと云ふべき也、神武天皇戊午年御紀に坐定酒行と有る定を志豆麻理氏と訓み、己未年詔に遂得安定區宇と有る安定も此平定と字義同じきを曉る可し、其上大己貴神はしも始より天神に敵ない奉らせ給ふ御心行ひ共に御在し坐さざりつれば、唯其御心を和し鎮め聞ゆるのみなる事、右の祝詞共に或は神問志爾問志、又は神和々給比など有るに思ひ合せ曉る可し、(然れば此は其天降らせ御在し坐しける凡ての御事に係けて宣はせる者と見る可し、然らざる時は大己貴神をも荒振神の列と爲に至て甚々畏ければなり)○汝意何如は、古事記には汝心奈何と作り、記傳十四(十三丁)に、此御事依の任に此國をば皇御孫命に獻らむと思ふや奈何と問ふなり」と有が如し、如此く問係くる意の伊加爾は、萬葉三(廿一丁)に、拷領巾乃、懸卷欲寸、妹名乎、此勢能山爾、懸者奈何將有(一云可倍波伊香爾安良牟)七(廿一丁)に大海之、波者畏、然有十方、神乎齋禮而、船出爲者如

何、古今雜、都人如何にと問はゞ山高く、晴れぬ雲居に佗ぶと答へよ」後撰戀五に、思ふてふ言葉如何に馴かしな、後憂き物と思はずもがな」拾遺雜春、古里の毛無の岡の時鳥、言傳遣き如何に告きや」枕草子三(廿二丁)に、如何にと問へば障る事共申すに、十二(廿丁)に、如何に清爽に成り給へりや」と有るなど多し、(今本の訓に此の如何を伊加牟と有るは普便に類れたる者にして正しからざるなり、古言に依て伊加爾と訓むべし)○當須避は、私記に左利末津良牟也と有り、楮此避の字を被用たる例は、四神出生章第三、一書に、伊弉册尊の顯御身ながら黃泉國に渡らせ御在し坐しける事を、神退矣亦云云神避矣と所見たる其放の字の義なり、古事記八十神段に、故此大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神、所以避者云々と有るは、其下に故持大刀弓追避其八十神之時、每坂御尾追伏、每河瀬追撥而、始作國也と見えたる、此を避と云ふなり、楮此は第一、一書第二、一書に、汝將以此國奉天神耶と有るに當る所なるが、其大己貴神をして此國より外に移住ましめ給ふ物の如く誰しも思ふめる事には在れども然らざるにや、出雲神賀詞に國作之大神乎毛媚鎮天、大八島國現事顯事令事避支と有る此を云ふなり、然るは上に注せるが如く此程の御名を顯國玉神と聞えて、專顯國の君主の如く御在し坐して現事顯事を所知食し御在し坐し、かば、其御任を避け給りて神事幽事を所知食しめ給ふ可き意を含めて仰入れさせ給へる御事、右の神賀詞に照して辨ふ可き者なり、即其世の狀を改めて顯と幽とに事別させ給へる御政是なり、(然るを舊説の如く此地を避らせ奉りて大國主神と聞えさする御任を削り奉れらむには、其神をして何れの地にかは治め給はむと爲る、甚々心得ぬ事共なるにこそは有りけれ)○不を、良海本に否字に作り、私記に伊奈也と有り、第一、一書、第二、一書共に同文

にて、汝將以此國奉天神耶以不と有り、即天神の御命を諾ひて現事顯事を避奉りて神事幽事を治め給はずや否らずやと、和かに問聞えさせ給へるにて、謂ゆる是神問なる事右五十田狹之小汀の所に諾否の事に就て注るが如し、此不の言の用ひ狀は孝德天皇大化二年御紀に、現爲明神御大八島國天皇問於臣曰、其云々入部及其屯倉猶如古代而置以不と詔給ひて、共勅答を所聞食せ給へるに似たり、此伊那の義は傳八に注せるが、如此く人に是非を問係くるには夜の辭を添ふる事にて、古今俳諧に「思へども思はずとのみ云ふなれば否や思はじ思ふ詮無し」空穗國護上(八丁)に、「今吉日取て御迎にと聞え給へば、落窪一に、「否や此落窪の君の彼方の宜ふ事には從はずして悪かんなるは何ぞ、狹衣三上(三十八丁)に、「近う臥たる母の驚き合て、此に男の氣はひこそ爲れ、空耳は乞々今日明日御門の麗くしき愛し給ふ可き吾が佛」と有る伊那夜は、嘗て云ふ辭にて否よと云ふ程の事なるが、枕草紙五(廿六丁)に「明けて見れば思ふ可しや否や、第一ならずは如何と問はせ給へり」と有は、全く此と同じ云様なり、(和訓栞に、伊那は否を訓めり、然の反なり、古字は不なり、俗語に伊牟爾夜と云へり、神代紀に不須也を訓み、萬葉集に不言不聽不欲などを訓み、眞名伊勢物語に不知を訓めるも義同じ、伊那夜とも云へり、又弗を訓めり、韻會に不可也と見ゆ」と見えたり、史記に否々を伊夜々々とも伊那々々とも訓めるを、索隱に不通過者也と注せり)○大己貴神對曰、當問我子然後將報は、第一、一書には、對曰、吾兒事代主、射鳥遊遊在三津之碕、今當問以報之と有りて、云狀は異れども事は同じきなり、古事記には爾答白之、僕者不を得白、我子八重言代主神是可白云々と有り、右に僕者不を得白と有るは、天神の御命に逆らはせ給へる如くなれども然に非ず、豫の御契約はしも已に天穗日命の天降り御在し坐しける間に成りて有

る事を、粗二神の知りて御在し坐すべかりければ、其事に就ては今更に聞え上させ給ふ迄にも非ざりけむが上に、當昔天下の事共は皆任ねさせ御在し坐しけるが故に、其御子事代主神の言を以て御返事を聞え奉らせ給はむとなる可し、然して口訣に聞_レ我子_二者令_レ後全_一也と注せる其意にて、大神の御上に於ては少か異しき御心の御在し坐せるならずと雖も、其數多なる從神の中に順ひ奉らざる者有る時は、大神の清き御心の隠るゝ事なりければ、其長子と御在し坐す事代主神の諸否_トに依て、百八十神も其御制令の任に仕奉らるゝ事を思はずが故なりけり、其下に見えたる國避の時_ノ御言に、僕子等百八十神者、即八重事代主神爲_レ神之御尾前_ニ而仕奉者、違神者非也と申給へるを味ふるに、大己貴神は國土の大君にて渡らせ給ひて、萬の事をば事代主神ぞ執申させ給ひけむ故に、其神に任ねて報命の御言を令_レ問給へりし御事にこそは有りけめ、此下にも在る瓊々杵尊の木華開耶姬命を御むと爲させ給へりし御事を、古事記に爾詔吾欲_レ自_レ合汝_一、奈何、答曰、僕不_レ得_レ白、僕父大山津見神將_レ白と有りて、其女神の心の底際_ニ仕奉らむとは思ほしながら、御父神に垂問奉られて其處分に任せ給へるに等しく、此にても大國主神の自申させ給ふ可き御事を、事代主神をして聞えさせむと爲させ給へるなど、同一徹の事にして其味はひ究り無かる可き者なるぞかし(記傳に、僕者不_レ得_レ白、我子云々と有るを思ふに、此時已に大穴牟遲神は年老坐して多く事代主神に事を譲り給ひて、事代主神ぞ眞盛に威勢有りけむ故に、自の心一にては御答を得白し給はざるなり云々、と云はれたれども、自諾はせ給へる事を傍より物爲させて、其基を固めさせ給へる神意を考漏らされたるなり)○事代主神は、上章第六、一書に出給ひて、御名義より始めて御子孫の事共に至る迄落も無く傳廿八に委しく注し奉れり、借此大國主大神の長子と申すは味耜高彥根神に

渡らせ給へるを、上なる天稚彦の喪を弔に御在し坐せるのみにて終無く、事代主神は此に至りて出させ給ひて、御父神に代りて復奏の御事のみ有りて始無き事怪しむ可し、且國避の御事はしも天下造給ひし御功業の終にし在りければ、其神にこそは問はせ給ふ可き御事なりけれ、然るに其神を除きて此事代主神一柱の御言を以て然計の大事をしも定めしめ給へるなむ愈以て不審しき事なりけるを、熟思へば上に注せる如く味耜高彥根神と申すは御名にて渡らせ給ひ、事代主神と申すは和魂、一言主神と聞ゆるは荒魂にて渡らせ給ふと云ふ、予が數年の説をも愈定むるに至れる者也、然して此事代主神と申すは第二、一書に出でたるが如く、大物主神に對はせ給へる御名に渡らせ給へるが、又其神を大物代主神と申す物代に對へて事代と申す事なるが、崇神天皇十年御紀に物實此云_レ望能志呂_一と見えれば、事代は事實の義なり、然して此は國避の大事にし在りければ、其御本名なる味耜高彥根神の方にて計らはせ給ふ可きに、此事代主神の物爲させ給へるは、其和魂神を以て事を全く調へさせ給はむ御父大神の厚き御心に出でさせ給へりし御事申すも更なり、(是將大國主神の御心を見奉り知るべき御事なるに、昔より然る方に力を入れて見奉る人の無きなむ御父子二神の御上を云ふに就て甚々心苦しき事なりける)○遊行は、私記に由支氏と有り、金澤本にも然訓り、遊_レ字は此下の一書共に遊幸_ト遊息_トと見えたる其如く、虚_レ字なれば訓に拘る可からず、○三穗(此云_レ美保_一)之碕は、古事記には御大之前と有り、即出雲風土記に島根郡美保郷、郡家正東廿七里一百六十四步、所_レ造_レ天下_一大神命、娶_レ高志國坐神意支都久辰爲命子、俾_レ都久辰爲命子、奴奈宜波比賣命_ニ而令_レ産神、御穗須々美命是神坐矣、故云_レ美保_一と見えて、建御名方命の本居なる事下に注せるが如し、又美保濱廣一百六十步(西有神社、北百姓家、捕_レ志毘魚_一)と見え、又

美保埼(用壁峙巖定岳)と有り、若て等々島(禺々當々)と云ふ有るを、其抄に自三保灘磯可三十八町一東海中有り島、俗呼云島神、蓋大己貴命御子事代主命、於于此島作釣魚射鳥之遊、風土記所謂等々島是也と有るは、實に事の状態る可く思えたり、右の西有神社と注せるは在神祇官の美保社にて、神名式に謂ゆる美保神社是なり、抄に中御穗須々美命、左大己貴命、右奴奈宜波比賣命と有り、下に云ふべし、其未官知社に三保社有るを、事代主神及百八十一神と見えたり、名神記に事代主神也と云ひ、頭注に一座事代主神と有るは此を云ふか、猶尋ぬ可き事なり、借當時東は美保西は杵築迄は一聯の島なりしにて、中に一條の潮海通りて在りしかば、其内海より傳ひて美保に至る上古の船路にて在りし事傳廿七に注せるが如し、此に式の出雲郡美努麻神社の傳に、事代主神杵築より美保へ通はせ給へる時難風に遇はせ給へるに、伊弉諾大神に祈らせ給ひ御息を吹かせられ速飄別命の御助を乞奉り、我が杵築の山に勸請らむと願ひ給つる驗有りて其神を祀らせ給ふ、旅伏村の旅伏社は是なり、其時の御船は宇賀山の上なる唐川と云ふに在り、帆柱も石に化れり」と云へり、其旅伏社は式に謂ゆる布勢神社にて坐すにや、後按の爲此に注す者なり、(又其由にて彌努麻神社を貴船大明神と申す事とぞ、然る時は同郡阿須伎神社同社神伊佐那伎神社と並ばせ給へるは右の所由に依れる者なる可し、然れども正しく物に見えたる事にて非ざれば猶能正す可き事也) ○以釣魚は、私記に津利須留乎毛知且と訓めるに従ふ可し、海宮遊行章第一、一書、第六、一書には、釣魚を伊袁都留と訓み、神武天皇甲寅年御紀に釣魚於曲浦と有るには都理須と訓みたり、古事記海神宮段に釣魚と有るを、記傳十七(六丁)、に那都良須爾と訓むべし、萬葉五(廿三丁)に、多良志比賣、可美能美許登能、奈都良須等、美多々志世利志、伊志遠多禮美吉

と有れば、那都流と訓べきかと思へども落著かず、猶私記の訓に従ふ可きなり、和名抄漁獵具に、釣、鰈類云、釣設、釣餌取魚也(和名都理)と有りて、釣は器の名なるが、其釣を垂れて物爲るを津利須留とは云ふべし、古事記天御饗段に、爲釣海人之口大之尾翼鱸佐和々適、又白檮原宮段に爲釣乍打羽舉來人遇于速吸門など云ふ例を以て訓むべきにこそ、下に注せり、(又字鏡に釣、伊乎豆留と有れば然訓て、次なる遊鳥に對へ見る可きかとも思ひしかども然らざる可し、又古事記には此を取魚と作るを、記傳に須那杼理と訓まれたれども、其は何と無き漁にこそは云ふべし、正しく釣を垂れ給へるに然は云ふべからず) ○爲樂を、和邪登須と訓めり、四神出生章に以哭泣爲行と有て、行字を訓めるに等しく、平素の所行と爲て樂ませ給へるなり、萬葉二(十一丁)に、強作留行事乎、知跡言莫君二、四(十四丁)に、今耳之、行事庭不有、七(三十五丁)に、足乳根乃、母之其業桑尙、八(五十二丁)に、吾妹兒之、業跡造有、秋田、九(廿三丁)に、從來、不禁行事叙、十一(十七丁)に、凡乃、行者不思、十二(十七丁)に、擇擢之業會、吾獨宿、十六(廿五丁)に、荒雄良者、妻子之産業乎婆、不念呂、十九(廿六丁)に、古爾、有家流和射乃、久須婆之伎、事跡言繼、二十(五十六丁)に、伊射子等毛、多波和射奈世會など産業をも云ひ、何と無く其爲し行ふ事にも云へり、若て此事代主神の釣魚を以て樂と爲させ給へるは、世に海幸と云ふ事を起し弘めさせ御在し坐しけるにて、本より此神の神性に好ませ給ふ所なるを以て其徳を成させ給へるなりけり、志摩風土記に答志郡伊佐部鱸藏神社、事代主命也、命得鱸祭天神地祇之地と見えたる、此一事を以て萬に及ぼし考ふ可き事なり、伊佐部と云ふも漁部の義なる可くや、右の傳に就ての較略は傳廿八に已に注せるが如し、(俗に我大黒と云ふ神像を家毎に祭れる、其大黒と云ふ

は笱を負ひ俵を以て御坐と爲るなれば、此は大國主神に坐す事申すも更なり、我と云ふは釣棹を持ち鯛を脇狹みて石を以て坐と爲るなれば、事代主神の此の故事に依りて訪たる神像なめり、二神共に狩衣姿の奇しき神像とこそは如何なる事なりけれ、已くより然る習俗の有來るなめり。○或曰遊鳥爲樂は、諸本大字にて本行なるを、良海本には小字なるに従ひて今改めつ、借古事記には爲鳥遊取魚と二を並べたるを、此は釣魚を本説にて遊鳥は一説なり、第一ノ一書には射鳥遊遊と有りて漁の御事見え、然して遊鳥は私記に止利乃阿會比乎と有り、第二ノ一書に、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船、亦將供造と有るを見るに、漁を爲る事をも阿會夫とは云ふめり、記傳十四(十四丁)に、「鳥遊は野山海川に出で鳥を狩て遊ぶを云ふなり、此は海邊なれば主と水鳥を狩るなる可し、朝倉宮段大御歌に、夜須美斯志、和賀意富岐美能、阿蘇婆志斯、志斯能夜美斯志能云々と有るは、猪之病猪之なり、是其猪を射給へる事を阿蘇婆志斯と詠み給へり、即狩をも遊びと云ふ證是なり、又山城風土記に玉依比賣於石川瀬見小川之遊爲時と有るは、女神なれば唯川邊に逍遙する事かとも聞ゆれども、猶魚釣を云ふなる可し(取要)と云はれたるは然る事なり、右の大御歌其雄略天皇五年御紀に出でたるが、釋に阿蘇曆斯志を謂射也又遊也と注し、萬葉十三(廿八丁)に、三雪零、冬朝者、刺楊、根張梓矣、御手二所取、賜而所遊と有るも、梓弓を射させ給ふ事を所遊と云ひて即御獵の事を云へるなり(古より貴人の成さるゝ事を遊ばすと云ふ事常なれども、鳥の遊びなど云には尊敬の辭にては叶はず、斯る所に遊ぶと云ふは其事を成させ給ふが遊なる謂なり)○熊野諸手船は、熊野は出雲風土記に意宇郡熊野山、郡家正南一十八里、(有檜楫也、所謂熊野大神之社坐)と見えて本此地に起れる名なるが、古は意宇郡の半より東にて、

今能義郡と云ふ邊へ係けて然云へりし事、傳廿七熊野之御碕の下に注せるが如し、諸手船は先づ垂仁天皇三年御紀に艇と有るを、欽明天皇十四年御紀に同船二隻と見えたる、共に波斯布禰と訓み、皇極天皇元年御紀に、仍賜大船與同船三艘と有て、同船母慮紀舟と注されたり、其御大船は和名抄船唐韻云船(傍陌反、楊氏漢語抄云、都具能布禰)海中大船也と有る、都具は都牟の轉なる可し、神功皇后元年御紀に帆船を保都牟と訓みたるも、船は物を積運ぶを以て名と爲るにて、倉は物を居收むる所なるに依りて座を以て名くるに等し、若て其同船を母慮紀舟と訓むは諸來船と云ふ事にて、小艇は繋合て擗行く者なるが故に、今も諸國の船人共の云ふを聞くに、一艘の船の事を片船と云ひ其繋合の船をば諸船と云へる是なり、又波斯布禰と云ふは早く廻りて事を辨ふる由にて橋船と云ふ義なるなり、和名抄に艇(游艇同)唐韻云艇(徒鼎反、上聲之重、漢語抄云、艇乎夫禰、游艇波之布禰)小船也、釋名云、一二人所乘也と見えたる是にて、此に熊野諸手船と云ふは、使者を急がせ遣し給へるなれば、此游艇の事を云ふと聞えたり、(但諸手船と云ふ義は其とは異なる由次に注せるが如し、又波斯布禰と云ふは走船にも有るべし、大船は帆に任せて遣るを、小船は櫓を擗て走する者なればなり)借諸手船とは兩人して櫓を擗渡る船の謂にて、右の同船を母慮紀舟と云ふとは等しからざるなり、先づ諸と云ふは兩手を諸手と云ひ兩足を諸足と云ひ兩眉を諸眉と云ふは更なり、劔の兩刃なるを諸刃と云ひ、賀茂祭に葵のみなるを片鬘と云へるを、桂と合せて繋るを諸鬘と云へる類にて、母呂と云ふは元來物二有る時に云ふ言なるを、其より多き事には母呂々々と云ふも、母呂は亦有の義なるを重ぬる時は亦有々々にて、數知らず物を合する時にも云ふ語とは成れるなり、諸神衆人など云へる是なり、然して手と云ふは人を伎に役てて使ふ時

に云ふ言にて、崇神天皇七年御紀に物部八十手所作祭神之物と有るなども、物部八十人なるを祭神の物を作れるが故に八十手とは云へるなり、今も物を聞かする人を聞手と云ひ、物を見さする人を見手と云ふ類は人を云ふなるが、聞と云ふ伎有り見ると云ふ伎有るが故に手とは云へるなり、萬葉廿(十九丁)に、佐吉母利能、保里江已藝豆流、伊豆手夫禰、可治等流間奈久、戀波思家々牟、又(四十九丁)保利江已具、伊豆手乃船乃、可治都久米、於等之婆多知努、美乎波也美加母、夫木卅三に、五手船追風早く成りぬらし、三穗の浦回に寄する白浪」と有るなどは、五手船にて五人して撈ぐを云ふなる可し、今も船客の船の大小を量るに二挺櫓三挺櫓と云ひて、水手の數を擧て其船の大小を云へる是なり、萬葉十一(三十八丁)に、味鎌之、鹽津乎射而、水手船之云々と有りて、船を撈と云ふに水手の字を用ひたるをも合せ見るべきなり、然れば諸手船と云ふは二挺櫓建の遊艇を云ふと知べし、古來の識者此事を注すと雖も、或は都下の人又は山林の客にて其事に疎きが故に、其辨悉く得る事能はざるを、予幸に四方海中なる淡路國に生れたる故に、預ても聞保ちて今此説を得る事實に自然の任たるが如し、偕伊豫風土記に野間郡熊野峯、所名熊野一由者、昔時熊野止云船設此、至今石成在、因謂熊野一本也と見えたる、此にては船の製様に熊野と云ふ一種なるが有りし趣なれども、世に謂ゆる熊野は出雲國の地名なる事右に注せるが如し、(應神天皇十三年御紀に凡水手曰鹿子、蓋始起于是時也と有るは、水手を舟子と訓るなるが、其に水手の字を用ひたるを以ても、諸手は水手の數に因れる事を知るべし、和名抄に舟子水手附、文選江賦云、舟子於是擲棹、和名布奈古と見えたり)○天鳩船は、釋に引るは更なり、良海本金澤本共に鳩を鶴に作り、本草和名に鳩鶴(頸短灰色、音古答反)鶴(頸細、斑々駁々、音夫有反)鴨

(頸大、足赤、音古豪反)鴨(頸長、脚短、音路頭反)鴨(頸短色五采可愛、音東堯反)鴨(頸大、尾長、音伏優反、如此之例不少、鳩其摠名耳、出崔禹)和名波止と有て、二字共に同じ事なり、然るに和名抄には鳩、野王按、鳩(音丘、和名夜萬八止)此鳥種類甚多、鳩其摠名也、又鶴、本草云、鶴(古音反、和名以倍八止)頸短灰色者也、と有りて種類を分けたれども、此は何れの字にても拘らず唯波登と訓むべき所なるなり、偕天鳩船と云ひて鳩を以て船の名と爲るは、波登は速飛の義にて其船の行く事の軽く利きを云ふなる可くや、第二一書に、天鳥船と云ふも飛ぶが如く速きを云へるに合せて、萬葉十六(廿五丁)に、奥鳥、鴨云船之、還來者、也良乃埼守、早告許會、又、奥鳥、鴨云舟者、也良乃埼、多末互撈來跡、所聞禮許奴可聞と有て、鴨を以て號けたるも、水上にて行く事の利き物なるを借りて云へるなり、(西蕃にも鳥舟と云ふ事有り、穆天子傳に天子乘鳥舟、浮于大沼と有るを、郭璞注に舟爲鳥形制、今吳之青雀舫、此其遺象也と云ひ、荆楚歲時記に五月五日競渡、舸舟取其輕利謂之飛鳥と見え、張景陽七命に擄人奏采陵之歌、歌曰、乘鳥舟一分爲水嬉と云ふ事有りて、彼にも上古には似たりし事の有りしなりけり)又釋に兼方案之、鳩船者速鳥之義、速迅之謂也と注せるは、意表に出でたる愛たき説なり、然る時は古の鳩は借字にて速鳥と語を約めたりし者なりけり、其に就て引かれたる播磨風土記に明石驛駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根、仍伐其楠造舟、其迅如飛、一楫去越七浪、仍號速鳥、於是朝夕乘此舟、爲供御食汲、此井水、一旦不堪御供之時、故作歌止、唱曰、佳吉之、大倉向而、飛者許會、速鳥云、因何速鳥と有り、下河邊長流が歌林良材に引けるには、天皇御宇明石の驛家に駒手の御井有り、井上に楠木有り、其長

百丈、切て舟に作りて奉る、其舟足の速き事鳥の飛ぶが如し、一旦明石浦より發して半時を以て住吉の岸に至れり、時人速鳥と號く、歌に「住吉の大倉向て飛べばこそ、大倉と云へ伊都岐速鳥」と有り、本書には右の如く有けるを、假字に直して引かれたる者と見ゆるが、少か異同無きにしも非ずかし、又續紀に天平寶字二年三月丁亥、船名播磨速鳥、並叙從五位下、其冠者各以錦造、入唐使所乘者也と見えたる速鳥は、右の如く其舟足の速き事鳥の飛ぶが如しと云ふ義を取つて古名を襲はせ給へる者ならむが、本船の名の播磨は國名を被用たるにて例とは異なりけるを思ふに、仁德天皇十六年御紀歌に「彌簡始報破利摩波椰摩智と有るは、嚴潮の速と續ける者にして、播磨を連の義に取れるを以て其號けられたる意は速鳥と同じ意味なるを思ふ可くなむ有りける、然れば此は釋紀の説實に面白く思ゆる事なり、船の名を命る事は、右に引る萬葉十一卷に、味鎌之、鹽津乎射而、水手船之、名者謂乎師手不相將有八方と有るが如く、古より有來れる事なりけり、但右の風土記の歌の終に因何速鳥を一に因名速鳥と有るに依りて有つるに、然しては其假字書に伊都岐速鳥と云へる一句足らず、因何は伊加爾と訓みて一句と成れるにや、此等の事は傳二十六卷浮寶の下に云へりきかし。○使者は、天神の御使を以て直に事代主神に問に遣はし給へるにて、大己貴神の少かも私の御心掟御在し坐さざる由を明らかめ聞えさせ給へる所なり、然れば此の使者も第一、一書に使人と有るをも、共に御使とこそ訓むべき所には在りけれ、○稻背脛は、私記に伊奈世波岐と有り、古事記には天鳥船神と有り、即此に謂ゆる大背飯三熊之大人、神賀詞に謂ゆる天夷鳥命に坐す事上に注せるが如し、即古事記の上文に爾天鳥船神副建御雷神而遣と見えたるを、記傳十四(七丁)に、鳥船は船鳥を下上に誤れるにて、即夷鳥と同言なる可し」と云はれたるは然る

説なる如くながら、此に謂ふ天鳥船神は右の天鳩船に乗て到らせ給ひ、此にては事大己貴神の御言を持行きて事代主神の諸否を問ひ給へりし御事業を以て、天鳥船を以て御名に負し諸否を以て御名に負し給へるなれば、天夷鳥命と申すと天鳥船神と申すとは其義大に別なりける者なりけり、其稻背の意は右五十田狹之小汀、又當須避不の所に已に注せるを、脛は和名抄に脛、説文云、脛(故即反、和名波岐)脛也、釋名云、脛(胡定反)莖也、言似物莖也と有りて、人體を幹木に比べたるに對へて端木と云ふ義なり、通證に景行天皇四十年御紀有七掬脛、孝德天皇四年御紀有八掬脛、越後風土記有八掬脛、其脛長八掬、多力大強と見えたる、此も其と同じく脛を以て御名に負せるなる可きか、然れども諸否は事の是非を質す謂なり、其より脛と續かむ事は如何なり、故試に思ふに脛は借字にて波伎と清みて訓むべきにや、允恭天皇廿三年御紀歌に斯吟媚鳥和之勢と有るを、釋に下樋也趨走也と注し、雄略天皇六年御紀大御歌に和斯里底能と有るを、釋に趨出也と注せる、是波と和と通ふにて波伎は別の義ならむか、此は天神の御使として經津主神武甕槌神二神と共に天降り御在し坐して、大己貴神の諸否を別て共々に計らひ給ひ、又大己貴神の使を兼ねて事代主神の許に物爲給ひて、亦其諸否を別給へる功を稱へたる御名なる可くぞ所思えたる、此謂れに依れりと見えて、神名式に出雲國出雲郡杵築大社(名神大)同社大穴持御子神社、同社大穴持伊那西波伎神社と有りて、事代主神に並ばせ給ひて大社の從神にて渡らせ給へる御事は更なり、同郡阿須伎神社同社神阿麻能比奈等理神社と有りて、味耜高彥根神と並ばせ御在し坐せる、此御事共を合せても其異名同神にて渡らせ給ふ事更に疑を容るべき隈さへぞ無かりける、右に注せる如く同郡因佐神社は今經津主神武甕槌神に坐す由なるが、其地名とさへに成れるを思へば、

本より此神も御在し坐せるなめり、又右に云へる和名抄遠江國郡名引佐(伊奈佐)と有るも此に由有るべくや、古事記に建比良鳥命、此遠江國造等之祖也と有るに思ひ合す可し、三代實錄に仁和元年二月十日丙申、授肥前國稻佐雄神從五位上と有る、此國ノ字の下に従五位下の字を脱せるか、此神名稻背歷命に近く聞ゆるなり、(若くは亦名なるにや猶考ふ可き事なりかし、偕此の稻背歷の下に神とも命とも無きは、大己貴神の使者の意を以てなる可けれども甚良はしからず、口訣に稻背歷者大己貴神之從神と有なども、深く考へざる説なり、若て右に引ける神名式に大穴持伊那西波伎神社と有りて大穴持と冠せたるは、其神の御使として事代主神の許に御在し坐して諸否を別給へるが上に、後に其神の祭祀を主らせ給へるなどに依れり)○高皇產靈尊の尊ノ字、諸本共に脱せるを、幸にして良海本に有るに依りて今補ひつ、○事代主神、口訣本には事代主之神と有り、良海本には事代主神之許爾云と有るに依て、之許爾云の四字を補ひつ、然るは事代主神遊鳥釣魚の事に遊行て三穗之碕に假初に御在し坐せるには有れども、其所を行在所と爲て其地に住ませ給へる趣なればなり、若て其神の本所風土記に依りて求むるに得ず、御父大神と共に御在し坐せる状とも所見ざれば、右の阿須伎神社の地ぞ本よりの其神の住處なりしなる可し、許は母登と訓みて上章第三十一書に、共在素戔鳴尊許とも、今在吉備神部許也とも有るに等しくて、上に注せるが如く身の所在を云ふ稱なりければ、此にも之許とは云ふべし、爾云は然云而と訓みて次に且問將報之辭と云ふへの移り甚宜しかりければなり、(然れば此に爾云と有るは、常に語末に云爾と置て志加伊布と訓めるとは別にして、此は語中に在りて次へ事を移すに云へり)○致は、伊多須と訓みて上に致天と有る致と一事なり、良海本には到ノ字を作たり、偕此に致高皇產靈尊

敕於事代主神と有る敕は、先に二神の間大己貴神曰、高皇產靈尊、欲降皇孫君臨此地、故先遣我二神、驅除平定、汝意何如、當須避不と見え、古事記にも問其大國主神言、天照太御神高木神之命以問使之、汝之字志波那流葦原中國者、我御子之所知國言依賜、故汝心奈何と有る天神の詔命を、其御使なる稻背歷命を以て事代主神の御許に在の任に仰遣はする事を致とは書されたるなり、良海本に爾云と有は其天神より仰下されたる任に述ぶる由なるを合せ考ふ可し、古事記には故爾遣天鳥船神、徵來八重事代主神而問賜之と有て、天鳥船神を遣はして其父大神の御許にて二神より問せ給ふ状なれ共、其にては稻背歷命の御功更に由無ければ、此は稻背歷命に其御言を令持て被遣たる趣なるなむ甚良はしくぞ所思えたる、○且問將報之辭は、右に云へる如く天神の御使稻背歷命を以て大己貴神の使者として遣はし給ひ、其御答申させ給はむ様を令問給へるなり、已にも注せる状にて大己貴神はしも天下の大國主神にて渡らせ御在し坐して、凡ての大御政はしも專事代主神ぞ萬の事務を執持し御在し坐しけるが故に、其事代主神の辭を以て復奏し奉らせ給はむとする事、右に古事記の僕者不_レ得_レ白、我子八重言代主神是可_レ白と有る、大己貴神の御言を注して云へる事共を合せ讀みて曉る可き者なりかし、(大己貴神に於ては已に避奉らせ給ふ可き御心に御在し坐すが故に、已命より復奏させ給ひて後に御子神等に仰入れさせ給ひては、始終の御爲に宜しかるまじき事を思ほせるにて、父神も父神なり子神も子神なり、云知らず妙なる味はひ有る所ある者ぞ)○事代主神謂使者曰は、其稻背歷命に語らせ給へるなり、此所の御言にも我父宜當_レ奉_レ避、吾亦不_レ可_レ違と申させ給へる由見え、古事記には其御父神の時に徵來給へる趣なるは別なる傳にては有れども、語父大神言、恐之此國者立奉天神之御子と有

は、天神の御使を御父神の使者として遣はされたるが故に、其報告をば直に天神には申さず父大神に聞えて、其より天神に白上させ奉り給ふにて、右に且問_ミ將_レ報之辭_トと云へるは此に在る事なり、○今天神有_ミ此借問之勅_トの借問は、私記に止比太麻布と有り、勅_ノ字は右に高皇產靈尊勅と有るも共に御言宣_トと訓む例のなり、此借問は即右に注せる神問はし是なりければ、迦牟拏波斯と訓むべきかとも思へども、古事記高津宮段歌に宇倍志許會、斗比多麻閉、許會邇斗比多麻閉と云ふ例も有れば、私記の訓にて在ぬ可し、借問の字は通證に、文選遊仙詩、借問此阿誰と有る是なり、唐詩にも在りしかと思ゆ、○吾父宜當_レ奉_レ避_ハ、私記に四字引合せて左利太萬不陪久也と有は、又父大神に避給ふ可しや否と又問返し奉らせ給ふ義に成りて此文意に叶はず、又官本には避給布倍志と訓みたれども、其にては御父へ指揮給ふ事となりて此の狀に叶へらず、唯金澤本に避給布倍久波と訓みたる、其にては吾父の避給ふ可くは吾亦云々と其成し給ふ狀に隨ひて共々に然仕奉る義と成れ_レば、今は其に従ひ奉_レ字を立て、訓みつ、爾らざれば無禮き狀なるを以てなり、古事記には語_レ其父大神_ノ言、恐之此國者立_レ奉_レ天神之御子_ト云々と見えて甚愛たし、恐之は上に注せるが如く仰事を承はり諾なふ言と成りて、今俗に事に伏て畏まると云へる義なり、天神之御子は天皇尊の御事にて即現事顯事を避奉らせ御在し坐して神事幽事を治めさせ給ふ可き事を薦め聞えさせ給へる事、此にて直に隠れさせ給へる御行之御在し坐しけるにて著明くなむ有ける、即此の上に二神の天神の御言を傳へて當須避不_トと宣へるを、事代主神に移し聞え給へる所なるを考合す可くなむ、(第二一書には天神所_レ求、何不_レ奉_レ敷と有るも、古事記と同意なる可し、但所求と有るは如何にぞや聞ゆるなり)○吾亦不可_レ違_ハ、私記に多加比萬津良之と有るは當れる訓なり、古事記の建

御名方神より畏まりの言を述べ給へるに、亦不_レ違_ハ我父大國主神之命、不_レ違_ハ八重事代主神之言、此葦原中國者、隨_レ天神御子之命_ト獻_トと有りて、不違は隨と云ふ事の反なり、其下に大國主神の天神に畏まりを白させ給へるにも、僕子等二神隨_レ白、僕之不_レ違、此葦原中國者、隨_レ命既獻也、(中略)亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲_レ神之御尾前_ト而仕奉者、違神者非也、と有るも右に同じく、其明宮段に故大雀命者勿_レ違_ハ天皇之命_ト也と有るなども、隨_レ字を加へて見る時は甚能く通ゆるなり、其水垣宮段歌に斯理都斗用、伊由岐多賀比、麻幣都斗用、伊由岐多賀比と有り、多賀比は手變_トと云ふ事にて、俗に手の裏を返すと云ふに當る言なり、萬葉二(廿九丁)に、天地與、共將終登、念乍、奉仕之、情違奴、十四(五丁)に、伊麻思乎多能美、波播爾多我比奴、一云於夜爾多我比奴、又(二十四丁)四比乃故夜提能、安比波多家波自、十九(三十四丁)に、攜手_ト、共將有等_ト、念之爾_ト、念違奴_ト、大和物語に「斯る御歩行し給ふ甚悪しき事なりとて、内より少將中將など此彼侍らへとて奉給ひけれど、違ひつゝ歩行給ふ、源氏橋姫(三十七丁)に「一言も如此打出聞えさせてむ狀を、違へ侍るまじくなむ」など多き語なり、(宇治拾遺五に「然りとて兄弟の中違ひ果つべきに非ず云々、又故殿の御在し坐しに違はせ御在し坐ぬが哀れに思えて云々」)とも見ゆ、大凡物に佐加布と云ふ言有るに近かり)○海中は、和多那加と訓むべし、海宮遊行章第六、一書に、弟已失_レ鉤於海中_ト、又は乃作_レ無_レ目堅間小船_ト、載_レ火々出見尊_ト、推放海中_ト、又第八、一書に、海中自有_レ可怜小汀_ト、神武天皇戊午年御紀に海中卒遇_レ暴風_ト、欽明天皇十四年御紀に河内國言、泉郡茅渟海中有_レ梵音_ト、萬葉一(廿六丁)に、在根良、對馬乃渡、渡中爾、幣取向而、早還許年、と有るなどはなり、古事記の趣にては其神を徵來ての事なれども、此は即三穗之碕の海中なるなり、○八重蒼柴

籬(柴此云_ニ府鹽)古事記には唯に青柴垣と有て、其にも訓_レ柴云_ニ布斯_一と有り、私記に也倍阿乎布之加岐と有て、諸本共に然なりければ、八重垣八重雲などの例にて八重之とは云はざりけるにこそ、楮柴を府鹽と云ふは記傳十四(十七丁)に、青柴垣は青葉の柴の垣を云ふ、布斯は字の如く柴の事なり、中昔の歌には布斯志婆と重ねても云り、柴を水中に漬し置きて魚を捕るを布斯都氣と云ふも是なり、拾遺集冬平兼盛歌に、柴漬し淀の渡を今朝見れば、解むとも無く氷しにけり、と云はれたるが如し、猶千載集冬に堀河院の御時百首の歌奉りける時、初冬の心を詠み侍りける藤原仲實朝臣、泉川水の水回の柴漬に、岩間の氷る冬は來にけり、和名抄漁釣具に、蘇蔭云、蘇(蘇蔭反、字亦作_レ穆)謂_ニ之_一涉(字廉反、又音岑、和名布之都介)郭璞曰、積_ニ柴_一於水中、魚得_レ寒入_ニ其_一裏、因_レ以_レ簿圍捕_ニ取_一之と有る是にて、柴を府鹽と云ふ證是なり、又今一には目柴と云ふ物有り、萬葉に謂ゆる射目と云ふ物是なり、其六(十四丁)に、野上者、跡見居置而、御山者、射目立渡、八(三十七丁)に、射目立而、跡見乃岳邊之、九(十一丁)に、射目人乃、伏見何田井爾、十三(十六丁)に、高山、峯之手折丹、射目立、十六待如と有るを、或説に此射目は今の目柴と云ふ物にて、鳥獸を伺ひ見る爲に小柴など折圍みて身を弱すやうに爲たる者なり」と云へるは然る説にて、播磨風土記揖保郡伊刀島條に、品太天皇立_ニ射目人_一於_レ飭磨、射目前爲_レ狩_レ之云々と有る射目人は右に同じく、射目前の地名は其目柴に依りて起れるにて、和名抄射藝具に、射藝文選射雉賦注云、翳(於計反、隱也障也、師說末布之)所以_レ隱射_ニ者也と有る是なり、千載戀四仲實、目柴刺す賤男の身にも堪不得て鳩吹く秋の驛立つるなり」又夫木集十二卷鹿俊頼障子の繪に目柴と云ふ事を刺して鹿笛吹く所、目柴刺狩夫の笛の驛ぞとも、知らでや鹿鳴の交すらむ」と有など目柴は字

の如く柴を刺立て其透間より見る意なるにて、是も亦柴を府鹽と云ふ一證には備ふ可きなり、(然れば右の萬葉なる射目立而は射翳刺而にて、其蔭より鳥を伺ふと云ふ義を以て鳥見と續けたるなり、冠辭考に、射部と續けたるは非ず、又其射目人乃伏見と有るは、同考に鳥獸を射る時は目伏を刺て伏隠れ居て狙ひ射る故に伏見とは續けしなり」と云はれたる此説實に云はれたり) 楮八重蒼柴籬は柴垣を八重に圍みたるにて、第二、一書に謂ゆる天津神籬の類にて、今迄は顯身にて御在し坐し、を、今は神と成らせ御在して其神籬の中に隠れさせ御在し坐す由を示し聞えさせ給へるなりけり、又記傳に、麩栗宮段歌に淤美能古能、夜弊能斯婆加岐、又、意富岐美能、美古能志婆加岐と有と、此布斯垣と同物なり」と云れき、武烈天皇前御紀にも於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳と有を、釋に謂_ニ八重_一也、私記曰、師說耶賦謂_ニ八科_一柴垣乎_ニ手結_一と有り、楮垣は柴を以て圍ふが上代よりの製と見えて、和名抄牆壁類に籬(楮字附)釋名云、籬(音籬、字亦作_レ櫛、和名末加岐、一云末世)以_レ柴_一作_レ之、言疎離也、説文云、拊(七見反、和名加久布)以_レ柴_一麩_レ之と有るに合せて崇神天皇の皇都を磯城瑞籬宮と申せるに、萬葉十三(十二丁)に、楮垣と書けるに就て冠辭考に、美豆と云ふ語は先は草木の若く美しく榮ゆるを云るより、萬の物を讚稱へて美豆云々とは云ひけらし、同卷に槻木に水枝指と詠み、世にも若木を美豆木、若枝を美豆枝、若く健よかなる人を美豆々々斯など云ふを思へ、此に依るに崇神天皇の御時は未萬の事假初の如くなりければ、美豆々々しき若木などして籬爲させ給ふ事の有りつらむを、美稱へて宮號とは爲られしなる可し」と有り、又反正天皇の宮を柴籬宮と申せるを、古事記には柴垣宮と作るを、記傳三十八(三十七丁)に斯婆加岐と訓むべし、神名帳に伊勢國鈴鹿郡志婆加支神社と云ふも見ゆ、崇峻天皇の宮をも倉椅柴垣

宮と云ひ、欽明天皇三十一年御紀に幸泊瀬柴籬宮と有り」と注され、齋宮の小柴垣とは常にも云ふ事なり、又大嘗宮に八重垣と云ふ有り、儀式に梶柴爲垣、押收八重、垣未挿梶椎枝者、古語所謂志比乃和惠と見え、式にも將柴爲垣、押梶八重垣末、柱將椎枝(古語所謂志比乃和惠)と有る、此等にて上古の八重垣の状を知るべし、偕垣は右の如く其屋を圍ふ料なるに就て、釋に蒼柴籬者只海中之屋也と云へるは、意表の説なるが故に心も留めざりつるを、此第六一書に、其於秀起浪穗之上、起八尋殿而云々と云ふ事も有りければ、此も其如き狀にて、八重蒼柴籬を拵て其中には神籬を建てさせ御在し坐して鎮り坐るを云ふなりけり、記傳十一(六十五丁)に事代主神の御事を姓氏録には積羽八重事代主命と有り、神名帳には都波八重と有り、其都美婆八重とは、彼青柴の葉を彌重に積隔て垣と成し給ふを云ふ(採要)と云はれたる實に如此く有べき説なりかし、延喜六年日本紀、竟安得事代主神、藤原朝臣佐高、須女美萬爾、也志末乎佐利互、奈美能字倍乃、阿遠布事加幾邇、多比爲須留可那と見えたるも、此の八重蒼柴籬の事を詠れたるなり、(白井宗因説に、謂之蒼柴者、忽聞勅乃退隱、故不待其枯也と云へるは、闇推の理窟にて古義を知らざる者なり、谷重遠は蓋海島作草舎也と、海島ならでは然る事の出來ざる者と思へるも惑へり、又釋に八重例文神道之愛數と云ひ、又口訣にも因於海中者有避土地之など云へるも然にて、此の事の狀を明らかにせしに出でたり)○造は、古事記に即踏傾其船而、天逆手矣於青柴垣打成而隱也、と有る打成の語に當りて、此次に踏傾船と見えたる、其船柁を踏傾させ御在し坐して天逆手を拍たせ給へば、忽に八重蒼柴籬と變れるが即其神の造り給へる意を以て云ふなり、記傳十四(十七丁)に打成の打は天逆手を拍なり、成は踏傾けたる船を青柴垣に變化なり、

船を傾けたらむ狀は本より垣に似て由有るなり、上に於湯津爪櫛取成其童女、又此次に取成立氷取成劍刃と有るも同じ格なり」と云はれたるにて心得べし、○船柁此云浮那能倍と云ふは船舳と同じからず、世に船柁と云ひ船端と云へる是なり、私記にも不奈乃倍と有り、萬葉十七(廿丁)に、伊麻許曾婆、布奈太那字知底、安倍底許藝泥米と詠み、和名抄船具に柁、野王按、柁(音曳、字亦作棧、和名不奈太那)大船旁板也と有る是にて、俗に歩行と云ひて船端に架たる板を云ふなり、其船柁無きを柁無小舟と云ふ、萬葉一(廿五丁)に、安禮乃崎、榜多味行之、柁無小舟、三(十九丁)に、笠縫之、島榜隱、柁無小舟、三(十五丁)海未通女、柁無小舟、榜出良之、古今大歌所歌に、四極山打出て見れば、笠結の、島榜隱る柁無小舟など有るを、袖中抄に、俗に漿牀とて舟の左右に副へて縁やうに板を打附けたるなり、其を歩きて櫂棹を使ひ活くなり、體の方に著たるをば志太那と云ふ、尻の柁なり、小き舟には此舟柁無きなり」と云へるが如し、又漁父辭に鼓柁而去と有るには船端と訓めり、夫木八(四十八丁)鵜河、柁に棹打鳴し無火の、如何なる淵を行飯らむ九(二十四丁)に菱、柁を叩くも寂し宵の間に、菱取る舟や江に飯らむ卅三(四十六丁)に、浮寐して枕と頼む柁に、置並べたる柁も有りけりなど、此は船柁を船端とも云へるにて即船邊なる者なり、(口訣に柁梶也、邊之言と注せる、梶也と云ふ注當らざる可し、玉篇にも柁大船旁板也と云ひ、又梶の字をも布那婆多と訓めるを、淮南子注に船弦板也と有るをも考ふべし)○踏は、古事記には踏傾其船と有り、此は右に造八重蒼柴籬と先づ云て、此に踏船柁而避と有りて天逆手を打給ふと云ふ事も無ければ、彼記に合せては注し難き所の狀なりと雖も、此も踏船柁にて天逆手を拍たせ給へば忽に八重蒼柴籬と變化る、其中に隠給ふと見る可きな

り、仁德天皇前御紀に蹈船而傾、古事記に令傾其船、墮入水中、と有るなどは甚く趣の別なりける事なるを、記傳にも海底に入坐し、者の如く云はれ、又纂疏に言蹈翻船板而人海島也と注させ給へるは、殊に天逆手の妙用を知らせ給はざる説なりかし、大海の荒浪の上に神籬を樹て御在し坐すなど云ふ事を疑ふは、顯身の人の上にこそ有りけれ、右にも注せるが如く經津主神武甕槌神の天降り坐して大己貴神に神問しの所を、古事記には拔十搦劍、逆刺立于浪穗、跌坐其劍前とも有りて、神等の御上には奇らしと爲ざる事なり、淳和天皇天長七年御紀伊豆國造作鳥神の神驗を顯はし給ふ所に、履潮如地、入地如水と有るを以ても、何の疑はしき事かは有るべき、是こそ鈴屋大人の常に云教へられし如く、生賢しき漢意を清く離れて見奉り伺知る可き御事なりけれ。○避之は、佐理麻斯伎と訓むべし、即上なる二神の傳へ給へる天神の御言に、汝意何如當須避不と有る其勅を事代主神の御許に致させ給へりし御答に、我父宜當奉避、吾亦不可違と申給ひて隠らせ給ふ所なるが故に、其事共を結びて避之とは書されたるなり、古事記には此所に當りて隠也と有り、記傳十四(十九丁)に、隠也青柴垣の内に隠坐と云ふなり、近飛鳥宮段大御歌に、美夜麻賀久理氏、美延受加母阿良牟、推古天皇二十年御紀歌に、夜須彌志斯、和俄於朋著彌能、詞句理摩須、阿摩能擲蘇訶礙など有り(下略)と云れき、偕右の如く八重蒼柴籬を神籬の事と知り其神の御座と見る時は、其中に住ませ給ふ事を隠坐と云ふなり、右の歌なるも天之八十蔭と云ふは御殿の事にて、其中に住ませ御在し坐すを隠坐とは云へるなり、祈年山口神詞に瑞能御舍仕奉氏、天御蔭日御蔭隱坐氏、大被詞にも美頭乃御舍仕奉氏、天之御蔭日之御蔭止隱坐氏など有る、此等の例なる可くや、此より後に大國主神の亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前、而

仕奉者、違神者非也、と白させ給へる事古事記に見え、第二一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天陳其誠欵之主、と有るは右の結なるにても、事代主神の此を限と爲て水中に没れさせ給へる者と思ふ説共の僻言なる由を知るべき者なり、(記傳に此は青柴垣に隠給ふと云ひながら、此次に父大神も八十桐手に隠りて侍はむと有る如く、此神も同じく、海底に入坐して顯御身は永く隠れ給ふ事を含めたり云々)と云はれしは然る説ながら、海底に入坐すと云ふは非なる由右に辨へ云へるが如し。○古事記に謂ゆる天之逆手とは此國土を天神の御命の任に避奉らせ給ふ歡喜の御心を表はし奉らせ給ふ御所態なりけり、古事記朝倉宮段一言主神に物を獻らせ給ふ所に、爾其一言主大神手打受其捧物と有るは、物を得させ給ひて悦ばせ給へる御態なるは更にて、顯宗天皇御紀室壽御詞に縮見屯倉首縱賞新室(中略)夜深酒酣、次第備訖(中略)天皇次起、爲室壽曰、(中略)手掌摺亮拍上賜吾常世等有るを、釋に拍上賜者飲酒之義也と注して、御紀に宴又謙の字を宇多宜と訓めるも是にて、手を拍て歡び樂しむに出でたり、右等の事共を書して記傳四十二(十二丁)に、持統天皇四年御紀に皇后即天皇位、公卿百寮羅列匝拜而拍手焉、稱德天皇御紀に大嘗會、是日稱侶進退無復法門之趣、拍手歡喜一同俗人、三代實錄卅八に大極殿成、右大臣設宴於朝堂院合章堂、賀落也、(中略)飛驒工等二十許人不任感悅、起座拍手歌儻、合座大爲咲樂、土佐日記歌に、追風の吹ぬる時は行舟も、帆手拍てこそ嬉しかりけれと有るは、悦びて手拍つ事を船の帆手に云係たり、此等皆樂しく悦ぶ意より拍なり(採要下略)と有るが如し、大嘗祭儀に國柄奏古風五成、悠紀國奏國風四成、次語部奏古詞、次隼人司率隼人(中略)奏風俗歌儻、皇太子以下五位以上、就庭中版跪、拍手四度、

(度別八遍、神語所謂八開手是也、皇太子先拍手而退、次五位以上拍手) 六位以下亦如是、(其小齋人不_レ在_二拍限_一) 訖退出と見えたるを、式には唯だ拍手とのみ有れども、江次第にも跪_レ拍_レ手_レ四度、(度別八遍、神語所謂八開手是也) 拍手畢小拜と有れば、後迄行はるゝ儀式なる由中臣壽詞講義(第三十二條)に注せるが如し、此は神事なるが故に古禮を用ひて八開手を形の如く拍つ事にて在れども、右に引ける續紀の如くは謂ゆる拍_レ手_レ歡喜と有る是なり、又太神宮式に三節祭の式を被_レ載たるに、齋内親王并衆官以下再拜拍_二八開手_一、次拍_二短手_一再拜、如_レ此兩遍と有りて、儀式帳の趣も此に同じき由祝詞講義十三に已に注せり、右の持統天皇御紀の如くは、即位は更なり朝賀以下年中の諸公事に就て王臣以下百官の人々手を拍つ事なりけむと思ゆるは、桓武天皇御紀に延暦十八年春正月丙午朔、皇帝御_二大極殿_一受_レ朝、文武官九品以上蕃客等各陪_レ位、減_二四拜_一爲_二再拜_一、不_レ拍_レ手、以_レ有_二渤海國使_一也と有り、此にて拜は四度拜にして手は八開手なりし事知られたり、然るに斯る蕃客の有るが爲に我が古禮を除て西蕃の拜法を用ひさせ給へるこそ、當昔の人情とは云ひながら甚有るまじかりける御政には御在し坐しけれ、抑天皇と申し奉るは天神御子に御在し坐して萬國に照臨ませ給ふ天津日繼にて渡らせ御在し坐せば、萬國に渡りて我が正朔を奉らしめ我が禮典に従はしめ給ふ可き御事なりければ、斯る時にこそ古實を考へ古式を正して行はしめ給ふ可き御事なるを、甚々淺ましなども云へば更なり、西蕃にも我が拍手の拜法を聞て古之遺法とさへに記せりける者なるをや、其頃より廢れたりけるにや、儀式以下の御書共にも朝禮には凡て其事亡なりて、唯神事にのみ其形の傳はれるこそ切_レての賜物には在りけれ、(周禮春官大祝辨_二九拜_一、注振動戰栗變動之拜也と注し、三國志裴松注を擧げて以_二兩手_一相擊而拜、今倭人拜

亦如_レ此、古之遺法也と云ひ、魏志東夷傳に倭人見_二大人_一所_レ敬、但搏_レ手以_當跪拜と書し、又傳_レ辭說_レ事、或蹲或跪、兩手據_レ地爲_二之恭敬_一、對應聲曰_二噫比_一、如_二然諾_一、と云へる蹲は蹲_{ウツク}踞なり、跪は跪_{カシコ}坐なり、兩手據_レ地とは席に手を突くにて今の禮式に少か異なる事無し、此は王仁などの博士を彼より召給ふよりは上れる世の風俗と云ふ中にも、僅に筑紫などの狀を見て記せるならむが、我が禮法の彼を師と爲ざる證是なり) 天之逆手と云ふ天は、上代の禮法凡て天上儀を擬行はせ給へるが故なり、右に注せるは進む時に手を拍て歡び樂しみ向ふなり、逆手は借字にて退手なり、退くにも歡び樂しびて罷れるなり、或説に鎮魂祭式に喚_二宮内省_一令_レ賜_二酒食_一行酒三杯、以後拍_二後手_一退出と有る後手是なり」と云へるは然る説にて、記傳十四(十七丁)に引れたる皇太神宮儀式帳六月々次祭條に、祭畢て人々直會殿に座に就き大直會を給はり畢る、時に後手一段拍と見え、建久行事記同祭條、齋内親王御拜の時一禰宜の詞に御拜四度御後手、又御拜四度御後手と有るなどは何れも退出の時の事なりければ、共に後手を退手と訓むべきなり、偕此は事代主神の御言に我父宜當_レ奉_レ避、吾亦不_レ可_レ違と申給へるを、第一、一書に、天神所_レ求何不_レ奉_レ敷と見え、古事記には語_二其父大神_一言、恐之此國者立_二奉_二天神之御子_一と申させ給ふと有るなど、此時の御應答に少か障る所御在し坐さず、御心の底際諾ひ奉らせ給ふ由見え奉らせ給はむと歡び樂しませ給ひつとも、此に天之逆手は拍成し給へるなりけり、今も賣買の事畢りぬれば互に手を拍て共に相背かぬ證と爲るも古の遺法なる事云ふも更なり、然るに中昔よりは物を呪_レする事にも用ひしにも天之逆手と云ふ有り、伊勢物語(九十六段)に「彼男は天之逆手を拍てなむ呪_レひ居るなる、貪_レつけき事人の呪_レ事は負_レ物にや在らむ、負はぬ物にや在らむ、今こそ見めとぞ云ふなる」と有るは、逆手は後手_{オカリテ}に

て事の終に爲る事なる故に、其を人の終る意に取成して行ふにて、本は一なるにか別なるか、六百番歌合寄海士戀、我戀は天之逆手を打返し、思ひ解てや世をも恨みむ」又新勅撰に、如何に爲む天之逆手を打返し、恨みても猶恨有る世を」と有るを、八雲御抄に嫉き事を呪詛するを云ふなり、只深き恨を云ふと注させ給へり、拾遺愚草に怨戀、己のみ天逆手を打たへに、降敷く木葉跡だにも無し」と有るも、此逆手を拍て呪ふ時は木葉をさへに散らす許の驗は有りけるなめり、借此の逆手は右の如く後手にて、退出の時に拍つ事にて、常の拍様に異りは無きを、呪詛には其名を假れるのみにて、實に逆手に拍つを云ふなるにて、此事代主神のとは異なる可し、今も拍手に忌むのみならず凡て手して物爲るに逆手を嫌ふ事は、其呪詛の様に似るを以て慎しむ事なるも、事代主神の御事には叶はず、然れば右の伊勢物語以下の海之逆手にて本は一には非ざりけり、克々右の差別を正して天之逆手の同じ言にして、打様に順と逆との異り有る事をなむ明らかめ知るべかりける、(記傳に天之逆手は船を青柴垣に變む爲の咒術なり云々と注して、伊勢物語なるをも一に爲られたるは、此に順と逆との差有る事を思ひ漏らされたるが故なり、且此は事代主神の國土を避け奉らせ給ふ悦びを聞えさせ給はむと爲させ給へるなれば、彼咒詛に逆手を打返すとは大に趣異なる者なり、思混ふる事勿れ、其咒術なるは後成恩寺殿の抄に、地神四代彦火々出見尊の兄の火闌降命の釣針を失ひ給ひて海中に行て取て歸り給ふ時、海神の教にて様々の咒々しき事を云續て此釣針を後手に擲返し給ふより、是よりして人を呪ふとて手を後に遣て扣く事有り、其事を天之逆手拍つと云ふ」と注させ給へり、實に咒術なるは其原を此に取れるなる可ければ、天之は海士之にて中古より海士の事を然云れば、右の六百番歌合なるも其義にて天之逆手を詠るには在るべから

ず、海士の逆手なりけり、記傳に引れたる契沖縣居二師の説も、大旨右に依れる者とは見えたりども、何れも事代主神の天之逆手と海神宮段なる後手とを一に爲る説なりければ共に叶はざる者なり) ○使者既還報命は次に説くべし、古事記曰。故爾問其大國主神。今汝子事代主神如此白訖。亦有可白子乎。於是亦白之。亦我子有建御名方神。除此者無也。如此白之間。其建御名方神。千引石擊手末而來。言誰來我國。而忍忍如此物言。然欲爲力競。故我先欲取其御手。故令取其御手者。即取成立冰。亦取成劍刃。故爾懼而退居。爾欲取其建御名方神之手。乞歸而取者。如取若葦。搯批而投離者。即逃去。故追往而。追到科野之國之州羽海。將殺時。建御名方神白。恐莫殺我。除此地者。不行佗處。亦不違我父大國主神之命。不違八重事代主神之言。此葦原中國者。隨天神御子之命。獻。

此傳は御紀には凡て漏らされたりけるを、古事記に幸に遺存れるを、此にも抄出て注さずては此國避の件々の事共に大に盡さざる所有を以てなり、抑此建御名方神の御事はしも、持統天皇五年御紀に八月己亥朔辛酉、遣使者祭龍田風神信濃須波水内等神、と有る唯一所出でたるのみなれども、後の正史には其神社は就ての事共は傳はれども、如何なる由に依りて其國に鎮り坐せると云ふ事詳ならざりけるを、古事記に如此傳はれると天神本紀に其を抄録せると此二のみ有るを、近頃鈴屋大人の記傳世に出でたるに依りて人も然は知る事と成れるを、猶神代紀のみを固く執る輩は今も異なる一傳に爲て措くめり、又紀記の二典を合せ讀む人も絶えて世に無きには非ざれども、此にて事代主神の如く速かに避け奉らせざりし故を以て、荒振神の列と爲す事には在れども、其は父兄の神等と諸共に國土を造固め

させ給へるを以て、謂れ無く奉ると思ほしよからの誤なるにて、其にも國造に深く勞き坐せる功ありし程想像り聞ゆ可し、信濃風土記に信濃國者、往昔建御名方命等之所住之地也、治天下御神大穴持命、又少彥名命、建御名方命、巡行此國給、到坐阿羅野詔、此國者木葉草垣葉品々也、故云品野、今云信濃者晉之轉也と所見たる、此を以ても其大略をば曉る可きなり、記傳十四(廿二丁)に、大國主神より亦我子有建御名方神と申給へるを以て見れば、此神も事代主神に亞て天下に威勢有りし事知られたり」と迄は云はれき、然るに世に此神の御過失のみを傳へて御功績の事共を知らざるが故に、止む事を得ずして今茲には注さむを、贅言なりと爲て見過す事勿れ、(此に就ては國避の御事に預らざりける其神の常より説き及ぼすに非されば得難き事なるが故に、記傳の委しき説有るが、上に注す事の如此しも出來れる者なり、口訣に事代主神の國避を云ひて、次に弟健御名方刀美神遁信濃國、諏方大明神是也、と有るを見れば、古人も御紀に其傳無きを不足ぬ事に思へりしなりけり)先づ此建御名方神の御社の事より明らか奉る可きなり、出雲風土記に島根郡美保郷、郡家正東廿七里一百六十四步、所造天下大神命、娶高志國坐神意支都久辰爲命子、俾都久辰爲命子、奴奈宜波比賣命而、令産神御穂須々美命是神坐矣、故云美保、と見えたる是にて、其沼河比賣命の父祖の事を先づ明らかし、此に就て地神本紀に大己貴神の御見等を注せる件に、次娶高志沼河姫生一男、兒建御名方神、(坐信濃國諏訪郡諏訪神社)と見え、熱田社記に高志沼河姫、信濃國下諏訪神社也と見えたる、此にて其御母子の説を得、又其御穂須々美命建御名方神は一神なる説を得る事、已に傳八、廿八卷に注せるが如し、然して御穂須々美命と申すは、此本書及一書共に謂ゆる木花開耶姫命の生み坐せる御子に火關降命坐すを火進命

とも申せるに等しく、又火明命と申すも尾張連の祖なるは別にて天火明命と申す由、傳廿八に注せる如くなれば、右の三名共に同一神の御名に坐せるに等しく、此も御心の火の燃進ませる狀に健く雄々しく御在し坐せる由なりけり、故其穂は神功皇后元年御紀の神託に幡萩穂出吾也ハタス、ホホシテレと有るを始として、思の外に表るゝ事を穂に出ると歌詞に多く詠める是なり、須々美は進、字に當りて、素戔鳴尊の須佐又須勢理毘賣命の須勢理此に同じ、此神の此に然欲爲力競と云ひて、天神の御使と申せども長み給ふ事無く進出させ給へる御所爲共を以て、其御名の義をば説きつ可し、(右の火明命を火關降命の亦名と爲る由は下に云ふべし、其天火明命と申すは此第八、一書及び古事記に見えたる如くにて、天忍穂耳尊の御子に坐して本より別神なり)然して播磨風土記を見るに饒磨郡伊和里、昔大汝命之子火明命、心行甚強、是以父神患之、欲遁棄之、乃到因達神山、遣其子汲水、未還以前、即遁去、於是火明命、汲水還來、見船發去、即大瞋怒、仍起風波、追迫其船、於是父神之船不能進行、遂打破、所以其彼丘琴落處者、即號琴神丘、箱落處者即號箱丘、櫛匣落處者、即號匣丘、箕落處者、仍號箕形丘、龜落處者、仍曰龜丘、稻落處者、即號稻牟禮丘、冑落處者、即號冑丘、沈石落處者、即號沈石丘、網落處者、即號藤丘、鹿落處者、即號鹿丘、犬落處者、即號犬丘、蠶子落處者、即號日女道丘、爾時大汝神、謂妻弩都比賣曰、爲遁惡子、返遇風波、被太辛苦哉、所以號曰瞋鹽、曰苦濟と云ふ事見えたる、此火明命と申すなむ右の御穂須々美命と聞ゆると一神にて御在し坐しける、然るは火明と申すは右に心行甚強と云ひ、大瞋怒と云ひ、御船を打破と云ひ、惡子と有るなど、何れも御心の進りに御在し坐すよりの御荒びなりければ、火炎の直に照明る如く神性の敏捷に御在し坐せる由にて、御穂須々美

命と申す御名にも通はせ給へるを思ふに、決く同神にて渡らせ給へる状なり、若て其御祖弩都比賣命と聞えさするは其沼河比賣命の御事なる由傳廿八に已に委しく注せるが如し、(又其風波を起し給へるなども建御名方神にして大に由有り、下に注せるが如く信濃國諏訪神社に風祝と云ふ有りて風を祈るにも由有り) 偕其弩都比賣命と申す弩都は奴能都と云ふ事にて、沼河は瓊之河なるを又瓊之津とも云へるなりけり、其神の御在處なる越後國頸城郡より直向に能登の國名も其神に因りて起れるなる可し、但其國本は越前國の郡名なりしが後に一國の名に成れるなりければ、其郡名の起を此に係くべきなり、神名式に能登國能登郡能登比咩神社御在し坐すは、其女神の御在し坐し、所なるに依りて其地名と成り、且一郡の名にも成れるなりけり、今能登郡村と云ふに坐す由なるは、能登女と云ふ事にて能登比咩の略なる可し、又同郡能登生國玉比古神社は其沼河比賣命の妹にて御在し坐すなる大己貴神にて渡らせ給へるに、其能登の言を冠らせ申す事實に所以無からじやは、然して其風至郡神目伊豆伎比古神社と申す有るを、社傳に此神の御在し坐す七尾の邊を諏訪海と云ふ、明神此所にて産れ給へり、御産所の趾を小屋の間と云ふ、産屋の水有り、又圓宮と云も有り云々と云へるが、其諏訪神を鷓鴣草葺不合尊なる由に語り傳ふる由なりけれども、其尊の此に生出させ給ふ可き事の本より有るべくも非ざりければ、此所ぞ其沼河比賣命の建御名方神を産み給へりし地には有りける、其神目の稜威々々しと續けるなりければ、稜威君彥神と申して其亦名にて御在せらむも知るべからず、偕其御子を葺不合尊と申すにも由は有りけり、其羽咋郡氣多神社(名神大)は傳廿八に注せるが如く大己貴神にて渡らせ給へるに、社説に初午には能登生國玉比古神社へ神幸有りて二夜在りて還らせ給ふ、八幡村の内に捨子後と云ふ所にて往古御子

を捨て給ひし縁に由りて御輿の鈴を鳴らすなり云々、十一月中巳日は鶉祭なり、鹿島郷鶉浦村より鶉を捕り、午日漕被して已射神前に放つ、其鶉自然本社の階を上る、戸帳の前にて羽叩して跪く所を捕へて海に放つ、此鶉越後國中神社能生權現の磯に依りたる時其社の祭禮なり、傳云、北島の女神此鶉磯へ依り給ひて一宮神と夫婦に成り給ひしに、御中善はしうも非ざりければ、越後の能生へ飛び給ひて或社地を借りて住み給ふに因れり」と云へり、其北島の女神と云ふは此沼河比賣命の御事なる可し、又御子を捨てさせ給へるも右の播磨風土記に火明命、心行甚強、是以父神患之、欲し遁棄之と有るに合へり、又其女神の鶉の磯に依り給ひし由を以て其御子を鷓鴣草葺不合尊とは云へるにて、此計の誤は必ずしも尤む可からざる事共なり、(其鶉磯の事は名勝志に鶉川村の磯に依地と云ふ所有り、昔鶉川の天神の神體葉付の大根依藻に乗て依り給ふ神地なり、今鹽濱に成りて有り、此出崎を小倉端と云ひ、岡を櫻本岡と云ふ、木花開耶姬命なり云々)と云へり、木花開耶姬命由無し、其御子を御穂須々美命と申し、亦名を火明命とも申せるから、其御母なれば然る神と僻心得しつるなる可く、又大根依藻と云ふも其御父大國主神を俗に大黒と云ひて、依を敷き大根を傍に置きたる奇しき像の有るより思ひ寄れる俗傳にもや有らむ、此を以ても其女神は沼河比賣命に坐す事灼然き者なり、猶越後國頸城郡奈川神社黒姫山の末に在るを、三島郡鶉川神社も黒姫山と云ふに坐して黒姫大明神と申せるなど、右の鶉磯の事に就て考ふ可し、其事は傳二十八卷に注せりき、偕又此郷を鹿島と云ふは、和名抄に能登郡加島(加之萬)と云へる是なるが、萬葉十七卷に能登郡從三香島津發船云々、香島欲里、久麻吉乎左之底、許久布禰能、云々と詠るも此所なり、此香島若し常陸國の鹿島に由りなむには、建御名方神の出雲より逃れ給ふ時、其本

居なるを以て此にも行巡りて逃れ給へるを逐はれ給へる跡と爲むか) 借其建御名方神と申す名は字なり、方は畫なり、又神名式には健御名方富命と見えたる、富は其事に長させ給へる由と聞ゆ、此時押並て世に書契と云ふ程の事は非ざらめども、物に書し附くる計の事の争でかは無からざる可き、常にも予が云へる如く大己貴神は天下の大國主神に渡らせ御在し坐せば、謂ゆる國土の主宰にて御在し坐し、事代主神は其御前の事を執申し給へれば申し食國政大夫に當らせ給ふ可く、然して下照姬命はしも亦名大倉比賣命とも申して、天下の貢物を奉れる其大藏を主らせ給ふ御名なる事已に傳二十八及上に注せるが如し、其所に引ける古語拾遺朝倉宮段に、諸國貢調年々盈溢更立大藏と有て、下に檢按三藏と出納其物と勘録其簿との三職有り、此に取りて攷ふるに其大藏の主神は大己貴神なり、檢按は事代主神なり、出納其物は大倉比賣命なり、勘録其簿は建御名方神に配て、今試に説見るに、其往昔にも此計の御備御在し坐さずとは申すべからざるなり、借神代文字の説近代諸家共に云ふ所なるが、如何にも在りと云ふが實説なりけり、釋に於和字者其起可_レ在_レ神代一敷、龜卜之衆者起_レ自_レ神代、所謂此紀一書之説、陰陽二神生_レ蛭見、天神以_レ太占而卜_レ之、乃卜_レ定時日而降之、無_レ文字者豈可_レ成_レト哉、作者事濫觴可_レ在_レ神代者、幽玄而難測と云ひて、文字の起を神代に取るは實に謂れたる説なり、太兆即神代文字の始なる由は傳三十一に云ふべかりければ、其をば措きて假名字例の後序に、倭國字謂_レ之假名(中略)或曰大己貴命云々と云ひ、和漢三才圖會に、或書云、天照太神告_レ大己貴尊其靈句一曰(中略)大己貴尊與_レ天八意同意、以_レ此言_レ造_レ神代文字、以_レ是四十七字_レ通連作_レ萬言句、今以_レ秦字_レ代_レ於_レ神字と云へり、其天照太神告_レ大己貴尊其靈句と云ふは、少彥名神などより大己貴神に天上の太占の傳

はれるを云ふなる可し、大己貴神の天八意神と同意以_レ此言_レ造_レ神代文字と云ふは、天上にても太占に依て一種の神字出案れるに合せて、國土にても其據る所同じくして神字の出來れるを云へりと聞ゆ、簾中抄に母假字の事を出雲假名と云ひ、五十音韻圖を彼國に傳へて出雲音と云ふを以て、神代文字の製の事大己貴神に係れるを知るべきなり、(此御紀の如きも釋に今按、假名本世有二部、其一部者和漢之字相雜用_レ之、其一部者專用_レ假名和言之類と有りて、謂ゆる假名日本紀是なり、又云はく師說大藏省御書中有_レ肥人之字六七枚許、先帝於_レ御書所_レ令_レ寫_レ給_レ其字、皆用_レ假名、或其字未_レ明、或乃川等_レ字明見_レ之、若_レ以_レ彼可_レ爲_レ始敷と有りて、本朝書籍目錄に肥人書五卷と見えたり、或人の神代清地傳に引けるは阿波國某社に傳はれる由なり、予が見たるは出雲國日御碕社に傳はれる一種なり、鹿島社寶庫より出たりと云へる是一種なり、神字日文傳と云ふ平田氏の棄たる外に猶種々の神字在りと雖も、疑はしき物少からざれば、後人をして撰正さしめんとす) 然して名と云ふは傳二、廿一に注せるが如く土地を云稱にて、其土地に就て爲業有り、其業をしも成すに依りて人に名有り、其名有るに依りて其事成るを以て物に名有る謂是なり、文字を名と云ふも其を記す所以の器なればなり、借中古に漢字渡參來りて以來神代の文字は悉く絶え果てたるが如く成りて、彼の文字を指して眞字と云ひ、其に依りて此方にて作れる色葉を假字と云ひ、又片假字と云ふ物出來れども、皆我が古名を襲ひたるなり、空穗藏開中(十八丁)に唐の色紙を中より押折りて大の草紙に作りて、厚さ三寸計にて一には例の女の手二行に一方書き、一には草行同じ如、一には迦多迦牟那、一は葦手、先づ例の手を讀ませさせ給ふ、堤中納言物語に、未假字は書き給はざれば迦多迦牟那に云々と有は、俗に云ふ片假字の事にては有れども、其

物已に替れども其名猶本の任なるにて、迦多は太占の町形を云ひ、迦牟那は神名なるに出でたりければ兆神字の義なり、源氏梅枝(十二丁)に、萬事昔には劣り様に淺く成行く世の末なれど、迦牟那のみなむ今世は其際無く成りたる、又(十三丁)、麻牟那の進みたる程に迦牟那は亂次無き文字こそ交るめれと見えたる、麻牟那は占字にて、其町形より字形を成せる任なるは同じ神字と雖も固く強きが故に其名を取りて唯の文字を眞字とは云ふなり、又迦牟那は神字にて神代の字を云ふが、色葉假字の體其に似たるを以て然云習はしたるにて、此を假字と云ふは言の略なる者なり、然れば漢字渡りて以降の如く押並て世に此を用ふところは非ざらめ、物の目標と爲る計の事は神代にも必有りつらむ事何かは疑はしかる可き、(或説に科斗書の事を梵に摩那書と云ひ、伽那跋多書と云へり、然れば神代に摩牟那と云ふ事の有りしを彼に傳はれるにやと云へり、此漢字を此に摩那と云ふも我が古名を借りて用ひられたる者なりと云ふ一の證に充つべし、又迦を牟に牟を迦に通はし云ふ事常なりければ必麻迦那なり)方は畫なりと云ふは、寶鏡開始章第一、一書に、宜圖造彼神之象而奉招禱也と見えたる、此を古語拾遺に日像之鏡と有り、已に神代に物に畫く事無からましかば何ぞ斯る傳は有りてまじや、雄略天皇四年御紀大御歌に、儼我柯陀播於柯武、綱岐豆斯麻野麻登と詠ませ給ひ、天武天皇御紀に圖字を迦多と二所に用ひられ、又太占の町形を云へるは萬葉十四(七丁)に、武藏野爾、宇良敷可多也伎、又(廿四丁)、能良奴伊毛我名、可多爾伊氏牟可母、十五(四十五丁)に由吉能安未能、保都手乃字良敷乎、可多夜伎豆など有りて、太占の象形の本なる事は云ふも更なり、口訣に神代文字象形也と云ふ事思ひ合す可し、傳廿四に注せる出雲風土記に、秋鹿郡惠曇郷、郡家東北九里卅步、須佐能乎命御子磐坂日子命、國巡行坐時、至

坐此處而詔、此處者國稚美好、有國形如畫柄哉、吾之宮者是處造事者詔、故云惠伴、(神龜三年改字惠曇)と見え、又惠曇濱(中略)即有彫鑿盤壁二所(一所厚三丈廣一丈高八尺、一所厚二丈二尺廣一丈高一丈)と有りて、當昔物に畫き形を彫る事は有りしなりけり、播磨風土記にも神島伊刀島等所以稱神島者、此島西邊有石神、形似佛像云々と有を始として、其外諸國の山岳に神像を石以て造れるが多きを、後に釋徒の有と爲る類皆神造の遺物にして佛像にては非ざるを以て、神代に畫く事の盛に在りし事を知るべきなり、古今秋下に吹上濱の圖に云々、又仙宮に菊を分けて人の至れる圖を詠める、又菊花の許にて人の人待てる圖を詠めるなど見え、其後の歌物語に數知らず多在り、然して右の如く分ち云ふ時は名と方とは別なれども、其神字はしも太占の町形より出て象を成せる物なりければ、共に相離れざる所以有りて字即畫と成り畫即字と成りて共に其源を別に爲ざる者なりかし、(西戎の文字も然り、説文六書の法に象形と云ふ物有りて日月又は鳥馬の字共の如きは本象形なりしを、後に文字に成して用ひたるなり、漢も皇國の世の始は斯る事共にて、萬は簡易なる事にてこそは有けむ)借建御名方神はしも神名式には健御名方富命と申して名と方とに富ませ給へる謂にて、右の如く名と方とに富み給ふ程の功しき神にて御在し坐しければ、萬に甚く言痛き神性にこそは御在し坐したりけめ、此より以前に天穗日命の久しく天降らせ御在し坐して、御父大神と何くれの御語らひ共の御在し坐しけるを、此神には示し聞えさせ給はざりけるにや、此に經津主神武甕槌神の天降り來給ひて大國主神に神問し給へりけるに、御兄事代主神の御許に天神の御使を兼ねて父大神より使者を遣して事代主神に令問られけるに、此神には未其事に及ばせ給はざりけらし、借事代主神の三穗に御在し坐しけるは、遊行の爲に其地

に客居せさせ給へるにこそ有けれ、其地は此神の亦名御穂須々美命と聞えさせて、其御住處の由を以て美保の郷名は起れる事右に風土記を引て注せるが如し、其主神たる建御名方神には知らせずして事代主神と密に謀ごたせ給へるを以て怒らせ給ひ、此二神の御前に至らして誰來我國忍々如此物言の尤めは出でさせ給へるなりけり、此に大國主神の亦我子有建御名方神、除此者無也と申させ給へるは、先づ事代主神を順るはしめ仕奉り、其後に此神を順るはせ仕奉らしめむと遠慮の御在し坐しける状なるも、右等の事共有りて此神の速かに承伏き奉るまじき事の恐れ御在し坐すが故なめり、然して下に注せるが如く此神の降り給ひて伏罪の言を申給へるに、亦不違我父大國主神之命、不違八重事代主神之言と申給へるは、先に父兄二神の御諭共有りしを取出て申させ給へるなり、其は何れの時か有らむ、此に千引石を擎來坐せる時に事代主神の歸順の旨を以て御父大神より教示し給へるなりけり、其をも聞かずて天神の御使を拒みけるが故に、右の二神に追迫られ奉りて已に殺されむと爲させ給ふに及ぶをも、御父大神より外々しく捨置かせ給へるは、如何にも爲て其神を天神に歸順はせ仕奉らしめ給はむと思ほすが故なりけり、若て此神の始の程は御穂須々美命と申して神性の甚く健り進ませ給へる神に坐すが故に、右に注せる如く其生出で給へりし能登國にて已に棄てられ給ひけり、又神目伊豆伎比古神と申すも神目の稜威々々しき義の御名にて、幼くより甚可畏き神にこそは御在し坐しけらし、其後の事は播磨風土記に心行甚強、父神思之、欲遁棄之と云ふ事も有りて、甚く御心とは外なりける状なりしかども、生長らせ給へるに隨ひて國造の御事をも助け奉られし状なるに、猶神性の強き事は止ませ給はずして此時の事に至れるを極みとして、天神に歸順はせ奉らせ給ふと爲ては其父兄の神等の命にも違はせ給

はざる由を明らかめ申させ給へり、此よりして天神御子の守護神と爲て天下に幸へ給ふ御恩頼の大に御在し坐す事、下に注し奉れるを見て曉る可き者なりかし、世の識者此神の一度の御過にて悪しき事の御在し坐せば何時迄も然る物と心得ること淺かりけれ、此神の御祖父にて渡らせ給へる素戔鳴尊と申せども、其始は神性の雄健が任に物爲給ひて悪しき御行共の様々に御在し坐しけるが、天上にて千座置戸の解除に遇ひ奉りて天降らせ御在し坐しける後の御功業はしも天下に二無く甚も々々尊き御事にて御在し坐す事人の能く知れるが如し、其を始め悪事を取出て惡神なりと云ひて可らむや、否らずや、此神の御上に於ても然り、已に天神に歸順ひ奉らせ給へる上は、諸の天社國社の皇神等と等しく皇御孫尊の大御守護の神にて渡らせ給へる物を、如何に思ひ成す者にか) ○故爾問其大國主神、今汝子事代主神、如此白訖は、二神より稻背脛命の復命せる事代主神の言を以て大國主神に問はせ給へるなり、但其上文に語其父大神言、恐之此國者、立奉天神之御子と有りて、此にも我父宜當奉避、吾亦不可違と有て、其報告は事代主神より父大神へ申させ給へるなり、下に事代主神避け給へる後に、使者既還報命、故大己貴神則以其子之辭、白於二神、曰云々と有るが如く、其報告の辭を以て二神に申させ給へる其大己貴神の言を受けて、今汝子事代主神如此白訖云々と宣ひ入れて再神問の御事御在し坐せるにて、二神と大己貴神との御間合如此く懇切に御在し坐せるを、誰しも二神より大己貴神へ迫り給ひ、大己貴神よりは二神に拒める者の如く云ひもし思ひも爲めるは何れの方に就ても其允當の説ならざる者なり、(二神の大己貴神に神問しの御事のみにして、其神避け給ふに就ての御掟共なり、然して二神の言向させ給はむと志し給へるは、殘賊強暴横惡之神の事なるを、一に見るが爲に其差別の見え別れぬにこそ有

めれ) ○亦有可_レ白子乎は、記傳十四(廿一丁)に、白とは上に僕者不_レ得白、又事代主神是可_レ白など有る白と同じくて、詔命の御答を申す事なり、事代主神の餘にも詔命を宣命聞て其答を白す心を問聞くべき子有りやと問ふなりと云はれたるが如し、○於是亦白之か、記傳に云はく上に事代主神の事を白して又今一神有る事を云ふなればなり、偕其言に亦我子云々と有る亦も其意なり、○有_二建御名方神_一、此神の名義は記傳と異なり、右に注せるが如し、但記傳に此を見れば此神も事代主神に亞で天下に威勢有りし事知られたり」と云はれし如くにて、天神の御許より勝れて健く雄々しき神二柱を御使と爲て天降させ給へる、其だに憚奉らせ給はずしと欲_レ爲_二力競_一と申して相抄み戦はむと爲させ給ふ許に心の進み給へる神なりければ、大國主神事代主神より畏伏まりの御事を爲給へりとして、父兄二神の言に従ふ可くも非ざりければ、大國主神より天神二柱に委任奉りて其御子をして歸順はせ令_レ奉むとて、如此は抽出て申させ給へるなりけり、(其事代主神に直に神問しめ給へるは、其神は少か違はせ給ふ御心坐さすと雖も、萬の事を執持たせ御在し坐すが故にて其令_レ問らるゝ意味同じからず) ○除_レ此者無也は、上章第六、一書に、大國主神(中略)其子凡有_二百八十一神_一と有り、其中に以_二子五柱爲_二珍子_一、而天下四方國人夫等令_二威蒙_二恩賴_一と云ふ事神祇譜に見えたり、然るに其五柱と云ふは地神本紀に謂ゆる味耜高彥根神、下照姬命、都味齒八重事代主命、高照光姬大神命、建御名方神の五神を云ふに傳廿七卷及び上に委しく注せるが如し、此を能々訂正す時は味耜高彥根神と事代主神とは本體と和魂との差別のみにて實は別神に坐さず、下照姬命高照姬命は同神異名なり、然る時は此の御答にも下照姬命は有るべきを、其は同神に坐し、殊に事代主神の御同母妹にて渡らせ給へれば、異なる御心御在し坐すべきに非ず、斯りければ

此に其可_レ否をも申給ふと云ふは實に此神のみぞ、御在し坐せりけらし、其餘の百八十神はしも下に注せるが如く其記に、即八重事代主神爲_二神之御尾前_一而仕奉者、違神者非也と申給へる由見えたりければ、此に其建御名方神を撰出て其名を申給ひ、除_レ此者無也と申給へるを以て、其御子神の正しをさへに得る事妙なりとも妙なり、(記傳に云はく除_レ此者無也とは、子は猶多に在れども此事を問ふ可きは此神を除て餘には無しとなり、餘の御子等には問はでも在りぬ可きなり」と云はれしは委からず) ○如此白之間は、記傳に大國主神の如此白給ふ時しも、建御名方神物より來坐せるなり」と云はれき、此來坐せる所以は右に注せるが如く、出雲國美保郷は此神の住坐せる處なり、然るに此海に遊びに御在し坐しける事代主神の許へ稻背脛命の御在し坐しけるに、御兄事代主神はしも天之逆手を打成して八重蒼柴籬に隠り御在し坐しけるを、不審しみ伺居給へる其稻背脛命の復命し給へるに引續きて來坐せる故に、二神と大己貴神と僅に御問答の御事の未竟も果て給はざりし程なる故に、如此白之間とは傳はりたるなりけり、○千引石は、傳八に注せり、即ち千人所引磐石是なり、○手末は、傳十九に云へり、○擊は、靈異記に佐々宜氏と訓り、記傳に擊は刺擧の切たる言にて、此は手を高く伸て其末に擧るを云り、俗にも手を高く伸擧て物を持つを佐須と云へり、偕如此して來坐せる所以は、天神の御使の來て在る事を已く聞き給へる故に、己が勝れたる力有る事を示せて其御使を令_レ懼むとてなり、此所爲既に詔命に服從さる心なり」と云はれき、右に引りし播磨風土記に、火明命心行甚強、是以父神患_レ之、欲_レ遁_二棄_一之(中略)即發_レ船遁去、於是火明命汲_レ水還來、見_レ船發去、即大瞋怒、仍起_二風波_一、追_レ迫其船、於是父神之船不能_レ進行、遂被_レ打破(中略)爾時大汝神謂_二妻鸕都比賣_一曰、爲_レ遁_二惡子_一、返遇_二風波_一、太辛苦哉(下

略)と有て、此神の未幼き程にて御在し坐すなるに、願怨み給ふ時は大に風波を起し追迫りて、御父母二神の乗り給へる御船を覆し給ふ計の御力坐せるが故に、千人所引磐石を手端に擎來て天神の御使と力争を爲むと思立て御在し坐しけるなり、偕此時に其建御名方神の擎けて御在し坐ける岩とて予も去年見たりしに、稻佐浦より日御碕に至る海中に礫島と云へる有り、記傳十四(七十三丁)に、今稻佐浦の澳に礫島と云有り、土人は宇祁和伊島とも云へり、此島甚大なる一の岩なり、是神代に建御名方神の手末に擎け來坐せりし千引石なりと云傳へたりと見えたる是なり、此を以て此神の御力の大なる事此を以て知るべしと雖も、亦二神の御力の越えさせ給ふ御事は幾等か勝らせ給はむ、甚可畏き御事なりけむかし、次なる欲爲力競の所に云る事有り、合せ見る可きなり(記傳に、此所爲既に詔命に服従ざる心なりと云はれしは然る事ながら、次に忍々如此物言と申し給へるを思へば、未だ委しき事は知らせ給はざりけらし、所以に力争を爲て却けむと己が力を持み給へる意に見えて、然計り深き心の御在し坐さざる狀に聞えたり)

○誰は、記傳に多禮會と訓べし、多會と云は古言に非ず、朝倉宮段大御歌に、多禮會意富麻幣爾麻衰須、萬葉十一(十五丁)に誰此乃、吾屋戸來喚、足千根、母爾所噴、物思吾呼、十四(廿丁)に、多禮會許能、屋能戸於會夫流、爾布奈未爾、和家世乎夜里氏、伊波布許能戸乎、催馬樂淺水に太禮會古乃、名加比止太天々、美毛止乃加太知世宇會己之、止不良比爾久留也沙支牟太知也、色葉歌にも我世誰會常在牟と有り、偕此は天神の御使なる事は能く知りながら故に思めきて誰ぞとは云なり、如此云ふに咎むる意有り、今世にも人の所爲を咎むるに誰ぞと云ふなり(補意)と見えたり、(但多會と云ふは古言に非ずと云はれつれども然らぬにや、黄昏を多會加禮と云ふも、誰ぞ彼と云ひて物の差異

の見え難き時を云ふなり、又源氏花宴卷に、甚切貪つけき、此は誰ぞと宣へば云々、後拾遺雜二に、人の局を忍びて叩かれけるに誰ぞと問侍りければ、なども見えたれば多禮會の略とこそ聞ゆれ)○來我國而は、我が主領き居る國に來てなり、御父大神は天神御子の所知食せ御在し坐さむ爲に此國を造固めさせ給ひ、天神の大神には我御子の所知む國と事依し奉らせ給へる事の意を能も知り給はず、一向に我國と思ほし、から斯る言を出し給へるにぞ有べき、○忍忍は、志奴昆々々と訓べし、記傳には先づ志奴夫と云ふ言に戀志奴夫と堪志奴夫と三の意有り、此の志奴夫は隱志奴夫にて密ノ字隱ノ字など書く意なり、神武天皇戊午年御紀に道臣命於是奉_ニ密_ニ旨_一、允恭天皇七年御紀に密_ニ食_ニ懷中之糲_ニ、安康天皇前御紀に密_ニ設_ニ兵_ニ、雄略天皇十四年御紀に密_ニ遣_ニ舍人_ニ、繼體天皇元年御紀に密_ニ奉_ニ遣_ニ使_ニなど見え、萬葉十一(五丁)に、惻隱此有、戀不相、又(十丁)潮、核延子菅、不竊隱、又(十一丁)石穗菅、惻隱吾、片念爲、又(四十一丁)隱庭、戀而死朝、十二(八丁)に人目多見、眼社忍禮など、惻隱をも隱をも竊をも忍をも書て訓みたり、偕忍々と重ねたるは同卷(三丁)に、菅根之、惻隱々々、照日、乾哉吾袖、於妹不相爲、神樂歌弓末に美地乃久乃、安津佐乃萬由美、王駕比可波、也宇也宇與里古、志乃比志乃比仁、志乃比々々々仁、此歌古今集には陸奥の安達の眞弓我引かば、末さへ依來志能備々々々にと有り(補意取要)と云はれき、偕此に忍々と云ふは、然る事の有りもや爲むと大己貴神の用意し給ひて、始より此神には隠して忍びて神議らせ給ひけるが故なめり、故五十田狹之小汀の神間は更なり、三穗之碕にて事代主神の畏りを申給へるなどの事を知らせ給はず、今より打出でむと爲る所を來給へるが故に、我には聞か爲ずして密事を謀るよと、父大神への恨をも兼ねて如此は云咎められたるなりけ

り、(記傳に忍々と重ね云ふは一度のみならず遍重ぬる意有り、此御使も記の趣は此處に來坐せる事只一度なれども、又無き重き事を定むる度なれば、幾度も相見て左右に謀りし事有ぬ可し云々)と云はれたるは叶はず、因云、右に謂ゆる戀志奴夫の方は傳九卷及上悲歌の所に注せるが如し、其堪志奴夫の方は俗に許良閑流又堪忍するなど云ふ類是なり、又記傳に堪志奴夫と隱志奴夫とは近くして相通ひて聞ゆる事多し、志奴昆加泥など云ふは堪かぬる意にも隱かぬる意にも通ふが如し、然れば隱す方は堪志奴夫より轉れる者なる可し、其は顯には爲ま欲き事をも強て堪忍びて押へ、慎しむ事にも成れるなり、憍忍の字を用ふるも堪る意に因れり、忍は字書に能也と注せり、能音耐にて多布流なり、又合忍容忍など云へるも皆堪志奴夫なり、又殘忍を慘刻少恩也とも安於不仁也とも注せるは、俗に氣強く牟吳伎なり、志奴夫を此意に用ひたる例は無し、然れども其も堪志奴夫より轉れる意なり、心有不安、強持不發也と注せるは、殊に志奴夫と云ふ言に能く當りて隱す意にも近し、又古書に淤志と云ふに此忍字を用ひたるも專此意なりと見えたり)○如此物言は、其五十田狹之小汀又三穗之碕にて神議御在し坐しける事を異しみ坐るに、今此に右の間答有るを咎めて云ふなり、物言と云ふ例は穴穗宮段に爾侍大長谷王之御許人等白、宇多氏物云王子故應慎、萬葉三(三十一丁)に、賢跡、物言從者、十四(廿三丁)に、伊敏能伊母爾、毛乃伊波受伎爾氏、於毛比具流之母、又(二十九丁)伊母能良爾、毛乃伊波受伎爾氏、於毛比可爾都毛、二十(廿丁)に、父母爾、毛能波須價爾豆、已麻叙久夜志伎、拾遺雜秋に、此にしも何句ふらむ女郎花、人の物言ひ性悪くき世に、源氏帚木(二丁)に、忍び給ひける隱るへ事をさへ語り傳へけむ人の物言ひ不祥さよ、夕貌(五十三丁)に、餘り物言ひ不祥き罪去所無く、末摘花(二十二丁)に、物言ひ不

祥き様なれど、浮舟(七丁)に、人の隠し置き給へる人を物言ひ不祥く聞え出たらむにも、狹衣三中(十八丁)に、阿那心憂の御物言ひぞや、四上(廿三丁)に、彼物言ひ悪かりし大納言此院の別當ぞかし、四下(廿三丁)に、只大宮院などの御膝の上に取り替々扱かひ聞えさせ給へる狀、實に世人の物言ひも叶ひぬ可きにやと見えたり、など有り、偕今も俗に人と口論の事を物爲るを物言すと云へれば、此は建御名方神の父兄の神等共に天神の御使と問答の御事を爲させ給へるを如此物言と云咎めて、已命は其力強きを恃みて此言は出させ給へるにて、記傳に凡て此神は己が勢力を頼みて詔命に従はじと思せるから、如此云へるなり」と有るが如くなる可し、(又云はく物言とは是も實は此國を天神御子に獻むや不を問に來つとは能く知りながら、何事云ふとも知らぬ様に故に咎めける言なり云々)と云はれき、然れども本より此の神に知らせ給はざりし事を思ひ漏らされたるから、然る強顔し作りし給へる事と思はれしなり)○然は、記傳に志加良婆と訓べし、其は上を承て云ふ言なるに其事無くて云へるは、今世の俗語にも事を爲むと爲る際に佐良婆と云ふと同じ、佐良婆參らう、佐良婆始めうなど云ふ類なり、是も言以て行けば上を承くる意有り、誰ぞ云々と云へるは咎めて故に不明めきたる者にて、其は我國を取らむとて來つるこそ安からぬと怒れるより云へるなれば、其心を以て然我國を取らむとならばと云ふ意に落つめり(採要)と有るが如し、○欲爲力競は、記傳に知加良久良辨世牟と訓むべし、垂仁天皇七年御紀に當麻邑有勇悍士、曰當麻厥速、其爲人也強力以能毀角申鉤、恒語衆中曰、於四方求之、豈有下比我力者乎、何遇三強力者而、不期死生、頓得爭力焉、字鏡に拵以力相爭也、知加良久良邊、又扛舉鼎也、知加良久良邊と有り、偕今如此云ふは我國を取らむとならば先づ力競をして其勝負を以

て事を定めむの意なり(補意)と見えたり、猶力競の事は色葉字類抄又竹生島縁起等に、爰淺井姬命與氣吹雄命競勢争レ力、更去丸邊下坐海中、其下海音云都布々々、故云都布夫島と有る、此事を帝王編年記に是夷服岳與淺井岳相競長高、淺井岳一夜増高、夷服怒拔刀劔殺淺井姬、之頸墮江中而成江島、名竹生島、其頸乎と有り、又播磨風土記に、揖保郡出水里(中略)伊和大神子石龍比古命與石龍比賣命二神相競川水、妹神欲流於北方越部村、妹神欲流於南方泉村、爾時妹神踰爾山岑而流下之、妹神見之以爲非理、即以指櫛塞其流水、從岑邊關溝流於泉村、格爾、妹神復到泉底之川流、奪而將流於西方桑原村、於是妹神遂不許之而、作密樋、流出於泉村之田頭、由此川水絶而不流、故號无水川、と有なども、手して争ひこそは爲ざりつれ、同じく力競の例に充つべき事なりかし、(又靈異記上卷雷兒の事を云へるに、生長大年十有餘頃、聞之朝廷有力人、念試之、來大宮邊居、爾時王有レ力、秀當時、往大宮東北角之於別院、彼東北角有方八尺石、力王自往處出取其石而投、即入住處閉門、他人不令出入、小子視念名聞力人者是也、夜不見人取其石而投益一尺、力王見之、手拊攢取石而投、從常不得投益、小子亦二尺投益、王見之、希亦投、猶不得益、小子立投石處、小子之跡深三寸踐入、其石亦三尺投益、王見跡念是居、小子之投石也、將捉而依即小子逃云々、力王終不得捉、念自我益力小子、更不追云々、然後其童子作優婆塞、猶住元興寺、其寺作田引水、諸王等妨不入水、田燒亡、時優婆塞言、吾引田水、衆僧聽之、故十餘人可荷、作鋤柄使持也、優婆塞彼鋤柄撞杖而往立水門口而居、諸王等鋤柄引棄、塞水門口而不入寺田、優婆塞亦取百餘人、引石塞於水門、入於寺田、王等恐乎優婆塞之力而終不

犯、と云へるも力競なるなり)故我先欲取其御手と有る我は、建御名方神にて、其欲取と乞給ひし御手は二柱神に互る可けれども、此應對は古事記は凡て武甕槌神にて傳へたれば、記傳に云はれし如く實に其神の御手なりけり、右に千引石を手末に擎げ來坐せる勞力を示せむとて、先づ其天神の御使の手を取りて打搯かむと速り心の御所爲なる者なり、○故令取其御手者は、其御手を建御名方神に取らせて如何に爲るぞと試みさせ給へるなり、○立氷は、記傳に、多知毘と訓れたるに従ふ可し、先づ氷を比と訓は記中に氷椽氷木を訓み、又仁德天皇六十二年御紀に額田大仲彥皇子獵于鬪鷄時、皇子自山上望之(中略)問之曰、在其野中者何窟矣、啓之曰氷室也、(中略)皇子則將來其氷獻於御所と見えたる是なり、萬葉(廿九丁)に、磐床等、川之氷凝と詠み、又垂氷又薄氷など云ふ事有り、源氏末摘花(三十六丁)に、朝日指す軒の垂氷は解ながら、何どか汗の結ぼるらむ、浮舟(三十八丁)に、垣の本に雪村消つ、今も搔曇りつゝ降る、日指出て軒の垂氷の光合たるに、人の御形も勝る心ちす、など上より垂る氷を云へり、俗に此を汗と一に云ふは誤なり、汗は地上に落ちたる水の艶々と氷れるを云ひて別なり、和名抄に氷、四聲字苑云、水寒凍結也、(和名比、又古保利)と有るを、或説に比は冷の略、古保利は凝の義なり、と云へるは然る説なり、又記傳に物より垂有を多流比と云ふ如く、此は下より立而有氷なり、谷川の瀧つ瀬などに側の巖へ懸れる水などの、下へ墜終へぬ間に凍れるが、劔を突植たらむが如くに立る事有る物なり」と云はれたり(此に就て思寄れる事あり、文德天皇實錄に仁壽元年八月庚子朔壬寅、授山城國堀雷氷都久雷湯豆波和氣神從五位下と有る、此神の御事傳九卷に注し奉れるを、今又思ふに堀雷の堀は地を掘なり、氷都久は氷衝にて氷柱を以て物を突穿てるなり、湯豆波和氣は

五百警別にて此堀も衝も別も雷神の御稜威を以て稱申せるなるが、氷を以て物を突くと云ふ事の有りし證にも備ふ可きにや、此に立氷を云へるに由有て聞ゆめり、○追加、此事書竟たる後に出羽國野代人安濃固成の立氷の説有り、其は固成出羽國の古傳どもこれかれと集め記さまく思ひ立ちて、草稿ども、何くれと出来にたるが、吾が野代の地中昔の程には檜原郡とも稱へたりしを、阿仁肥内毛布に至るまで押なべての檜立原なる當昔の狀なりけむからに、然る郡名も出来にたる物から、其肥内は火内とも比内とも書來りて名義いかにも思ひ得難にして有りけるを、ナイとは澤と云ふ謂ゆる蝦夷詞なりければ、肥内は檜澤なるにて、支郷の里名にも比立内檜木内檜山など有る共に檜原の郡名に及ぼしたる地名なる事の考ども出来しより、彼古事記の國平段なる立氷の物の見當る事もなく、また故大人たちの説に諸々しきも聞えざるが、年頃心に係りたる筋なりしが、ふと思ひよれるは立氷の氷は若しくは檜の假字にて立檜なる可くと思ひ取れるが、實に動くまじうなむ有ける、其は今世にも究めて及びがたう立會ひがたかめる事に譬へては、立樹に蟬とか能く人のたとへ云ふわざなるが、天神の大御稜威は恐こかれど國神などの上とは甚く別なりける御畏さなりけむも著明く、彼建御名方神の千引石を磔の如く手末に擎げ持來坐して、勢力を示せむとて先づ其天神の御使の手を取りて打挫がむと速る所爲を打拆き、彼立檜に取成し亦劔刃に取成して、天神の奇しびに神々しき御威徳を可畏ましめ給へる事となむ伺ひ奉らるゝ事なりかし、大かた立氷と有るからに、字にすがりて氷の事のみ説きなすなむいまだしかりける、立檜に取成は動きも揺がすも爲可からざる事、彼立樹に蟬の譬へなむ能く叶ひて聞えたる、また劔刃に取成は其神の身實は劔にて御在し坐しけるが、其任に劔刃にて見えさせ給へるにて、立寄りては立檜の如

くゆるがすもえ得ず、近寄りては劔の刃にも斬らる可くして、共に天神の別なる威徳を震はせ給へりけむ御威儀の今も窺ひ見奉る可くなむ有る、然はいへ天語に語り傳へたる神語の儘なるにて、古文の妙處唯爰に有る事とこそ、次に若葦を取るが如くと見えたる、則この立檜に對へたるにて檜といひ葦とある、是また自然なる前後の序なるものをや、楮建御名方神の御力の大なる事千引石を擎げ給へるにて知る可しと雖も、天神の御稜威はた甚々可畏き御事なりけむとこそ、此は檜内の名義の事よりゆくりなく思ひ得るまゝに記し出づるになむ」と云へるは然る説にて、此は動く可からずなむ有りける、(楮この立檜の考此の證に備へて動く可からずなむ有りければ、次々氷によりての説どもは削去る可くは有れど、暫く見合せむ料にそのまゝあるのみ)○取成は、記傳に此物を彼物に變化して、其建御名方神の御手を捉て、立氷に變化なり」と云はれたり、今思ふに其肥河段に邇速須佐之男命、乃於湯津爪櫛取成其童女而、刺御美豆良」と有るも、御自取化させ給へるを申し、又枕草紙七(十四丁)に「何とも思はで云ひ出侍りしを、行成朝臣の取成したるにや侍らむと申せば、取成すともと打咲せ給へり、源氏末摘花(十丁)に「然やうなる住ひ爲る人は物思ひ知たる氣しき速なき木草空の氣しきに就ても取成などして、夫木卅六に、然しも非ぬ時雨なれども玉柏殊に取成す夜はの音哉」と有るなど其多き事なるが、此自執行ふ事を取成すと云へる例なるを思ふに、此の取は右に故令取其御手者と有るとは別にて、其建御名方神に令取給へりし御手を立氷に變化して、天神の御稜威を示し可畏ませ給へる者なり、(其立氷に取化て示し給へる狀は玲瓏しく透徹りて甚々奇異なる事にこそは有りけむ、莊子逍遙遊に藐姑射之山有神人居焉、肌膚若冰雪、綽約若處子、不食五穀、吸風飲露、乘雲氣、御飛龍而遊於四海之外、云

云と云ふ事あり、神人の身體眞に氷雪の如く清く鮮明なる者と思ゆ、然らば其御衣を捲げて其御手を令レ取給へる上に御力を充せ給へりけむから、其狀の實に立氷の如く見え奉りけると見ても有なむや) ○取レ成劍刃は、先に立氷に變化して示せ給へる故に退き居り、又二度と乞奉れるを以て、今度は劍刃に變化して愈可畏ませ給へるなり、記傳に劍刃に成せるは手觸れ難からしめむが爲なり、故劍刃のみは云で刃と云へり、心を著くべし、立氷は寒冱ながらも猶強ては握る可きを、劍刃は更に手觸る可きに非ず、是前後の序なり」と云はれつるは予が見るとは違へり、其始唯の御手にて令レ取給へるを、立氷に變化して握るに得堪へざらしめ、次には劍刃に變化して今も其取奉れる建御名方神の手の刃に斬らる可く見えし故に恐れて退たるにこそ有りけれ、偕上に稜威雄走神の御事に就て注し奉るが如く、此の二神の御祖と御在し坐す其神の御身即劍にて御在し坐すのみならず、何れも劍に因れる御名ならぬは一柱だに御在し坐さざるを以ても、顯身とこそは成りて天降り御在し坐しけれ、身實は劍にて御在し坐しける其本の御身に成らせ給へるが、其任に劍刃にて見えさせ給へるを、此方よりは其變化らせ給へる趣に見奉るが故に取成とは傳へたりし者にて、立氷も劍刃も殊更に設けさせ給へるには非ずして、國神などの上とは甚く別なりける御畏こさなりつらむかし、(記傳に此は建御雷神の例の奇しく靈しき徳を以て變化て建御名方を威せる所爲なり)と云はれしは然る言ながら、其天神の常を以ても然る御有狀なるにて、此方へ顯身にて降らせ給へるが却りて變化とも云ふべき狀なる事に迄は考へ及ぼされざりし説なりけり、又谷川翁は立氷劍刃若葦等此蓋其手術名、乃角力之濫觴也と云はれつれども、手術の名など云ふは後の事にして、神代に然る事を習ひ行ふ可きには非ざるぞかし) ○故爾懼而退居の懼而は、於會禮氏と

訓なり、神武天皇戊午年御紀に弟磯城憚然改容曰、臣聞天壓神至、且夕畏懼と有るが如く、佗より壓れて我心に憚る所出來れるを云ふに出でたり、又長髓彦見其天表益懷二蹶踏とも見え、景行天皇四十年御紀に大碓皇子愕然之逃隠草中、仲哀天皇八年御紀に則見御船不進、惶懼之、神功皇后元年御紀に新羅王於是戰栗々厝身無所(中略)新羅王遙望以爲、非常之兵將滅己國響焉失志、又新羅國人悉懼不知所如、又軍士悉慄也、雄略天皇五年御紀に嘖猪從草中暴出逐人、獨徒緣樹大懼(中略)緣樹失色五情無主、繼體天皇前御紀に倭彦王遙望迎兵、懼然失色、仍遁山岳、不知所詣など有る於豆も於會流も同じ事なり、佛足石哥にも於豆間可良受夜とも有り、偕此は先に千引石を手末に擎げて來給へりし勢力には引替りて、初めて天神の奇しびに神しき威徳の御在し坐す御事を知らして、仇なみ奉るまじき事を思ほして拆け給へる所なり、退居は其御許へは得進み寄らずして其御坐を退き給へるなり、(記傳に會伎は遠離る事なり、登保會伎とも有り、下卷高津宮段歌に會岐遠理登母と有り、偕後方へ會久を志理會久と云ふ故古より退の字を然訓めり云々)と云はれき、其遠理の辭の事は上に云へり) ○爾欲取其建御名方神之手は、彼神より然欲爲力競と乞請せるに依りて令レ取給へりし返しに、此度は其神の手となり、○乞歸而取者は、記傳に初に建御名方神先づ建御雷神の御手を取らむと乞ひて取りつる如くに、建御雷神も亦其建御名方神の手を取らむと乞歸ふを云ふ、歸とは凡て彼方より爲し如くに又此方よりも爲るを云ふなり)と云はれしが如く、俗に云ふ仕返しを爲る事なり、○如レ取若葦と云ふ若は、若松若竹若菰若草などの類にて、物の初生の程形の成堅まらざる間は莖葉共に甚脆き物なればなり、即此は謂ゆる葦牙の事と心得て有りぬ可し、記傳に若葦は易く所摧る物の譬なり、

葦は竹などの如くは牢からぬ物なるに、若きは殊に脆ければなり、建御名方神の手は千引石を撃ぐ計りの力有を、如此云へる建御雷神の手力の程知るべし」と云はれたり、實に其千引石を礫の如く持たせる神の手を葦牙を搦むが如く取挫ぎ給へりし天神の御力の程はしも幾許か勝らせ御在し坐しけむ、言に述べても申し難き程の御事なる可し、(借上なる二の取成は武甕槌神の御自立氷劍刃などに取成し給へる例にて、此の取の字をば建御名方神に屬るは非なり、此も其取らせ給へる武甕槌神の取るにて在るなり)○搯批は、記傳に都加美比志岐豆と訓べし、如く取若葦と譬へたれば必志岐などと云ふべき所なり(取要)と云はれたるに依るべし、其日代宮段にも朝曙入厠之時、持搯批而引關其枝、裏薦投棄と云ふ事も有れば、此には其建御名方神の手を損傷つく計に在りしにぞ有るべかりける、凡て語勢は右の力競の例に引りし垂仁天皇七年御紀の拵力の所に、二人相對立、各舉足相駭、則駭折當麻駭速之脇骨、亦踏折其腰而殺之、と有と事は異なれども、其趣に於ては此には殺さぬのみにて外は相似たる事共なるが故に傍引出づるなり、記傳に荒く捉を都加牟と云はれし如く、萬葉四(四十五丁)に、何處戀其、附見繫有、十六(十五丁)に、戀之奴之、東見懸而と有りて、劇しく握る事を云へり、(比志久には拗をも挫をも訓めるを、又登理比志久とも訓みて拗を勻會に手挫也と注し、又史記には駭の字をも然訓む事なるなり)○投離者は、記傳に彼喪屋の事を駭離遣と有と同じ状なり」と云はれつるが如く、俗に拵力などに投出すと云ふに等しきなり、離の事は八洲起元章第一「書流之の傳五に已に注せるが、遷却崇神詞に、射放物止弓矢、萬葉二(三十四丁)に、引放、箭繁計久など見え、又取放と云ふ事も有り、枕草紙六(十七丁)に「此はと取放ちて聞分くべくも非ぬに、源氏少女(十五丁)に「取放ち聞え給ひて大宮にぞ

預け聞え給へりける、初音(十五丁)に、取放ちては有識多く物し給ふ所なれど、鈴虫(十丁)に、北の御障子も取放ちて御簾掛けたり、と云ひ、又見放と云ひ思放と云ふ事有るは見捨て思ひ捨つる事を云へり、又言放とも云へり、後撰戀三に、小山田の苗代水は絶えぬとも、心の池の云は放たじ」同五に、親の守りける女を否とも諾とも云放てと申しければ、拾遺雜戀に、左右も云放たれば池水の、深さ淺さを誰か知るべき」後拾遺雜五に、常ならぬ山の櫻に心入て、池の蓮を云な放ちそ」元眞集に、云放つ君にし遇へる大澤の活くる詮無き身をぞ恨むる」源氏松風(十丁)に、然らぬ別れに御心動かし給ふなど云放つ物から、など有は俗に云切るを云なり、右等皆用ひ様は異れども放は物を別ち棄つる意に云るなり、(又光を放つ身を放つ手を放つと云へるは更なり、鳥獸蟲魚の類凡て身に近く傍て有る物を佗に物せさするをば放つとは云へり)○即逃去は、記傳に爾宜由伎々と訓れたり、崇峻天皇前御紀に、萬便弛弓狭腋向山走去と、有る走去の字を然訓めればなり、又は適宜佐理伎とも訓むべし、下章第四一書に 兄見之走登高山、則潮亦没山、兄縁高樹、則潮亦没樹、兄既窮途無所逃去と有など、何れも之と同じ状なる所なり、此言は傳八に注せれば今云ふ限に非ず、借此は武甕槌神に其手を若葦の如く搯批がれさせ給へるに恐怖れ逃出て此方彼方へ走回らしたるを云ふと見るべし、○追往而は、其逃去したる後より追手を掛けさせ給へるなり、記傳に、建御名方神此御力に愈驚き懼れながらも、猶逃遁れて服従ざるが故に追往き給ふなり」と云れたるが如し、借此神の逃出坐しを追係させ給へる事今知るべからざるが如しと雖も、唯一糸口を見出でたるに依りて悉くに知れる法有り、神名式に謂ゆる周防國津濃郡二俣神社の社殿に、建御名方神出雲國に坐し、頃、經津主神武甕槌神と戦ひ給ひしが、敗軍と成りける時須波と

云ひて逃出來給ひ、此二俣神社に來住給ひしと云へるは浮きたる説とは聞えず、今二俣村に在て此邊の地名を狩野と云へるも、鹿野と思しきなど由有りて聞ゆるに、此國名を和名抄に周防(須波宇)と出でたるが、其郷名に熊毛郡周防と見えれば其より起れるなる可からむを、本の唱は須波なりつらむが字音に依りて宇の言を添へて云習はしたるには有らめども、御紀古事記萬葉などに周芳と有る芳の古書に波の假字に用ひたれば、古は須波なりしこと著かりけり、但須波と云ふは俗説にして下に云へる科野國なると同じく其二神に攻逼られ給ひし由に因れる名なる可し、傳廿八に委しく注せるが如く、此國には大己貴神以下其御族の神等の御在し坐しける神跡共多かりければ、其に便りて逃來らせ給へるなりけり、倭國造本紀を閲るに大島波久岐周防都怒の四國にて在りける趣なるが、大島は和名抄に大島郡有り、波久岐は與之岐を誤れるにて即吉敷郡なり、都怒は都濃郡有り、然る時は玖珂熊毛の二郡より都濃郡の半に係て古の周防國なりしなりけり、或説に二俣神社祭神八千戈神大物主神に坐すと云へり、神階は文德天皇實錄に、天安二年三月壬戌朔甲戌、在周防國二股神預官社、三代實錄に、貞觀九年八月十六日壬午、周防國從五位上二俣神授正五位下と所見たり、祭神の説右の如くは建御名方神の神跡と申すのみにて此には祀はれ給はざるか、又は傳を失へるか、(出雲より此に御在し坐し)は本國より石見國を経て直に山傳に此に來坐しつるなる可し、又陸奥國磐城郡二俣神社鹿島神社有り、又桃生郡二俣神社石神社有を、觀跡聞老志に、鹿石神祠在牛綱村、高一尺六寸長三尺、其形勢如伏鹿云々、按石神社蓋是歟と有るなど、周防にて狩野の地に二俣神社坐に事の似著て聞ゆ)又記傳に阿波國に名方東郡名方西郡と有る、本は名方郡なりしにて其名方東郡に名方(奈加多)郷有と云れたるが、神名式に名方郡多郡

御奈刀彌神社阿波郡建布都神社見えたるも由有げなるに就て思ふに、如此く名方と云ふ地名とさへ成れるは、此神の本住坐る地なるから、海を渡て此所に逃れさせ給へるを、又追逼め給ひしに依て建布都神社も其國に立たせ給へる可し、其多郡御奈刀彌神社今名西郡諏訪村と云に坐すと云り、又其に海を隔て、向へるに和名抄に、紀伊國在田郡吉備郷有り、然るに或書に今日高村の南に接きて名方と云ふ地有り、其に接きて名高と云も有て今は一村と成れり、倭姫命世記御遷幸の條に、遷吉備國名方濱宮、四年奉齋と有る國ノ字は、後に山陽道の吉備と心得て補へる者にして實は此地なり」と書せるは然も有べくして、此名方の地名建御名方神に由れば此方へ渡り給へる道次にも有べし、其證は萬葉九(八丁)太上天皇太行天皇幸紀伊國時歌十三首の中に、三名部乃浦、鹽莫滿、鹿島在、釣爲海人乎、見變將來と有て、鹿島と云ふ地の在る事大に謂れ有と云ふ者なり、又神名式に山城國愛宕郡須波神社と申す御在し坐も比時の鎮座などには非るにや(又攝津國八部郡生田神社、名神大、月次、相嘗新嘗の地主神として諏訪明神を祀れるは、其以前には此神の主領ける地なりしにや、其後に諏訪山と云も有り)又近江風土記に淺井郡湯須神社圭田廿九東三毛田、安康天皇六年甲午十二月始所祭御名賀多也と有て此時の跡などにや、萬葉七(十五丁)に、高島之、香取乃浦從と有は、高島郡にて湖を隔て、相向へる地なるにも思合す可し、又伊勢風土記に神武天皇東征の御時の事として、廼勅詔天日別命曰、國有天津之方、宜乎其國、即賜標劍、天日別命奉勅東入數百里、其邑有神、名伊勢津彥、天日別命問曰、汝國獻於天孫、我、答曰、吾竟此國、居住日久、不敢聞命矣、天日別命發兵欲戮其神、于時畏伏啓曰、吾國悉獻於天孫、吾敢不居矣、天日別命令問云、汝之去時何以爲驗、啓云、吾以今夜起八風吹海

水乘波浪將東入、此則吾之却由也、天日別命令整兵窺之、比及中夜、大風四起、扇舉波瀾、光耀如日、陸海與朗、遂乘波而東焉、古語云、神風伊勢國、常世浪寄國者、蓋此謂之也、(伊勢津彥神近令來住信濃國)と有は、神代の武甕槌神建御名方神の事と、神武天皇御世の天日別命伊勢津彥命の事と一に混ひつる傳なる可し、其建御名方神と伊勢津彥命とを一に爲られたるこそは良はしからざりけれ、此文を引て記傳に此伊勢津彥と云は建御名方神の亦名にて、右の故事は即建御雷神の建御名方神を攻追ひ給へる此段の事なるを、神武天皇御世の事と爲るは傳の誤なる可し、其は神武天皇御歌に神風の伊勢と云ふ事の見えたるよりの誤なめり、建御名方神の此國を主領き居給ひし由有を以て、先づ此に逃れ給ひしなる可し、高倉山の岩屋は伊勢津彥の住めりし地なりと神宮の書共に記せるは、姑く隠居給ひしにもや有けむ、借終には信濃へは去り給ひしなる可し、伊勢津彥神武天皇御世の神にて別ならば、信濃國に必其社は有べきに、古より其社は無して風祝の事は傳有て、持統天皇五年御紀に、遣使者祭龍田風神信濃諏訪水内等神と有も此諏訪神の事也、彼高倉山の續きなる高神山に客神社と有は、建御名方神を祀れりと神宮の書に在り、又風土記の文に汝國獻於天神、裁又は吾國悉獻於天孫と有なども、此建御雷神と建御名方神との事に全く同じきを思ふ可し(取要)と云れしは實に奇らしき説也、其神武天皇大御歌に然詠ませ給へるも古き諺の有に依て詠せ給へる者にして、伊勢津彥命と云も此建御名方神の事に依て伊勢と云ふ國名の出來れる後に、居地に依て成れる神名なるを以ても、前後の事の一に成れる傳なる事を知べき者也、然れば此も其逃去給へる時の事に見て敢なむかし、其伊勢津彥命と申すは、神武天皇御世の始に天日別命に攻られて此にて順ひ奉られしなる可し、國造本紀に相武國造、志

賀高穴穗朝、武藏國造祖神伊勢津彥命三世孫弟武彥命定賜國造と有て、成務天皇御世より三四世以上の人なれば神武天皇より後へ係れるにて、是天穗日命の流にて出雲臣の支流なる由傳廿卷に云へるが如し、又播磨風土記揖保郡條に所以名伊勢野者云々、在山岑神伊和大神子伊勢都比古命伊勢都比賣命云々、即號伊勢野伊勢川、因神爲名と有る伊和大神は大己貴神なり、其御子にも同名有りて異神有り、此も其國に御在し坐しけるなる可き由傳廿八卷に注せりき)○科野國は、景行天皇四十年御紀武烈天皇三年御紀等には信濃國に作り、齊明天皇六年御紀及國造本紀等には古事記の如く科野國に作り、和名抄には信濃(之奈乃)と出たり、借此國名の起はしも信濃風土記に、信濃國者往昔建御名方命等之所住之地也、治天下御神大穴持命、又少彥名命建御名方命、巡行此國給、到坐阿羅野詔、此國者木葉草垣葉品々也、故云品野、今云信濃者昔之轉也と見えたる是にて、右に往昔建御名方命等所住之地也と云は、此後に諏訪に往坐せるを云て、右の三神巡行の御事は彼國造の古なりし事傳廿七に注せるが如し、其時は木葉草垣葉の種類多きに依りて品々野國と號けさせ給へるを、後に志那怒と云ふ事に成れるは何様昔の轉れるには有れども、其國は科と云ふ木の多在るに依りて其品々の義は廢り、其意替りて其科と云へる一種の物名に依て號るが如く成れるなりけり、借其科と云ふは傳廿に注せるが如く、和名抄那名の更級(佐良志奈)埴科(波爾志奈)、郷名には更級郡更級(左良之奈)當信、高井郡穗科(保之奈)埴科郡倉科(久良之奈)、神社には式に更科郡波間科神社、佐良志奈神社、當信神社、水内郡妻科神社など見えたり、若て科と云ふは藝の一種格の事にて即木綿を云ふなり、神樂歌木綿作に、由不川久留、志名乃波良仁也云々と有を以て知るべきなり、(記傳に、名義は山國にて級坂有る故の名

なりと云れき、其説冠辭考に見えたりと云はれたり、然れども右の風土記の傳は更なり、某科と云ふ地名の多きを以て科の木を生立てる野と云ふ義に見てなむ宜しかる可き、上野下野なども本は毛野國と云ひて木を生立てる野なる謂を以て名と爲るに等し)○洲羽海、風土記に諫方池從上諫方至下諫方、周六十七里廿二歩と有る是なるが、昔は甚大なる湖にこそは有りつらめ、若て續紀の和銅五年六月辛丑、割信濃國始置諫方國と有り、然るに國造本紀に須羽國造、纏向日代朝御代、建沼河別命孫大臣命定賜國造と有りて、次に科野國造、瑞籬朝御世、神八井耳命孫建五百建命定賜國造と有て、須羽國と科野國と相並べたるは、當昔二國にて在りけるを併せられたりけむを、又此にて本の如く二國を置かせ給へる者と所見たり、但天文本には須波を那須に作れるが正しと思しければ、其國造の説は誤なる可けれども、和銅以前にも何と無く諫訪國と云ひて別に一國の狀なりし事此を證として知るべし、其後に天平三年三月乙卯、廢諫方國並信濃國と有る、此より一郡の名とは成れるなりけり、和名抄に謂ゆる諫方(須波)郡是なり、記傳に名義は須夫麻理の義にもや有らむ、偕此に洲羽とのみは云はずして海ともしも云へるは、道の有る限は逃れ給ひつるが、此湖の岸に至りて終に道絶えて逃るべき方無く窮れる由にて追到と云る即其意なり(取要)と云はれたる如くなる可し、海宮遊行章第四一書に兄既窮途無所逃去、崇峻天皇前御紀捕鳥部萬が言に翻致逼迫於此窮矣と有る窮又は逼迫ノ字共を勢麻流と訓むと、須羽の言と專同じ趣になむ見る可き所なりける、然れば右に注せる周防國の名義も此と合せて心得べき者なるぞかし、(其所に云へる如く須波と云て逃出來給ふ云々と云ふ須波は、物の起立る時の辭にて、更科日記に、打眠りたる夜さり、御堂の方より須波稻荷より賜はる印の杉よとて、投出すや

うに爲るに、古今著聞集十に、轡を持て云々、高遠須波とて放捨つ、など云へる是也、此は其建御名方神の出雲を出給ふ時の辭には無しとは云ふべからざれども、洲羽周防の名は其とは別なる者也)○迫到は、追手を掛て其逃回る神を追攻々々して此に迫逼させ給へるなり、神武天皇戊午年御紀に、時道臣命審知有賊害之心而、大怒詰責之曰、虜爾所造屋爾自居之、因榮劍轉弓逼令催入、兄猾獲罪於天、事無所辭、乃自蹈機而壓死、又は皇師大舉將攻磯城彦(中略)至此役也、意欲窮誅と有る如く、此方より狹め行て其所を窮むる由なり、猶勢牟と云ふ言は空穗國讓下(廿六丁)に、我にも知らせで、親兄弟一心にて我をや攻させむする、源氏東屋(十丁)に、彼少將契りし程を待著けて、同じくは疾くと攻ければ、若菜下(百二丁)に、月々滯る事多くて如此年も攻つれば、得思ひの如くも爲敢で、又空穗國讓中(四十五丁)に、御前の柱に押て斯らむ人をば勸當し攻め、兄とも云はず攻退せよと宣ひて、初秋上(四十八丁)に、御前にて御琴賜りて攻退させ給へるにと有るは攻却くるなり、又狹衣三(廿四丁)に、此後見さへ心に任せて甚荒々しう攻威し聞ゆれば云々と有るなど、何れも物に迫る義なり、記傳に、世牟留は狭むるなり、世麻留は狭まるにて自と佗とを云ふ差のみなりと有り、(物を強に爲る事を世米氏と云ふも右に同じ、源氏夕顔卷に、甚辱くて、世米て強く思し成る、柏木卷に、世米て承らへば自然有まじき名をも斷ち、古今戀二に、甚世米て戀しき時は鳥羽玉の、夜の衣を返してぞ著る)元眞集に、住吉の岸に寄すなる志貝、世米て戀しき今日ぞ求むるなど多きも右と同じ意なり)○將殺時は、其迫り窮りて今誅なひ給はむと爲させ御在し坐す際を云ふ也、雄略天皇十二年御紀にも天皇(中略)自念將刑付物部と有り、○恐莫殺我より以下は伏罪の言を申し給へるなり、景行天皇十二年御紀神

夏磯姫が參來りて願無_レ下_レ兵、我之屬類必不_レ有_レ違者、今將_レ歸_レ德矣と有るなど此に同じ、偕其恐の言は上に注せるが如く仰事承り諾ひ奉る意にて、今事に伏て畏まると云ふ是なるが、此にて伏罪の言を奉らせ給へるなりけり、右にも引ける次章第四一書に、兄既窮途無_レ所_レ逃去、乃伏罪曰、吾已過矣、從_レ今以往、吾子孫八十連屬、恒當_レ爲_レ汝伴人、請哀之(中略)於是兄知_レ弟有_レ神德、遂以伏事其弟と見え、又伊勢風土記に、天日別命發_レ兵欲_レ戮_レ其神、于_レ時畏伏、啓曰、吾國悉獻_レ於天孫、吾敢不_レ居矣(中略)遂乘_レ波而東焉と傳へ、又崇神天皇十年御紀に其軍衆脅退、則追破_レ於河北(中略)亦其卒怖_レ走_レ屎漏_レ于禪、乃脫_レ甲而逃_レ之、知_レ不_レ得_レ免、叩頭曰_レ我君と有るなどは、戦負けて攻逼られし時に叩頭て伏罪の由を云ふ所なるにも、此状を思及ぼして得る所有るべからむ者ぞとよ、(古事記朝倉宮段に伊勢國之三重姪が罪有る所に、天皇打_レ伏其姪、以_レ刀刺_レ充其頸、將_レ斬之時、其姪白_レ天皇曰、莫_レ殺_レ吾身、有_レ應_レ曰事云々と有なども此に等し)○除_レ此地_レ者不_レ行_レ佗處_レは、此地を吾栖處と爲して佗國には物せじと誓約の言を奉らせ給へるにて、次に此葦原中國者隨_レ天神御子之命_レ獻_レと申させ給へる如く、此諫方の地を我處と爲て國土の全をば天神御子に避奉らせ給ふとなり、然るに昔より此所の説を誤りて、此建御名方神とだに云へば其諫方の地を離れては其顯身は更に佗に物し給へらず、其御靈をさへに祀られ給ふ事の無て止みぬる者と思ふは大なる僻事なり、此地まで已に迫りて殺さむと爲させ給ふ時に臨みて然る盟の言を奉らせ給ひ、國土を悉に天神御子に避奉らせ給へる上は外に罪する所も御在し坐さざるが故に、其申させ給へる任に免許し聞えさせ給へるにこそ有りけれ、此國を本の如く取返し奉らむなど申さばこそは有らめ、次に其父兄の神等の命には違ひ奉るまじき由を申させ給へるは、其父兄の神等

と諸共に天神御子に歸順ひ奉り、天津日繼を守護り奉らむ由の誓言をば申させ給へる者なりけり、此に就て諸國の官社にても祀られ奉り給ひて神威の高く御在し坐す御事は申すも更なり、又其皇御孫尊の大御守護の爲には、諸神よりも進みて一速く出向はし給ひて其御功の大に渡らせ給へる御事、次に其御社の條下に書し奉る説共を以て知るべし、(然れば此時より後にも國土人民を守らせ給へる御事は御在し坐しけるなるを、不_レ行_レ佗處_レとは國を避け奉らせ給ふ由なりとは知らず、唯_レ不_レ行_レと有る字にのみ目移れるなりけり)○亦不_レ違_レ我父大國主神之命、不_レ違_レ八重事代主神之言と云ふは、父大神に係ては國を避け奉らむ、御兄神に係ては天孫を守り奉らむと云ふ義に見るべし、大國主神の御言に亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲_レ神之御尾前_レ而仕奉者、違神者非也と申させ給へるに應へて、此第二一書大物主神及事代主神の昇天の所に、宜_レ領_レ八十萬神_レ永爲_レ皇孫_レ奉_レ護と有るまでに引合せ見るべき件なり、然して此は先に千引石を撃つて天神の御使の御許に來給ひし時に、御父大神の御命以て事代主神の天神に歸順ひ仕奉り給へりし言をも傳へて、此神にも歸順ひ仕奉る可き由を宣ひ諭させ給へる事の御在し坐しつらむを、聞かずして猶服従ひ奉らず、天神の御使に向ひ給へる故に如此く追逼られ奉り給ひけるけり、此に至りて其父兄二神の教諭の任に愈歸順ひ仕奉る可き由を畏まり申させ給へるなりけり、然れば上にも此と同意の文は必ず有べきに、其所にては建御名方神の天神の御使を拒防ぎ奉る事の續き有て、此事を載すべき所無きが故に漏らされたる者ならめども、此に父神の命を云ひ兄神の言を云ひて其に不違と有るからは、先に御父大神より數々の御言共は御在し坐しけるに違ひ無かる可き者ぞかし、(然らずは事代主神は已に避け奉らせ給へれども、御父大神は諾否とも未復命し給はざりし間なるに、争

でか不_レ違_レ命とは云はむ、上に合せ讀むべし、舒明天皇前御紀には以雖_レ有_レ私情、忍以無_レ怨、復我不能_レ違_レ叔父、願自_レ今以後、勿_レ憚改_レ意、從_レ群臣而无_レ退と有と語意相似たり)○此葦原中國者隨_レ天神御子之命_レ獻と云ふは、避奉らせ給ふ由なる事右の除_レ此地_レ者不_レ行_レ佗處_レの下に注せるが如し、倍此は天神の大命に依れる御事なるを、此に隨_レ天神御子之命_レと有るは、其始めて天忍穗耳尊の天降らせ給へりし時に、皇祖天神より此事を事依し奉らせ給へる上は、主張たる天下の大君にて御在し坐すを以てなる事申すも更なり、倍此神の御事猶神社考詳節に天孫降臨時、大物主神二男健御名方命、逆_レ命不_レ順、於是經津主神使_レ岐神逐_レ之、健御名方命逃至_レ信濃國諏訪郡、請降曰、乞以_レ諏訪郡_レ爲_レ大物主之讓、爲_レ我有、然則不_レ逆_レ天孫之命、經津主神告_レ天孫_レ而許與、是今諏方大明神也(事見_レ舊事紀)と有る、此は今本には見えざる事なれども、此文を載て下に、今按、此明神者事代主之弟也と書せれば、全は古記に取れる者なる可し、但大物主神と云ふは和魂神に坐せば此は姑く大國主神と心得べし、使_レ岐神逐_レ之と云ふは此第二一書に取れるならむが、此に逐行き給ひしは武甕槌神に坐す事今云ふ限に非ず、請降と云ふは此に謂ゆる恐莫_レ殺_レ我云々の事なり、以_レ諏訪郡_レ云々は此に除_レ此地_レ者不_レ行_レ佗處_レと有る是なり、爲_レ大物主之讓_レ爲_レ我有は右に引ける信濃風土記の趣を以ても、從來其國は此神の父大神より得て知給ふ地なりけむを、猶此諏訪一郡の地を我有と賜はらむ由を乞奉らしむなる可し、告_レ天孫_レとは此神の事訖て二神天上に上らし給へりし時、天神の大命を以て許與へさせ給ふ由の御言を持降り坐して、其如く治めさせ給へるなる事と知らるゝなり、然れば右の諏訪國と云ふ程の地をば此時に賜ひて其餘の地をば悉くに天孫に避け奉らしめ給へりしなりけり、然して此神の其地を賜りて我有と爲させ給

へる御心ばへは、出雲風土記意宇郡母理郷條、所_レ造_レ天下_レ大神大穴持命(中略)來_レ坐_レ長江山_レ而詔、我造坐而令國者、皇御孫命平世所_レ知依奉、但八雲立出雲國者我靜坐國、青山廻賜而玉珍置賜守詔、と有る程の御事にて御在し坐すなる可し、(然るを世の識者惡き僻の有て、右の除_レ此地_レ者不_レ行_レ佗處_レと云ふ事の説を慥に見認る事をも得ずして、諸國に諏訪社とて多く有るは建御名方神を祀る可き由無し、決めて阿須波神を祭れる者なりなど云ふめるは甚々愚なりける事なりけれ、其阿須波神の説も予初めて祝詞講義に注し出でたる事にて舊説とは大なる差有る者なり、凡て神祇の御上の事に放言する者のみ多きは甚可畏き事なるぞかし)○神名式に信濃國諏訪郡南方刀美神社二座(名神大)地神本紀に建御名方神(坐_レ信濃國諏方郡諏方神社)と見えたり、記傳に云く、持統天皇五年御紀に八月己亥朔辛酉、遣_レ使者_レ祭_レ龍田風神信濃須羽水内等神_レと有る水内神は、帳に水内郡健御名方富命彥神別神社(名神大)と有る是なり、社號に依れば此も同神なり、右に龍田風神と一度に御使を遣して祭らせ給ひしを思ふに、此信濃の二柱も龍田と同じく風の御所にぞ有りけむ、此神に風をしも祈らせ給ひけむ由縁は、清輔主の袋冊子に「信濃なる岐蘇路の櫻咲にけり、風祝に透間有らすな」と云ふ俊賴主の歌に就て、是は信濃國は決めて風早き所なれば、諏訪明神の社に風祝と云ふ者を置きて、春の始に深く物に籠居て、祝して百日の間尊重するなり、倍其年凡風靜にて農業の爲吉なり、其に自透間も有り日光も見せつれば風治まらずして惡し、と云るは、何様にも風に由有る事は古く云傳へけむ、水内郡に風間神社と云ふも有り、伊勢風土記に、伊勢津彦の其國を避け奉る時に大風を起し浪を立て信濃國になむ遷住ける、神風の伊勢と云ふは此由なりと云ふ事有り(取要)と云れしは然る説にて、右にも注せるが如く伊勢津彦命の事は

全く此時の建御名方神の故事にて、大風四起、扇暴波瀾、光耀如日、陸海與朗、遂乘波而東焉と云ふ事の有る、實に然もやと思ゆる由は、其幼き時の御事を播磨風土記に、昔大汝命之子火明命、心行甚強、是以父神患之、欲遁棄之、乃到因達神山、遣其子汲水、未還以前、即發船遁去、於是火明命、汲水還來、見船發去、大瞋怒、仍起風波、追迫其船、於是父神之船、不能進行、遂被打破と云ふ事も有て、其風招の術を得給ひし神なるが故に、風祝を置きて御心を和鎮め奉る事の昔より傳はりて有りけるなる可し、(又夫木集に、信濃路や風の祝も心せよ、白木綿花に匂ふ神垣、とも詠めり、一説に其を水内郡風間神社とす、然れども其事を十訓抄に載せたるにも諏訪明神と出でたれば然は云ひ難し、但事風間神社も此社の別社にて、風祭の爲に社を外にも置きたるか、諸國に風祭社とて有る類なるにこそ)神階の御事は記傳に云く、續後紀に承和九年五月甲午朔丁未、奉授信濃國諏訪郡無位勳八等南方刀美神從五位下、餘如故と有る、是諏訪社の主神にして上諏訪と云ふ社是なり、同十月辛酉朔壬戌、奉授信濃國無位健御名方富命前八坂刀賣神從五位下と有る、此健御名方富命は水内郡の社なり、八坂刀賣神は諏訪社二座の内の一座にして即后神の御事なり、今下諏訪社と云ふ是なり、文德天皇實錄に嘉祥三年十月乙巳朔己未、信濃國御名方富命神健御名方命前八坂刀賣神並加從五位上と有るは、上諏訪と水内と下諏訪と三神の階なり、仁壽元年十月己亥朔乙丑、進信濃國健御名方富命前八坂刀賣命等兩大神階、加從三位、此に水内神と下諏訪神とに位を進めて上諏訪神に進め給ふ事の見えざるは脱たる可し、必ず正三位を進らるゝ事此上に在るべし、同三年八月己未朔庚辰、從三位建御名方富命前八坂刀賣神祝預於把笏と見えたる、此にも上諏訪神の祝の事の見えざるは、其祝は本より把笏せしなる可し、

又三代實錄に貞觀元年正月廿七日甲申、奉授信濃國正三位勳八等建御名方富命神從二位、從三位建御名方富命前八坂刀賣命神正三位、此に從二位を授け給へるは上諏訪神なり、前朝已に正三位を授けられたりけむを脱たる事此にて著し、次なるは例の水内神と下諏訪神なり、同二月十一日丁酉、授信濃國從二位勳八等建御名方富命正二位、正三位健御名方富命前八坂刀賣命神從二位、同九年三月十一日辛亥、信濃國正二位勳八等建御名方富命神進階從一位、從二位建御名方富命前八坂刀目命神正二位と見えたり、右の如く諏訪神と水内神と神號同じく、又諏訪の后神は何處にても水内神と引續けて擧げられたる故に、彼是混らはしくして位階をも僻心得せる人も有る故に、今委曲に注し明らかつ(取要)と有るは實に委しき説なりけり、偕又大同類聚方六十九に、諏訪藥、信濃國諏訪郡南方刀美神社之大祝白蟲之家の方、元者健御名方神之御奇利、天下乃人乃偏九知所乃方也と有りて、此に大祝と云へれば其水内神下諏訪神のは唯の祝なる故に仁壽に始めて把笏せしを、大祝は本よりの著姓なりし故に已く把笏せる家なりしなる可し、(或説に諏訪大祝は金刺舍人連の姓にて、古事記白幡原宮段に神八井耳命者、科野國造之祖也、と見えたる其子孫なりと云へり、三代實錄貞觀五年に信濃國諏訪郡人金刺舍人貞長、賜姓大朝臣、是神八井耳命之裔也と見えたり、同社に七月廿七日三佐山祭と有り、其事を玉葉集に金刺盛久、尾花葺く穗屋の巡りの一村に、暫里有る秋の御謝山と有る、此金刺氏決く其なるなめり)右の如く慥なる證共有れば、上社は建御名方富命、下社は八坂刀賣命に渡らせ給へるを、信濃風土記に諏訪郷上諏訪下諏訪社、上社所祭八重事代主命也、下社建御名方神也と見えたるは疑はしき事なり、然れども御兄弟の間に坐せば、其相殿などには御在し坐すまじきにも非ざる可し、下社の御事は和爾雅にも下諏訪八坂

入姫命詳繪詞傳と見え、近代下諏訪千尋池より出でたる銅政印に、賣神祝印と有りと云ふなども建御名方神の妻神の社なる謂なり、然るに此に亦異説有り、或書に其社記を引けるに、月神之子手力男神、其子片倉邊神者諏訪明神也と云へる、此事神社考詳節に一説云とて出でたり、又頭注にも下社片倉邊命、是天手力雄命男也と書したるは、猶更に心得ぬ事なり、故に傳廿に注せるが如く古語拾遺に謂ゆる長白羽神の御子天物知命、其亦名八坂彦命と長幡部の系記に載せられたれば、其の御同胞の由を以て八坂刀賣命と申すと思しければ、片倉邊命を手力雄神の男と云ふには傳の誤も有りぬ可けれども、決めて八坂彦命の亦名にて御在し坐すなるか、又は男と云ふは誤にて、片倉女命の義にて、此八坂刀賣命の亦名にて御在し坐すらむも知るべからざるなり、何れにしても由有りて思ゆるは、其戸隠神と聞ゆるは手力雄神の御事なるに、大同類聚方八十□に、止我久禮樂、信濃國水内郡健御名方之神社云々と云ふ事などの有をも一の證には備ふ可き事なりけり、若て又熱田社記に高志沼河姫、信濃國下諏訪神社也と云ふ事有り、此は右に注せるが如く建御名方神の御祖にて渡らせ給へれば、相殿と成りて御在し坐すなどの傳有りて云へる者なるにこそ、(又云元亨書便蒙に、諏訪南宮或云三上社、建御名方命也、下社健御名方姊下照姫也と云ふ事有り、此等に就て思ふに、右に引る風土記は上社所祭建御名方神也、下社八重事代主命也と有けむが返様は混つるにて、下社は八坂刀賣命に坐すを誤れるか、又其八坂刀賣命を主神にして八重事代主命は更なり、下照姫命及御祖沼河比賣命なども相殿にて坐すが故に、右の如き狀異なる傳は有るなる可くや) 倍此建御名方神は此時天神御子に歸順ひ仕奉らせ給ひて、國土を守護奉らせ御在し坐しける中に、殊に其靈驗の著明く渡らせ給へるは神功皇后の征韓の御時と、彼の蒙古襲來の時なると世に

名高き御事なり、源平盛衰記四十三に神功皇后新羅御征の中、船中に天照太神より二人の荒御前を差添へ給へり、其一人は住吉大明神、一人は諏訪明神なり云々、其は信濃國諏訪の南宮なり云々、斯る荒人神なれば新羅征伐の時は天照太神も差添へられけるにこそ(取意)と見えたるを、神名帳頭注に、皇后歸座之後、一神留攝津國住吉郡、今住吉大明神也、一神奉崇信濃國諏訪郡、今諏訪大明神是也と見えたるも、其時住吉大神と相共に守護奉らせ給へる事有を以て云へるなり、又神社考詳節にも神功皇后西征時天照太神託以住吉諏訪爲輔佐と書し、又今川了俊の道行振にも諏訪住吉の二の御神は軍の船の守護にて渡らせ給ふぞかし、と云へるも右の御事に就て云るなり、又八幡愚童記にも諏訪熱田三島宗像嚴島神達取合三百七十人、鹿島より四十八艘の舟に乗り給ひ、此三百七十五人の神達毎二艘變身同姿云々と云へる、凡ての趣こそは信られぬ、右の神等と共に此諏訪神の行向はせ給へる御事は實に御在し坐しけむと思ゆれば、正史に記されずと雖も古老の傳ふる所疑ふ可きに非ざる事傳十三に注る如く、右の宗像大神の御助御在し坐し、御事など、御紀には漏れて三代實錄に其事の詳なるに例して思ふ可きなり、其上此建御名方神の故事は御紀には全に載せられざる程の御事なれば、猶更に其心して伺ひ知るべき者なるぞかし、又後に蒙古の征來る時の事は太平記に、都て六十餘州大小の神祇靈驗の佛關に敕使を下され奉幣を捧られずと云ふ所無し、如此く御祈禱已に七日に滿じける日、諏訪の湖の上より五色の雲西に聳え、大蛇の形に所見たり云々、八月十七日辰刻に門司赤間の關を経て長門周防へ押渡る兵船已に渡中を指しし時、然しも風止み雲閑なる天氣俄に替りて、黒雲一群良の方より立覆ふと見えし、風烈しく吹て逆浪天に漲り、雷鳴響めきて電光地に激烈す、大山も忽に崩れ高天も地に落つるかと思

し、異賊七萬餘艘の兵船共或は荒磯の岩に當りて微塵に打碎かれ、或は逆巻く浪に打返されて一人も不_レ殘失にけり云云」と有は、謂ゆる神風の御時なるが、此にても諏訪神一速く進ませ給へるなり、此事弘安記にも、信濃國諏訪の湖より五色の雲立ち西に變びき云々」と見えて全く同じ、偕我神代より以降國家の大事と云ふは右の征韓と元寇との二なり、其征韓は天朝の神威を海外に耀かし萬國の酋長を臣伏せしめ給ふ大御政の初なり、又元寇は皇國を輕侮して諸夷と共に朝貢せしめむと爲て襲來れる者なれば、國家の存亡此一舉に在る事なり、此兩度の神威に依りて以來、外國より天朝を窺ひ來る事の無きを以ても神祇の御守護厚き御事は知らるゝ中に、此神の其一神にて渡らせ給へるを以て、神代に已に天神に歸順ひ奉らせ給へる後は、天神御子の御守護の爲には何國までも御在し坐して其御靈を幸給ひ御在し坐す御事となむ見奉り知るべき者なりける、(此は右に注せるが如く彼の伏罪の御言に恐莫_レ殺_レ我、除_レ此地_二者不_レ行_レ佗處_一云々と申し給へるに依て、其時より限て此諏訪の地より外には出でさせ給はずなりぬる者と固陋に僻心得せる輩の爲に云ふ言ぞ、克々正し辨ふ可き事共なり)○神名式に信濃國水内郡健御名方富命彦神別神社(名神大)と有るは諏訪郡なる別社にて渡らせ給ふめり、此には妻八坂刀賣命の社とは別に物爲給はざる狀なり、右に擧げたる正史の神階を記されたるに、先に位一等を進めて記せるは右の諏訪上社の御事にて、次に健御名方富命前八坂刀賣命と有るは此水内神と諏訪下社の神にて渡らせ給へるを、此二所の神階何れの時も同じきが故に並べ載せられたる事ながら、其混れ易き所多在りければ右に就て能く見分くべきなり、彦神別と申す事御紀共に御名を擧られたるには何時も健御名方富命とのみ有り、大同類聚方八十口にも、止我_レ依禮藥、信濃國水内郡健御名方之神社云々と見えたれば、

別神には御在し坐さず此神の亦名なる可からむを、如此く重ね云へる例は大物主櫛瓊玉命などの類なる可し、即持統天皇五年御紀に八月己亥朔辛酉、遣_レ使者_二祭_レ龍田風神信濃須羽水内等神_一と見たる水内神是なりければ、上代は甚く榮えさせ給へりしなりけり、然るに今此御社絶えて考ふ可からざるを、追々に聞くに今善光寺と云へるぞ此水内社にて渡らせ給へるを、中頃佛に惑はざる人は世に非ざりしかば、神社にては參詣も薄く神職にては活計も甚便無かりければ、其神社の拜殿を直に堂と成して佛の前に居ゑて、己等は頭を剃れりと云ふまでにて妻子を帶て祭初けるに、大に繁昌しける任に終に神社は隠れさせ給ふ如く成れりと雖も、猶佛前にて神供を備へ幣帛を捧げて春秋の祭を爲す狀は神社と異なる事無しと雖も、今は其佛の祭を何に依りて神に供ふる如く爲る事とも知らず成以て行きて、唯古例を守りて異しき祭を爲る事と人皆思ふに至れりと云へり、江戸の淺草の觀音なども神社なるが故に、其胡神は表に立ちて賣物と成れども、内實の祭祀は神事なるを此と天下に二所のみぞ神を賣るに佛を以て物爲る所は有ける、神の御意の長閑に御在し坐す計り凡人の心に測り奉り及ばざる者は有りけり、(事の因なれば云ふべし、淺草の觀音と云ふは少彦名命の龍に乗らせ給へる金像なりと云へり、又一説に神名式に謂ゆる埼玉郡前玉神社二座御在し坐す、其神體洪水の時に流れ給へるを引上げ奉りて此に祀ると云へり、然る時は幸魂奇魂神に坐せば殊に尊し、偕此は名高き觀音なる事は人皆知る事なるを、人の參づる晝間ばかり佛にて、申時よりは幣帛を捧げて神とし、又六月十五日には神樂を奏し神事を行ふなど、本地は神にて垂跡は佛なるが如し、善光寺の狀も如此し、偕善光寺にて妻帯の坊舎は三十六院有りて、若麻織連又は兄部など何れも名高き著姓の子孫なりと云へり、此頃世中の狀も大に異りて、皇國の物と云へ

ば人皆目馴れて買はざるを、奸商の類其人情を知りて皇國の物を洋夷より舶來なりと云掠むる時は價も尊く買人も多しとぞ、神を賣るも如此くにて名を外國に假る時は俗人の信仰も深くなるこそ淺ましき事なりけれ、誰かは此を悲し、まざらむ)又式に更級郡武水別神社(名神大)と有る水別を美豆和氣と訓て、別神と爲る事にて在れども、美那和氣と訓むべし、即武御名別神と申す義なりければなり、三代實錄に貞觀八年六月甲戌朔、授信濃國無位武水別神從二位と有て、無位より如此く進ませ給へるは殊なりける神驗の御在し坐しけるに依れるか、又は斯計の大神を諏訪水内よりは甚く後らし給へるを思ほし御在し坐しての御事なるにか、同九年三月廿六日丙寅、詔以信濃國從二位武水別神列於官社と見え、信濃地名考と云ふ物に今御費川有り、祭の御費の地なる可しと云へり、又一説に此社を八幡と申して娘捨山近き處なり、此より北一里半餘に御幣川村と云ふ御費川有りと云へり、又水内郡風間神社地名考に、今風間村に在りて八幡と稱すと云へり、右に云へる諏訪社風祝の事思ひ合す可し、又佐久郡長倉神社をも社説に建御名方神にて渡らせ給ふと云へり、右は信濃國にて建御名方神を祀れる社の物に見えたる較略なり、其外にも式社にて其祭神の知られ給はざる中にも有ぬ可き事共なり)○建御名方神を祭れる御社は、猶神名式に山城國愛宕郡須波神社、此御事は右に注し奉れり、大和國高市郡飛鳥坐神社四座(竝名神大、月次、相管新嘗)社説に事代主命建御名方命高姫命下照姫命と云へり、然れば天下に此神を祀れる社にて甚止事無きは此御社なりけり、當社の御事傳十三、廿八に注し奉れり、又神名秘抄度會宮附屬の中に容神社、信濃國諏方明神是也、一名號御馬屋神也と有り、此事に就て右に云へる説共有り、考合す可し、又參河國神名帳に從四位下須羽南宮明神坐設樂郡と有り、一本に南を大に作

れりと、諏訪上社を南宮と申せる其號を此に用ひたるが、大宮と申しても非ならざる可し、今大宮村石座神社の末社に南宮明神有と云るは是なる可し、若て其社は上に注せるが如く天稚彥神にて坐せば由有る御事なりけり、又從五位上須波天神坐設樂郡と見えたるは、今諏方村諏方社はなりと云へり、又神名式に遠江國磐田郡須波若御子神社、今見附驛より中泉村に至る路傍に諏訪明神の小祠有を、和田子と申すと云へり、上野國神名帳に從三位諏訪若御子明神有り、又神名式に謂ゆる下野國河内郡二荒山神社(名神大)、性靈集便蒙に、祭大己貴與健御名方爲本宮新宮と云ひ、式社考にも大己貴命に八重事代主命健御名方命を合せ祀ると云へり、此御事傳廿八に委しく注せり、○神名式に越前國今立郡須波阿須疑神社三座と有る、須波は建御名方神阿須疑は味耜高彥根神に坐せり、今一座は何れの神か尋ぬ可き事なり、能登國鳳至郡神目伊豆伎比古神社は、右に注るが如く神目の稜威々々しき由を以て負せ奉れるが、御穂須々美命又は火明命と申せるに等しく御心の甚く進み健び給へる由にて、本より亦名に御在し坐すが上に、此所即其御産所なれば殊に御靈を留めさせ給ふ可し、又此に香島と云ふ地名の有るにも所以有る事なる可きにや、○式に丹波國何鹿郡須波伎部神社、阿須々伎神社など竝び給へれば此神にや、但三代實錄に貞觀十一年十二月八日辛卯、授丹波國正六位上物部簀耜神從五位下と所見たれば別神とも聞ゆ、又但馬國養父郡屋岡神社類注に諏訪同と有て、今も諏訪明神と申せり、又出雲國島根郡美保神社は右に引ける風土記に御穂須々美命是神坐矣、故云美保と有る如く、始め此神の住ませ御在し坐しける地なるが故に神名を以て地名とは爲るなり、即ち美保社と書て所祭御穂須々美命と左右に大己貴神奴奈宜波比賣命坐と云へり、其末官知に三保社と有るぞ事代主神及百八十一神を祀れると云ふなる、

但頭注に美保神社三穗津姫命也、一座事代主神とも云へり、猶能く正す可き御事なるにこそ、又大社志を見るに杵築大社に客座五神と申す御在し坐せり、味耜高彥根神、下照姫命、事代主命、高照姫命、建御名方命と有りて、此神も其列に入らせ御在し坐すは然も有りぬ可き御事なり、其外諸國に諏訪神社と申すが多く立たせ御在し坐して何れも榮えさせ給へるは、國土の御守厚く御在し坐すが故なる事申すも更なり、其を或説の如く一々に阿須波神を祭り誤れる者と爲て然る可しやは、甚々心狭く頑愚なる私曲の妄説にして、實には阿須波神と諏訪神との神徳をも委しくは能くも探り知る事を得ずして、天下の後生を愚弄かす者なり、慎まざる有るべからず、

故大己貴神 則以其子之辭 白於二神曰 我估之子既避去矣 故
吾亦當避 如吾防禦者 國內諸神 必當同禦 今我奉避 誰復
敢有不順者

是大己貴神の全く天神に歸順はせ仕奉らせ給へる件なり、右に注せる古事記の文の續きに、故更且還來、問其大國主神、汝子等事代主神建御名方神二神者、隨天神御子之命勿違白訖、故汝心奈何と有るを、此には故大己貴神則以其子之辭白於二神曰云々と有るは、事代主神の報命を以て天神に白させ給へる所なるが故なり、此にも建御名方神の御事の傳はりたらむには、正に如此き文の必在るべき語勢なる者なり、此には其神の傳は漏らされたりと雖も、已に有りし事實なりければ、其事件を一應辨へざる時は其結びに至て大に意の盡さざる所なむ有るべかりける、諸此は

經津主神武甕槌神二柱の建御名方神を追迫させ給ひて、信濃國の諏訪の地に於て其神を歸順はせ給へる其辭を以て又大己貴神に問聞えさせ給へるなり、何れも善はしき御中にて御在し坐しければ、此にて大己貴神にも迫らせ給へる者の如く思ふは、此凡ての御應對の狀を能くも心得ずして云ふ生賢しき説共なり、(其は此所に至ても汝心奈何と懇切に問聞えさせ給へるを以ても曉る可き事なり、然れば第二一書なる大己貴神の言に、疑汝二神非是吾處來者、故不須許、と有る如きは本より合はざるなり) 又其記に爾答白之、僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者隨命既獻也、云々と有るは、右に擧げたる此の本文の趣にて即ち歸順の御辭と申す者なり、第一一書には故大己貴神以其子之辭報乎二神、二神乃昇天復命云々と有て、此にて止みぬる者の如く書されたれども、此時に復命し給へるは其神より天神に乞奉らせ給ふ事有て、其御計らひの御事を伺ひに昇らせ給へるにて、此時は直に二神共に天降らせ給へり、其天神に白させ給へる御言と云は其記に、唯僕住所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而、於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原冰木多迦斯理而治賜者、僕者於百不足八十堀手隱而侍、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神、爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也、と申し給へる是なり、即第二一書に於是經津主神則還昇報告時、高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之、夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事、又汝應住天日隅宮者、今當供造(下略)と見えたる、此天神の御答を以て大己貴神より乞奉れる趣の同じきをも知るべく、又此は二神の昇り給ひし其時なる事を明らかにむ可きなり、右は此に必無くては條理の貫徹らざる所なるに依りて、古事記の文をば下に引て注せるを以て見合す可き者なりかし(天神本紀は

り、先づ其現事は現人事と云ふ事にて、其現人と云ふは傳廿に注せるが如く景行天皇四十年御紀に日本武尊の御名乗坐せるに、吾是現人神之子也と詔給ひ、雄略天皇四年御紀に葛城一事主神より天皇を指して現人之神と申させ給へる御事見え、續後紀十九に、每皇_皇現人神止成給と見え、和名抄神靈類に現人神、日本紀云、現人神(和名安良比止加美)と見えたる、現人は顯身と云ふ事にて現在の世人を云ふが、天皇は其現人を御めさせ給ふ神にて渡らせ給ふ由なり、又萬葉六(三十六丁)に、住吉乃、荒人神、船舳爾、牛吐賜、拾遺戀四に、住吉の現人神に誓ひても、忘る、君が心とぞ聞く、又袖中抄に、天降る現人神の相生を、思へば久し住吉の松、など詠て、此神を現人神と申せるは現形して征韓の御事を助け奉らせ給ひ、其後宮處求に天下を巡らせ給へればなり、後拾遺雜三に、天皇も現人神も和むまで、鳴ける杜の郭公哉、と有るは八幡大神を詠み奉り、續詞花に、思出や無名を立ては(一本無名立つ身は)憂かりきと、現人神も(一本に)有りし昔を、と有るは北野御神を詠めるなり、共に現人に御在し坐し、が神と成らせ御在し坐せるを云ふなり、倍大己貴神はしも大國主神とも顯國玉神とも申し奉りて、此時現人神にて渡らせ給ひて天下を悉くに主領せ御在し坐しければ、其御職を指して現事とは申せるなり、即天下を造らせ御在し坐して國土を惣有たせ給ふ御事業を申し奉れるなり、然れば事の言軽く心得べからず、其事業を云ひて其事業と云ふは常も予が云へる如く此漂在る國を修理固成の事を行はさせ給ふ御事を申し奉る事實に決き者なり、鈴屋大人の宇都志許登と訓まれたるも、此意を見て現身の事業と心得るに於ては少かも違ふ所無くなむ有りける)顯事を阿伎良米許登と訓めるは、此第二書天神の御言に、夫汝所_治顯露之事、宜_是吾孫治_之、汝則可_以治_{神事}と詔給へるを、大己貴神の御答に吾

所_治顯露事者、皇孫當_治、吾將_退治_{神事}と有て、顯露此云_{阿羅幡貳}と注せる是なり、倍天皇の御事をしも出雲神賀詞に、明御神止大八島國所知食天皇命と有るを始として、續紀の宣命及中臣壽詞等には現御神と作るを、萬葉六(四十三丁)に、明津神、吾皇之と有て、即顯世の神と申し奉る御事なるに、孝德天皇大化元年に明神御宇日本天皇二年に、明神御宇日本根子天皇、又現爲明神御大八島國_{天皇}、天武天皇十二年御紀に明神御大八洲、日本根子天皇など見えたる、明神又現爲明神を阿良美迦微又阿良美加度とも訓める阿良は皆顯露の謂にて、右に謂ゆる現人神の人を略ける唱にて、其意は明津神と申すに異ならざるなり、倍其阿伎良米許登は明所見事なり、又名義抄に阿邪良米許登と有るは鮮所見事なり、萬葉十六(三十丁)に、明久、吾知事乎、十八(二十丁)に、御心乎、安吉良米多麻比、十九(廿九丁)に、見明良米、情也良牟等、又(三十九丁)秋花之、我色々爾見賜、明米多麻比、二十(廿五丁)に、母能其等爾、佐可由流等伎登、賣之多麻比、安伎良米多麻比、又(五十一丁)安伎良氣伎、名爾於布毛能乎などの阿伎良米是にて、天下の大御政を所聞食し明らめさせ給ふ御事を申し奉れるなり、又其阿邪良と云へる阿邪は鮮明にして隠るゝ所無きを云ふなり、先朝と云ふは物の隠れて見えざりしが、鮮明に成初むる時を云ひ、淺と云ふは物の顯はなる稱なり、字鏡集に札を阿邪波禮流と訓めるは淺張有_{なり}、痒を阿邪、乳を阿邪加と云ふ外に鮮明に出たる謂なり、又淺を阿邪波夜加と訓めるは、新撰字鏡に瑤を鮮盛之良、阿佐夜加爾、と有るに等しかる可し、然れば阿邪良米許登と云ふ時、今日人の所作はしも相共に見たり知りたり、隠るゝ所無きを云ひて共に第二書に見えたる顯露事を云ひて、此時まで大己貴神の所知食して御在し坐しける御政を避聞えさせ給へる者になむ有りける、下に神事幽事を云

ふ所に合せ讀みて曉る可き者なりかし、然れば現事は現人事にて天下に在らゆる現人の成す所の事業を云ひて、此は人の産業に拘はる事にして、天皇の御上にては天津日嗣と申して天下の人民の貢賦を所聞食す御事を申し奉り、顯事と申すは天下の人民の邪正曲直の狀を明らかにせ御在し坐して、各掟させ給ひ治め給ふ大御政を申し奉れるなり、口訣に顯露之事謂_レ治國之政務也と注し、纂疏に顯露之事人道也、幽冥之事神道也、猶_レ晝夜陰陽二而爲_レ一、人爲_レ惡於顯明之地、則帝王誅_レ之、爲_レ惡於幽冥之中、則鬼神罰_レ之、爲_レ善獲_レ福亦同_レ之、神事則冥府之事、非_レ祭祀牲幣之禮也、祭祀猶屬_レ顯露事と注させ給へる是なり。○如吾防禦者の防禦者を、保世賀麻斯加婆と訓り、瑞珠盟約章には防禦を私記に不佐久と訓める其事は傳十四に注し、寶鏡開始章第三一書には距之を布世具と訓めるに就て傳廿に注せるが如く、防禦は其道を塞ぎて其中を令_レ伺ざる由なり、此も其如くにて大己貴神の天神の詔命を背き奉り其道を塞ぎて障へ奉らむにはと申給へるにて、其天神の天命を畏まり聞えさせ給ふ由を懇切に申させ給へるなり、源氏桐壺(十六丁)に、荒き風防ぎし蔭の枯れしより、小萩が本ぞ靜心無き_レ蓬生(十六丁)に、霜月に成りぬれば雪霰勝にて云々、朝日夕日を防ぐ蓬葎の蔭に深く積りて、野分(十二丁)に、荒き風をも防ぎ給ふ可くやと、浮舟(一丁)に、防ぐ可き人の御心狀ならねば、狹衣二下(五十九丁)に、我著給ひたる白き御衣の云々、山嵐も甚荒げなめなるを防ぎ給へると給はずれば、などの布世具も塞ぐにて能く通ゆるなり、(金澤本も同じく保世賀麻斯加婆と訓めり、同じ言を右の如く布佐具又布世具など種々に云へる中には何れか正訛は必有るべきなり、故思ふに伏塞_レの切りたるなる可ければ保世具には在るべからずと雖も、此訓を失はむも惜しければ本の任なり)○國內は、久奴知と訓べし、大被詞に國中爾_レ荒振神

等乎渡云々、國中爾成出武天之益人等我云々と有るを、後釋に此は俗に國中と云ふ意なり、久奴知と訓むべし、萬葉五(六丁)に、久夜斯可母、可久斯良摩世婆、阿乎爾與斯、久奴知許等其等、美世摩斯母乃乎、十七(三十九丁)に、安麻射可流、比奈爾名可加須、古思能奈可、久奴知許登其等と有るに依れり(補意)と云はれたるが如し、○諸神は、國神諸にて大己貴神の御治めを仰從ひ奉り居る國中の諸神なり、即上章第六一書に大己貴神の興言曰、夫葦原中國、本自荒芒、至_レ及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫_レ不和順、遂因言、今理_レ此國、唯吾一身而已と有るが如く、凡天下に在らゆる諸神は一神として不伏神の非ざりければ如此は宣へるなり、然るは傳廿七卷に注るが如く天下に在らゆる國主神の主宰にて渡らせ給ふが故に大國主神と申し、諸國の地を主領る名持神の君長にて御在し坐すを以て大己貴神と申し、又其和魂荒魂の御上にも、諸の物主神諸の國魂神などを從へさせ給ふ其首渠者にて渡らせ給へるを以て、大物主神大國魂神などと御名に負せ御在し坐すなり、此を以て第二一書には是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合_レ八十萬神於天高市、帥以昇_レ天、陳_レ其誠款之至と有りて、此時の天神の天命に宜_レ領_レ八十萬神、永爲_レ皇孫_レ奉_レ護、乃使_レ還_レ降_レ之と見えたり、然れば此に國內諸神と有は、其等を差して申させ給へるなる事照し應せて知るべき者になむ有りける、(但彼殘賊強暴橫惡之神までには係らず、其等は二神に言向させ給ふ可き由を申して平國之廣矛を授けさせ給ひ、又岐神を郷導として薦めさせ給へるを思ふ可し)○同禦は、寶鏡開始章第三一書に乃共遂降去云々、衆神曰云々、如何乞_レ宿於我、遂同距之と有るに依て、登母爾布世岐氏麻斯哀と訓むべし、纂疏に大己貴神大造_レ國家、威澤日久、國內生靈、惟命是聽、故曰如吾防禦、國內諸神必當_レ同禦、是教_レ誠_レ二神_レ之言也、と注させ給へ

るは實に然る言なり、登母爾は萬葉十二(廿一丁)に、朝旦、草上白、置露乃、消者共跡、云師君者毛、十六(十一丁)に、事之有者、小泊瀬山乃、石城爾母、隱者共爾、莫思吾背、大和物語に、かりにだに我來りて(露の身の、消は共に契り置てき、新六帖に、如何に爲む死ば共にと契る身の、同じ限の命ならずば、など有り、古今春下に、散る花を何か恨みむ世中に、我身も共に在らむ者かは、秋に、川風の涼しくも有るか打寄する、浪も共にや秋は立らむ、金葉雜上に、神垣に昔我見し梅花、共に老木と成りける哉、伊勢物語に、女をば取て共に奉て往けり、と有など何れも同じくに等し)○誰復敢有_二不順者_一は、事代主神の御言に我父宜當_レ奉_レ避、吾亦不_レ可_レ違と申して已に避給ひけるに、其後の事は古事記に、故爾問_二其大國主神_一、今汝子事代主神、如_レ此白訖、亦有_二可_レ白子_一乎、於是亦白之、亦我子有_二建御名方神_一、除_レ此者無也と有けるに、其建御名方神は已に和順ひ仕奉られしかば、自餘の國神は左も右も大己貴神の御趣に従ひ奉り居て異しき心有るべからざる由を明らかめ申させ給ひけるにて、次に引ける古事記に、亦僕子等百八十神者、即八重事代主神爲_二神_一之御尾前_一而仕奉者、違神者非也と申させ給へるは、其御子神等の御上にして、此なるは上章第六一書に謂ゆる吾摧伏、莫_レ不_レ和順_一と見えたる其限を宣へるなり、大倭神社注進狀に、傳聞八千戈神者大己貴命以_二廣矛爲_レ杖、令_レ撥_二平豐葦原中國之邪鬼_一、是時大己貴命號曰_二八千戈神_一と有るが如く、彼石根木立草の片葉も言語しむる邪神姦鬼の類と雖も、此大神には摧伏られ奉りてより靡從ひ仕奉り居たりければ、此に大己貴神の防禦がせ給へらむには渠等も共に防ぎ拒む事も有なれども、其大神の避け奉らせ給へる上は誰かは争ひ奉らむと申して、次に平國之廣矛を奉らせ給へるは、若し防禦者之有らむには、此を以て摧伏せ撥平させ給ふ可き由を含みて然らむ

聞えさせ給へるには有りける、然れば此の本文次なる廣矛の所へ續く可き所なる事灼然し、然れども此に次に擧ぐる文を補ひ見ずしては凡ての事に指支へて區々に成るが故に、今亦古事記を引出て注す者なり、不順の言は下に説くべし)

古事記曰。爾答白之。僕子等二神隨_レ白。僕之不_レ違。此葦原中國者隨_レ命既獻也。唯僕住所者。如_二天神御子之天津日繼所知之。登陀流(此三字以_レ音、下效_レ此)天之御巢而。於_二底津石根宮柱布刀斯理。(此四字以_レ音)於_二高天原冰木多迦斯理(多迦斯理四字以_レ音)而。治賜者。僕者於_二百不足八十垺手隱而侍。亦僕子等百八十神者。即八重事代主神。爲_二神之御尾前_一而仕奉者。違神者非也。

上にも注るが如く第二一書に二神の天降り御在し坐して問_二大己貴神_一曰、汝將_レ以_二此國_一奉_二天神_一耶以不、對曰、疑汝二神非_二是吾處來者_一、故不_レ須_レ許也、於是經津主神則還昇報告、時高皇產靈尊乃還_二遣二神_一、勅_二大己貴神_一曰、今者聞_二汝所言_一、深有_二其理_一、故更條々而勅之(下略)と見えたりける、此御事の次第を深く探り遠く索めて明らかに爲すしては凡ての事實説くべからざるが如き所有に依て、今其條理を先づ此に注す可し、其間_二大己貴神_一曰、汝將_レ以_二此國_一奉_二天神_一耶以不と有る、此には其御答に當問_二我子_一、然後將報、第二一書にも吾兒事代主、射鳥遊遊在_二三津之碕_一、今當_二問以報_一之と見え、古事記には僕者不_レ得_レ白、我子八重事代主神是_二可_レ白_一など有て、何れも其趣にして異なる所非ざるが上に、猶建御名方神の事故有て引續きて專其御事のみ御在し坐して、然後に大己貴神の御心をなむ問はせ給へりける、記傳十四(三十七丁)に、更還來は信濃より出雲になり、汝心奈何は初に問ひ給ひし時に、僕者不_レ得_レ白と有て、

自の御答は未有らざる故に如し此問給へる也」と有が如し、然るに其始て降り坐しし時に疑之汝二神非是吾處來者、故不須許也、と直に答へさせ給へるこそ心得ね、先に天穗日命大背飯三熊之大人の追次て天降らせ御在し坐して豫め國避の御事謀爲させ給へりければ、其消息を以て復命し給へるを、今度は其先に降坐して其稻背歷命を先立て表立たる大御使に天降り御在し坐して、其大御命を述て諸否を問召すに、疑とは云ふ語はしも假にも宜ひ出させ給ふまじき御事なり、非是吾處來者と云も如何、國避の御事はしも大己貴神の御許に御在し坐して聞聞えさす可きに、何れの神の許を差てか至らせ給ふ可き、故不須許也と有は何事ぞや、上に注るが如く大己貴神の國土を經營らせ御在し坐して主領せ給ふ御事は、皇祖天神の詔命に本著き、天神御子の御爲に大造の功績を建させ御在し坐しけるにこそ有けれ、所以に天穗日命三熊之大人等も其神を媚和し聞ゆる方に力て追却くなど云ふ事は御在し坐さず、此に二神の天降らせ給ひても大己貴神を御敵とは爲させ給はざりけり、然るを於是經津主神則還昇報告と有れども何れも、雄武の神にして然る不遜の傲言を聞かして其言を持て復命申さる可き事かは、故此を以て思ふに古事記に、僕者不_レ得_レ白_レ云云の事を、此に其神の諾はせ給はずして其初然る御言を出ださせ給へる者の如く意を得て、其一家に傳へたりし私説とこそは見えたりけれ、(口訣に疑汝者各三神之勇狀爲私、以伏_レ理還也と云ひ、通證に重遠曰、大己貴神疑無_レ勅命、不_レ肯_レ許_レ三神、後世征討使賜_レ節刀爲_レ證以此也、と云へるは如何に、以此國奉_レ天神_レ耶以不_レ宣_レ給_レへる其即天神の勅命にて御在し坐さずや、又後世の征討使に節刀を賜ふは其味方の人に征使の表として示す爲なるにこそ有けれ、何ぞ敵に示す爲に節刀を授け給ふ事の有なむや、口訣に其二神の勇狀なるを以て私とすと云ふなども口に任せた

る謾言なり)倍二神の還昇らして報告させ給ふ時に、天神の大命を持たして還遣して大己貴神に勅爲させ給へるに、今者聞_レ汝所_レ言、深有_レ其理、更條々而勅之と見えたる、汝所_レ言と云ふ右の疑二神非是吾處來者、故不_レ須_レ許也の言を聞食て何ぞ深有_レ其理とは詔給ふ可からむ、凡理と云ふは言割の義にして其云ふ所に就て事の條理を裁斷つ謂なりければ、其條理を裁斷つ程の言も無きに何をか深有_レ其理とは詔下さる可き、故次に條々而勅之と有を以て大己貴神より天神の御許に申させ給へる御事に條々の有けむを受て、其申し給ふ所に隨て行下させ給ふ大御政御在し坐しける御事を見奉り知るべき也、今其條々を計へ見るに、第一條には夫汝所_レ治顯露之事、宜_レ是吾孫治之、汝則可_レ以_レ治_レ神事と有る是也、第二條には又汝應_レ住天日隅宮者、今當_レ供造、即以_レ千尋_レ梶繩_レ結爲_レ百八十紐、其造_レ宮之制者、柱則高太板則廣厚、又將_レ田供佃、又爲_レ汝往來遊_レ海之具、高橋浮橋及天鳥船、亦將_レ供造、又於_レ天安河_レ亦造_レ打橋、又供_レ造百八十縫之白楯と有る是にて、右に擧げたる古事記の文に如_レ天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而治賜者云々と見えたる即天上にて、天忍穗耳尊の天津日繼所知食し御在し坐す宮殿の如く爲て治めさせ給はる可き由を請奉らせ給へるにて、此第二條は其大宮の狀を以て大己貴神の天日隅宮をば令_レ造給ふ可き由の御返事なり、第三條には又當_レ主_レ汝祭祀者天穗日命是也と見えたる是なり、此三條を以て治めさせ給はらむ事を皇祖天神の御許に請奉らせ給ふ其如く、制可_レし詔下させ給へるを以て、右に擧げたる古事記の文の所在を知るべく、且は二神の大己貴神の言を持て天上に還昇らせ給へる時をも知るべく、又右の疑汝二神非是吾處來者、故不_レ須_レ許也と云ふ文の古傳には非ざる事を知るべき也、是此に古事記を抄出で少か愚見を述ぶる所以なる者なり、(天神本紀には右の十六字を書さずして文

を列ねたるは佳し、平田史には其文を取て文を成せるさへ有るに、直に復命せる事を書して事代主神建御名方神の國避をしも其後の事と爲るは其見解の能く立たざるが爲なり、口訣に深有_三其理_一者以_三咎_三不儀_一以_三宥_一之と云て、大己貴神をしも不儀の神と爲る如きは言に斷えたる曲説なり、又竊疏にも凡有_三人久保_三非分之地_一、一旦王者勃興、理當_レ收焉、別必爲_三之處_一、漸令_三彼退避讓_一、是可矣、不能_レ然、擅_レ權起_三其攘奪之心_一、彼亦損_レ命相拒、是招_レ亂之道也、天祖恐有_レ繼_三此機_一、故曰聞_三汝所_レ言_一、深有_三其理_一、而殊下_三制誠_一、爲_レ彼計畫慇懃、丁寧如_レ此、則誰人逆_三天命_一、坐取_レ敗乎、大己貴神避_レ國長隱、誠有_レ由哉と注し給へれども、大己貴神の深意を本より委しくも探らせ給はざりければ、強事たらざる事を得ず。○僕子等二神隨_レ白、僕之不_レ違云々は、右に注せる我怙之子既避、故吾亦當_レ避と云に當れり、○此葦原中國者隨_レ命既獻也、其二神より汝子等事代主神建御名方神二神者、隨_三天神御子之命_一勿_レ違白詔、故汝心奈何と有る御答なれば、此も此葦原中國者隨_三天神御子之命_一既獻也と云ふ義なる事申すも更なり、此は天忍穗耳尊は天神の大命を受けて已に天下の君主にて渡らせ給へるに依りて、此神問の御言とば即其尊に係けて問も答も有りし事にて、上にも已に注せるが如し、偕此上文に二神の天降來坐せる所に問_三其大國主神_一言、天照太御神高木神之命以問使之、汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所知國、言依賜、故汝心奈何と見えたるを、其時には僕者不得_レ白と申し給ひて、直に天神の御使天鳥船神亦名稻背脛命を以て其報命を所聞食し、次には建御名方神も二神に追迫られて天神の大命を恐み仕奉らせ給へれば、其餘の諸神は大己貴神だに従ひ奉らせ給へる上は、防禦奉る者なむ有るべからざりけると悉くに見濟し給ひて、此に其御答を聞え奉らせ給へる所に、謂ゆる現事顯事を避け奉らせ給ふ謂なる事、右

に委しく注せるが如し、記傳十四(三十七丁)に、既_レは常に云ふとは異にして此は皆悉と云ふ義なり」と云れたるは然る言なり、伊勢風土記に吾國悉獻_三於天孫_一と有る悉は此既_レ字の用ひ所に在り、四神出生章第十、一書に、此二門潮既太急、瑞珠盟約章に神功既畢、其第三、一書に、其素戔嗚尊所_レ生之兒皆已男矣と有るなど皆悉の意なる事、傳十一、十三、十六に注せるが如し、(又記傳に、此記序に已因_レ訓述者詞不_レ違_レ心と云ひ、萬葉十七卷に、天下須泥爾於保比底、布流雪乃と詠るなども皆同意なり、繼體天皇御紀に全_レ字を須傳爾と訓みつ、既_レ字は盡也と注せり、春秋に日有_レ食_レ之既と云へる類なり、然れば須傳爾と云ふ言に此字を當たるも本は盡の義に因れるにや」と云れき)○唯は記傳に、天下は悉く獻らむ、其中にて唯なり」と注されたり、故思ふに彼天下の現事顯事は悉に避け奉り、今よりは八十里手に退居り、神事幽事を治め給はむ爲に唯吾住所而已者と顯世より齋かれさせ給ふ神宮を請申させ給へるなれば、唯住所のみはの義にて、上へは係らざるなり、四神出生章第六、一書に唯有_三朝霧_一と有る、朝霧而已と訓添ふる例に倣ふ可し、尤恭天皇八年御紀大御歌に阿麻咩咩泥受迹、多震比等用能未、續紀廿五詔に大保乎波多佗仁卿止能味波など多き格にて、是のみと一向に云ふ時の辭なり(記傳に、後世の文に多陀志と云ふ意に自然通へり」と云れたれども、但は上に云る事を戻く義有るを、此は唯は御住所の事のみを申させ給へるなれば違ふ可し、平田史に此を多陀志と訓るは其説を妄に取れり)○吾住所者は、唯_レ字に引合せて住所而已者と訓べき事右に注せるが如し、然して住所を記傳に、師の須美加と訓れたる宜し、所_レ字即加の意なり」と有り、儀式大儼の祭文に、穢久惡使疫鬼能、所々村々_レ穢藏里隱布留乎波、千里之外四方之堺、東方陸奥、西方遠直嘉、南方土佐、北方佐渡與里乎知能所乎、奈牟多知、疫鬼之住加定賜

比行賜_氏と有る住加即其證なり、拾遺雜下に、山ならぬ住處數多に聞く人の、野伏に疾も成にける哉、詞花冬、今はとて己が住處と絶えじとて、木葉の下に鶯鶯ぞ鳴くなる、源氏桐壺(十七丁)に、亡き人の住處尋出でたりけむ、帚木(三丁)に、右の大臣の勞はり傳き給ふ住處は、此君も懶うくして、若紫(三十一丁)に、京の御住處尋ねて、時々の御消息など有り、末摘花(四丁)に、打解けたる住處に居奉りて、夕貌(八丁)に、唯無速き一節に御心留りて、如何なる人の住處ならむとは、往來に御目留り給ひけり、蓬生(四丁)に、親の御影留まりたる心ち爲る、古き住處と思ふに慰みて、など有り、(字には栖をも棲をも須美加と訓るを、字書に栖ハ宿也、禽鳥所_レ宿、皆謂_ニ之栖と注し、棲遲息也、臥也と云へり、住家と書くは俗なり、又住所をば字の如く須美杼許呂と訓も有なり、伊勢物語八段に、昔男有りけり、京や住憂かりけむ、東の方に行きて住所求むとて、友と爲る人一人二人して行きけり、松風卷初丁に、寢殿は塞げ給はず、時々渡り給ふ御住所にして、浮舟卷三丁に、借暫時は人の知まじき住所して云々ともあれば、然も訓まる可き所なるなり)○天神御子、此には瑞珠盟約章第一ノ一書に出でたるを始めとして何處にも天孫と書かれたり、良海本には所の狀に隨ひて天御孫とも天神御孫とも作るが、共に其唱は天神御子なる可き事傳十四に已に注し奉るが如し、但此は國神の御方より崇め申す稱なる事今云ふ限に非ず、○天津日繼と申し奉る御事は、第二ノ一書に訓ゆる吾所_レ治顯露事者、皇孫當_レ治と云ふに當て心得べく、又下に僕者於_ニ百不足八十垵手_一隱而侍と有は、右に吾將退治_ニ神事_一と有るに當れる事下に云へる趣に合せ曉る可し、借此天津日繼と申し奉る御事は、此第一ノ一書に、寶祚之隆當_ニ與_ニ天壤_一無窮者矣と有る所に就て傳三十に委しく注し奉る可きなり、其大抵は傳十四、十六にも注し奉るが如く、瑞珠盟約章

第一ノ一書に、以_ニ日神所_一生三女神、令_レ降_ニ於_ニ筑紫洲_一、因教之曰、汝三神宜_レ降_ニ居道中_一、奉_レ助_ニ天孫_一而爲_ニ天孫_一所_レ祭也と有りて、此は素戔嗚大神の後度に天降らせ御在し坐しける御事にて、此よりは遙に以前の事なれども、已に天降して天津日繼を所知食しめ奉らせ給ふ可き機此に已に御在し坐しけるに合せて、其第三ノ一書に日神より素戔嗚尊に汝若不_レ有_ニ奸賊之心_一者、汝所_レ生子必男矣、予以爲_ニ子而令_レ治_ニ天原_一也と有て、其神の男御子を生出させ給へらむには、御子と爲て令_レ治_ニ天原_一とは詔給へるにて、是天上に於て天津日繼とは定めさせ奉り給らむとなり、然して其神の赤心此に表はれさせ給ひて男御子を成し出させ給ひけるに、其物根の方に主と屬奉らせ給ふ可き由有るが故に、以爲_ニ日神之子_一令_レ治_ニ天原_一と所見たる、是天上に於て天津日繼所知食させ御在し坐せる狀は、後に國司の任國に赴かざる以前より在京して其國司なるが如くなりけり、殊に此天忍穗耳尊は天神の御事依を蒙り奉らせ給ひて、其始天降らせ給ふ時、此國は未_レ平るに依て天上には還上らせ給へれども、已に其大命を受け奉らせ給へる上は、主張たる天津日繼にて渡らせ給へる御事申すも更なる者なりけり、此に大國主神の唯僕住所者、如_ニ天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢_一云々、而治賜者と有は、天上に於て天忍穗耳尊の天津日繼所知食し御在し坐す皇宮の如く造らしめ賜る可き由を請奉らせ給へるにて、下に於_ニ出雲國之多藝志之小濱_一造_ニ天之御舍_一と有る是也、即古語拾遺に謂ゆる如_ニ天上儀_一と云ふに當れり、玉垣宮段なる其出雲大神の修_ニ理我宮如_ニ天皇之御舍_一と請奉らせ給ふ御事の御在し坐せるも、先づ天皇の御舍と云ふ物の有る其制に擬ひて修理らせ給ふ可き由の願言なるに思合せて曉る可きなり、然れば右の所知之を舊訓は斯呂志米佐牟なれども、然未來へ係けて云ふべき所には非ず、此御天降以前已に天上に在る現在なるを

差せるなれば、斯呂志米須と訓むに非ずしては協はざる所なる者なり(此御天降より以前にも其天忍穗耳尊の御事を太子と申し奉る事、其記に所見たり、其比都岐能美古と訓み奉る可き所なるも天津日繼の謂なり)○登陀流は、記傳に二義に説れたれども予が見とは異なり、先づ其説を辨へて次に云ふべし、其一に云く登陀流は富足の意ならむか、富は美を省く例有り、其故は先づ古も今も人の家の富める事には炊烟の繁く起つ由を云ひ、貧しき事には炊烟の發ぬ由を云ふ事下巻高津宮段に、於國中_レ烟不_レ發、國皆貧窮云々、於_レ國滿_レ烟、故爲_二人民富_一など有が如くなれば、炊烟の稠く發つ事を祝て即ち富足と云習はしけむ、然れば此は炊烟の繁く立登る天之御巢と云ふ事ならむか、上代には此炊烟の騰る處を重く爲ける故に然富足てふ祝言も有り、又今此にも主と云るなる可し、明宮御宇天皇の大御歌に、毛々知陀流、夜邇波母美由と有る知陀流は、此の登陀流と同くて此は富を切めて知と云ふならむ、百千足の義には非ず、然れば繁く烟の發騰る百の家庭の見ゆる由なり、又烟の繁く立つを見給ひて富足れりと思ほす意と爲むも同じ(中略)、又神武天皇御紀に細戈千足國と有る千足も同じ事にて、炊烟の繁く起て富足國なり、倍今大國主神の己命の御舎の構を如此く乞給ふは、專御膳の事に就てなる故に其御厨の構をしも乞給ふなり、然れば天津日繼所知と有る彼の日給の稻以て炊ぎ料理ふる御膳を所聞食す其御厨の如くにと云ふ意に續けける事明らかし、又其御厨の中にも彼炊烟の騰る所重く爲る故に、分て天之御巢を云ふなり(下略)と云はれたる富足の説は然も有るべし、然れども富と云ふ事は傳三に注せる如く本は御殿の事を云へりければ、炊烟の事に見られたるは後に云ふ貧富の富と同じ意に見て云ふ説なるが故に此には叶はずや有らむ、其上此は其造宮の制を乞給へるにて御厨の事に非ざれば、其將如何なる可き

事次に云ふ、如_二天之御巢_一の説を見て知るべし、且又千足國は萬に物の足ひたる由、又毛々知陀流は百千足にて、彌庭と續けるは國の秀とも云ふべき庭なる地を見行し給へるなる可かりければ、此の引合には在べからざりける者なるをや、(且千足國をば富足國、毛々知陀流をば百富足とは如何しても云ふまじかりける如く思え、又知を炊烟の事には迂遠くして古意とは見えす、此は次なる櫛八玉神の件を思はれて、此を第二ノ一書に引合せて説くべき所なる事を思ひ漏らされたりけるが故なるべし)其一には大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、下津網根波府蟲能禍無久、高天原被青雲乃霧久極美、天乃血垂飛鳥乃禍無久と有る血垂も同じ、但此は即彼烟の騰る處の名にして云へるなれば知陀理と訓むべし、彼の登陀流天之御巢と云ふを切めて直に天之知陀理と云るなり、飛鳥乃禍とは此血垂の處は屋を葺遺して開きたる故に、虚空高く飛ぶ鳥の或は毒物に在れ何に在れ昨持來、又は糞などに在れ籠上に墜しなど爲る事の有らむを云ふなる可し(下略)と云はれたるも甚しき強説なり、右の天乃血垂は下津網根に對ふる所にして、謂ゆる簀子は綱を以て結縛る物なりければ、其には這蟲の禍非せじとなり、天乃血垂とは血は茅の借字にて神武天皇戊午年御紀の茅淳を古事記に血沼と作るも此例なり、然して其下に引結帶葛目能緩比、取葺草乃噪岐無久と有るは、右の下津網根は蟲に食るれば緩び、天乃血垂は鳥に啄るゝ時は噪くる者なる由なり、此を以て見れば天乃血垂とは屋を云ふ也、其茅を下に草と云へるを萬葉十六(三十一丁)に、茅草荳荳可爾と有る如く、今も俗には茅草と云ふ事なるが、凡屋を建るには木と草との用のみ有て、木神を句々迺智神と申し、草神を草野姫神と申せるに、草の用の最大なるは屋に葺けるなりければ、血垂は茅垂にて草を葺垂したるにて垂木など云ふと同例なり、顯宗天皇御紀室壽御詞に、取葺草

葉者此家長御富之餘也と有も、屋の外まで葺餘す者なるを以て茅垂の義をも曉る可し、然れば上古の屋を葺くには茅を用ひたりし故に此を天乃血垂とは云へるなりければ、此の登陀流とは本より日を同じうして語る可からざる程の事になむ有りける、其事は予已く祝詞講義に注せるを、今は抄出て少か此に辨ふるのみ、(又記傳に云く、祝詞考の血垂の説は甚じき僻事なり、彼文を能く見よ、御殿の下方と上方とを相對へて綴れる文にして、底津磐根乃極と高天原云々の極とを對へたれば、其次の下津綱根に對へたる天乃血垂も、必御殿の上方屋根なる所を云る事明らかき者をや)と云はれしは實に然る説なり) 偕此には登陀流天之御巢と有るを、次には神產巢日御祖命之登陀流天之新巢と見えたるを、出雲風土記楯縫郡條に、所以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱横之御量云々と有る五十足を、或説に百千足の誤なる由に云るは推量の説にて取るに足らず、内山眞龍が解に五を衍として十足と爲るも私説なり、文の例を稽ふるに、神魂命詔之、十足天日栖宮と有けむが、之を五に誤りて下に屬たりし者にて、實に登陀流の正字は右の十足なる可し、然して神武天皇三十一年御紀に謂ゆる細戈千足國、應神天皇六年御紀大御歌の、茂々智儼蘆夜珥波母彌喻、又は古事記朝倉宮段歌に、毛々陀流都紀賀延波など有て、百足千足百千足などと物の足ひ饒はへる狀を然云ふなりければ、此の十足も其例にて天神御子の天津日繼所知食し御在し坐す天上の宮造の制を乞奉らせ給へる所なるものにて、萬葉七(廿九丁)に、安治村十依海と有るは撓奇には非ず、魚の多く集ふ事を云るにて、十は數の極めて富榮ゆるの義有り、又古今集に、此殿は諾も富けり福草の、三端四端に殿造爲り、と詠めるなどと同じ心にて、御殿を多く敷かせ給へる其數をば然百千などとは云ふべからざるが故に十足とは申させ給へるなり、推古天皇二十年御

紀歌に夜須彌志斯、和餓於朋着彌能、訶句理摩須、阿摩能擲蘇詞礙と詠るは、安見知し我大君の隱坐す天之八十蔭と云ふ事にて、言意は天之八十御殿と申して皇宮の御盛なる狀を詠るなり、又古事記朝倉宮段大御歌に、毛々志紀能、淤富美夜比登波と有りて、大宮の發語に百敷と云へる敷は宮柱太敷立などの類にて、屋を下る地を屋敷と云はむが如く、皇宮はしも群卿百官の舍宅を多く敷く謂にて、冠辭考に百磯城の義と爲られたるとは異なり、斯りければ此も其等の意味を含みて十足とは云るにて、此は炊烟の發る謂に非ざる事は下に、於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原冰木多迦斯理而と有に照し應せても、其宮の造制なる事は知らるゝなり、(斯れば大殿祭詞に謂ゆる天之血垂と此の登陀流とは本より別事にして一には云ふまじき事共なり、但此を十足と云ふは、十は鎮魂歌に依るに多理の切れる者にして、自然に物の足整ふ事を云ふ稱には成れるなれば、又其心して見るべき事云ふも更なり、然れば富足と云はれたるにて其意味有り) ○天之御巢は、下に造天之御舍と有は其乞奉らせ給ふ任に治め給へる宮なる由下に注るが如し、其次に謂ゆる於高天原神產巢日御祖命之登陀流天之新巢は、十足天之新宮と云ふ事なり、偕此等の巢は其住所の事を云にて、古事記に顯宗天皇の大御名を袁祁之石巢別命と申し奉るを、御紀に播磨國縮見石室に遁れさせ御在し坐しける事の有るを、風土記には隱於惟村石室と有り、然れば暫時にても其石室を住所と爲させ御在しけるを以て石巢別命とは申し奉れるなりけり、丹後風土記に加佐郡有道郷(本字蟻道)所以號有道者、往昔天火明命、飢到于此地之時、隨往乎求食、所以連行蟻、則見土神在穴巢國、天火明命請食于土神云々、亦有神祠云蟻巢、今稱阿良須者訛也と有も、穴を住處と爲る故に巢と云ひて右と一事なり、和名抄涯岸類に洲、爾雅云、水中可

居者曰洲、李巡曰、四方皆有水也、晋州(和名須)と有は、栖巢等の義なり、又羽族體に巢、孫恂切韻云、鳥巢在穴曰窠(音科)在樹曰巢(音曹、訓須、一云須久不)穿垣栖雞曰塹(音時、和名止久良)と有る、須久不は其巢として栖む所を喰持來て成せる由なり、枕草紙八(五十三丁)に、鼠の未毛も生えぬを巢の内より數多轉ばし出たる、と云るなど、鳥ならでも蟲にも何にも云ふ語なり、楮右に注せる住所は更なり、人の所を得て其在著く事を須牟と云ふも巢群の義にて、即人の住所を巢と云ふ是なり、斯りければ天之御巢と云ふ事はしも天之御舍と申さむに違ひ有るまじき者なりけり、(但天日隅宮をば日隅を御巢と同じ事に誰しも思ふ事なれども然らず、此は日は潜む義、隅は住にて潜み隠れ住ませ給へる義なれば一には爲べからざるなり、西蕃にても古は穴居野處せるを神農氏と云ふ有りて、舟楫宮室を造る事を教ふ、此に因りて有巢氏の名有り、是巢は鳥蟲に限らず人の居宅をも巢とは云へりしなり、靈異記下卷に、庶掃地共生西方極樂、傾巢同住天上寶堂者矣と書して、地と巢とを對へ云るも、巢は即宅舍を云るなり)〇如を、記傳に那斯氏と訓れたれども、碁登久志氏と訓べし、垂仁天皇の大御世に其大神の御崇り御在し坐し時にも、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟と諭し奉らせ給へる御事古事記に所見たり、其如と此なると同じくて、造宮の制を天神御子の天上にて天津日繼所知食し御在し坐す御舍の狀にと乞奉らせ給へるなり、然るは其朝倉宮段に幸行河内、爾登山、望内國者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍誰家、答曰、志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎、己家、似天皇之御舍而造、即遣人、令燒其家之時、其大縣主懼畏、稽首曰、奴有者、隨奴不覺而過作、甚畏、と有るは過ちて造れりと雖も、天皇の御舍の如くなるを

以て如此く咎めさせ給へるなり、此事は下に注す可し、又皇極天皇三年御紀に蘇我の奴が天宗を滅して日位を傾けむと爲し程の事に、蘇我大臣蝦夷入鹿臣、雙起家於甘檉岡、稱大臣家、曰宮門、入鹿家曰谷宮門(谷此云波佐麻)稱男女、曰王子云々と有るは、上朝廷谷朝廷と云ふ事にて、朝廷の名を借まひ王子の名を用ふるを以て、其製様全く天皇の御舍の如くなりし事を知るべし、然れば神代に已に皇祖天神の定めさせ給へる法則の有て、漫に犯し造る可からざる御定共已に御在しけるなりけり、(此御咎めの已に御在し坐しけるを思へば、上古より天皇の御舍臣民の家とは甚く製様に異り有りける事を知るべし、然るは上章第五、一書に素戔嗚大神の檜可爲瑞宮之材、と有は皇宮の御事なり、次に被可爲顯見蒼生奥津棄戸將臥之具と有は、即民庶の家屋を云ふなる事、傳廿六卷に注せる事共を考合す可き者なり) 偕此大國主大神の住ませ御在し坐しける宮都は、古事記に所見たる御父大神の御事依しに其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬而、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神、而、其我之女須理毘賣爲嫡妻、而、於宇迦能山之山本、於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原冰椽多迦斯理而居是奴也、と所見たるが如く、宇迦之山本宮になむ渡らせ給へるを、其造宮の制はしも然計の御勢にては御在し坐しながら、猶天神御子の御舍の如くは爲させ御在し坐さざりしなりけり、然して此時に至りて今まで現人神にて渡らせ給ひし間に所知食し御在し坐しける現事顯事をしも、天神御子に避け奉らせ御在し坐して、御身自は八十隕手に隠れさせ御在し坐して神事幽事を所知食させ給ふと爲ては、其鎮まり御在し坐す宮の制をば此前の狀に易へて、天上にて事始させ御在し坐して天神御子の住ませ給ふ十足天之御舍の如く造らしめ給ふ可きを乞奉らせ給へるにて、此時に至る

まで天下造らして大神と坐して、國土に在らゆる諸神を従へさせ給ひ滄海原潮之八百重を悉くに主領らせ御在し坐すと雖も、天神に對し奉りては斯計り己命の御上をば慎しませ御在し坐しけるなりけり、今は天神御子に相並ばし御在し坐して神事幽事を所知食させ御在し坐すが故に、萬は天皇の如くに會釋はせ賜へらむ御事を天神に如此なむ乞奉らせ給へるには有りける、第二ノ一書に見えたる天神の其に對へさせ給へる大命の中に、又當主汝祭祀者、天穗日命是也、と詔ひ下し給へるを以ても、此より以後の狀はしも凡て天皇に准らへさせ給へる御事をなむ見奉り知るべかりける、然れば此を唯に造宮の制のみを乞奉らせ給へる狀に心得むは、猶思兼の智至らざる所有るが故なり、萬の事をしも皆がらに天皇に仕へ奉るが如く治めさせ給ふべき由を天神に申させ給へる者なりけらし、(備其造宮の制はしも傳十七に注るが如く古語拾遺に、令下手置帆負神彥峽知二神、以天御量(大小斤雜器等)伐大峽小峽之材、而造瑞殿、(古語、美豆能美阿良可)兼作御笠及矛盾と見えたる、是天照太神の日宮の御事にして其制有る始是なり、若て第二ノ一書に見えたる天神の大命に、又汝應往天日隅宮者今當供造、即以千尋栲繩結爲八十紐、其造宮之制者、柱則高太、板則廣厚、又將田供佃、又爲汝往來遊海之具、高橋浮橋及天鳥船、亦將供造、又於天安河亦造打橋、又供造百八十縫之白楯と有は、全く天神御子の宮制の法なるを其に准らへて今此に令造給ふとなり、柱則高太板則廣厚は、此に謂ゆる於底津石根宮柱布刀斯理、於高天原冰木多迦斯理是なり、又將田供佃は傳十七に注せるが如く天皇の供御の料の營田に准らへ給へるにて、出雲風土記に天御領田と云る是なり、又爲汝往來遊海之具は句にて、次に高橋浮橋天鳥船の如きは内重外重の御溝水に橋を架し船を浮べさせ給へるにて、其天鳥船は船に遊ば

せ給ふ用に充て給へる者と見えたり、又於天安河云々と有る天安河は天上の河名なり、此天日隅宮の側の河をしも其に准らへさせ給へるを以て、其天之御舍を移して天上の儀式の任に行はせ給へる御事を見奉り知べきなり、百八十縫之白楯の事は出雲風土記に、所_レ以號楯縫者、神魂命詔之、十足天日櫛宮之縱橫御量、千尋栲繩持而、百結々八十結々下而、此天御量持而、所_レ造天下大神之宮造奉詔而、御子天御鳥命楯部爲而、天降下給之、爾時退下來坐而、大神宮御裝束楯造始給所是也、仍至今楯梓造而奉於皇神等、故云楯縫と見えたる是なり、此を以て上天に在りし天忍穗耳尊の皇宮の御有狀を想像り奉る可く、又大國主神の其造宮の制の如く治めさせ給へらむ御事を乞ひ奉らせ給へる御旨をも推量り奉る可き者なりかし、(此の如と云ふ一字の爲に思はず長説せる事を不用なる事の如く思ふ輩の爲には甚包ましき事ながら、予が心には如_レ此云々ても猶云ひ足はぬ心ちの爲るは、記傳の説とは甚く異なる故なり) ○於底津石根は、此記には何れにも如_レ此有り、下にも地下者於底津石根とも見ゆ、神武天皇元年御紀には、於底磐之根、古語拾遺同段にも底津石根に作れるを、今本に底を斯多と訓めるは誤なり、二共に字の如く會許と訓べき事云ふも更なり、祝詞式には大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美云々と有るのみにして、外は何れなるにも下津磐根と有り、古は天皇の御殿は更にも云はず、凡人の屋に至るまで柱を立つるには地の中を掘穿ちて、其底に在る所の磐石を柱の居所にして建つる故に如此は云へるなり、故に又大殿祭詞に齋鉏乎以_レ齋柱立_レとは有るなり、記傳十(五十九丁)に、凡て上代には神宮も人の舍宅も伊勢神宮などの製の如く地を掘て柱を立つる此稱辭は有るなり、石根は故に礎を爲すには非ず、地底に木より有る石根まで深く掘りて立つると云ふ義なり、今世にも賤が家には

是有り、掘立と云ふなり、地上に礎をして立るは後の事なり」と有るが如し、猶此事予已に講義に注せれば就て見るべし、(先づ舎宅を造るには其初に他を穿ち柱立を堅固にして後に屋を覆ひ外の構をも作整ふる者なる故に、其柱の事に就て於底津石根云々と云ふ古の稱辭なり) ○宮柱布刀斯理は、神武天皇元年御紀には太立宮柱、拾遺には宮柱布都之利立と見え、祝詞には何れの所なるにも宮柱太敷立_五と有り、宮柱の宮は御屋にて御屋の柱と云ふ事なり、布刀斯理は右に引る第二ノ一書に柱則高太板則廣厚と云へる是なり、萬葉二(三十丁)に、眞木柱太心者と有るも此に據て詠めるにて、柱の太きを云へば其相應に屋の廣く大なる謂なり、斯理は斯伎にて揮を布伎とも布理とも、山振を山夫伎とも山夫理とも通はし云ふに同じく敷なり、記傳十(六十丁)に、布刀斯理は祝詞共に太知立とも太敷立とも廣知立とも廣敷立とも有り、其は師説に、萬葉二(廿七丁)に天皇之敷坐國等と云ひ、祈年祭詞に皇神能敷坐島能八十島者など知坐を敷坐と云たれば知と敷と同じと有り、偕此稱辭を古來唯柱の上とのみ心得たれど然に非ず、今考ふるに萬葉一(廿一丁)に、太敷爲、京乎置而、二(廿七丁)に、飛鳥之、淨之宮爾、神隨、太布座而、又(三十五丁)定之、水穗國乎、神隨、太敷座而、など有る例を思ふに、宮柱布刀斯理も其主の其宮を知坐を云なり、布刀も右の萬葉に柱ならで國を知坐にも云れば、唯廣く大きにと云ふ稱辭なり、布刀御幣、布刀詔戸、太占なども云へり、故廣知とも云るぞかし、斯れば此語は專柱に係るには非ず其宮の主に係れる語なるを、布刀と云ふが柱に縁有るから宮柱太とは云ひ係けて、兼ねて其宮をも祝たる者なり、偕此稱辭は萬葉一(十八丁)に、御心乎、吉野乃國之、花散相、秋津乃邊爾、宮柱、太敷座波、二(廿八丁)に、由縁母無、眞弓乃崗爾、宮柱、太布座、御在香乎、高知座而、六(十

四丁)に、續麻成、長柄之宮爾、眞木柱、太高敷而、又(四十三丁)山代乃、鹿背山際爾、宮柱、太敷奉、高知爲、布當乃宮者、二十(五十丁)に、可之婆良能、宇禰備乃宮爾、美也婆之良、布刀之利多豆々など有り(採取)と注されたるにて通えたり、(其五卷鎮懷石歌に、阿米都知能、等母爾比佐斯久、伊比都夏等、許能久斯美多麻、志可志家良斯母、と有る志可志も右の例にて知爲なるが、其長歌に美豆豆可良、意可志多麻比豆と有れば、此は置く事を志可須と詠るなりけり、然れば知をも敷をも柱を居置く事にて、其即其宮の主の知らず義なるなり) ○於高天原は、記傳十(六十一丁)に、深くと云はむとて於底津石根と云に對へて唯高き事を言ふ古言なり、大被詞に高天原耳振立聞物止馬牽立_五と有るも、唯馬の耳高く振立と云ふ事なり、此を高天原に坐す神等の耳振立と心得るは古言を知らぬ僻事なり」と云はれたるが如く、常に高天原神留坐などと上天を指して云ふとは別にて、此は氷木の虚空に聳えたるを云ふなり、大殿祭詞に此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美云々と云る其に對へて、高天原_五青雲乃霧久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久と有るも、鳥などの飛度る虚空を高天原とは云るなり、○氷木は、其國作段には氷椽と作り、御天降段には氷木と作り、祝詞一式には何れも千木と有り、神武天皇元年御紀及拾遺には樽風の字を用ひられたり、記傳十(六十二丁)に、和名抄古本に樽風、辨色立成云、樽風板比宜、楊氏漢語抄説同と有り、流布の板本には比宜と云ふ事無くて和名如字と有り、太神宮延曆儀式帳にも、正殿一區云々、上樽風肆枚(長二丈八尺八寸厚四寸)號稱比木、外宮儀式帳にも比疑高知天と所見たり、名義は氷木千木共に眩木にて、其比知の下を省けると上を省けるとの差のみなれば、木一名なる故に通はし云へるなり、和名抄に祈、比知岐、功程式云眩木と有るは別物なり、凡て物の形の_レ如此なるを

比知と云ふ、手の肱も此意以て號けたり、又肱金肱折なども同じ、其比は本布理の切りたるにて、布理とは右の形の如く本は一にて斜に左右へ末の分れたる物を云ふ言なり、和名抄に椀極、方言云、河東謂樹岐曰椀極、和名末多布里など云ふ名是なり、振分髪と云ふも頭上より左右へ分れたる状を云ひ、道程などに此處と彼處との中央なる所を布理分と云ふも此れより出づ、又物の正直からぬを布理の有ると云ふも此れより出でたり、偕此比木と云ふ物は上代の家造に屋の左右の端に在りて、其本は前後の軒よりして上りて棟にて行合ふを組違へて其末を長く上へ出したる物にして、其棟より上へ高く出たる處を氷木とは云ふなり、貞和傍記に、組目上謂千木、組目下謂樽風と有るが如く、伊勢神宮にては今に樽風の末を切らず直に千木に用ふるなり、棟より下にては即多理木と竝て同じ状なる故に、椀字を此記には當て、又屋の左右の妻にては樽風と云ふ物なる故に書紀には其字を當てられたり、然れども是等は棟より下にての名なれば共に氷木には叶はぬ事ぞ(取要)と云はれたる、此にて氷木と千木と同物又樽風と椀と一物にて、其妻に在ると平に在るとの差有るのみなる事も知らるめり、(和名抄に椀、釋名云、椀音襄、和名太流岐、楊氏漢語抄云、波間岐、在椀旁下垂也、兼名苑云、一名椀、音老、一名椀、音傳、間杵、唐韻云、音人、漢語抄云、間杵太留木と有り、桑家漢語抄に、椀、多流幾、字園云、相垂四屋之本也、故名之と有が如く垂木の義なり、又波間木と云ふは延木にて、屋上に延たる木の由なり、通證に此樽風の字に依りて風木の義と爲られたるは宜しからず)又氷木千木の名義に今一の考有り、其は貞觀儀式大嘗宮條に構以黒木、葺以青草、其上以黒木爲町形、以黒葛結之と見えたる町形は、姓氏錄に謂ゆる田町形の事にして木を組交へて物爲る事にて、此に謂ゆる千木の事なるに就て

の説なり、先づ和名抄織機具に膝四聲字苑云、膝(音勝)織機卷經之本也、楊氏漢語抄云、織膝(知岐利)と有るは中細くして端の開きたる状物を組交へたる如くなれば知岐利とは云ふなる可く、物の輕重を正すに枉杵と云ふ物有りて、其量る物を權衡と相平等しう爲る状此千木の組交へたる上の平等しく竝べるに比へつ可し、又人と物を契約することを知岐流と云ふも物を組交へたるに等しかりければなめり、斯る時は知の一言に物の行合ひ組交ふ意有と見えたりければ、千木を交木の義と見むに僻事ならじかし、此に准ひて此木は合木の略ならむと思ゆる事は、金葉に、住吉の千木の片扱行も遇で、霜置迷ふ冬は來にけり、新古今に、夜や寒き衣や薄き片扱の、行合の間より霜や置くらむ、又我戀や千木の片扱固くのみ、行逢で年の積りぬる哉、など有を、顯昭説に、千木とは神社の棟に在る木なり、片扱とは棟上に打扱て刀の様に在る木なりと云へるが、刀の様にと云ふは僻事なれども片方つゝ扱ぎて組交ふる謂なり、右に引ける歌共の何れにも片扱に行合ふ事を云へるは、下より延續けたる樽風の行合ひて棟上にて千木と云ふ名に成る所の状なるを云ふなり、竹取物語(九丁)に、大炊寮飯炊く屋の棟に、都具の穴毎に燕の巢を咋侍る云々と有る都具は知岐の轉かとも思ひしかども、今考ふれば都賀布の切れるにて椀の交ひ合たるを云ひて、即千木の風穴を云ふなりけり、此を以て千木は交木、氷木は合木にて同物にして異名有りと雖も、其義の歸むく所は一なりければ、然る意ならむと今試に云ふなり、(然るは右に云はれたる布理木の説は何とかや落著かざる心の爲るが故なるのみならず、比知木の下略は氷木、上略は千木なれども、別に柝を比知岐と云ふ事の有りては正しく其當れりとも思しからざればなり、但此に取らざるは其名義の説のみにて、凡ては甚々愛くして此大人ならぬ人の得言出まじき名説なり)因

云、上代の宮造には千木と並びて堅魚木と云ふ物有り、古事記朝倉宮段に、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答曰志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎、已家似天皇之御舍而造、令燒其家と見えたる堅魚は、貞觀儀式に大嘗宮正殿一字と有る下に、葦置五尺堅魚木八枚、著樽風と有る、大嘗祭式には著高樽風と見えて、高樽風と云ふは右に注せるが如く組目より下の屋に副ひたる所は樽風なるを、其組目より上をば此に高樽風とは云ふなり、然して著樽風とも著高樽風とも有は、其組目より上なる所に著て千木の堅めと爲し、且草の押へと爲る料の物なる可し、以黒木爲町形、以黒葛結之と云へるは、其堅魚木をも葛にて葺に結着くる由なる可し、然れば上堅魚作舍屋と云へるは、其相離れぬ物なるが故に片方を取出て詔給へるにて、其上たる堅魚には千木をば結着くる物なりければ、此を以て似天皇之御舍とは咎めさせ給へるなりけり、其は上代の屋は何れも椽を棟に合せて謂ゆる千木の状なりつらむ事は論無きを、其組目の所に堅魚木を著るは神武天皇元年御紀に、峻峙椽風於高天之原と有るが如く、虚空に高く峙だつ計に物爲る事なりければ、神宮の制は別にして皇大宮の外は恐憚りて然物爲まじき御定などの御在し坐しけむから、此には其千木を以ては咎めさせ給はず堅魚を上げたるを以て罰し給へるなりけらし、此を以て見れば本朝事始に、皇居、仁德天皇八年庚辰三月、始制漢家之、從博士學宗通官王仁之舉、本朝制殿之濫觴也と云ふ事は有れども、猶上代の状の宮造なりける事を知るべし、此制の改りて神社と皇宮と別に成れるは欽明天皇の御世などにや、然して其堅魚木と書くは借字にして、本傍小木の義にして其樽風を結着る料なるにて甚々上代より有來る者なりけり、記傳四十一(十一丁)に、其形の饜節に似たる故の名なりと云れたれども、

後に出來れる饜節に其形と云ひ名も似たるにこそ有りけれ、神代の太古に然る巧なる事に未及ぶ可くも非ず、且右の儀式をも樽風袁著と訓れて樽風爾著と云ふ事とは未心著れざる説なれば凡て叶ひ難き故に、今も事の因に驚かし置くなり、(又記傳に云く、或人云ふ山城國愛宕郡雲畑村と云ふ村の民の家に、今も棟に加都宇木と云ふ有りて風の防ぎと爲り、其外凡て田舎の草葺に棟に雀躍と云ふ物有るも同じ事なりと云へり、此説實に然る可し)と云はれき、但上世のは千木を持堅る料なるを、此は其と同じき物なる故に其名を借用ひたるにこそ有けれ、堅魚木とは似て其用ふる状異なる者なり)○多迦斯理は、記傳十(六十四丁)に、此も唯氷木の事のみならず、主の其宮を知坐すを云ふ、多迦も上の布刀と同じく稱言なり、續紀九聖武天皇即位時の詔に、天下乃政乎彌高彌廣爾云々、萬葉六(十七丁)に、八隅知之、吾大王乃、神隨、高所知流、稻見野能、大海乃原笑、又(三十二丁)自神代、芳野宮爾、蟻通、高所知者、山河乎吉三と有る、此歌以て意得べし、宮爾と云へれば宮の高きを云ふに非ず、天皇の此宮を高知坐すなる事明らけし、楮氷木は棟上へ高く上ぐる物なるが故に、其に云係けて兼て其宮をも祝ひたる事、專宮柱布刀斯理と云ふに同じ、又萬葉一(十九丁)に、芳野川、多藝津河内爾、高殿乎、高知座而、又(二十二丁)荒妙乃、藤原我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知等、六(十三丁)に、八隅知之、和期大王乃、高知爲、芳野離宮者、又(四十三丁)宮柱、太敷奉、高知爲、布當乃宮者、又(四十四丁)吾皇神乃命乃、高所知、布當乃宮者と有るなど、是等も皆天皇に係奉りて云へるを合せて思へ、楮此宮柱云々氷木云々と云ふは甚々上代より定まれる宮造の稱辭にして甚も雅びたる詞なり(下略)と注されたるが如くなむ有りける、(若て此氷木の高く峙てる事を云へば、其釣合にて宮の大にして廣き

狀見るが如くなむ有るは、甚々上れる代の文にして、人智の及ばざる所になむ。○治賜者は、今までは現人神にて渡らせ給へれば其神宮も何も御自營ませ御在し坐して住ませ給へるを、此よりは八十隈手に隠り侍らせ御在し坐さむ宮を、天神御子の天之御巢の如くして齋祭らせ給ふ可き由を乞奉らせ給へるにて、此治と云ふは垂仁天皇二十五年御紀に載れる倭大神の御言に、大初之時期曰、天照太神悉治_ニ天原_一、皇御孫尊專治_ニ葦原中國之八十魂神_一、我親治_ニ大地官_一者(下略)と見えたる是なり、借神を齋く事を治と云へる事は、傳廿七に注せるが如く上章第六ノ一書に幸魂奇魂神の宮處乞はせ御在し坐して、吾欲_レ住_ニ於日本國之三諸山_一と有る云々の事を、古事記には其神言、能_レ治我前_一者、吾能共與相作成、若不_レ然者國難_レ成、爾大國主神曰、然者治奉之狀奈何、答言、吾者伊都岐_一奉于倭之青垣東之山上、此者坐_ニ御諸山上_一神也と有て、此に治奉を次には伊都岐奉と見えたる是を以て曉る可し、○百不足八十垧手の説は、此に百不足之八十隈と有る所に就て下に注す可し、○隱は、加久理氏と訓べし、此も下に云ふべし、○侍は、傳十七に古語拾遺なる大宮賣神侍_ニ於御前_一の事を注し、又廿二に清之湯山主三名狹漏彥八島篠神の下に注せり、出雲風土記に但八雲立出雲國者、我靜坐國、青垣山廻賜而、玉珍置賜而守詔、と有る守と此の侍と相同じ、記傳十四(四十三丁)に云は、侍は佐母良比那牟と訓べし、佐母良布は佐は眞の意、母良布は母流を延たる言にて、母流とは何事に在れ心を著て伺ひ考へ居るを云ふ、常に物を守ると云ふも又人目を守るなど云ふも此意なり、又目を著て物を徒然_一と見るを守ると云ふも同じ、又候風など云ふも泊舟の佳き風を待伺ひ居るを云ひて同意なり、然れば仰給ふ事など有らば奉らむと伺居る意にて、凡て君の御前に在るを佐母良布と云ふなり、此より轉りて後には侍居る人を指しても侍と云ひ、

又其候らふ所を指しても侍と云へり、借又君の御前に在るを云ふより轉りて唯對ふ人を敬ひて云ふ語にも己が上の事には凡て添言ふ事と成れり、譬へば見るを見侍らふ、聞を聞侍らふと云ふが如し、借今此神の如此白し給ふは、遠き黄泉國に隠ながら猶天神御子の大神前に伺候ひ居る意味にて遙に守衛奉らむの意なり、續紀十七卷詔に御世御世_一當天、天下奏賜_一、國家護仕奉_一事乃勝在臣多知乃侍所_一置表_一、與天地共人_一不令悔、不令穢治賜_一止宣と有る侍所は、其墓を云ふにて此も意味同じ(取要)と云はれし、其侍の説は然る事なれども、大國主神は今まで現人神にて御在し坐しけるを、唯隱身と成らせ給ふのみにて身罷らせ給へるにも非ず、其御身其任に八十隈手に隠り御在し坐せるなれば、殊更に黄泉國の事などは此には甚味氣無き者なり、(又右の宣命なる侍所の事も更に由無し、凡て墓所に靈を留むと云ふ事の絶て無きにしは非されども、實には其幽宮と云ふ物有て、其に留まる事此の瑞珠盟約章に慥なる證有と、已に傳十三卷に委しく注せるが如くなれば此には叶はず、墓所に留まると云ふは外國の沙汰なり)又記傳に云く、書紀に時高皇產靈尊乃遣_二遺二神_一、勅_二大己貴神_一曰、云々、夫汝所_レ治顯露之事、宜_ニ是吾孫治_一之、汝則可_レ以治_ニ神事_一云云、於是大己貴神報曰、吾所_レ治顯露事者、皇孫當治、吾將_レ退治_ニ幽事_一と有る幽事も、此侍てふ言の中に合れり、幽事は此上文に神事と有と一事にて、神事は言の任に書ける字幽事は意を以て書ける字なり、故二共に迦微恭登と訓むべし、舒明天皇元年御紀に幽顯_一と有り、此を以て然訓べき事を思ひ定めよ、借今より皇孫の所知食べき顯露事とは即朝廷の萬の御政にて、現人の顯はに行ふ事なり、幽事は其に對ひて顯はに目にも見えず、誰が爲とも無く神の爲し給ふ政なり、凡て此世は在らゆる事は皆神の御心以て爲給ふなれども、其中にも姑く現人の爲す事に對へて分て神事と

は云ふなり、偕今此大神の其神事を掌り治めずも即皇朝の太政を幽かに助け奉り給ふなれば、侍らばむと有るに其意は合れりと云ふなり、然れば此世間に在りと有る幽事は悉に此大神の所知食す事ぞかし、偕如此隱坐すは顯御身の事上に僕住所者と有るは、此國に留り給ふ御靈の鎮り坐む處を云ふなり、此差別能く爲すは混れぬ可し、凡て神代の事は此現身と御靈との事を只一樣に云傳へたる故に混らはしき事多かり(取意)と云はれたるにて、神事幽事の状なむ甚々明らけきを、予が見る所其とは少か異なる所有るに依て此序に注す可きなり、右に注せるが如く神賀詞に、國作之大神乎_毛媚鎮_天、大八島國現事顯事令_ニ事避_ニ支と有る次に、乃大穴持命乃_乃申給久、云々、八百丹杵築宮_爾靜坐_支と有るは、即此宮に御在し坐して神事幽事を所治す御事にて、實に此の於_ニ百不足八十_手隱而侍と有る所に當れるが、神事は右に現事と書て現人事と云へる對なり、幽事は右の顯事と書て明所見事又鮮所見事の對なり、瑞珠盟約章の幽宮を迦久理能宮と訓み、又此にも隱而侍と有るに依て迦久理事となむ訓むべきなる(古史微に、神賀詞にも現事顯事と有り、以て同じ事を如此二様に云へる事知るべし、現事と顯明事、神事と幽冥事と事は一なれども、宇都志事に加微事、阿良波事に加久理事と相對ふ語なり)と云へり、但此訓には何れも古訓ならざるも多く、又私に字を改めたるなどは取るべからず)偕神事と云ふは現事の對にて、現事とは現人神の爲し行ひ給ひて天下を摠持たせ給ふ事業を云へるが、神事と云ふも神の爲行ひ給ふ事業を云ひて、現人神を輔相奉らせ給ふ御所爲を申せり、即垂仁天皇二十五年御紀に見えたる倭大神の我親治_ニ大地官_一と有る是にて、國造の御事を幽より成し行はせ給ふ由なるにて、生島神詞に生島能御巫能辭竟奉、皇神等能前爾白久、生國足國_爾御名者白_氏、辭竟奉者、皇神能敷坐島能八十島者、谷蟻能狹度極、鹽沫能

留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島墮事無、皇神等能依_左志奉、故皇御孫命能宇豆能幣帛乎稱辭竟奉久登宣と有る、如_レ此き御事はしも現人神の御力にも及ばせ給はざるにて、此大己貴神の主どらせ御在し坐すに因れる所由已に祝詞講義及傳廿七に注せる如くなる、此等をや神事とは云ふべき、又崇神天皇七年御紀に夢_ニ有一貴人_一、對_ニ立殿戶_一、自稱_ニ大物主神_一曰、天皇勿_レ復爲_レ愁_ニ國之不_レ治_一、是吾意也、若以_ニ吾兒大田々根子_一令_レ祭_ニ吾則_一、立平矣、亦有海外之國_一、自當_ニ歸伏_一と見えたる、此神語驗有りて海外の國此御世より歸化ひ參來る事と成りて、次第に多く成以行つ、往々は萬國の悉をも歸化へ仕奉らしめ給ふ可く有は、此大神の神事に因れる事申すも更なる者なりかし、其後の事を一二擧げ記さむには、續紀に天平寶字八年十二月是月西方有_レ聲似_レ雷、時當_ニ大隅薩摩西國之堺_一、烟雲晦冥、奔電去來、七日之後乃天晴、於_ニ鹿兒島信爾村之海_一、沙石自聚化成_ニ三島_一、炎氣露見、有_レ如_ニ冶鑄之爲_一形勢、相遠望似_ニ四阿之屋_一(下略)と見え、又神護二年六月己丑大隅國神造_ニ新島_一、震動不息(下略)と有り、又寶龜九年十二月甲申、去神護中海中有_ニ神造島_一、其名曰_ニ大穴持神_一、至_レ是爲_ニ官社_一と云事の有る類は凡て神事なる者なりけり、然して其も幽事の一には在れども、此に云ふ神事は其神の成し給ふ事業を申せるにて、現人神の御世に成りて國土經營の現事御在し坐すを、神より輔相け奉らせ給へる由にて、此神事は瑞珠盟約章に見えたる伊弉諾尊神功既畢云々と有る神功は、其大神の御功業を申せる其と同じ御事なる者なるにこそ、(右に注せる現事に引合せて見る可き也、先達の現事顯事を一にし神事幽事を一に爲る説は、且て予が取らざる所是なり)然して幽事と云ふは右に注せるが如く顯事を明所見事又鮮所見事と訓める其對にて、此は天神御子の現人神と御在し坐して所知食す大御政に並びて、大國主大神の天日隅宮に御在し

坐して行はせ御在し坐す大御政是なり、世中の治亂興廢は更にも云はず、人身の吉凶禍福の類誰が成すとも無くして自然に止む事を得べからずして其所に至るなむ、本より此大神の御心にて御在し坐しける、其は崇神天皇七年御紀に詔曰(中略)今當_レ朕世、數有_レ災害、恐朝無_レ善政、取_レ咎於神祇耶、蓋命_レ神龜以極_レ致_レ災之所由也、於是天皇乃幸_レ于神淺茅原而、會_レ八十萬神、以_レ卜_レ問之、是時神明憑_レ倭迹々日百襲姬命曰、天皇何憂_レ國之不_レ治也、若能敬_レ祭我_レ者、必當_レ自平_レ也、天皇問曰、教_レ如此_レ者誰神也、答曰、我是倭國域内所_レ居神名爲_レ大物主神、時得_レ神語隨_レ教祭禮(下略)と所見たる、此大物主神と共に大己貴神の御在し坐す由は傳廿七に大三輪三社鎮座次第を引て已に注せるが如し、是世中の治亂興廢はしも幽事に因れる的證なり、又其四十八年御紀に天皇勅_レ豐城命活目尊曰、汝等二子慈愛共齊、不_レ知_レ曷爲_レ嗣、各宜_レ夢、朕以_レ夢占_レ之、二皇子於是被_レ命淨沐而祈寢各得_レ夢也、會明兄豐城命以_レ夢辭_レ奏_レ于天皇曰、自登_レ御諸山、向_レ東而八廻弄槍、八廻擊刀、弟活目尊以_レ夢辭_レ奏言、自登_レ御諸山之嶺、繩_レ繩_レ四方_レ逐_レ食_レ粟雀、則天皇相_レ夢、謂_レ二子曰、兄則一片向_レ東、當_レ治_レ東國、弟是悉臨_レ四方、宜_レ繼_レ朕位と見えたる、此二皇子共に御諸山に登らせ給へる夢を以て奏させ給へるは即其大神に祈らせ給へるなり、此御夢を以て天津日繼を定め奉らせ給へる事は謂ゆる幽事の御定に因らせ給へる者にして、是人身の吉凶禍福共に其大神の御心に因る事を見奉り知るべき確證になむ、若て古事記玉垣宮段品牟都和氣命の御事を、是御子八拳鬚至_レ于胸前、眞事登波受(中略)於是天皇患賜而御寢之時、覺_レ于御夢曰、修_レ理我宮如_レ天皇之御舍_レ者、御子必眞事登波牟、如此覺時、布斗摩邇々占相而求_レ何神之心、爾崇出雲大神之御心、故其御子令_レ拜_レ其大神宮(中略)於是覆奏言、因_レ拜_レ大神_レ大御子物詔、

故參上來、故天皇歡喜、即返_レ菟上王_レ令_レ造_レ神宮と見え、同天皇二十五年御紀倭大神御言に、然先皇御間城天皇、雖_レ祭_レ祀神祇、微細未_レ探_レ其源根、以_レ粗留_レ於枝葉、故其天皇短命也、是以汝御孫尊悔_レ先皇之不_レ及而慎祭則、汝尊壽命延長、復天下太平矣と見えたる、是人の病と命と共に幽事の方より治させ給へる證文にて、天神御子の所知食す顯露事とは反對なる御事を見奉り知るべき件なりかし、(右の如くにて幽事と云ふは今日我々が身上に在る事共なるを、惡しく心得る時は死て後に往べき靈の上の事などと思ふなどは、古書を能くも明らめざる説なり) 偕其幽事を天神本紀には幽神之事と作て、迦久禮多留迦微能許登と訓みたり、源氏帶木(二丁)に、忍び給ひける隠るへ事をさへ語り傳へけむ云々、と有る隠るへ事をば、隠れて人に知られまじき事なりと注せるも此の事を借て書る者なり、偕此隱の古言は迦久理なるが、其用例は先づ顯宗天皇二年御紀大御歌に、彌野磨我俱利底、彌曳孺哥謨阿羅牟と見えたる如く、中古より迦久禮と云を、古には然云る例は下に委しく書せるが如し、又中古の例は傳廿一に注せるが如く、帶木(三十六丁)に、然る可き隈には能くこそ隠行き給ふなれ、末摘花(六丁)に、少し折残りたる隱の方に立寄り給ふ、其陰に就て隠れ給へば、若菜上(七十五丁)に、此方は隠れの方にて唯氣近き程なるに、柏木(四十二丁)に、砂子薄き隱の方に蓬所得貌なり、總角(九十一丁)に、中納言は隠るへたる方に入給ひて、忍びて御在す、寄生(十七丁)に、北面などやうも隠れぞかし、又(二十五丁)隠れの方より寢殿へ渡り給ふ御後手を見送るに、東屋(十九丁)に、猶忍びて侍らひ給ひぬ可き隠れの方の候はゞ、甚も々々嬉しうなむ、又(二十丁)然らば彼西方に隠るへたる處爲出て、甚憤かしげなめれど、然ても過い給ふ可くは、手習(七丁)に、人騒がしからぬ隠れの方になむ伏せたりける、など有て隠

と隈と相通ふ言なりければ、古事記の此に於て百不足八十垺手一隱而侍と有る、即幽事を所知看し御在し坐すに當れり、侍とは右に注せるが如く物の側より伺ひ居る事にし在りければ、人の爲す所業の善惡に就て各治めさせ給ふ大御政御在し坐す謂なるにて、一條大閣御説に顯露之事人道也、幽冥之事神道也、猶晝夜陰陽、二而爲一人、爲惡於顯明之地、則帝皇誅之爲惡於幽冥之中、則鬼神罰之、爲善獲福、亦同之、神事則冥府之事、非祭祀牲幣之禮也、祭祀猶屬顯露事、と注させ給へるは誠に見徹し給へる御説にて、古來此に勝れるは無くなむ有りける、此等の事共は第二ノ一書に就て注す可き事にては在れども、言はでは得有らず思ゆる所なるを以て驚かし置くになむ、猶傳卅一に委しく云てむを此にて盡せる者と思ふ可からず、(右の御文は莊子庚桑楚に、爲不善乎顯明之中、人得而誅之、爲不善乎幽間之中者、鬼得而誅之、明乎人明乎鬼者、然後獨行と有るに依りて文を成させ給へる者なり、又千金翼方なる老子の語に、人生天地氣中、動作喘息皆應于天地、爲善爲惡、天皆鑒之、勿謂闇昧、鬼神報之、勿謂小語、鬼聞我聲、人爲陽善、人自報之、人爲陰善、鬼神報之、人爲陽惡、人自治之、人爲陰惡、鬼神治之、故天不欺人、示之以影、天不欺人、示之以響、此皆自然之符也、又抱朴子にも遲速皆受殃罰、天網雖疎終不漏也、不知天高聽卑、其後必受斯殃也、云何當下以此敝然、胸臆間乎、人自不能聞見神明、而神明之間見已之甚易也、此何異乎在紗幌之外、不能察軒房之内、肆其僂慢、謂人不可見已、此亦如竊鐘椽物、鏗然有聲、惡他人聞之、因自掩其耳者之類也、と云へる事の有などは、實に此の幽顯の事を注せるが如き者なりかし)○僕子等は、上にも僕子等二神、隨白、僕之不違と見え、須佐之男命之御所段にも、其矢羽者其鼠子等皆

喫也など有る、子等を皆記傳に古杼母とあり、明宮段大御歌に伊邪古杼母と詠せ給ひ、萬葉一(廿六丁)に、去來子等、早日本邊などに依られたる者なり、○百八十神は、記傳十四(四十六丁)に、毛々夜會賀微と訓べし、此大神の御子等百柱に餘りて猶數十柱坐しけるなる可し、書紀には大國主神其子凡有一百八十一神と見えたり、出雲風土記楯縫郡佐香郷條に百八十神等集ひ坐すと有は、只多くの神等と云ふ事なり、又雄略天皇十五年御紀に百八十種勝部、欽明天皇十三年御紀に天地社稷百八十神、推古天皇廿八年御紀に臣連伴造國造百八十部、皇極天皇元年御紀に百八十部曲など有り、此等百八十と云へる例なり」と云はれたり、此百八十神の事は次に注す可し、○神之御尾前は、記傳に神は天神御子に歸順ひ奉仕る諸神を汎て指て云へり、上の百八十神を指せる如くなれども、若し然らば其神之と有るべきに唯に神之と有は然には非ず、尾前は前後にて俗に跡先と云むが如し、後世の軍陣などにも先鋒後殿と云ふ事をば重き任と爲るが如く、此事代主神葉帥として諸神の前に立ち後に立て、天神御子を守護り奉仕らむとなり、天武天皇元年御紀に高市杜に坐事代主神と牟狹社に坐生靈神と二柱、高市縣主許梅に著りて、吾者立皇御孫命之前後、以送奉于不破而還焉、今且立官軍中守護之と詔給へる事をも思ひ合す可し、是に立皇御孫命之前後と有るに依らば、此の神之御尾前も即天神御子の前後かとも見ゆれども然には非ず、彼前後は事代主神と生靈神と二柱、前と後とに立ち給ふ由なる可し、(下略)と云れたり、但上に百八十神者と有るを承たる状に見ゆれば、爲其神之御尾前と見る可くや、然して此時の諾否の御答は父大神よりも先づ進みて事代主神仕奉らせ給ひけるに、建御名方神始は争がひ奉りしかども、後に歸順ひ仕奉れらし故に、二神より大國主神に汝心奈何と問ひ給ひけるに、僕子等二神隨白、僕之

不違と申させ給ひて、此の百八十神の如きは此より以前に亦我子有建御名方神、除此者無也と申させ給ひける群にて、同じ大國主神の御子とは申せども五柱の珍御子神の列には御在し坐さざる故に、事代主神其百八十神の御尾前と爲て御め仕奉れば背違ひ奉る神は非じにて、此には其歸順ふと否らざるの事に就て申させ給へるなりけり、此第二ノ一書に是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠款之至と有るは此の結とも云ふべき文なるを以て味はふ可き者ぞかし、(但右に八十萬神と云へば此とは別なるが如くなれども、此の百八十神は其御子等を云ひ、八十萬神とは御子等を始として凡ての從神を申せるなる事云ふも更なる者なり)然して此は其神の御尾前と爲て天神御子の御尾前に仕奉らしめ給ふと云ふ事なる證は、右の高市杜の事代主神牟狹社の生靈神天武天皇の前後に立たして不破に送奉らせ給へるにて灼き御事なるを、其皇御孫尊の近守神と爲て大御許近く御在し坐すべき御幽契の起はしも、出雲神賀詞に御孫命乃靜坐奉大倭國中天、己命和魂乎云々、己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備坐事代主命能御魂乎、宇奈提坐賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備坐事、皇孫命能近守神貢置天云々と有る、是其皇御孫尊の御尾前に爲て仕奉らせ給へる也、若て此後天神御子の天降らせ御在し坐しける時に、天八衢に參迎へ奉り給ひし猿田彦神と申すは、實は此事代主神にて渡らせ給へる御事、傳廿八、卅に説注せるが如し、是其尾前に仕奉らせ給へる始なり、然して神武天皇東征の御時にも此大神其御尾前と爲て仕奉らせ給ひけむと思ゆる事は、周防國賀茂、播磨國室津等の社傳に、賀茂大神をして其天皇と申傳へたるが上に、山城國鴨御祖神社に此天皇も御在し坐す事は鴨神饌記に見えたる事傳廿八に注るが如し、加之其天皇の太后は此神の御女姫踏躡五十鈴姫

命に渡らせ給ひ、其御子天日方奇日方命はしも此御世に申食國政大夫として仕奉られ、綏靖天皇の太后五十依姫命も此御女に坐して、顯には後政を祐け幽には其御尾前に仕奉り守らせ給へる御事御在し坐すが故也、其より後の御世の御事は姑く置て、桓武天皇の大御世に至て今の平安宮に初國所知食て百王不易の都と定めさせ御在し坐しけるに、已く其御幽契の渡らせ給ひて、神名式に謂ゆる山城國愛宕郡賀茂別雷神社(名神大、月次、相嘗新嘗)は事代主神に御在坐し、賀茂御祖神社二座(並名神大、月次、相嘗新嘗)は大己貴神玉依姫命御夫婦にて鎮り給ひ、葛野郡松尾神社二座は胸形中大神事代主神御母子にて渡らせ給ひ、近江國滋賀郡日吉神社(名神大)は大比叡神小比叡神と申して大己貴神事代主神御父子にて御在し坐して、皇宮を取圍めるが如く配分ちて神代より鎮り御在し坐して、此遷都の御舉を待奉らせ給へるが如く御在し坐す事、予一人常に靈しみ奇しみ奉る御事なり、大國主神の此に天神に聞え奉らせ給へる御事の天地の共動かせ御在し坐ざるなむ、仰ぎ奉るにも餘有りて言ふも意にも及び絶えたる御契には坐々ける(記傳に、此神後世まで神祇官の八神の列にも祭られ奉給ふも、全く天皇の大御身を守護奉り給ふ由縁なり云々と云れたるは、式に謂ゆる神祇官西院坐御巫祭神八座の中の辭代主神の御事なる可し、實に理に於て然も有りぬ可き事ながら、其神は天神に坐して別なる由は傳廿卷に注せるが如く、此は鎮魂に就て祭らせ給へる神に坐せば一に難爲し)○違神者非也は、悉に歸順ひ仕奉むとなり、記傳に、此は僕子等百八十神の中に一柱も違ひて背き奉るは非じなり、百八十神者と云を此に係て見るべし、非は不_レ有の意なり、此まで大國主神の白給へる語なり(下略)と有るが如し、然れば右にも注せるが如く此第一ノ一書に、於是經津主神、則還昇報告、時高皇產靈尊乃還遣二神、勅大

己貴神曰、今者聞汝所言、深有其理、故更條々而勅之と有るは、此大國主神の申させ給へる御言を持して天上に還昇らせ給ひて、皇祖天神の御處分をば伺ひ奉らせ給ひ、更に其大命を得奉らして還降らせ給ひ、此より其天神の行ひ下させ給へる大御政を奉行はせ給へるにて、其八十隈手に隠給へるは其事成就へる後の御事なるを、古事記に右の違神者非也より如_ニ此之白_一而於_ニ出雲國之多藝志之小濱_一造_ニ天之御舍_一云々の事に續けて、其二神の中に一度復命し給へる事を漏らされたり、然して此は少しく言の足らざる所の状なる、故に記傳に、如_ニ此之白_一而の下に、乃隱也故隨_レ白_一而の次に二神の天に還上らして天神の御處分を奉はり、又更に還降らして其大國主神の乞奉らせ給へるに任せて治め奉れる事の無くては叶はず、然して茲に隱坐せるなりければ、其間の文此に一枚計も古より脱て傳はらざる者なるにや、又は其二神の復命の御事は此には本より無くして、如_ニ此之白_一而は此之白賜比志如久而と訓て、次に其乞はせ給へる天の御舍を造る所へ移る文なる可し、下に此文を注すに就て云を見るべき者なり、然れば古事記の傳共に對へ致ふ可き料の物は唯此第二ノ一書のみぞ有ける、上に其條理を云へる事共を合せ見て曉る可き者なりかし(記傳に、此七字を補ふ所以は先づ此_ニ如之白_一而と云までは大國主神の上より云へる語、次に於出雲國之云々よりは轉りて天神御子の詔命以て此神を祭らしめ給ふ方より云へる語なり、凡て然此と彼との事の轉る際には必語の界限有る事なるに、此は本の任にては此間に其界限無きが故に、如_ニ此之白_一而於_ニ出雲國_一云々と、獻_ニ天之眞魚_一昨_一也と云るまで一續に成て、皆大國主神の爲給ふ事に成て理叶はざれば、如此之白而の下に必此より彼へ轉る界限無くては有るべからざればなり、依て即隱也の三字を加へて大國主神の上より云ふ語を極めて界限とは爲つ云々」と云はれたるは、此文に當りて實然る説ながら、其にても言の足らざる事にて右に云へる状ならでは調はず)

乃以平國時所杖之廣_一。授_ニ二神_一曰_ニ吾以此_一。卒有治功_一。天孫若用此_一。治國者必當平安。今我當於百不足之八十隈。將隱去矣。
(限、此云_ニ矩磨_一邊_一) 言訖遂隱。

此は所_レ造_ニ天下_一大神の今八十隈手に隠らし御在し坐さむと爲て、辭見の御言を奉らせ給へる件なり、右の古事記の文を擧げ第二ノ一書を以徴して注し奉るが如く、大己貴神より條々にして皇祖天神の御許に願奉らせ給へる御事三條御在し坐しき、其第一には天神御子には現事顯事を所知食しめ奉り、御自は神事幽事を治らせ給はむとなり、第二には其造宮の制を天神御子の天之御舍の如く爲させ給はる可き由を乞奉らせ給へる也、第三には天穗日命を以て其天日隅宮の祭祀を治させ賜はる可き由を乞奉らせ給へる也、此に經津主神武甕槌神の二柱、其言を持て天上に還昇らせ給ひ、皇祖天神の御前に奏させ給ひけるに、深く其理有りと所聞見て條々にして御命詔せさせ給ひけるを戴き持ち御在し坐して、一に其乞ふ所に依りて治趣させ御在し坐す由を宣ひ入れさせ給へけるに、天神勅教感_ニ勲_一如此、敢不_レ從_レ命乎と申して、其畏まりをなむ聞えさせ給へりければ、直に其大己貴神はしも隠れさせ給へる者の如く見ゆる物から、然は非

ざりけり、上に注せるが如く出雲風土記に天神より天日禰宮を仕奉る可き由の御命を令持て、諸部の神を天降らせ給へる趣の見えたるを以ても、其造宮の程は未隠れさせ御在し坐さざりし狀に見えたり、其慥なる證は同記に、意宇郡母理郷、郡家東西卅九里一百九十步、所造天下大神大穴持命越八國平賜坐、還坐時、來坐長江山而詔、我造坐而令國者、皇御孫平世所知依奉、但八雲立出雲國者我靜坐國、青垣山廻賜而玉珍置賜而守詔、故云文理(神龜三年改字母理)と有は、其國避の御契約御在し坐して後未避給はざりし前の事なりけり、其我造坐而令國者、皇御孫命平世所知依奉と云は、此上文に我怙之子既避去矣、故吾亦當避と見え、古事記に僕子等二神隨白、僕之不違、此葦原中國者隨命獻也と申させ給へる是に當り、次に但八雲立出雲國者我靜坐國云々は、同記の續きに、唯吾住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而云々治賜者と申して、其天之御舍を此國內にトさせ御在し坐す由にて其宮造の地を云ふなり、玉珍置賜而守詔は御靈を留置せ給ふ由なり、守は其記に僕者於百不足八十垆手隱而侍と申させ給へる侍は眞守にて、右の守と同じき由上に注るを讀て曉る可きなり、斯りければ其八十隈手に隠れ給ふより以前に右の如き御事共の御在し坐して、其間に姑く時有りける御事著明き者なりかし、(然れば右に謂ゆる天神より天降し給へる二神を始て、其諸部神は造宮の事を專任奉らせ御在し坐しける内に、大己貴神はしも越八國を言向させ給へり)と見るなむ宜しかる可かりける、上に注るが如く同記に、出雲郡美談郷云々、所造天下大神御子和加布都怒志命云々と所見たる其神は、經津主神の御子なりけむを、大己貴神の御子と爲させ給へる所由などぞ御在し坐しけむ、此を以ても二神と大己貴神との御交際は甚深き御事にこそと思ゆる事なり)然して此に乃以平國時所杖之廣矛授二

神曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安と有は、下に於是二神誅諸不順鬼神等と有る其料に進らせ給へるにて、第二ノ一書に乃薦岐神於二神曰、是當代我而奉從也と見えて、其下に故經津主神以岐神爲鄉導、周流削平、有逆命者即加斬戮、歸順者仍加褒美と有て、此二共に相對へる文なり、抑此廣矛はしも大倭神社注進狀に、傳聞八千戈神者、大己貴命以廣矛爲杖、令撥平豐葦原中國之邪鬼、是時大己貴命、號曰八千戈神(下略)と有て、即上章第六ノ一書に夫葦原中國者、本自荒茫、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順と有る、其時專用ひさせ給へりし兵器なり、然るを此國避の時に當りて奉らせ給へるは、右等の荒振神共はしも大己貴神の此廣矛にこそは摧伏られて從奉りては有りけれ、此大神の隠らし給へる後に背違ひ奉る事の有りなむには、天神御子の御勢と雖も容易く治めさせ給ひ難き御事にし在りければ、其事を危ぶみ奉らせ給ひて此廣矛をば奉らせ給へるにて、此即岐神の御靈を託させ給へる神物なるに、其神をも相副て薦めさせ給へる事上に已に注し奉るが如し、然るを昔より右の廣矛と岐神とを別事なりと見るが故に、上文に彼地多有熒火光神及蠅聲邪神、復有草木咸言語と見え、第一ノ一書に謂ゆる殘賊強暴橫惡之神をば如何にして事向させ給へる者とも知れる人無かりしを、唯記傳十三(九丁)に、此時葦原中國は猶如此荒振神多くして未不平るは黄泉の汗穢の餘波有るが故なり(取意)と云れしは然る説にて、此に大己貴神の岐神を薦め奉らせ給へるは、其神をして馭め奉らせ給ふ可き神策に御在し坐して、即廣矛を奉らせ給へる所以此に因りて著明くなむ有ければ、實に鈴屋大人の恩賜と云ふべき者なりかし、(即ち是道饗祭の起なる由は已に傳八卷に委しく注せるを合せ讀て曉る可き者なり、若て此矛其八十戈神の神體たりと雖

も、其持主たる所以にて岐神の御靈の相副し御在し坐す事右の證にて知るべし。若て其大己貴神より天神御子に奉らせ給へるは、右の廣矛のみならず鏡と瓊との二種をも奉らせ給へる御事にて、天照太神より彼御天降の御時に鏡瓊の三種を天璽と爲て奉らせ給へるに少かも異らせ給ふ所なむ御在し坐さざりける、出雲神賀詞に、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐奉大倭國中^天、己命和魂乎八咫鏡爾取託^天、倭大物主櫛玉命^命乎稱^天、大御和乃神奈備爾坐云々、皇孫命能近守神壹置^天云々と見えたる、是鏡を奉らせ給へるなり、然して此第一ノ一書に即躬披^瑞之八坂瓊^而長隱者矣と見えたる、其披ノ字を被に作れる本有るが、被ノ字にては負^{オヒ}而の義にて其瓊を持去給へる事と成り、披ノ字と爲る時は置^{オキ}而にて其瓊を遣し留めさせ給へる御事と成れるなり、今何れに依べしと云ふに、披ノ字の方其正しきを得たる可く思ゆるは、傳廿七にも注るが如く大倭神社進狀に、傳聞倭大國魂神者、大己貴神之荒魂、與和魂^戮力一心、經營天下之地、建^得大造之績、在^大倭豐秋津國、守^國家、因以號曰倭大國魂神、亦曰^大地主神、以^八尺瓊爲^神體、奉^齋焉と所見たる、是其時に置かせ給へるならむと思ゆるは、崇神天皇六年御紀に、先是天照太神倭大國魂二神、並^祭於天皇大殿之内と見えて、天璽と共に傳はらせ給へるは、其置せ給へりし瑞八尺瓊に非ずして何か云てまし、借出雲神賀詞に其大神の鎮り坐し、後に、是爾親神魯伎神魯美乃命宜久、汝天穗比命^天皇命^能手長大御世乎堅磐爾常磐爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波爾奉^仰賜^志次乃隨爾、神乃禮自利臣^能禮自^登、御禱乃神寶^良久奏、白玉能大御白髮坐、赤玉能御阿加良毗坐、青玉能水江玉乃行相爾、明御神^大八島國所知食天皇命^能、手長大御世乎、御橫刀廣爾誅^堅米云々、麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志^天見行事^能已登久、明御神^大八島國乎、天地日月等共爾安久平久知行^事能

志太米止、御禱神寶乎擊持^氏、神禮自利臣禮自^登、恐爾恐爾^毛天津次能神賀吉詞白賜^久奏、と見えたる神乃禮自利と云は、大己貴神の國避の御時に奉置かせ給へる禮實の物なるを、天穗日命の取傳へて天神御子に奉らせ給へる例を逐ひて歴朝に必奉る習と成れるに就て、其天津次の隨に物爲る由なるを以て、此を臣^能禮自と云て、實は今は其大己貴神より奉らせ給ふ意味なり、然して其鏡は大己貴神の自鎮めさせ給ひ、天上に持上れるは矛と玉との二種なるにて、古語拾遺に鏡劍を天降し給へる所に、矛玉自從と有は是なる由、下に注るが如し、借其神賀の時々後に所以有りて奉れる物も有れども、右に擧ぐる所は即玉と劍と鏡の三種のみなり、然して其白玉赤玉青玉は緒に連ねたる狀にて右に謂ゆる瑞八尺瓊を象とれるなり、御橫刀廣爾誅^堅米と云ふは、右の廣矛に比^ナらへつ可し、麻蘇比乃大御鏡は右に謂ゆる八咫鏡の御事なるが、此と其と事の打合へるを以て、此時に大己貴神の奉らせ給へるなむ、此三種なりけると照し應せて曉る可き者なりかし、(彼天神御子に授奉らせ給へる天璽は申すも更なり、古は右の三種を以て禮實と爲る事にて、景行天皇十二年御紀に神夏磯姬が其徒衆を帥て歸順ふ所に、則拔^磯津山賢木^以、上枝挂^八握劍、中枝挂^八咫鏡、下枝挂^八尺瓊と見え、仲哀天皇八年御紀に、岡縣主祖熊鯨、聞^天皇車駕、豫拔^取百枝賢木^以、立^九尋船之舳^而、上枝挂^白銅鏡、中枝挂^十握劍、下枝挂^八尺瓊と云ひ、次に又筑紫伊觀縣主祖五十迹手、聞^天皇之行、拔^取五百枝賢木^以、立^于船之舳^而、上枝挂^八尺瓊、中枝挂^白銅鏡、下枝挂^十握劍と有て、其賀詞に、天皇如^八尺瓊之勾^以曲妙御宇且如^白銅鏡、以分明看^行山川海原、乃提^是十握劍、平^天下^矣と見えたる、即上代の禮實是なり)若て此に今我當^於百不足之八十限、將^隱去^矣、言訖遂隱と有るを、大倭神社進狀に引るには、今我當^於百不足之八十限、

將隱去矣、言訖、即躬披瑞之八坂瓊而長隱、常世鄉矣と所見たるは、當昔然る古本の有るを以て引ける者なる可くして、大己貴神の御行方を如此く傳へたるは、此時八百丹杵築宮に現身ながら隠れさせ御在し坐せる其上の事を明らかめ奉る傳は、右に勝れるは非る事上に注るが如し、偕此時には大己貴神を始め奉り大后須勢理毘賣命其御子神等にも各其鎮まり御在し坐すべき神宮を定めさせ給へるにて、皆此御時に在て即神賀詞に、大八島國現事顯事令事避支、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐幸大倭國申天、己命和魂乎云々、己命乃御子阿遲須伎高彥根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐、事代主命能御魂乎宇奈提爾坐、賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天、皇孫命能近守神登實置天、八百丹杵築宮爾靜坐支と有て、右の八十隈に隱坐と有るぞ、此大神の杵築宮に鎮まり坐せるにて、其常世郷と云へるなむ其後の御所在には在りける、其時に和魂神は更なり御子神等も皆其社々に御靈を留めさせ御在し坐して、共に現身を隠させ給へりと申すにて、唯其御體の見えさせ給はず御在し坐し成ぬるのみこそ有けれ、黄泉國に罷らせ給へるにも非らず、又神去坐し、などには本より非ざる可き事申すも更なる御事なりかし、此時宗像大神の隠らし御在し坐し、御事は傳十三に注し奉れるを、猶此に大神の八百丹杵築宮に鎮り御在し坐せるに就ての御政は下に注す可きを、此は其序次を因に云へるのみなり、(例の各其所に就て云ふべき事共には有れども、入組みて甚々混ひ易き事なるが故に、再三に如此く云へるを少縁に思慢る事勿れとぞ) ○乃の上に大己貴神の四字有りけむも知るべからず、大倭神社注進狀に引るには大己貴命即と見えたり、○平國時は、上章第六、一書に初大己貴神之平國也云々と有り、其時の御事を宣へるなり、是時國作よりは以前に在る事傳廿八に委しく注し奉るが如し、○所杖之は、都祁理斯と訓む事習なり、此御事を注

進狀に以廣矛爲杖と所見たれば、古は矛をば御杖の如くして杖歩かせ給へるなりけり、神功皇后元年御紀に即以皇后所杖矛、樹於新羅王門爲後葉之印、故其矛今猶樹于新羅王之門也と有も、其矛を杖歩かせ御在し坐しける例證なり、然して傳四の國中之柱の下に注せるが如く、私記に古説云、天神所賜瓊矛、既探得磯馭盧島畢、即以其矛衝立此島爲國柱也、即其矛化爲小山也と見えたるに、出雲風土記國引文に、今者國引訖詔而、意字杜爾御杖衝立而意惠詔、故云意字と有て、細書に所謂意字杜者郡家東北邊田中在、是也、圍八步許、其上有木、以茂と有も御矛と聞ゆるが、此には御杖と有り、但其物名と成れるは矛は富許、杖は都惠にて別なれども、其杖歩く狀の同じきに依て杖とも云ふにこそ有りけれ、其物の等しからざる事本より云ふまでも非ざる事なり、古事記日代宮段に、衝御杖稍歩、故號其地謂杖衝坂也、萬葉三(四十六丁)に、杖策毛、不衝毛去而、十三(廿七丁)に、杖衝毛、不衝毛吾者、行目友などは、杖に衝と云ふなり、(凡て附と云ひ盡と云ひ突と云ひ築と云ひ吐と云ふなど、何れも物に當る意なれば、矛杖などに云ふも土に著くるを云るにて同じきなり) ○廣矛と云ふは、尋矛の義なる可し、古語拾遺には此に仍以平國矛と有て廣字無し、偕此は先づ上代に八尋矛と云ふ物有る、此より説明らむ可きなり、出雲風土記島根郡生馬郷條に神魂命御子八尋鋒長依日子命と申す神名有り、此は八尋鋒は發語にして長依と云はむ料なるが、萬葉二(四十丁)に、奈用竹乃、騰遠依子等者、三(四十五丁)に、名湯竹乃、十緣皇子と詠るに等しく、鋒にての柄の長きは末は撻み寄る物なるを思ひ合す可し、又古事記日代宮段倭建命を東征に發遣しめ給ふ所に、給比々羅木之八尋矛と有り、此御事を倭姬命世記に卷向日代宮御宇、日本建尊比々羅木乃以八尋鋒根、天奉獻皇太

神宮^一、即倭姫皇女、彼鋒根^二、納^三緋囊^四、天、皇太神乃貴財止爲^五天、八尋機殿(圓方機殿是也)隱^六狀^七、爲^八皇太神御靈^九、且奉^{一〇}崇祭^{一一}、と所見たり、播磨風土記に神功皇后韓征の御爲に下らせ御在し座す時の神託に、比々良木八尋梓根底不附國と見えたり、右等の事共を擧て記傳廿七(三十九丁)に、續紀二に大寶二年正月己朔丙子、造宮職獻^{一二}杜谷樹長八尋^{一三}(俗曰^{一四}比比良木)四月丁未、從七位下秦忌寸廣庭、獻^{一五}杜谷樹八尋梓根^{一六}、遣^{一七}使者奉^{一八}于伊勢太神宮^{一九}と見えたり、借上代の矛は鋒刃有る物のみに非ず木の根なるも有りし、此比々羅木の矛も然なり、若し鋒刃有て其柄の比々羅木ならむには、柄の材の名を矛名に負ふべき由無きを思へ、續紀十八に梓削と云ふ工も見えたり、此も柄を削る者ならば梓柄削とこそ云ふべけれ、柄と云はで唯梓削と云へるは木の梓なればなり、又古書共に鋒ノ字を多く木偏に易へて梓と書けるも木矛多在りし故と思はる、梓ノ字には富許の義は無し、富許には此方にて用ふる字なり、漢國にても槍戈など云ふは刃は無くして木以て作れる物なり、然れば古の木矛は今世に梓と云ふ物の類なりけむ、但鋒刃の有るも木の限なるも種々有りつと思しくて、廣矛など云ふ名も見えたり、近世に夜理と云ふ物も即矛なり、八尋とは其長き由なり(取意)と云はれたり、其木梓の事は傳十七に注るが如く、舒明天皇前御紀に謂ゆる殿矛此云伊箇之保虛^{二〇}と有は、忌櫃矛と云ふ事にて、其も今世の梓なる事其中を執りて本末を傾けざる譬と爲るを以て知るべく、又鎮魂歌に本は金鋒、末は木梓と云ふ事などの有を以て證す可きなり、右の如く比々羅木と云ふは其杜谷樹を以て造れる木矛なる事云ふも更なるが、此の廣矛は本より金鋒なる事次に注せるを見て曉る可し、(右の播磨風土記に謂ゆる比々良木八尋梓根底不附國と云ふは、金鋒はしも杖の如く衝く物なるに、八尋梓は殿矛と同じく木梓なりければ、中執持て本末を傾けざる謂なるが如くして、鎗などを提ぐるが如く持つ事なる故に底不附と云ふ發語に置ける物なり、是杜谷樹以て作成せる梓なる證なり)借廣矛をば尋矛なりと云ふは、傳十七、廿一及び上に注るが如く、上代の事物器械共に其身の度を以て造る事なりしにて、八咫鏡の八咫は彌咫にて、私記に一手之廣四寸、兩手相加正是八寸也と有が如くなる可く、八尺瓊と云ふは身丈を一丈に取て其を十に割たるを一尺と云へるを、八尺に續けたる瓊の謂なる可く、八握紐九握紐十握紐と云ふ握は、四指を横たへて掬む量にて、其を重ねて八掬み九掬み十掬みにて身の長さを云へる者なり、此を以て大己貴神の御長に比べ作らせ給へる一尋矛ならむとは思成し奉るなり、借矛にても杖にても其身の長に則りて造る物なるが故に、丈尺の一丈も此に起れるが故に、萬葉十三(三十四丁)に、杖不足、八尺之嘆なども詠る事なり、又彼八洲起元章第一ノ一書に謂ゆる化作八尋之殿と申すなども、上古の屋は其家長の身を量りて建てさせ給ふ例にて、此も彌尋にて大御身の尋を以て定めさせ給へる大殿なり、然して又化^{二一}堅天柱^{二二}と有る其天柱は、傳五に注せる如く陰陽本紀に、則以^{二三}天瓊矛^{二四}指^{二五}立於磯馭盧島之上^{二六}、以爲^{二七}國中^{二八}之天柱^{二九}也と有て、私記の古説も右に同じきを、其八尋之殿の天柱即天瓊矛なる時は其も即鋒刃の著たる八尋矛なりしなりけり、此御柱の御事を心御柱とも彌柱とも天御柱とも天御量柱なども云ふ御量は、大御身の度を以て幾尋と量り立つる古法と所見たりければ、八尋之殿には八尋之柱を建てさせ給ふ可き御事なり、然れば此二柱神の住ませ給ひ御在し坐すのみの宮にし在りければ、高廣共に八尋にて二尋なる謂と見えたり、此を以て見れば二柱御祖神の杖せ給へりしは二尋有る矛、此に大己貴神の杖せ給へりしは一尋有る矛なりし御事此を以て知らる、然れば上代の矛の制は御身の長を量りて用ひさせ給へりし故に、此

を一丈として凡ての物を量る器にも用ひさせ給へりしが、柱と爲ても猶物を量る器の如く萬を此に指當がふ事なりし故に御量柱と云ふ稱は有るなりけり、(但此の廣矛は一尋の矛なりし故に柱に用ふる限には非ざるを、今は彼天柱の御事に就て云へるなり、因云、桂譽重説に右の比々羅木之八尋矛は、記傳の説の如き録又無き木矛なりしなる可し、然るに廣矛の柄も其木を用ひたりし者ならむが、其は今世俗に用ふる算盤の粒に限りて杜谷樹を用ふるは、矛は師説の如く身を以て量作れる物なるが、其矛出來りては矛を以て物を量る事なりし名殘有て、數量を度る器にも其木を用ふる事ならむと云るは實に然る言なり) ○授二神一曰は、注進狀には獻皇孫一曰と有り、其如くにて實には天神御子に獻らせ給ふなれども、經津主神武甕槌神より傳進らせ給ふ故に、此には授二神一曰と有て共に一の傳なりしなる可し、○卒は、都比爾なり、良海本平に作るは誤なり、○有治功の治功を、諸本及天神本紀なる共に許登那世流許登と訓るを、金澤本及古語拾遺に同文有には、那世流許登と訓り、例を稽ふるに垂仁天皇五年御紀に天皇枕皇太后而晝寢、於皇太后既無成事而空思之、兄玉所謀適是時也、(中略)成兄志者適過、是時不勞以成功乎と有る成事、又成功共に釋秘訓に據るに、許登袁登宜多麻布と訓べき所なるが、又許登袁那斯多麻布とも訓て違はざる所なり、然るは神功皇后元年御紀に、於是皇后祈之曰、朕西欲求財國、若有成事者河魚飲鉤云々と見え、又其下に因以謂群臣一曰、夫興師動衆、國之大事、安危成敗必在於斯、今有所征伐、以事付群臣、若事不成者(中略)若事就者、群臣共有功、事不就者、吾獨有罪と有る成事は、許登那須なり、事就は許登那流なり、此二紀に成事の字を一には事を成遂ぐる義に訓み、一には事の成就ふ義に訓る、共に其成功を云へるにて、此の治功も字こそは異なりけれ、言

も義も一なりければ、猶本の任に許登那世流許登とぞ訓べきなる、同じ言ながら萬葉四卷十七丁に、彼所毛加、人之吾乎事將成、七卷三十丁に、上取著者、事將成鴨、又三十二丁に、引者香人之、吾乎事將成、又三十七丁に、曾許登香人之、吾乎言將成、十四卷十九丁に、安良蘇比可彌氏、安乎許登奈須奈、など有る事は借字にて言なり、即言を成すにて佗より噂を爲るを云ふ、然れば此の治功の訓とは等しからず)故此治功は此大神の御功業を畢に成終させ御在し坐しける御事を申させ給へるにて、瑞珠盟約章に是後伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷と有る神功にて、次には亦曰伊弉諾尊功既至矣、徳亦大矣、と有る功徳是なり、即ち其神功と云は次に云る如く修理固成の大業を申せるなり、若て此に吾以此矛卒有治功と申させ給へるは、大倭神社注進狀に、傳聞八千弋神者、大己貴命、以廣矛爲杖、令撥平豐葦原中國之邪鬼、是時大己貴命、號曰八千弋神と有て、即傳廿七に注るが如く大神の御稜威と此矛の威靈とに依て荒振る邪鬼を追撥はせ給へる御勢の、實に八千々の戈を杖歩かせ御在し坐して、其向はせ給ふ所悉くに摧伏させ給はざる所なむ御在し坐さざりしかば、其平國坐し時の御名を稱へて八千弋神とは稱奉れるなり、然して上章第六の一書に自後國中所未成者、大己貴神獨能巡造、遂到出雲國、乃興言曰、夫葦原中國、本自荒茫、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、遂因言、今理此國、唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有此乎と宣へる計に功成し坐せれば、其御事を含ませられて吾以此矛卒有治功と申して、裏には天神御子此矛を以て荒振神等を摧伏させ御在し坐して、功成し御在し坐して國土を治めさせ給ふ可き由を懇到に傳へ奏させ給へるにぞ有ける、是即道饗祭の起元なる事傳八及び上に委しく注せるが如し、(然るに纂疏に、平國廣矛乃勇智之表、廣大也、以此矛卒有

治功、此一句、王法成立之本也、人各以其此智予而不_レ知_レ用_レ之之術、若能_レ用_レ之於天下、則萬物得_レ其所、而無爲之化可_レ致焉、故曰、天孫用_レ此_レ予_レ治_レ國、必當_レ平安_レと注させ給へれども、然る比喩の所には非ざるなり、天孫注進狀に引るには皇孫に作れり ○用_レ此_レ予_レとは、此廣矛を用ひさせ給はむ術を聞え奉らせ給へるなり、古事記に須佐之男大神の大穴牟遲神を呼ばせ給ひて、其汝所持之生大刀弓矢以而、汝庶兄弟者追_レ伏坂之御尾、亦追_レ撥河之瀬_レ而、意禮爲_レ大國主神、亦爲_レ宇都志國玉神_レ而云々と、詔給へる事の御在し坐すは、其生大刀生弓矢を賜ふに就て其用を教へ聞えさせ給へる也、此も大己貴神の廣矛を杖歩かせ御在し坐して、葦原中國の邪鬼を撥平させ御在し坐して、八千戈神とも御名に負せるが如く功成し給へるが如く、天神御子にも先づ此矛を用て不順はぬ荒振神等を事向させ御在し坐すを専務と爲させ御在し坐して、國土人民を治めさせ給ふ可き由を聞え奉らせ給へるなり、此に大己貴神の隠れ給へる後に、於是二神誅_レ諸不順鬼神等_レと云は、世は已に顯世と成れる上は、二神の諸不順鬼神等を誅なはせ給へるも天神御子の御子に代りて其廣矛を以て國土を平けさせ給へるにぞ有ける、(仲哀天皇八年御紀伊觀縣主祖五十迹手が瓊鏡劍を奉りて祝申せる中に、乃提_レ十握劍_レ平_レ天下_レ矣と有る提も、此の用と同じきか、其平_レ天下_レと云は劍を用ひさせ給ふ可き用を云へり) ○治_レ國者は、國袁々佐米給波婆と訓り、古語拾遺古本の訓には國袁斯良佐婆と有るに従ふ可し、萬葉二(廿八丁)に、高光、我日皇子乃、萬代爾、國所知麻之、島宮婆母、十九(四十二丁)に、青丹余志、奈良能京師爾、萬代爾、國所知等、又(四十四丁)天爾波母、五百都綱波布、萬代爾、國所知等、五百都都奈波布、など有るは此に能く合へり、偕此治國と云ふは少縁の事には非ずなむ有ける、然るは八洲起元章第一、一書に、天神謂_レ

伊非諾尊伊非冉尊曰、有_レ豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜_レ汝往循_レ之と有るは、四神出生章に謂ゆる君_レ臨宇宙、又其第一、一書に汝治_レ此國、第六、一書に可_レ以治_レ天下_レ也と有るなどに相應く文にて、右の循も治も斯良須と訓む所なり、然るに古事記には於是天神諸命以詔_レ伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修_レ理_レ固_レ成是多陀用幣流之國、賜_レ天沼矛_レ而事依賜也と所見て、右の循の一言を修理固成と詔別させ給へり、其修は利用厚生_レの事に係りて神事に對ひたる現事是なり、理は仁義忠孝の事に係りて幽事に對ひたる顯事是なり、固は固く執り成て成は務むる謂にて、掛まくも恐き天神御子の天下に君臨して食國所知食す大御業を始奉りて、凡天下國土に生とし活る人皆の身上に於て、一日片時も離る可からざる大道是にて、天神より天瓊戈を賜ひて二柱御祖神に事依し授け奉らせ御在し坐ける御旨も、大己貴神より廣戈を獻らせ給ひて天神御子に現事顯事を事避り仕奉らせ給へるも同一致の如くなむ有ける、委しくは傳冊に注す可し、此は甚々妙に奇しき深き理の御在し坐す御事とこそ甚可畏く思成し奉らるゝ業なりけれ、然れば此を以て右に有_レ治功_レと申させ給へるも其平國の御事のみに限らず、其神の現人神と御在し坐して天下を經營らせ御在し坐して、國土の現事顯事を所知食し御在し坐しける其御成功を申し奉る御事なるを知るべし) ○必當_レ平安_レは、私記に當_レ平安_レを太比良介々牟と有り、金澤本も右に同じきを、官本以下拾遺の古本等に至るまで佐伎久麻斯麻佐牟と訓み、傳冊に注るが如く寶鏡開始章第三、一書に、可_レ平安_レを佐伎久麻斯麻世とも訓る例有れば官本の訓に従ひつ、此第一、一書には當_レ遭_レ害_レに對へて當_レ無恙_レと有を以て其表裏の義を思分くべき也、偕此祝禱の言を奉らせ給へるは、此廣矛を用て國を治めさせ給へらむには必幸く御在し坐すべき由を稱へ奉らせ御在し坐ける御事申すも更なるが、此廣矛に御靈を託奉ら

せ給ひて皇基を守護奉らせ御在し坐さむと也、大倭神社注進狀に、此矛亦上古在天皇大殿之内、其藏齋爲八千戈神之御體と見えて、齋藏の内に收齋かせ御在し坐せる由なるは、此時に二神の事畢て天上に復命させ給ひける時に皇祖天神の御許に奉らせ給へりけむを、天神御子の天降らせ御在し坐しける御時の天璽に副へて賜はせたりと見ゆ、古語拾遺に右の廣矛の事を云て、下に即以八咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫、永爲天璽(所謂神璽之劍鏡是也)矛玉自從と有るに、八坂瓊之五百箇御統を除きて二種神寶と爲るは齋部氏の私説なるが、其は矛玉自從と云ふ古説の有りけるに依て、玉をば其と心得て私に削れる者なりと思ゆ、右に矛玉と云ふは大己貴神の此獻らせ給へりし平國之廣矛と、第二一書に謂ゆる披瑞之八坂瓊と有る玉との二にて、此は天璽とは別なるが故に矛玉自從と云分てる傳なりつらむを僥に改易つる者なる可し、然るは崇神天皇六年御紀に、先是天照太神大倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之内と見えたる、是即天璽に並て矛玉を古より持齋かせ給へる證なるにて、大倭神社注進狀に倭大國魂神者(中略)以八尺瓊爲神體奉齋焉と有る玉と、此に謂ゆる八千戈神の神體の廣矛との二なる事合せ讀て曉る可きなり、然して其社は大國魂神に坐して、相殿神二座は八千戈神御歲神の二柱にて渡らせ給へるが、始より三神の御靈形共に一に御在し坐し、御事今更に辨ふるまでも非ざる可し、此御社の御事又廣矛を神體と爲て齋奉る八千戈神の亦名を兵主神とも申し奉る由は、傳廿八に委しく注し奉れば今云ふ限に非ず、偕此注進狀を上りしは六條天皇仁安二丁亥年二月十三日なるに、右の廣矛は當社に御在し坐せる趣なり、然るに中右記に永久六年六月軒廊御卜、是大和國大和社、去二月九日戌刻俄有火、寶殿三字并御正體燒亡也と有るは不審しき事なり、燒亡せ無からむには其事を必記す可

きに、然らざるは御正體の御箱などなりけむを字の脱たりけるにこそ、偕今下總國香取神宮の寶殿に此廣矛の正しく御在し坐すなるは其後の亂世に私に迎へ奉れるにや、予去年萬延元年六月に詣で奉りて神主に聞くに、三所の御體を一に爲て納め奉る御箱有るを、中に玉を納め奉れる由云傳ふと云へり、御歲神の御體は其中に御在し坐も爲べけれども、御箱の狀を聞くに廣矛などの納まらせ給ふとは思めかしからざりければ、甚悲しくて姑は涙さへぞ止まらざりけるを、假令何なる由にて勸請りたるにも在れ、香取神宮に御在し坐せらむには本より此經津主神に授けさせ給へりし所由も有れば、我大君の同じ食國の中に御在し坐だに爲給へらむには斯計の幸は非じかすと、密に尊く辱く成て思ひ直して止める事にて有き、(又彼石上神宮に御在し坐す御靈の御劍はしも今鹿島神宮に御在し坐す由なるも、其と此と同じ狀なる可し、予一度思へらく、大和社の廣矛石上社の御靈共に天神御子の近守として各本社に御在し坐すべき御事なるに、如此く香取鹿島の兩神宮に鎮まらせ御在し坐す御事と成りぬるは、天壓神とも聞えさせ御在し坐しける大御稜威の然なむ衰へさせ御在し坐して、鎌倉以來武臣に世を奪はれさせ給へる者の如く成らせ御在し坐せる兆なるにこそと思ひしは甚小き心なりけり、後世に至て外蕃の中に勢の大なる者は大荒東に在て、此八九年以來其醜虜の爲に東陸の國々の危き事少縁ならざるを見て、神代に香取鹿島兩大神の此東國に神靈を留めさせ給へりし幽契の今日に微有を以て見れば、其御力を合せさせ給ひて、皇御孫尊の大御食國を寸地も犯さしめ給ふまじき御守の爲に、神の御心として御在し坐したるにも有べし、左右に神の御心計り世に測り難き者は非ずてなむ)○百不足之は、私記に毛毛太良須と有り、此を古事記には百不足と有て之、字無し、私記に百不足者欲言八十之發語也と有が如し、即十足

百足千足百千足など、物の満足へる意に云ふとは其反なりと知るべし、仁德天皇三十年御紀皇后御歌に、毛々多羅備
柳素磨能紀破と有をも、釋に百不足也、欲言八十之發語也と見えたり、萬葉三(四十七丁)に、百不足、八十隅
坂爾、十六(十三丁)に、百不足、八十乃爾爾と有をも、冠辭考に百に足らぬ八十と續くのみにて、三(四十五丁)に、百
傳、磐余池、七(四十丁)に、百傳、八十之島廻乎、九(十三丁)に、百傳之、八十之島廻乎など云に似たる語なり
(補意)と云れき、又一(廿二丁)に、百不足、五十日太爾作、十三(二丁)に、百不足、三十槻枝丹、又(十五丁)に、
百不足、山田道乎と有て、五十とも三十とも八とも續けたり、考に三十槻は五十槻を誤れる由に云れたるは然る事
ながら、元曆本に三十を卅と作れば古く誤れるか、本より立並べる數を云るか、何れにしても百より以下の事には
百不足幾箇と續け云べき語の狀なり、(十足は上に注せる古事記の登陀流を、出雲風土記に十足と作る是なり、百足は
其朝倉宮段三重姦が歌に、毛々陀流、都紀賀延波と見え、千足は神武天皇三十一年御紀に、細戈千足國の稱有り、百千足
は應神天皇六年御紀大御歌に、茂々智儻、夜珥波母彌喻と歌はせ給へる是なり、此例を以て百不足と云は百數に充
すと云ふ義なるを思ふ可し)○八十限は、下に限此云距磨邊と注され、私記には也會久萬耳爾と有り、古事記には八
十堀乎に作れり、即海宮遊行章第四、一書に海陸相通はざる境を八重之限と有など此に同じ、記傳十四(四十三丁)
に、矩磨邊の邊ノ字を邊の假字と爲て訓は非なり、傳の假字なり、然して手は道なり、萬葉に多く道之永手と詠ると
道之長乳齒神と申す御名とを合せて永手は永道なる事を知り、又堀手も限道なる事を曉る可し、萬葉一(廿九丁)に
川限之、八十阿不落、二(十九丁)に、此道之、八十限每、十三(七丁)に、道前、八十阿每なども見ゆ、又三(四十

七丁)に、百不足、八十隅坂爾、手向爲者、過去人爾、蓋相牟鴨と有る限路の誤なりと師は云れし、信に然ぞ有らむ
(取要)と云れたり、但隅坂は字の任に久麻佐加と訓べし、其二(廿六丁)に、作日之限回乎と有る限回は久麻和
と訓む所なるを思ふ可し、又二十(廿二丁)に、毛母久麻能、美知波紀爾志乎、麻多佐良爾、夜蘇志麻須義耳、和
加例加由加牟と有る百限も、八十限と同じくして、道の限を多く經る間を云へり、倍其久麻の言は傳廿一に注せるが
如く隠りかなる由なるが、矩磨邊と云ふ時は限道にて、又其一(十三丁)に、山際、伊隱萬代、道限、伊積流萬代爾、
又(十五丁)限毛不落、思乍叙來 其山道乎、二(十五丁)に、追及武、道之阿回爾、標結吾勢、五(廿八丁)に、玉
梓乃、道乃久麻尾爾、六(十八丁)に、許伎多武流、浦乃盡、往隱、島乃崎々、限毛不置、憶會吾來など有て、道の曲
れる所を云へれば、八十限道を八十道限と心得てむに僻事ならじかし、倍上に注せる古事記に唯僕往所者云々而治賜
者と有は、其住所を乞求めさせ給ふ所なり、然るに其宮に住み給ふ可き神を申させ給はずして、僕者於百不足八十堀
手隱而侍と申し給へる續きを以て思ふに、此は其下に造天之御舍と有る宮に潜まり鎮らせ給ふ事を譬へ申させ
給へるなりけり、八十限有る道を経行く時は其形の見えず成行くが如くに、現身を幽して其天日隅宮に鎮り侍らはせ給
はむと云ふ事なるを、若し然らずと爲ば其乞求めさせ給へる宮を除きて、別なる所に隱り侍はらむと申させ給ふ可き謂
れ無き事と知るべし(紀傳に、八十堀手は八十と多くの限々を経行て甚遠き處と云るにて、其心ざし給ふ處は即黃泉
國なり云々、事代主神の海底に隱れ給ふも其とは云はざれども、同じく黃泉國に隱れ給ふ者なり)と云はれしは、上
より此に續きたる意を深くも考へられずして、別なる境に御在し坐しぬる者と思ひ成されたりし誤なり、釋に百不足